伝統環境保存条例制定50周年記念

金沢 景観 五十年のあゆみ

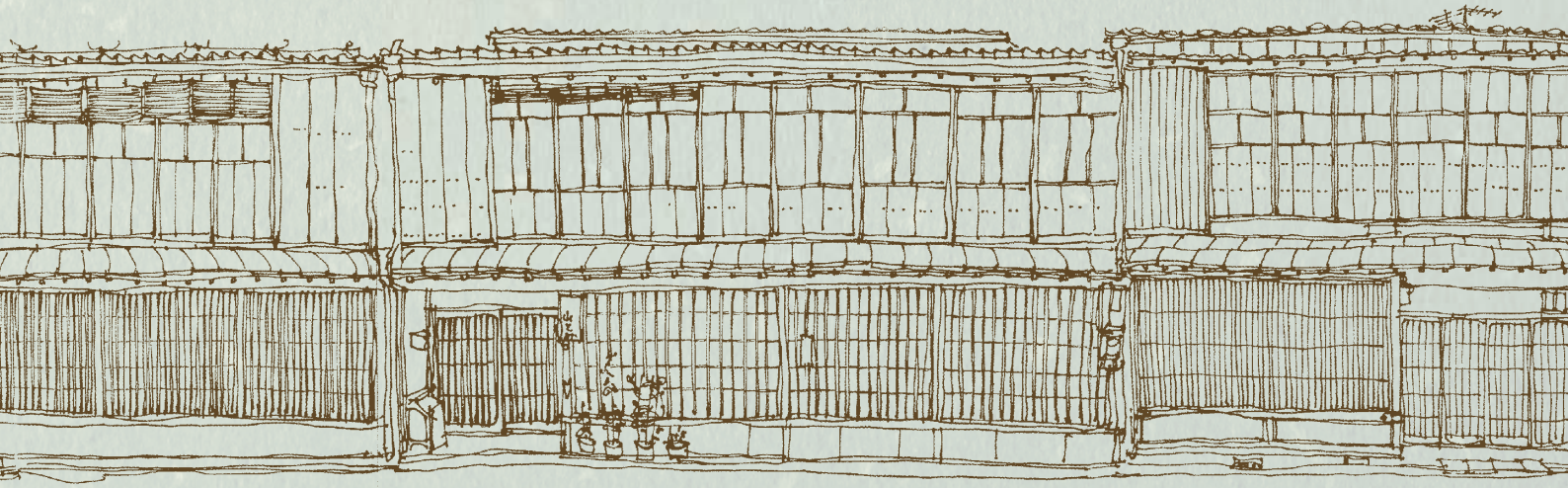

金沢 景観

五十年の あゆみ

はじめに

金沢の個性である美しい景観は、卯辰山・小立野台地・寺町台地および、犀川・浅野川からなる起伏に富んだ地形や、緑豊かな自然、そして藩政時代から受け継がれた歴史的なまちなみなどが、織り重なって醸成されております。

こうした景観を守り育てるため、本市は昭和43年(1968)に、全国に先駆けて「伝統環境保存条例」を制定するとともに、数多くの独自条例を制定し、その実践を通して景観の保全に全力で取り組んでまいりました。

本誌は、金沢市が景観保全の取り組みを始めて50年目を迎えたことを記念し、金沢の景観のあゆみを取りまとめたものであります。本誌によって、景観施策の必要性が改めて多くの方々に理解され、これから50年、100年先を見据えた金沢の美しい景観の保全・創出に向けた取り組みの一助となればと思います。

近年、国内外からの多くの方々が金沢を訪れるようになり、まちが活気を呈しておりますが、来訪者が抱く金沢の第一印象も、まさに金沢の美しい景観にあるのではないかと存じます。今後も、市民の協力のもと、美しい景観まちづくりを積極的に推進し、金沢をさらに美しく快適なまちに育て、後代に継承していきたいと思います。

最後に、本誌の発刊にあたり、ご協力を頂いた関係各位の皆様方に対しまして、厚くお礼申し上げます。

平成30年７月

金沢市長　山　野　之　義

目　次

はじめに
金沢景観五十年のあゆみ　関連年表
本書の構成
本書を読むための見取図

序　章　金沢の景観とバックグラウンド

金沢の景観特性――地形・歴史・土地利用 …… 2
金沢の風土――地形・気候 …… 2
金沢の歴史――都市の構造 …… 2
1．金沢御堂から金沢城へ …… 2
2．今も残る城下町の姿 …… 3
3．工芸技術・伝統文化の萌芽 …… 8
4．都市の近代化 …… 8

第１章　景観始動期（昭和40年～64年（1965～1989））

「金沢市伝統環境保存条例」の制定 …… 12
1．金沢固有の景観に気づく …… 12
2．伝統環境保存区域の指定 …… 12
3．「指定保存対象物制度」の創設 …… 13
「伝統環境保存委員会」と専門部会 …… 13
1．建造物部会 …… 13
2．緑化美化推進部会 …… 16
3．指定保存建造物部会 …… 16
4．用水部会 …… 18
5．文化遺産部会 …… 19
「伝統環境保存条例」の果たした役割と残された課題 …… 19
［景観ひとコマ］　料亭「藤とし」（昭和57年（1982））…… 22
［景観ひとコマ］　香林坊の再開発（昭和61年（1986））…… 23

第２章　景観成長期（平成元年～20年（1989～2008））

「都市景観条例」の制定 …… 26
1．保存と開発の調和を目指して …… 26
2．「金沢市景観形成基本計画」 …… 26
3．区域指定 …… 27
4．景観形成基準と建築物の高さ誘導 …… 27

5．景観都市宣言 …… 30
都市景観審議会 …… 31
1．建物部会 …… 31
2．保存建物部会 …… 33
3．緑化推進部会 …… 34
4．用水みちすじ部会 …… 35
5．計画部会 …… 37
6．斜面緑地保全部会 …… 38
7．寺社風景保全部会 …… 39
屋外広告物の誘導開始 …… 41
1．金沢方式の景観誘導 …… 41
2．「屋外広告物審査会」の設置 …… 41
3．「金沢市屋外広告物条例」の制定 …… 42
［景観ひとコマ］　主計町地区景観モデル住宅（平成５年（1993）） …… 44
［景観ひとコマ］　本光寺前階段整備工事（平成15年（2003）） …… 45

第３章　景観発展期（平成21年～29年（2009～2017））

「景観条例」の制定 …… 48
1．「景観法」を活かした景観形成 …… 48
2．「金沢市景観計画」 …… 48
3．新たな区域設定 …… 48
4．景観形成方針 …… 52
5．景観形成基準 …… 52
6．景観重要建造物・景観重要樹木 …… 53
7．景観重要公共施設 …… 53
8．景観地区 …… 54
「景観審議会」と専門部会 …… 55
1．建物部会 …… 56
2．保存建物部会 …… 57
3．緑化推進部会 …… 58
4．用水みちすじ部会 …… 59
5．計画部会 …… 61
6．斜面緑地保全部会 …… 61
7．寺社風景保全部会 …… 62
屋外広告物の誘導強化 …… 63
1．背景 …… 63
2．「屋外広告物条例」の改正 …… 63

3．良好な広告景観に向けた取組 …… 64
［景観ひとコマ］　近江町市場の再開発（平成21年（2009））…… 67
［景観ひとコマ］　犀川大橋（平成21年（2009））…… 68
［景観ひとコマ］　金沢駅西広場（平成３年、26年（1991、2014））…… 69

第４章　個性の際立ち

こまちなみ …… 72
1．「こまちなみ」という概念 …… 72
2．「こまちなみ保存条例」の制定 …… 72
3．こまちなみ保存の成果と課題 …… 73
4．こまちなみ保存の取り組み（大野町区域） …… 74
用水 …… 75
1．用水の価値を再認識 …… 75
2．「用水保全条例」の制定 …… 75
3．用水保全の成果と課題 …… 76
斜面緑地 …… 78
1．まちの背景 …… 78
2．「斜面緑地保全条例」の制定 …… 78
3．斜面緑地保全の取り組み …… 79
寺社風景 …… 80
1．背景 …… 80
2．「寺社風景条例」の制定 …… 81
［景観ひとコマ］　金沢21世紀美術館（平成16年（2004））…… 84
［景観ひとコマ］　金沢駅東広場（平成17年（2005））…… 85

第５章　景観形成の新たな視点

眺望景観の保全 …… 88
1．背景と課題 …… 88
2．保全眺望点と「都市景観条例」の改正 …… 88
3．成果と今後の展望 …… 89
夜間景観の形成 …… 91
1．背景 …… 91
2．夜間景観条例の制定 …… 91
3．夜間景観形成の取り組み …… 92
沿道景観の形成 …… 96
1．取り組みの背景 …… 96
2．「沿道景観条例」の制定と基本計画 …… 96

3．区域指定と地元協議会 …… 97
川筋景観の保全 …… 98
1．保全に向けた現況調査 …… 98
2．「川筋景観条例」の制定と保全区域の指定 …… 98
3．取り組みと今後の展望 …… 99
［景観ひとコマ］　金沢海みらい図書館（平成23年（2011）） …… 100
［景観ひとコマ］　鈴木大拙館（平成23年（2011）） …… 101

第６章　歴史まちづくりとともに歩む

全国最多の伝統的建造物群保存地区 …… 104
1．「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」 …… 104
2．東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区 …… 104
3．主計町重要伝統的建造物群保存地区 …… 105
4．卯辰山麓重要伝統的建造物群保存地区 …… 105
5．寺町台重要伝統的建造物群保存地区 …… 106
都市の文化的景観 …… 106
1．金沢の文化的景観 …… 106
2．「金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化」の価値 …… 107
3．金沢の文化的景観の課題 …… 107
世界遺産登録を目指す …… 108
1．記載候補への取り組み …… 108
2．文化財的価値の明確化 …… 109
歴史都市第１号に認定 …… 110
1．「歴史まちづくり法」の制定 …… 110
2．「歴史的風致維持向上計画」の内容 …… 111
文化財とまちづくり …… 112
1．連携強化の経緯 …… 112
2．文化財指定の進展 …… 112
金澤町家の継承・活用 …… 113
1．金澤町家の定義 …… 113
2．継承と活用への取り組み …… 114
伝統の技を継承する「金沢職人大学校」 …… 115
1．「金沢職人大学校」の設立 …… 115
2．職人技術の継承の場 …… 115
金沢の建築意匠ガイド …… 117
1．武士住宅 …… 117
2．町家 …… 117

3．茶屋建築 …… 118
4．近代建築和風住宅Ⅰ …… 119
5．近代建築和風住宅Ⅱ …… 120
6．農家住宅 …… 121
［景観ひとコマ］　金沢市民芸術村（平成８年（1996））…… 122
［景観ひとコマ］　金沢湯涌江戸村（平成22年（2010））…… 123

第７章　地域と人が紡ぐ景観づくり

市民参加の普及啓発活動 …… 126
1．シンポジウム・フォーラム …… 126
2．「都市景観写真コンテスト」…… 126
3．情報誌「かなざわの景観だより」…… 126
4．「まちなみ体験ウォーク」…… 127
5．「金沢の景観を考える市民会議」…… 127
市民主体の景観形成活動 …… 127
1．「景観サポーター」と「景観みまもりたい」…… 127
地域主体の景観形成活動 …… 129
1．「沿道景観形成協議会」…… 129
2．「湯涌街道景観まちづくり協議会」…… 129
3．景観パトロール …… 129
地域コミュニティが醸成する景観形成 …… 130
1．「寺町サミット」の開催 …… 130
2．住民主体による「まちづくり協定」…… 131
「金沢都市美文化賞」…… 132
1．景観に対する市民意識の高まり …… 132
2．主体と賞の特徴 …… 132
3．受賞作 …… 133
4．40年の成果 …… 134
「かなざわ景観協力賞」…… 134

第８章　景観行政の組織体制

組織の変遷 …… 138
1．景観保全担当 …… 138
2．歴史的景観保全担当 …… 139
3．用水・みち筋景観整備担当 …… 139
関係部局との連携 …… 140
1．文化財保護部局との連携 …… 140

2．「まちづくりフロア」の設置 …… 140
部局連携の成果 …… 142
1．市内防犯灯のLED化 …… 142
2．太陽光パネルの設置への対応 …… 142
3．金沢マラソンコースの沿道整備 …… 143
4．道路舗装材の材質 …… 143
5．道路附属物の色彩 …… 144
6．道路標識特区 …… 144

終　章　提言

金沢らしい景観を磨き続けたい（水野　一郎）…… 148
25年の歩みと「金沢らしさ」の探究（角谷　修）…… 150
今後の展望と期待（黒川　威人）…… 152
金沢が次に保全すべき景観（竺　覚暁）…… 155
重層都市・金沢の魅力と景観づくり（森　俊偉）…… 156
色彩遺産～金沢のまちの色（山岸　政雄）…… 158

索引 …… 160

金沢景観五十年のあゆみ　関連年表

【景観始動期】

年代	～昭和40年（1965）	昭和50年（1975）	昭和60年（1985）
金沢市の景観関連条例	・伝統環境保存条例（'68 ） ・文化財選奨条例（'49） ・建築基準条例（'61）	・指定保存対象物制度（'82） ・文化財保護条例（'73） ・伝統的建造物群保存地区保存条例（'77）	
主要関連事項	・伝統環境保存区域指定（'68） ・長町武家屋敷跡土塀・門修復、新設事業（'64） ・寺院土塀修復事業（'70） ・卯辰山風致地区指定（'37） ・犀川、浅野川、中央風致地区指定（'58）	・伝統環境保存区域拡大（'83） ・水と緑の再生計画（'80） ・東山１丁目地区計画（'88） ・寺院山門修復事業（'80） ・指定保存対象物保全事業（'83） ・茶屋街まちなみ修景事業（'84） ・都市美文化賞創設（'78）	
景観トピック	・合同庁舎計画（'74） ・ホテル太陽宮殿ネオン広告塔（'68） ・旅館さいとう外壁色彩（'72）	・藤とし改築（'82） ・香林坊再開発（'86） ・旧日本生命、旧大同生命取り壊し ・浅野川右岸マンション計画（'82）	
国の制度	・古都保存法（'66） ・文化財保護法（'50） ・旧都市計画法（'19） ・市街地建築物法（'19） ・建築基準法（'50） ・屋外広告物法（'49）	・伝統的建造物群保存地区制度（'75） ・新都市計画法（'68） ・地区計画制度（'80）	
全国の動き	・京都タワー建設問題（'64） ・京都双ヶ丘開発問題（'64） ・鎌倉御谷地区宅地開発問題（'64） ・丸の内美観論争（'65） ・高山市三之町町並み保存会（'66）	・横浜市都市デザイン担当チーム（'71） ・京都市市街地景観条例（'72） ・歴史的景観都市連絡協議会（'73） ・全国町並み保存連盟（'74）	・神戸市都市景観条例（'78）

【景観成長期】 【景観発展期】

平成7年(1995) 平成17年(2005) 平成27年(2015)

・都市景観条例('89)
・眺望景観保全制度('03)
・景観条例('09)
・こまちなみ保存条例('94)
・寺社風景保全条例('02)
・風致地区条例('12)
・屋外広告物条例('95)
・沿道景観形成条例('05)
・金澤町家条例('13)
・用水保全条例('96)
・夜間景観形成条例('05)
・川筋景観保全条例('17)
・斜面緑地保全条例('97)
・景観都市宣言('92)
・まちづくり条例('00)

・伝統環境保存区域拡大、近代的都市景観創出区域指定('92)
・景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域指定('09)
・都市景観形成モデル都市指定('88)
・景観総合計画、景観計画('09)
・都市景観形成基本計画('92)
・長町景観地区指定('14)
・こまちなみ保存区域指定('95～)
・眺望景観保全区域指定('03)
・城下町金沢重要文化的景観選定('10)
・東山ひがし重伝建地区選定('01)
・卯辰山麓重伝建地区選定('11)
・主計町重伝建地区選定('08)
・道路標識特区認定('06)
・寺町台重伝建地区選定('13)
・こまちなみ保存事業('94)
・「歴史都市」第1号認定('09)
・伝統的建造物修復支援事業('98)
・金澤町家再生活用事業('10)
・寺町サミット開始('94)
・金澤町家情報館開館('16)
・職人大学校創立('96)
・景観協力賞創設('09)
・景観サポーター制度('09)

・駅西広場整備('91)
・21世紀美術館('04)
・主計町モデル住宅('93)
・近江町市場再開発('09)
・広坂通り無電柱化('87)
・駅東広場整備('05)
・市民芸術村('96)
・犀川大橋色彩変更('09)
・湯涌江戸村('10)
・海みらい図書館('11)
・NHK移転計画('03)
・鈴木大拙館('11)

・美しい国づくり大綱('03)
・景観法('04)
・歴史まちづくり法('08)
・登録有形文化財制度('96)
・文化的景観制度('04)
・世界遺産登録候補の公募('06)
・都市緑化法('04)

・JR京都駅景観論争('90)
・京都ホテル事件判決('92)
・国立マンション事件判決('02)

本書の構成

本書は、金沢市が昭和43年(1968)に全国で地方自治体として最初に制定した景観関連の条例である「金沢市伝統環境保存条例」の制定50年を記念し、この間の取り組みについて資料と関係者の証言に基づき概要をまとめたものである。なお、「金沢市伝統環境保存条例」に関連する取り組みについては、すでに「金沢市伝統環境保存条例制定20年のあゆみ」(金沢市、昭和63年)としてまとめられている。本書の「金沢市伝統環境保存条例」に関する部分は、同書に基づき記述している。

本書は序章を含め全10章で構成されているが、各章で扱う主題に基づき大きく次のようにまとめることができる。(「本書を読むための見取図」参照。)

第一に、序章は、金沢の景観特性について、景観のバックグラウンドである風土・歴史の概説とともに記述している。

第二に、金沢の景観に対する50年間の施策展開は、おおむね3期あり、第1章で景観始動期、「金沢市伝統環境保存条例」、第2章で景観成長期、「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」、第3章で景観発展期、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」として各時期の条例に関わる取り組みがある。各章を時系列で見ると、第1章は昭和40年～64年(1965～1989)、第2章は平成元年～20年(1989～2008)、第3章は平成21年(2009)以降を対象に記述している。

第三に、金沢の景観に対する独自な取り組みとして、第4章で金沢の個性的な景観要素を対象とした各種条例での取り組み、第5章で景観を見る新たな視点に着目した取り組みの概要について記述している。各章を時系列で見ると、第4章は平成元年(1989)以降、第5章は平成15年(2003)以降を対象に記述している。また、金沢の個性である歴史遺産の活用について、第6章で歴史遺産、特に文化財を取り巻く社会環境の変化にともなう取り組みの概要について記述している。時系列で見ると、昭和50年(1975)以降を対象に記述している。

第四に、地域・人と景観の関わりとして、第7章で市民、民間主体の景観形成活動、第8章で行政の組織体制の変遷概要について記述している。各章を時系列で見ると、第7章は平成元年(1989)以降、第8章は昭和40年(1965)以降を対象に今日まで記述している。

結びとして、金沢の景観の将来展望として、終章でこれまで金沢の景観行政に多大なご尽力をいただいてきた諸先生の提言を掲載している。

なお各章の中扉には、平井聖氏がかつて金沢の町並み調査をされた際のスケッチを掲載させていただいた。

掲載されている写真は、全て担当課で入手可能なものを使用したが、必ずしも適切なものばかりではない事を予めお断りしておきたい。

本書を読むための見取図

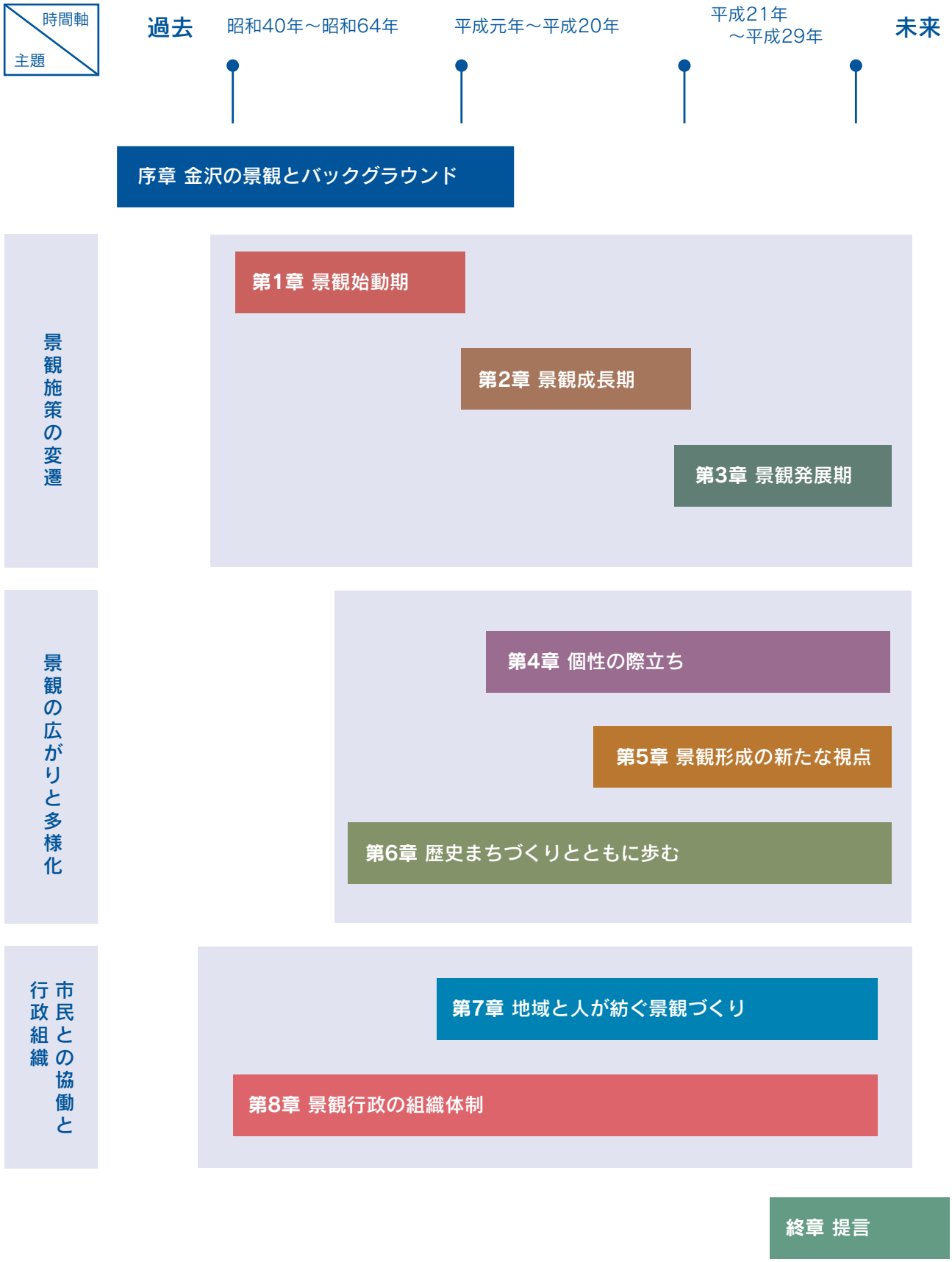

伝統環境保存区域A１金沢城周辺地区

伝統環境保存区域B41長町武家屋敷群地区

序　章

金沢の景観とバックグラウンド

「景観」とは、山からの眺望景観のように、ある場所から見た「目に見える対象の姿」や、歴史的景観や賑わいのある景観のように「目に見える対象の特性・イメージ・印象」など、地域のありのままの姿や印象を示すものといえる。

景観は、風土の中でつくられる。風土は、時間の経過とともに磨かれてきた有形・無形の多くのものが積み重なって形成されている。直接的に景観をつくるだけではなく、生活や文化に大きな影響を与え、その人々の営みがまた新たな景観をつくり出していく。

その土地の風土や歴史を知ることは、景観を見る、景観を考える、景観を継承するための大きな鍵となる。

画：平井 聖

平井 聖（ひらい きよし）　東京工業大学名誉教授、昭和女子大学名誉学長、工学博士。平成 27 年（2015）日本建築学会大賞受賞。昭和 40 年代から金沢市長町・大工町・材木町・東茶屋街のまちなみ調査を実施。東茶屋街の調査成果は、東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区選定に反映された。
NHK 大河ドラマの建築考証は 40 年来続いている。平成 21 年（2009）瑞宝中綬章受賞。

金沢の景観特性
——地形・歴史・土地利用

金沢の景観は、長い時間をかけて形成された「地形」を土台に、積み重ねた「歴史」と様々な「土地利用」という３つの重層性が織りなす変化と厚みに特徴がある。歴史においては、城下町の都市構造と周辺の農山村集落や湊町がつくり出す空間に、各時代の歴史的建造物が厚みを加えている。多様な伝統文化や工芸技術が人々の日々の暮らしに息づいており、季節ごとの習わしや時の移ろいなど、その営みの１つ１つが金沢特有の景観を構成する要素にもなっている（図０-１）。

金沢の風土
——地形・気候

南東部には医王山などの山々が連なり、平野部に近い場所は丘陵地で、山地から流下する河川が生み出した沖積平野が連続して「金沢平野」を形成している。中心市街地は、白山山系から連なる山々を背景に、卯辰山・小立野台地・寺町台地の３つの丘陵と台地、犀川・浅野川の２つの河川で構成された起伏に富んだ地形の上に展開している。河岸段丘に広がる市街地には、地形の高低差がつくる坂路や地形の縁など、眺望のよい特徴的な場所が各所にある。また、市街地の南東から北西方向に伸びる台地の縁には豊かな緑が連続して残り、都市内に緑の回廊を形成している（図０-２）。

金沢の気候は四季の変化が明確で、年間降水量は2,100ミリから2,500ミリと全国有数の雨が多い地域である。冬季は曇天の日が続き、日照時間が少なく、湿潤で重い積雪がある。市内では雪害から樹木を保護するため、芯柱を立てて木の上から放射状に縄を張る伝統技法「雪吊（ゆきつ）り」が行われる。また、土塀の壁面を保護するための「薦掛（こもか）け*1」が行われるなど、北陸地方の気候風土に根ざした伝統文化や伝統技術が育まれている。

金沢の歴史
——都市の構造

1. 金沢御堂から金沢城へ

長享２年（1488）、加賀国守護・富樫政親（とがしまさちか）が加賀一向一揆によって滅亡し、以後、「加賀は百姓の持ちたる国」と称されるようになった。

天文15年（1546）、一向一揆の中核を担った人々により、小立野台地先端部、現在の金沢城跡に「金沢（かなざわ）

図０-１　金沢らしい景観の構図

図０-２　中心市街地の地形構造

御堂」(尾山御坊)が建立された。当時、金沢御堂は本山の大坂・石山本願寺を模した防御施設を備えた城郭寺院であったと考えられており、その門前に形成された旅屋や商工業者による寺内町が金沢の都市の始まりといえる。建立以前の金沢御堂周辺は、「石浦七ヵ村」の農村集落地帯であったが、門前に南町・後町などの町が形成され、醸造業者や精米業者、鍛冶・鋳物師・金屋など商人や職人が集まり都市化していった。

天正8年(1580)、金沢御堂が陥落して一向一揆が鎮圧された。その後、入城した佐久間盛政の支配時期には、城の周囲に「尾山八町」(西町・堤町・南町・金屋町・松原町・材木町・近江町・安江町)と呼ばれる町が形成されていたといわれている(図0-3)。

天正11年(1583)には前田利家が金沢城に入城し、近世城下町の建設が始まった。近世城下町は、日本独自に発展した都市形態で、現代日本の多くの都市の原型となっている。それは、開放的な都市空間で、居住地は身分別(土地利用別)に配置されており、それぞれ居住密度や建築様式は異なっていたが、都市として秩序正しく計画されていた。さらに、都市火災に対して用水網・緑地・防火帯を計画的に配置していた思想は、都市計画として現代にも通じている。

関ヶ原合戦以降、金沢は加賀藩の政治・経済・文化の中心として重要な機能を果たし、日本を代表する最大大名の城下町が形成された。城下町の主要な都市構造は、寛文・延宝期(1661～1681)にほぼその形成を終えている(図0-7)。

図0-3　金沢御堂の推定図(『こども金沢市史』より転載)

2. 今も残る城下町の姿

●金沢城・兼六園

城下町の中心を成した金沢城は、小立野台地の先端部に築かれた平山城である。前田利家入城後から大規模な普請が行われ、天正14年(1586)頃には天守が完成している。なお、天守は落雷により、慶長7年(1602)に焼失した。

文禄元年(1592)から本格的な石垣普請も始まり、金沢の東部山間地で産出する戸室石を使用した高石垣が順次構築され、近世城郭としての整備が進められた。寛永8年(1631)の大火では、城の中心部が焼失し、本丸・二の丸・三の丸などの配置が再整備された。宝暦9年(1759)の大火では、城下とともに城内の大半が焼失した。その後、二の丸御殿・菱櫓・五十間長屋・石川門などが再建されたが、本丸の櫓や三十間長屋などは再建されることはなかった。二の丸御殿は、文化5年(1808)に再度焼失するが、従前の規模を上回る規模で再建された。安政5年(1858)には、宝暦の大火で焼失していた三十間長屋が再建されている。

金沢城の東南に位置する兼六園は、延宝4年(1676)の5代藩主・綱紀による蓮池庭と御殿の建設がその始まりで、宝暦の大火で失われた園地を安永3年(1774)に11代藩主・治脩が復興した。

＊1　土塀を雪から保護するもので、浸透した水分の氷結による損傷や、付着した雪による土の剥がれを防ぐためのもの

寛政４年(1792)、隣接する千歳台に藩校「明倫堂」と「経武館」が建設された。文政５年(1822)、12代藩主・斉広は藩校を移転して庭園を千歳台まで拡大し、隠居所となる竹沢御殿を建設した。その頃に「兼六園」と揮毫されている。名の由来は、宋代の「洛陽名園記」から、「宏大・幽邃・人力・蒼古・水泉・眺望の六勝を兼備する庭園の意味」とされる。その後、13代藩主・斉泰が竹沢御殿を縮小し、曲水を廻らして霞ヶ池を拡張し、近世大名庭園として完成した。

●惣構と用水

城下町形成の初期段階から拡大過程において、その空間を大きく規定したものに惣構がある。惣構は城を中心とする城下町を囲い込んだ堀や、土を盛り上げて造った土居などの防御施設で、金沢では内・外二重に築かれ、防衛上の要所には升形がつくられた。内惣構は慶長４年(1599)、外惣構は慶長15年(1610)に築造され、その際に支障となった既存集落、寺院等の移転や武家地の配置転換が行われるなど、計画的な城下町空間の拡張を見ることができる。

惣構に加えて金沢の城下町形成と深く関わるものに、城下を縦横に流れる用水がある。これらの用水は、犀川・浅野川を水源とし、城下町の防衛・防火や生活用水としての機能を果たすとともに、灌漑用水として平野を潤し、「加賀百万石」の財力を支えてきた。主なものに、大野庄用水・辰巳用水・鞍月用水がある。大野庄用水は、金沢で最も古い用水といわれ、金沢城築城の際に大きな役割を果たしたと伝わっている(図０-４)。辰巳用水は、寛永８年(1631)の大火を機に、加賀藩が金沢城の水利を改善する目的で造営した用水である。鞍月用水は、築造年代は不明であるが、鎌倉時代から室町時代に存在した鞍月庄に名前が由来する。

図０-４　大野庄用水(長町地内)

●加賀八家・武士居住地

武士の居住地は、城下町の約60%を占めていた。加賀藩には、５代藩主・綱紀の代に、藩の年寄役として位置付けられた特定の家である「加賀八家*2」があった。いずれも１万石以上の大身で、その屋敷は平均で約8,000坪もあった。この大名クラスの「加賀八家」の家臣団の屋敷が、その上屋敷を中心に小さな城下町のように形成され、金沢城を取り囲むように配置されていた。このように、金沢は複合的な構造をもつ巨大城下町であった。この他、藩の直臣は人持組が約2,000坪、平士が約320坪、足軽小頭が約70坪、足軽平者が約50坪の屋敷地を与えられていた。

●町人居住地

町人の居住地は、城下町の約20%を占めていた。主に「北国街道」や領内を結ぶ往還などの沿道に線状に配置されていた。町人町は大きく本町*3と地子町*4に区分された。おおむね城下の中心に位置する北国街道の沿道が本町で、城下郊外に位置する町が地子町であった。宅地の規模は、本町で間口３～５間・奥行16間程度、地子町も間口３～５間程度であったが、奥行は特に一定ではなかった。

＊２　本多家、長家、横山家、前田家(直光系)、
　　前田家(長種系)、奥村家(宗家)、奥村家(支家)、村井家
＊３　伝馬・人夫などの夫役負担をする町。
＊４　宅地の税である地子銀を納める町。

●寺院群

寺社地は、城下町の約９％を占めていた。城下町の防衛を意図して、城下三方の縁辺部（えんぺんぶ）に配置された卯辰山山麓・小立野・寺町の３寺院群は、寺院の数と規模において他の城下町に類例がない。卯辰山山麓寺院群は、卯辰山の山麓と中腹に寺院が展開した。小立野寺院群は、広大な境内地をもつ藩主・前田家ゆかりの寺院を中心に、その周囲にも寺院が点在した。寺町寺院群は、野田道沿道と鶴来往還沿道に寺院が並んでいた（図０-５）。

●茶屋町

「ひがし」、「主計町（かずえまち）」、「にし」の３つの茶屋町のうち、「ひがし」と「にし」は、文政３年（1820）に藩から開設が公許され、天保２年（1831）に一旦廃止となるが、慶応３年（1867）に「東新地」、「西新地」として再び公許されている。「主計町」は、茶屋町としての発祥や時期は明確ではないが、浅野川大橋のたもとにあって、人や物資が行き交う繁華な場所で、徐々に茶屋町の性格を帯びていったと考えられている。

●街路・街道・広見（ひろみ）

城下町を構成する街路は、防衛の目的や起伏ある地形の影響もあり、直線的な街路以外に様々なかたちに屈折した細街路や坂路が多かった（図０-６）。また、「広見」と呼ばれる空間も多く存在した。広見は街路の交叉部分に設けられた広がりをもつ空間で、火災時の延焼防止を目的とした「火除け地」が由来とされる。

街路は城下全体において迷路的で複雑な様相を見せていた。一方、城下町が整備される中で、金沢は交通の要所として領内各所を結ぶ道路網の起点となり、北国街道や、金沢往還と総称された城下と周辺地域を結ぶ幹道が放射状に伸びていた。北陸における基幹道で城下中心部を南北に縦断していた北国街道は、沿道に有力町人の町家が建ち並び、参勤交代に利用された。

また、幹道の１つである湯涌道（ゆわくみち）は、越中五箇山から城下近郊の土清水塩硝蔵（えんしょうぐら）に上煮塩硝と呼ばれる純度の高い塩硝が運ばれていた道であり、その途中に位置する湯涌温泉は当時から湯治場として知られていた。

犀川と宮腰（みやのこし）往還で城下と結ばれた金石（旧宮腰）は、城下町金沢の外港機能を有し、北前船の港としても全国に知られた。ともに醤油醸造が盛んな大野と日本海に面して位置した。

さらに、二俣越（ふたまたごえ）で城下と結ばれた二俣は、「加賀奉書」と呼ばれる上質和紙の紙漉き集落として知られていた（図０-８）。

図０-５　寺町寺院群（寺町大通り）

図０-６　石伐坂（寺町）

図 0 - 7　金沢図　寛文 7 年(1667)(石川県立図書館蔵)

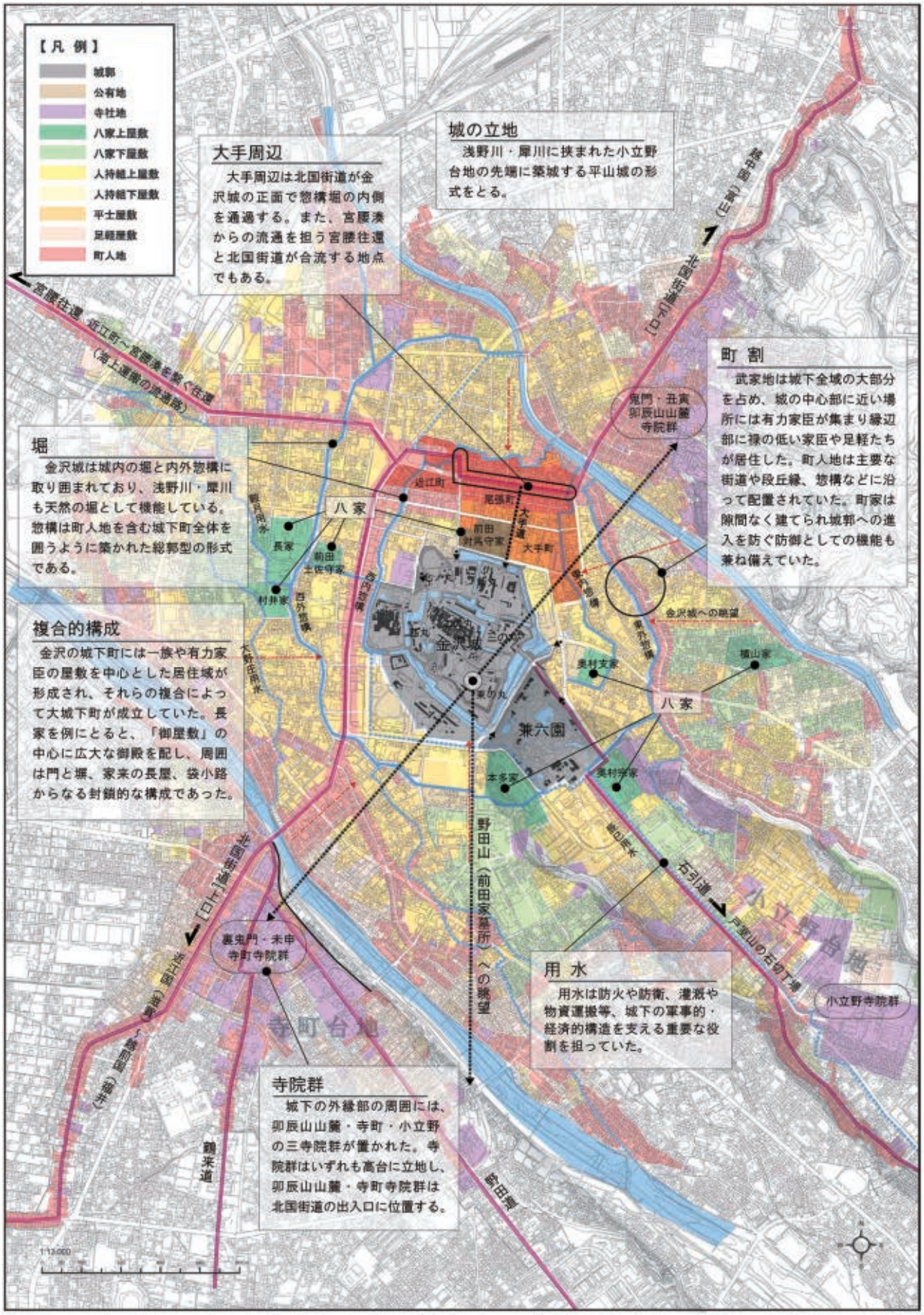

図0-8　金沢城下町の基本構造（金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン旧金沢城下町編）

3. 工芸技術・伝統文化の萌芽

●文化振興・御細工所

金沢の近世城下町としての整備は加賀藩の発展とともにあったが、3代藩主・利常による農政改革により藩の財政が豊かになり、その財力を背景に美術工芸の振興が図られた。当時の加賀藩の文化活動として特筆されるものに、優れた文物の収集と美術工芸品を中心とした「ものづくり」の育成がある。

加賀藩は、京や江戸から各分野の名工を御用職人として招聘し、金沢城内の「御細工所」の職人の指導にあたらせた。やがて、その技術は町方の細工人にも広まっていった。当初、御細工所は武器・武具の修理・管理を行う組織であったが、利常が管理部門と修復・製作部門に組織化し、さらに茶の湯道具、掛幅、印章など美術工芸品の製作や修復を手がけるようにした。5代藩主・綱紀の頃には御細工所の職種は、針細工・小刀細工・紙細工・絵細工・塗物・蒔絵細工・象嵌細工など20を超えるまでになった(図0-9)。

また、綱紀は、古今東西の図書を収集して「尊経閣文庫」をして大成した。また、文化水準と技術の向上をめざし、全国から2千点を超える工芸・技術資料を収集して整理・分類した「百工比照」を完成させている。

●伝統文化・伝統芸能

能楽や茶の湯は武士の嗜みであったが、やがて庶民の間にも広まっていった。加賀の能は、藩の能役者が舞う「藩主の能」と、庶民が神に奉納する神事能を舞う「庶民の能」がある。5代藩主・綱紀が宝生流を取り入れたことから「加賀宝生」として栄え、宮腰(現金石)に近い大野湊神社では、慶長9年(1604)から神事能が奉納され、現代に受け継がれている(図0-10)。

また、3代藩主・利常に招かれた宗和流の金森宗和や裏千家の仙叟宗室により広まった茶の湯は、工芸・作庭・建築などの分野の発展に大きな影響を与えた。

4. 都市の近代化

●明治・大正期――軍都

明治維新により、金沢は城内や城下の広大な武家地が軍用地に変容した。旧城内には第九師団指令部が置かれ、兼六園に隣接した出羽町一帯に練兵場、兵器支廠が建設された。

また、藩政時代に堂形前と称された広坂界隈には、県庁、市役所が置かれ、藩校跡地には第四高等中学校が設置された。さらに、旧金沢城の金谷出丸に造営された尾山神社の神門は、擬洋風の特徴的なデザインで建設された。

近代以降の金沢は「軍都」となり、関連する道路・

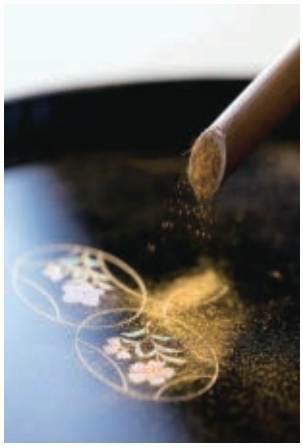

図0-9　蒔絵細工(加賀蒔絵)

図0-10　加賀宝生(薪能)

図0-11　昭和8年頃の旧石浦町(現在香林坊)出典:「金沢写真帖」

鉄道など都市基盤施設の整備もあわせて進められた。この間、役所などの公共施設に加え、金融・保険関係の事務所建築を中心に、民間でも多くの洋風建築や近代建築が建設されていった(図0-11)。

●戦後――学都

第二次世界大戦が終戦を迎えると、金沢城跡には金沢大学、出羽町一帯に金沢美術工芸大学、金沢女子短期大学が設置されるなど、市中心部の大規模な軍用地は新たに文教施設となり、金沢は「学都」に変容を遂げた。その後、藩政時代から金沢の都市核である金沢城跡・兼六園を中心とした一帯は、各大学の郊外移転を契機に、金沢のシンボル空間としての整備が進んだ。

●現代――歴史・文化ゾーンの形成

金沢城跡は金沢城公園として整備が進み、平成13年(2001)以降、菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓、河北門、橋爪門が相次いで木造で復元された。また、玉泉院丸跡では庭園が復元整備され、鼠多門(ねずみたもん)の復元に向けた整備が進んでいる(図0-12)。

出羽町一帯は、旧軍関連施設の近代建築や文化施設が多く立地する特性を活かし、緑豊かで歴史・文化を感じさせる「本多の森公園」として整備された。2020年には、東京国立近代美術館工芸館の移転も計画されている。

堂形前では県庁移転を契機として跡地が整備され、旧県庁舎は「石川県政記念しいのき迎賓館」として、旧第四高等中学校校舎は「石川四高記念文化交流館」として整備された。また、広坂通りを挟んで向き合う「金沢21世紀美術館」は、都心の新たな景観資源となっている。

このように、金沢城跡・兼六園を中心とする一帯は、歴史・文化ゾーンにふさわしい金沢を象徴する都市景観が形成されている。一方、金沢の都心軸と呼ばれる駅通り線や国道157号の沿道では、昭和40年代から市街地再開発事業が行われ、加えて、都市計画道路の拡幅整備にともない沿道に建っていた貴重な近代建築が姿を消した。また、金沢駅周辺は北陸新幹線の開業に合わせて広場等が整備され、「もてなしドーム」や「鼓門(つづみもん)」が新たなシンボルとなっている(図0-13)。

近代以降に金沢市に編入された郊外地域では、昭和40年代から土地区画整理事業による都市基盤整備が行われ、新市街地が形成された。

現在、北陸の中核都市として金沢のポテンシャルは大きく高まっており、平成27年(2015)3月の北陸新幹線開業を契機として都市間交流も活発化し、地価の高騰や観光客の増加が顕著になっている。バブル期以来の大規模なホテルや分譲マンション計画など、開発需要も高まりを見せており、金沢の都市景観はまた新たな局面を迎えている。

図0-12　金沢城公園

図0-13　金沢駅もてなしドームと鼓門

伝統環境保存区域A１　金沢城周辺地区

伝統環境保存区域E68野田山地区

第１章

景観始動期

昭和40年～64年（1965～1989）

昭和30年代から始まった高度経済成長期は、経済発展優先・開発重視などの急激な時代の変化によって、公害の発生や自然破壊など、様々な歪みを全国にもたらした。開発需要の高まりは、各地で歴史的建造物や景観の破壊を深刻化させていった。

そんな中、京都の双ヶ岡、鎌倉の鶴岡八幡宮裏山の開発問題を契機として、昭和41年（1966）に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和41年法律第1号。以下「古都保存法」という。）が制定された。

「古都保存法」では、歴史的風土は「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」と定義された。これは奈良・京都・鎌倉といった古都の自然的景観の保存を重視するもので、同様の課題を抱える地方都市は保存の対象ではなかった。地方都市にとって、歴史的環境やまちなみの破壊という現実がさらに切実なものとなっていった。

画：平井 聖

「金沢市伝統環境保存条例」の制定

1. 金沢固有の景観に気づく

当時、金沢市においても、固有の景観が失われていくことが危惧されていた。「古都保存法」の制定に触発された「金沢経済同友会は」、昭和41年(1966)に「保存と開発委員会」を結成して広報活動を開始した。

金沢市も、当時の金沢市長・徳田輿吉郎氏が東京工業大学名誉教授・谷口吉郎氏に中央有識者による金沢診断を依頼している。昭和42年(1967) 5月、調査団による「保存と都市再開発診断」が行われ、金沢を保存するための基本方策がまとめられた。同年9月に提出された報告書では、金沢の自然景観を対象とした方策として、緑の保存、河川・用水の清流確保や建築物のデザイン指導が提案された。歴史遺産を対象にした方策として、価値の高いものの買い取りや、税の減免措置が提案された他、区域指定による環境の保護についても言及された。

これを受け、金沢市は同年11月に、「金沢市伝統環境保存委員会」を設立し、専門部会として建造物部会・緑化推進部会・文化遺産部会・美化推進部会の4部会を設置して、具体的方策を検討することにした。その結果、保存区域の指定と建築物の届出制を前提とする条例を制定することになり、昭和43年(1968) 4月、「金沢市伝統環境保存条例」(昭和43年条例第16号。以下「伝環条例」という。)を制定し、施行を開始した。

「伝環条例」は、自然景観とそれに包蔵された歴史的建造物や遺跡等で形成される市民の環境を「固有の伝統環境」、都市再開発後における固有の伝統環境と調和した市民の環境を「新たな伝統環境」と定義し、独自にその保存と継承を目的とした。「金沢市伝統環境保存委員会」と4つの専門部会は、「伝環条例」に基づく委員会、専門部会として位置付けられた。

2. 伝統環境保存区域の指定

「伝環条例」は、伝統環境保存区域に指定された区域内の建築行為等について事前の届出を義務付けて、助言・指導・勧告により区域の景観保全を図るというものであった。伝統環境保存区域は、昭和43年(1968)に寺町寺院群区域・卯辰山山ろく寺院群区域(図1-1)・長町武家屋敷群区域(図1-2)・野田山墓地一帯区域の4区域(計76.56ha)が指定された。昭和44年(1969)には、「石川県風致条例」で風致地区に指定された卯辰山・浅野川・中央・犀川の4区域(計316.67ha)が追加指定された。昭和57年(1982)には、浅野川右岸・同左岸・丸の内・辰巳用水右岸の4区域の追加と、長町武家屋敷群区域と寺町寺院群区域の区域拡大が行われ、最終的に13区域(計422.89ha)

図1-1　伝統環境保存区域(卯辰山山ろく寺院群区域)

図1-2　伝統環境保存区域(長町武家屋敷群区域)

が伝統環境保存区域となった(図１-13)。指定区域の追加・拡大の理由は、当時関心の高まりを見せていた用水保全の推進と指定区域外における景観破壊に対応することにあった。

3.「指定保存対象物制度」の創設

昭和57年(1982)の「伝環条例」改正により、「指定保存対象物制度」が創設された。これは、昭和50年代に旧日本生命金沢支社*1〔大正５年(1916)建築、辰野金吾設計〕(図１-３)や旧大同生命金沢支社〔昭和２年(1927)建築、ヴォーリズ設計〕などの貴重な近代建築の取り壊しが相次ぎ、市内に残る歴史的建造物保存の機運が高まったことが大きな理由であった。

「指定保存対象物制度」は、伝統環境保存区域にとらわれず、市内全域に残る景観上保存すべき歴史的な建造物を単体として指定し、現地で保存する制度である。対象となるのは、道路等から通常望見できる範囲の建物の外観のみである。指定文化財とは異なり、建物内部の利活用に関して規制がないことから、所有者の日常生活への負担も小さく、指定部分の修理工事に対する支援制度もあわせて設けたことから、指定件数は増加していった。

図１-３　旧日本生命金沢支社(出典：『金沢市史』)

「伝統環境保存委員会」と専門部会

「伝環条例」に基づく委員会として「金沢市伝統環境保存委員会」、専門部会として建造物部会・緑化推進部会・文化遺産部会・美化推進部会が設置された。各専門部会が所管する伝統環境の保存に関する具体案件が審議され、専門的見地からの助言や指導が行われた。

「伝環条例」施行期間の昭和43年度～平成元年度(1968年度～1989年度)までの届出件数は1377件であり、このうち143件(約10.3%)が専門部会での審議対象となった。

1. 建造物部会

建造物部会は、伝統環境保存区域における重大な建築計画が区域の環境に調和するのかを審議し、必要に応じて助言・指導を行った。審議は、建築物の高さや色彩・意匠、敷地内の緑化などを主な観点として行われた。「伝環条例」施行後１年間の届出件数は98件で、このうち50件に対して敷地内の緑化指導が行われた。その中には、高さの変更や屋外広告物の設置に対して不可という強い指導が行われたものも４件あるが、その協議はいずれも不調に終わっている。

＊１　窓の周囲を飾っていたレリーフの一部が、金沢工業大学ライブラリーセンターの壁面に保存されている。

建築物の高さについては、伝統環境保存区域の87.5%に対して、風致地区（8m・10m・12m・15m）あるいは第1種住居専用地域（10m）の法的規制が設けられていた。その他の12.5%の区域については、区域の実情に応じた高さ（8m・10m・12m・13.5m・17m・20m・21m・31m）が内規として運用されていた。内規の数値は、風致地区や建築基準法の基準を参考とした他、「伝環条例」施行初期に指導した前例の高さが参考とされた。

次に建造物部会で審議された事例の概要について紹介する。

❶ホテル太陽宮殿の屋上ネオン塔

〔昭和43年（1968）審議〕

伝統環境保存区域に建つ建築物の「屋上ネオン塔の存在」が論点となった。寺町5丁目地内（現在の寺町5丁目緑地）に建つ建物屋上のネオン塔は、寺町寺院群の区域指定以前から設置されていたが、昭和43年（1968）10月の区域指定を機に、伝統環境保存区域の景観上で好ましくないとして取り上げられた。

指定直後の11月に部会で審議が行われ、撤去を依頼することが決定された。当初、所有者はネオンの色彩変更には応じるとしたが、サイン自体は営業上必要であるという姿勢であった。しかし、協議が重ねられた結果、建物の改装工事に合わせて撤去された。

この一連の経過は、区域指定前から設置されていたネオンサインという建築物の付属物に対して、区域指定を機に部会が見解を示したことで、屋外広告物が景観に与える影響を市民にわかりやすいかたちで示す結果となった。今日の屋外広告物に関する指導の先駆けともいえる事例である。

❷旅館さいとうの外壁色彩

〔昭和47年（1972）審議〕

伝統環境保存区域に隣接した区域外に建つ建築物の「色彩」が論点となった。兼六元町地内（現在の市消防局味噌蔵出張所敷地）に建つ5階建てのビルで、昭和47年（1972）4月に外装工事が完了し、外壁が若草色、窓枠が朱色に仕上げられた（図1-4）。

工事完成後ほどなくして、市民から金沢市に「色彩がけばけばしい感じで、周辺環境に合わないので指導すべきではないか」との投書が寄せられ、金沢市は施主に対して、色彩の変更を再三申し入れた。部会でも施主と設計者を招いて協議が行われ、色彩変更案の提出を依頼している。

後日、変更案が提出されたが、部会として了承できる内容ではなかったことから、改めて色彩の変更を申し入れて審議は打ち切られた。外壁の色彩は、ビルの所有者が代わる昭和55年（1980）まで変更されることはなかった。その後に、新たな所有者により外壁は焦げ茶色に変更されている。

この一連の経過では、「伝環条例」の限界として、色彩変更には至らなかった。一方で、伝統環境保存区域外の建築物でも景観に大きな影響を与える事例に対して金沢市や部会が見解を示し、マスコミにも大きく取り上げられたことから、市民の伝統環境保存に対する関心を高める結果となった。

図1-4　旅館さいとう・昭和47年（1972）の様子

❸合同庁舎増築計画の建物高さ
〔昭和49年(1974)審議〕

伝統環境保存区域で計画された建築物の「高さ」が論点となった。計画では、広坂2丁目地内(現在の合同庁舎西側敷地)に地下1階・地上6階建て・高さ23mの別館を建設する予定であった。

昭和49年(1974)12月に審議されたが、そもそも計画が風致地区の高さ規制である15mを超えていることに加え、中央公園から尾山神社の緑が見えなくなるなど、環境破壊につながることが指摘された。当時、市議会でも計画が問題にされ、「金沢合同庁舎別館の建設に関する意見書」を採択して、国(北陸財務局、大蔵省)に提出した。部会審議は3回行われ、「伝統環境保存委員会」でも議論されたが結論は出ず、北陸財務局の担当者を招いた協議も行われた。風致地区規制を守った建築物とした場合には、庁舎機能を確保することができないとして、国は当該地での建設を断念した。その後に計画は変更され、新神田4丁目地内に第二合同庁舎として建設されている。

区域の規制を逸脱した高さでの建築計画に対して、市議会も一体となって計画の変更を求めた強い動きにより、中央風致という金沢のシンボル的な伝統環境が守られることにつながった(図1-5)。

図1-5　現在の合同庁舎と尾山神社の緑

❹(仮称)ラブリーハイツ浅野川新築計画の建物高さ
〔昭和61年(1986)審議〕

伝統環境保存区域で計画された建築物の「高さ」が論点となった。昭和57年(1982)頃に、東山1丁目地内(現在の東山河岸緑地)に地上8階建て・高さ28.6mのマンションを建設する計画が明らかとなった。これが発端となり、周辺の歴史的な風情が失われることを憂慮した地元住民により、昭和58年(1983)、計画地を含む周辺区域の建物高さを15mに規制する「環境保全協定」が締結された。

なお、この区域は昭和57年(1982)に浅野川右岸地区伝統環境保存区域に指定されていた。昭和61年(1986)、当初計画を変更した計画が部会で審議され、建物の高さを15m以内とし、地元住民と十分協議することを条件に付して了承された。

その後、地元住民はさらなるまちなみの変容を憂慮し、「環境保全協定」を白紙に戻し、「都市計画法」に基づく地区計画を導入する動きとなった。昭和62年(1987)9月頃からは、「金沢経済同友会」などを母体とする「金沢景観トラスト運動」にも発展した。

この一連の経過は、地元住民が自分たちの住む区域の伝統環境に誇りをもち、自らルールを決めて、その保存に取り組むという流れを生み出した。また、地元経済界を含む市民の都市景観に対する関心を大きく高めることとなった。結果として、計画地は金沢市が買収し、緑地として整備されることとなった(図1-6)。

図1-6　東山河岸緑地

さらに、地元住民が新たな建築計画に対してより厳しい規制を求めたことから、昭和63年(1988)、金沢市で初めて「都市計画法」に基づく地区計画が決定された。地区計画では、建築物の高さは「環境保全協定」の15mより厳しい規制となり、12m以下としている。

2. 緑化美化推進部会

昭和56年(1981)、専門部会の再編成が行われ、緑化推進部会と美化推進部会を統合し、緑化美化推進部会が設置された。部会の前身となった緑化推進部会は、公共施設や民間施設における植樹の促進、風致地区の緑化拡大、その他の市街地の緑化に関する事項を検討していた。また、美化推進部会は、河川用水の清流維持や愛市精神の普及高揚に関する事項を検討する専門部会であった。さらに「金沢市保存樹指定専門委員会」も併合されたことから、保存樹・保存樹林の指定に関する事項の審議が緑化推進部会の大きな役割となった。

昭和54年(1979)に創設された「保存樹・保存樹林制度」は、金沢市の伝統環境である樹木の緑を後代の市民に継承するため、必要な樹木等を指定することで、その保護・育成を図り、緑豊かな都市環境の確保、美観風致を維持することを目的としている。「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」〔昭和37年(1962)法律第142号〕を根拠に、指定基準に基づいて審議が行われている。保存樹は、指定基準のいずれかに該当し、健全で樹容が美観上特に優れているものとされている(図1-7)。保存樹林も、指定基準のいずれかに該当し、その集団の樹容が健全であり、その集団の樹容が特に優れているものとしている(図1-8)。

●保存樹の指定基準

(a)1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上。

(b)高さ15m以上。

(c)株立した樹木で高さ3m以上。

●保存樹林の指定基準

(a)その集団が存する土地の面積が500平方m以上。

(b)生け垣を成す樹木の集団で、その長さが200m以上。

制度開始の昭和54年度(1979年度)から条例施行期間の平成元年度(1989年度)までの指定件数は、保存樹が90本、保存樹林が36か所である。

3. 指定保存建造物部会

昭和57年(1982)4月、「伝環条例」の改正で「指定保存対象物制度」が創設された。それにともない、その調査や指定候補の選定を行う専門部会として指定保存建造物部会が設置された。同年5月、金沢市長が開催した「保存建造物保存対策事業に係る懇話会」が、事実上の指定保存建造物部会の誕生となっ

図1-7　野町神明宮のケヤキ(保存樹第1号指定、野町2丁目)

図1-8　八坂神社社叢(保存樹林第1号指定、千田町)

た。同懇話会で指定する対象や指定基準の検討が行われ、第２回懇話会において検討された方針に基づく予備調査が実施され、指定候補のリストアップが行われた。

指定保存建造物の指定までの流れは、まずは部会が調査・検討して選定した指定候補を「伝統環境保存委員会」が審議し、その結果が市長に答申される。これを受け、金沢市が所有者の同意を得て、指定保存建造物として指定をする。建造物の保存は、原則として道路等の公共空間から通常望見できる範囲の外観保存で、現地での保存とされた。

同年８月、正式に指定保存建造物部会が発足し、第１回会議が開催された。会議では、先のリストに基づき物件を選定し、現地調査を実施した。結果を基に計４回の審議が行われ、北陸学院第二幼稚園（旧ウィン館）、立野畳店、森紙店の３件を指定候補として選定し、「伝統環境保存委員会」が審議・承認し、市長に答申した。そして、昭和58年（1983）４月に、この３件が最初の金沢市指定保存建造物として指定された。

制度開始の昭和57年度（1982年度）から「伝環条例」施行期間の平成元年度（1989年度）までの指定件数は13件である。

次に指定保存建造物の事例の概要について紹介する。

図１-９　北陸学院第二幼稚園（旧ウィン館）

❶北陸学院第二幼稚園（旧ウィン館）

〔昭和58年（1983）指定〕

金沢市飛梅町１番10号

明治24年（1891）建築。木造２階建て・瓦葺き。

もとはアメリカ人宣教師であるT・C・ウィン氏が、自ら設計して建てた自邸である。外壁に下見板を張り、ペンキ塗りで仕上げている。１・２階の前面に付けられたベランダ、ベイ・ウインドウ*2などは典型的なコロニアル・スタイル*3の構成になっており、「異人館」の雰囲気を感じさせる建物である。１階ベランダ部の柱に付された独特の形態をした柱頭部の持ち送り*4や、厚板を鋸で切り抜いただけの素朴な透かし彫り細工の手摺り、出窓など、全体に軽快で簡素な味わいのある意匠になっている（図１-９）。

❷立野畳店〔昭和58年（1983）指定〕

金沢市大工町37番地

江戸時代後期建築、平成９年（1997）ミセ部分改修。

木造２階建て・瓦葺き。

平成15年（2003）、金沢市指定文化財に指定。

間口五間で、表構えは軒高が低く、２階の壁面は白漆喰壁で両脇に袖壁が付き、窓には古格子が付いている。１階の庇の下には「サガリ」が付き、中央の柱間三間には「蔀戸（しとみど）」が入り、右側の一間に「スムシコ」が付いている。昭和７年（1932）に板葺き石置き屋根から瓦葺きに変更されたが、屋根裏には石置き屋根当時の小屋組が残されている。

＊２　張り出し窓。長方形・多角形・弓形をなして壁面から突き出した窓で、しばしば数階を通して設けられる。

＊３　17～18世紀に、イギリス・スペイン・オランダなどの植民地で行われた建築や工芸の様式。特にアメリカの植民地時代の建築についていわれるもので、イギリスの古典主義様式を簡略化したもの。日本の明治初期の洋風建築に見られる吹き抜けの柱廊を設けた形式はその模倣。

＊４　壁や柱から突出して庇・梁・棚・出窓などを支える部材、またはその構法。実用的なものの他に装飾的なものもある。

（以上、出典：『建築大辞典』彰国社）

◆町家の意匠については、「金沢の建築意匠ガイド（P117）」を参照。

❸旧森紙店〔昭和58年（1983）指定〕

金沢市野町１丁目２番34号

江戸時代末期建築、平成28年（2016）曳家。木造２階建て・板葺き石置き屋根。

平成27年（2015）、金沢市所有となった。

間口四間で、表構えは「セガイ造」*5、１階のガラス戸と２階の窓の一部を除いて町家の旧態をとどめている。現在、金沢の市街地に唯一残る板葺き石置き屋根の建物である。建物が都市計画道路事業にかかることから、現地保存をするため金沢市に寄付され、敷地背後に曳家された。

4. 用水部会

昭和56年（1981）、専門部会の再編成が行われ、用水部会が新たに設置された。それまでは、用水に関わる事項は美化推進部会で審議されることになっていたが、その中で用水の美化に関わる事項が多く審議されていた。用水部会新設の背景には、用水が景観に果たす役割が重視され、昭和54年（1979）の「金沢経済同友会」による「金沢の用水」レポートの発表や、昭和55年（1980）の金沢市による「水と緑の再生計画」の策定とともに、用水に対する市民意識の大きな高まりがあった。

＊５　近世の民家において側柱上部から腕木を突き出して小板を張った棚を持つもの。和船の両舷にある舟棚（セガイ）に似ているのでこの称が出たものと思われる。
（出典：『建築大辞典』彰国社）

金沢は犀川、浅野川から取水する用水が多く、藩政時代以前に築造されたといわれる大野庄用水をはじめ、55水系・総延長は約150kmにおよぶ用水が市街地を潤しており、重要な景観要素になっている。昭和57年（1982）の伝統環境保存区域の見直しでは、大野庄用水、鞍月用水に関わる部分で、長町武家屋敷群区域が拡大されるとともに辰巳用水右岸区域が追加指定された。この頃から用水の開渠化や修景整備が市内各所で進められるようになった。こうした状況の中で、用水部会は用水の個別整備事業の計画内容について審議を行ってきた。次に用水部会で審議された事例について概要を紹介する。

❶鞍月用水の改良工事

〔昭和56年（1981）審議〕

長町１丁目地内の中央小学校横を流れる鞍月用水の護岸が老朽化し、見苦しくなっていたため、石積み護岸を整備し、用水沿いには植樹帯が設置された。整備された石積みについては、表面に凹凸ができるようにコンピューターを用いた設計が初めて行われた（図１-10）。

❷石川県立美術館周辺の用水復元事業

〔昭和58年（1983）審議〕

石川県立美術館の新築にあわせて、辰巳用水が敷地内に引き込まれ、石積み護岸で整備された。さらに、用水は本多公園に落ちる人工滝として整備され、

図１-10　鞍月用水（長町１丁目地内）

それに沿って遊歩道もつくられた。これは台地下の金沢市立中村記念美術館へつながる道になることから、「美術の小径(こみち)」と名付けられた(図1-11)。

❸香林坊第一地区市街地再開発事業・用水再生事業〔昭和57年・59年(1982・1984)審議〕

香林坊第一地区市街地再開発事業の一環として整備されたもので、用水上を商店が占用して暗渠状態になっていた鞍月用水を開渠化し、石積み護岸整備が行われた。用水沿いには柳が並木として植栽され、一部の暗渠上部には人工のせせらぎが流れている。以後、鞍月用水は下流部においても開渠化が進められていった(図1-12)。

5. 文化遺産部会

文化遺産部会は、歴史的建造物の維持保全や文化財愛護精神の普及高揚に関する事項について審議するため設置された。部会では文化財リストを作成し、整備の重要性について意見が出され、伝統環境保存区域の指定においては、文化財の分布状況の調査が必要だとした。

昭和55年(1980)、市教育委員会に文化課が新設され、部会に代わって役割を担うこととなったため、文化遺産部会は廃止された。

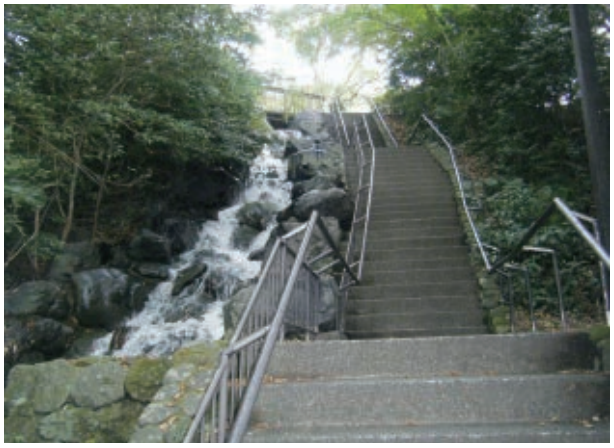

図1-11　美術の小径(人工滝と階段)

「伝統環境保存条例」の果たした役割と残された課題

■先駆性

「伝環条例」は、金沢固有の自然環境や歴史的建造物等の価値に目を向け、その保存に大きな役割を果たした。地方自治体独自の「景観保存条例」としては全国最初のものであり、その後、倉敷市〔昭和43年(1968)〕、柳川市〔昭和46年(1971)〕、高梁市・萩市・高山市〔昭和47年(1972)〕等で、同様の条例が相次いで制定されている。このことからも、地方自治体による取り組みの先駆けとして、全国に誇るべきものといえる。

■成果

「伝環条例」に基づき指定された伝統環境保存区域では、建築計画について事前にチェックがなされ、影響が大きな計画については専門部会に諮りながら、具体的に形態や色彩等のデザイン誘導が進められた。加えて、道路や用水等の公共空間整備についても審議が行われた。その結果、伝統環境保存区域は現在でも金沢の自然的、歴史的雰囲気をよく残す区域として市民に知られ、近年、区域の大部分が国の文化財として史跡指定、重要伝統的建造物群保存地区選定や重要文化的景観として選定を受けている。

図1-12　鞍月用水(香林坊2丁目地内)

都市環境の変化が著しい時代の中で、現在も金沢の個性が守られ、都市のステータスを大いに高めているのは、「伝統環境保存条例」による取り組みがあったからといっても過言ではない。

さらに、昭和57年(1982)の「伝環条例」改正で、創設された外観保存を基本とする「指定保存対象物制度」は、規制が厳しい「指定文化財建造物制度」を補完する役割を十分に果たしており、市内各所に残る貴重な歴史的建造物の保存に大きく寄与してきた。

ちなみに、文化財保護法は平成8年(1996)の改正で、同様の外観保存の緩やかな規制で歴史的建造物の保護を図る「登録有形文化財建造物制度」が創設されたが、「指定保存対象物制度」はそれに先駆ける制度として評価することができる。

■課題

一方、伝統環境保存区域の87.5%が風致地区など法的根拠のある区域で、自然風致的景観の重視という点が否めず、都市景観として歴史的なまちなみを面的に保全するという観点が十分ではなかったともいえる。

また、当時は景観形成のマスタープランがなく、建築物の高さも運用基準のかたちで個別に指導がなされ、広く一般化していない状況にあった。加えて、伝統環境保存区域外で行われる景観上影響の大きな計画に対する規定もなかったことから、その対応には自ずと限界があった。これらの課題解決は、後に続く「都市景観条例」、「景観条例」等の取り組みに引き継がれることになった。

図 1 -13　伝統環境保存区域

景観ひとコマ

昭和57年(1982)

料亭「藤とし」

藤とし

料亭「藤とし」は、東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区の中心部に建つ茶屋建築で、まちなみの中で重要な位置を占めている。ひがし茶屋街はまちなみ保存の重要性が指摘されていた中で、伝統環境保存条例の時代には区域指定がされなかった。このような状況の中で、昭和56年(1981) 7 月、老朽化のために「藤とし」の改築が計画された。施主がまちなみのイメージを損なわない外観意匠を強く希望する一方で、準防火地域内であるため当時の建築基準法は外壁、軒裏に木材の使用を認めていなかった。

このため、茶屋街のまちなみに調和した外観意匠にするために市建築指導課を通じて建設省、文化庁との協議が進められ、同年11月には建設省担当者の現地視察も行われた。その結果、当時の建築基準法第38条の規定により、外部に木材を使用する工法について日本建築センターの評定を受けて建設大臣の認定を受けることになった。同年12月に評定がセンターに依頼され、昭和57年(1982) 3 月に評定書が出された。この評定書をもって同年 5 月に建設大臣から建築基準法第38条を準用し同法67条の 2 の規定に基づき計画が認定された。

認定された工事仕様は、外壁および軒裏を規定の防火構造(モルタル塗り)で仕上げた上に下見板を張り、外壁の防火性能を保つため軒裏にドレンチャー設備を設置するものであった。ドレンチャーのヘッドは正面に 7 個、側面に 5 個付ける仕様で、その水源として貯水槽(5,000リットル)が 1 階地下に設置されている。施主の歴史的なまちなみ保全に対する熱い思いが行政、国を動かした事例であるが、「このような認定はこれ限りです。」と当時の国の担当者が話したとの逸話がある。

景観ひとコマ

昭和61年(1986)

香林坊の再開発

香林坊

香林坊地区は、戦前、戦後を通じて金沢の中心繁華街として栄えてきたが、昭和40年代以降空洞化が進んだため、市街地再開発事業により総合的な地区整備が行われた。地区は昭和57年(1982)に都市計画決定されて事業が始まり、昭和60年(1985) 9 月に香林坊第一開発ビル(東急ホテル・香林坊109：SRC造、地下 3 階地上17階建て、高さ60m)、翌61年(1986) 9 月には香林坊アトリオ(香林坊大和、アトリオ専門店街：SRC造、地下 3 階地上10階建て)がオープンした。

この事業では、金沢の都心にふさわしいデザインで魅力ある外部空間を創出するため、「香林坊地区美観調整委員会」が設置され、外部空間(建物外観、街路空間、広場空間、地下空間)の計画、設計について方向付けが行われた。その結果、建物外観について色彩、アーケード、商業デザインの調和が図られた。街路空間については、建物外部の床と路面舗装の仕上げが御影石の質感をもつグレーのタイルで統一された。

建物単体で景観を見るのではなく、道路を挟んで対面する建物を含んだ地区として外部空間が総合的にコーディネートされ、景観のコントロールが行われた事例である。

伝統環境保存区域A 6 辰巳用水石引地区

伝統環境保存区域B16卯辰山山麓寺院群地区

第２章

景観成長期

平成元年～20年（1989～2008）

昭和62年（1987）以来、「バブル景気」が出現し、余剰資金が土地と株式市場に流れ込み、異常なほどの高値をつけた。「地上げ」と呼ばれる強硬な土地買収によって、都市内に空き地や空きビルを生み出すなど、都市景観の荒廃を招いた。その後、平成2年（1990）の公定歩合引き上げによりバブルは弾け、不動産を担保とした銀行融資が不良債権となり、日本経済は「平成不況」と呼ばれる長期の不況に入った。

このような状況の中で、全国的に歴史的環境やまちなみ保存の動きが活発化していく。さらには、良好な都市景観を形成・誘導する動きも出て、横浜市のアーバンデザイン活動や、「神戸市の都市景観条例制定」などが新たな潮流となった。また、建設省が設置した「都市景観懇談会」が昭和61年（1986）に出した報告「良好な都市景観の形成をめざして」は、景観ガイドプランの策定やそれに基づく公共空間の重点整備など、後の制度に影響を与える提言を行った。

昭和62年（1987）、国は総合的に景観形成を推進するため「都市景観形成モデル都市」制度を創設した。昭和63年（1988）、最初のモデル都市として、金沢市・盛岡市・姫路市など20都市が指定され、各都市で景観ガイドプランの策定や重点地区の選定を進めることになった。

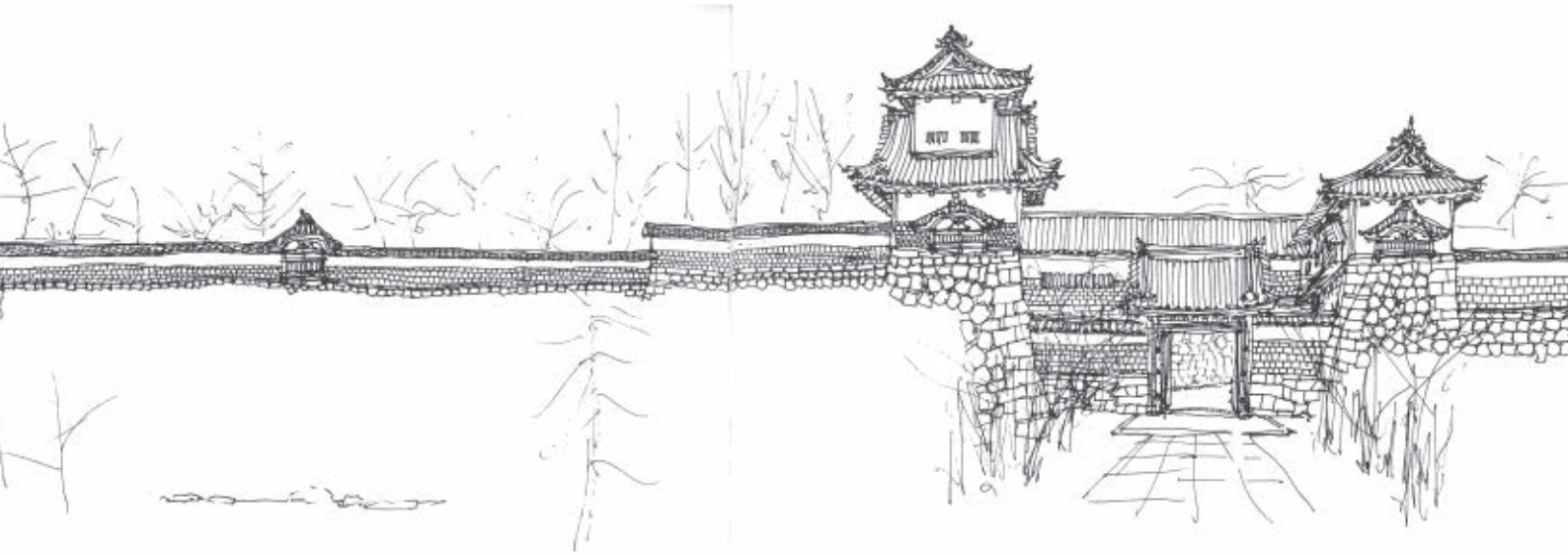

画：平井 聖

「都市景観条例」の制定

1. 保存と開発の調和を目指して

金沢市は、都市景観形成モデル都市に指定された昭和63年(1988)、「伝環条例」制定20周年を機に、歴史的環境だけでなく広く都市景観に関する方策を検討するため、有識者20名による「都市景観懇話会」を設置した。懇話会では、新たに形成される市街地や、再開発される旧市街地を含む金沢市の総合的な景観形成推進の必要性が話し合われ、提言「金沢市における良好な都市景観の形成をめざして」が提出された。この提言には、都市景観形成の基本的な考え方や、都市景観形成の推進方策が盛り込まれており、その後の条例制定の基礎となった。

平成元年(1989)、金沢市は市制100周年を迎えたことにあわせて、「都市景観元年」の位置付けのもと、景観行政の推進を図ることとした。まず、都市景観形成を果たしてきた「伝環条例」を継承・発展させた「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」(平成元年条例第49号。以下「都市景観条例」という。)を同年4月に制定し、平成2年(1990)4月から施行した。

「都市景観条例」は、市民参加の都市景観づくりと金沢の個性を生かした総合的、計画的な都市景観づくりを目的とし、これまでの伝統環境保存区域(図2-1)に加えて近代的都市景観創出区域(図2-2)を指定した(図2-5)。その他、区域ごとに「景観形成基準」を定めること、指定区域外でも都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれのある行為について、助言、指導、勧告を行うことなどが新たに盛りこまれた(図2-1、図2-2)。

2.「金沢市景観形成基本計画」

平成元年(1989)6月、金沢市は有識者、関係団体等の代表者19人で構成する「金沢市都市景観形成計画検討委員会」を設置するとともに、同委員会の7人の有識者による小委員会を設置した。計画案の具体的な検討は小委員会で継続的に行われ、随時、その内容について検討委員会で議論された。平成4年(1992)1月まで継続され、この間の小委員会の開催は31回に及んだ。

その結果を受け、平成4年(1992)2月、金沢市は都市景観形成を総合的、計画的に推進するため、「金沢市都市景観形成基本計画」を策定した。これは、金沢の特性を生かした景観形成の基本的方針と方策を明らかにしたもので、特に自然や歴史がそれぞれの地域の個性の中に生かされるように「景観文脈」という考え方を取り入れた計画であった。

図2-1　伝統環境保存区域(長町武家屋敷群区域)

図2-2　近代的都市景観創出区域(金沢駅区域)

●景観文脈

「景観文脈」の考え方は、「都市の景観計画の最終的な目的は、地域の自然、文化、歴史の脈絡を踏まえた上で、特定の場所の景観設計をディテールまで含めて決定することである。ある場所の景観はそれだけが独立して存在するものではなく、隣接する場所や周辺環境との関連において一体的に体験されるものであるから、それは地域全体や周辺の景観的な脈絡を知ったうえで、それを踏まえて構想されなければならない。」というものである。

「金沢市都市景観形成基本計画」の策定を受け、同年８月に「都市景観条例」に基づく指定区域と景観形成基準が告示された（図２-５）。

３. 区域指定

「都市景観条例」に基づく区域は、保存と開発の調和を図るため、伝統環境保存区域に加え、近代的都市景観創出区域が新設された（図２-５）。

❶伝統環境保存区域

その特徴から、シンボル景観区域・歴史的まちなみ景観区域・川筋景観区域・遠望風致景観区域の４つに大別された。32区域（1558.5ha）が指定され、平成12年（2000）には「旧北国街道森本・花園区域」他の３区域が追加指定された。平成14年（2002）、平成15年（2003）には既存区域の一部拡大が行われ、最終的に36区域（1887.0ha）となった（図２-３）。

❷近代的都市景観創出区域

都心軸・既存商業業務地・伝統環境保存区域の隣接地の３つに大別された。13区域（154.4ha）が指定された（図２-４）。

４. 景観形成基準と建築物の高さ誘導

❶景観形成基準

平成４年（1992）８月に告示された景観形成基準は、各区域の特徴を考慮し、区域ごとに定められた基準である。建築物等はその位置・高さ・形態・色彩・広告物・設備・駐車場に関する基準があり、建築敷地は緑化・垣・柵に関する基準がある。加えて、公共空間に関する基準も定められた。特に建築物の高さについては具体的数値で示された。

伝統環境保存区域の高さは、「都市計画法」の風致地区による高さ制限などを考慮し、金沢の起伏ある地形の特徴を阻害しないことを基本として、８m・10m・12m・15m・18m・20m・31mの７段階に設定された。

近代的都市景観創出区域の高さは、隣接する伝統環境保存区域との調和、重要眺望点からの眺望、ランドマークとしての見え方、指定された容積率などが考慮され、20m・31m・45m・50m・60mの５段階に設定された（図２-６）。

図２-３　伝統環境保存区域（野田山区域）

図２-４　近代的都市景観創出区域（武蔵ケ辻区域）

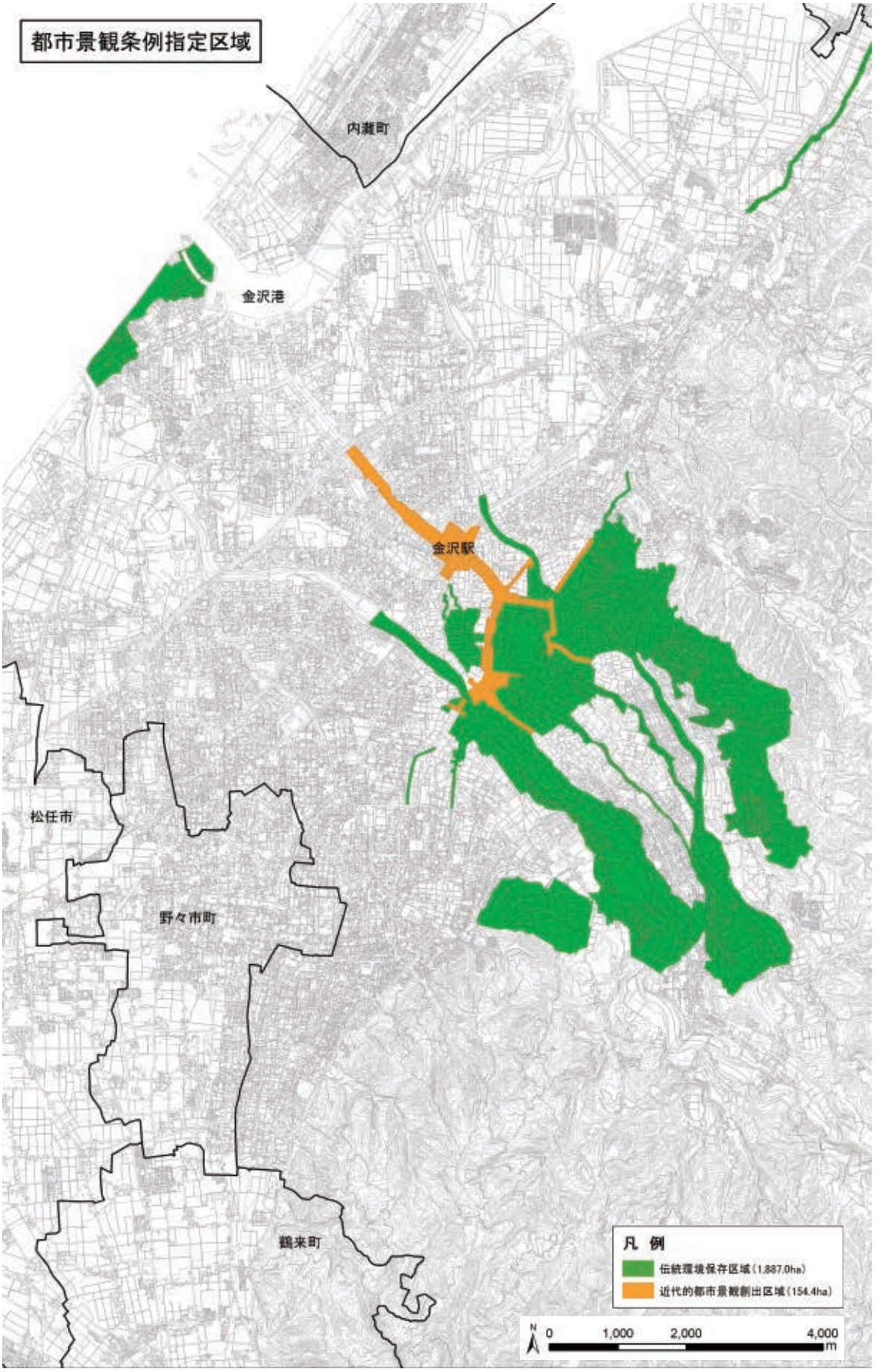

図２－５　「都市景観条例」の指定区域図

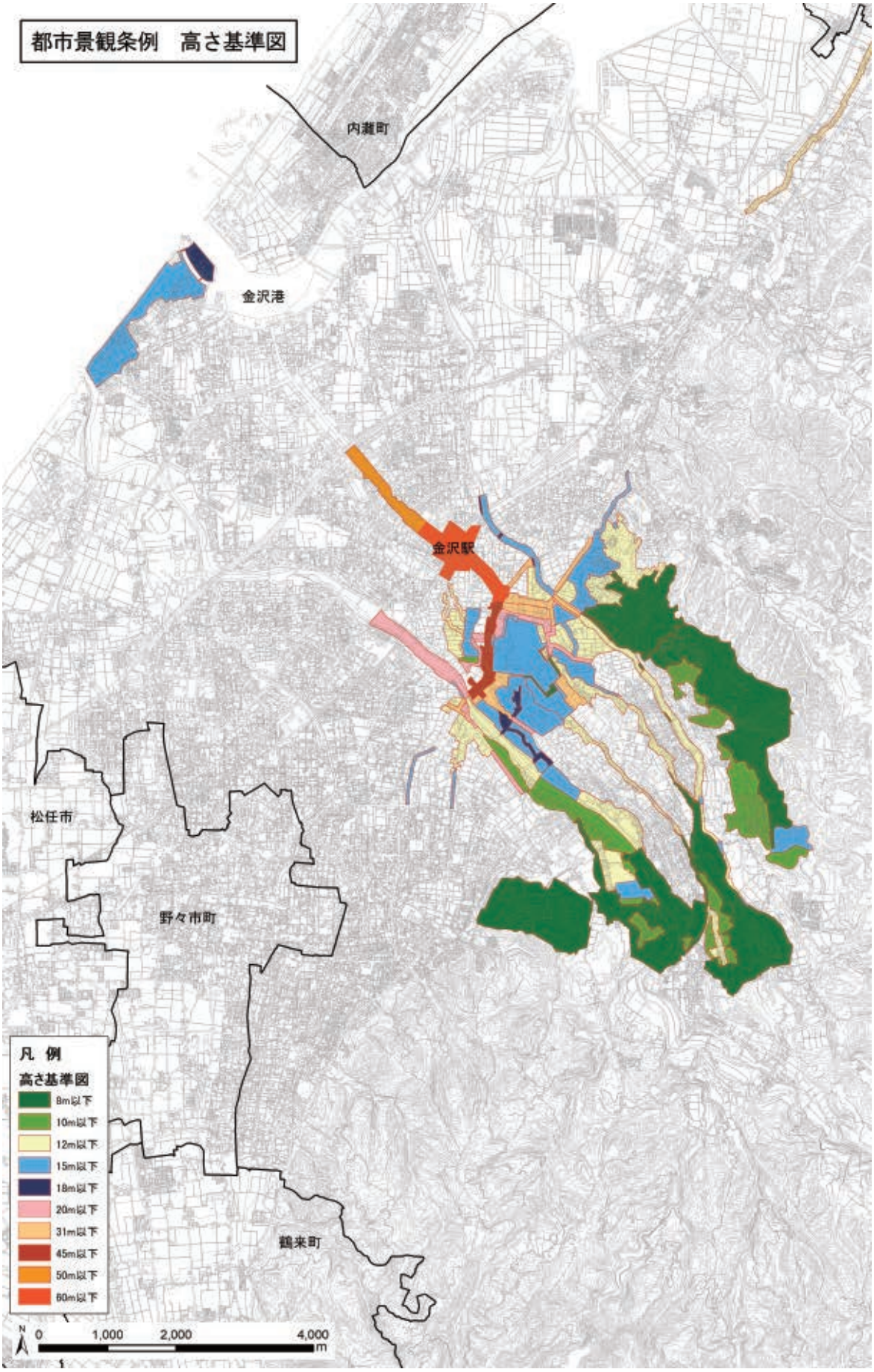

図２-６　景観形成基準の高さ基準図

❷建築物の高さ誘導

金沢市は、平成２年(1990)４月の「都市景観条例」施行時から、条例第13条(都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれのある行為)に該当する建築物の高さ誘導を図った。当時はバブル経済最盛期であったため、中央大手の資本によって、金沢の都市景観上で重要な場所を敷地とする大規模で高層のマンション等の建築計画が目白押しであった。高さの誘導は、すでに策定されていた指定区域(案)と景観形成基準(案)の告示までの経過措置として行われた。

事業者に対して建築物の高さなどを景観形成基準(案)に合致させるよう強く要請したが、採算性と利益追求を最優先にした建築計画の高さをめぐる協議は困難をきわめた。景観形成基準(案)に合致しない計画に対する最初の協議は、金沢市の景観特性や「都市景観条例」制定の主旨について理解を求めることから始まった。事業者は基準が案の段階であるとして計画変更に難色を示すも、再三にわたり協議が続けられた。結果として、採算に合わないということで計画を断念したもの、計画の高さ31mから20mに計画を変更したマンションなどがある。

5. 景観都市宣言

平成４年(1992)３月、金沢市で景観都市宣言が議決された。これは景観形成を通じて、金沢が今後も都市としてアイデンティティを保っていくことを市民の総意として示したものである。

「景観都市宣言」〔平成４年(1992)３月23日議決〕

私たちのまち金沢は、恵まれた自然や地形を背景に、歴史的な街並みや、伝統にはぐくまれた文化をいまに伝え、美しく、個性豊かで魅力的なまちを形づくってきた。

私たちすべての市民は、

一　美しい自然と風土を保全する景観づくり

一　伝統的･文化的な資産を継承する景観づくり

一　環境に調和した新しい都市空間を創造する景観づくり

を基本に、さらに金沢らしい都市景観を形成していくことを宣言する。

都市景観審議会

「都市景観条例」に基づく審議機関として「金沢市都市景観審議会」が条例施行とともに設置された。専門部会として、建物部会・保存建物部会・緑化推進部会・サイン広告部会・用水みちすじ部会・計画部会が設置された。

1. 建物部会

建物部会は、「伝環条例」の建造物部会が改称された部会である。建物部会は、指定区域(伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域)の各区域特性を踏まえ、建築物等が区域の景観特性に合致するものかを具体的に審議し、必要な助言・指導を行った。次に建物部会で審議された事例について概要を紹介する。

❶共同住宅新築計画(尾山町地内)
〔平成14年・15年(2002・2003)審議〕

まちなかでの中規模マンション計画が目に付くようになった時代の中で、この案件は、金沢城跡に近接し、緑多い景観を享受できる敷地での比較的規模の大きな民間マンションの新築計画であった。周辺は歴史的風情を留め、落ち着いた生活環境を保持している場所であり、地域の景観に同調した色彩計画、隣接地に圧迫感を与えない建物形態を求めた。また、塀の造り、植栽、外廻りの照明計画等、境界部の取り合いにもきめ細やかな配慮を求め、周辺環境との調和に関して事業者の協力を得ることができた(図2-7)。

これまでの建物単体の点的な景観誘導から、良好な周辺環境形成を含めた線的・面的な景観誘導への視点が明確に意識され始めた案件といえる。

❷NHK移転計画(同計画に伴うアンテナの景観について)(県庁跡地)
〔平成15年(2003)審議〕

この案件は、以降の景観行政と都市景観形成への取組み姿勢を明確化する重要なターニングポイントとなった。

県庁の移転跡地にNHK金沢放送局の建設が計画された。地方都市における中心市街地の空洞化が課題となっていた時代で、中心部活性化策ともあいまっての計画であった。

この計画は、中心部活性化策として相応の評価がある一方、風致地区と伝統環境保存区域に指定された場所であるこの地に、施設機能上から50m級アンテナ併設の必要性が明らかとなり、都市景観形成との整合性についての慎重な議論と検討が必然視された。「金沢市都市景観審議会」からの要請もあり、建物部会で他都市の類似例(熊本城での事例を持つ熊

図2-7　塀や植栽など周辺環境との調和に配慮された共同住宅(尾山町)

図2-8　しいのき緑地として整備された県庁跡地と兼六園の緑

本市、北九州市）の現地視察調査、アンテナを建設した場合のシミュレーション作成、「金沢市都市景観審議会」の一部委員を加えた合同拡大建物部会が開催された。そして、「金沢市都市景観審議会」での報告・論議等、重要な案件として度重なる慎重な検討と審議がなされ、最終的に景観上好ましくないと判断され結審へと至った（図２-８）。県庁跡地は極めて象徴的な場所であり、これらの経過はマスコミでも重ねて取り上げられ、市民・県民あげての関心事として大きな反響があった。

この案件での議論を通して都市景観の在り方への人々の関心が高まり、自からの身近で大切な問題として認識されることとなった。また景観づくりが単体の建物から地域づくり、まちづくり、都市づくりへと連動した一体的で総合的視点を持つものとして理解される大きな契機ともなった。

❸携帯電話基地局新設計画（土清水地内）
〔平成17年（2005）審議〕

携帯電話が急激に普及し、電波中継塔が次々と乱立・増設された時期の案件で、中継塔の統一化と集合化の可能性について審議され、同時に金沢市で独自の調査・分析作業も実施された。アンテナ形状や塔鉄骨トラスのシンプルなデザインへの比較検討、耐候性塗料の検討、足元廻りの外構デザインへの配慮等に関して事業者の協力を得ることができた（図２-９）。

この案件は、建築物以外で、時勢を反映して多量に反復出現する工作物への景観誘導と指導対応の事例である。この後、当時普及し始めていた太陽光発電パネルの取り扱いについても同様に、金沢市で独自に先行基礎調査と課題抽出作業が行われた。

❹ポルテ金沢外観照明デザイン計画（本町２丁目地内）
〔平成20年度（2008年度）審議〕

ポルテ金沢の外観演出照明計画への対応において、現地での事前実験に協力を得ながら慎重な検討と議論が行われた。建物部会は、この案件のように新たに出現した種々の景観課題に対しても極めて精力的に対応を行っている。

◆第５章「夜間景観の形成」（P93）にも記載。

❺金沢地方裁判所建替計画（丸の内地内）
〔平成21年・22年（2009・2010）審議〕

この案件は、金沢城跡の緑を背にして建つ地方裁判所の建て替え計画で、事前協議も含め、前向きな審議が重ねられた。背後の城跡の緑を覆い隠すことのないよう、また城跡からの俯瞰景観にも配慮しつつ建物を分節化し、各部分の高さが調整された。また、前面道路や交差点部も緑化しつつ十分な拡がりを確保した配置計画とするなど、良好な周辺環境形成にも多くの協力が得られた（図２-10）。

この頃には、事例❶と同様に、単体建築物として

図２-９　携帯電話無線基地局（土清水）

図２-10　金沢地方裁判所（丸の内）と金沢城公園の緑

の景観整備にとどまらず、合わせて良好な周辺環境形成への配慮も定着化してきたといえる。都市景観に対する視野と理解も拡がり、建築単体としての景観形成から、まちなみとの調和、地域の景観文脈との整合性にもさらに考慮が図られるようになってきた。

2. 保存建物部会

昭和57年(1982)の「伝環条例」改正で創設された「指定保存対象物制度」は「都市景観条例」に継承され、「伝環条例」の指定保存建造物部会が保存建物部会に改称された。「都市景観条例」施行後、平成2年(1990)に旧森快安邸、正田善嗣家の2件、平成3年(1991)に旧越濱、越村邸の2件が指定されている。「都市景観条例」の施行期間中(平成20年度まで)の指定件数は20件である。指定保存建造物の事例を紹介する。

❶正田善嗣家〔平成2年(1990)指定〕

金沢市東山1丁目5番13号。明治初期建築。
木造2階建て銅板葺き。

卯辰山の観音院に至る旧観音町通りに面して建つ町家である。表構えは軒先の「カザガエシ」、2階両側の袖壁、玄関の大戸、「キムスコ」、下屋の軒下に付く「サガリ」など、金沢の町家の特徴をよく備えている。屋根は銅板葺きであるが板葺き石置き屋根当時の勾配を残している(図2-11)。

図2-11　正田善嗣家(東山1丁目)

◆町家の意匠については、「金沢の建築意匠ガイド」(P117)を参照。

❷旧越濱〔平成3年(1991)指定〕

金沢市東山1丁目14番8号。明治初期建築。
木造2階建て瓦葺き。

旧越濱は、ひがし茶屋街に建つ茶屋建築の様式を伝える建物で、外観がよく保存されている。切妻造平入りで、1階は揃いの出格子とし、背の高い2階建てが町並みに軒を連ねる(図2-12)。明治41年(1908)に瓦葺きに改造されているが、従前は勾配の緩い石置き屋根であった。その痕跡を2階から天井裏に上がる階段の途中に見ることができる。

◆茶屋建築の意匠については、「金沢の建築意匠ガイド」(P118)を参照。

❸越村邸〔平成3年(1991)指定〕

金沢市兼六元町9番33号。江戸時代末期建築。
木造平屋建て瓦葺き。

藩政時代に禄高150石の平士であった山森氏の旧屋敷。敷地周囲に土塀が巡らされ、敷地内には老木も多くある。門を入り正面から見る建物は、「アズマダチ」の大きな妻屋根が堂々とした構えを見せている。玄関は表玄関と内玄関の2つを備える。金沢の武家屋敷の特徴をよく備えている。

◆武士住宅の意匠については、「金沢の建築意匠ガイド」(P117)を参照。

図2-12　旧越濱(東山1丁目)

3. 緑化推進部会

「伝環条例」の緑化美化推進部会が改称された部会である。緑化推進部会の部会長は、慣例で市民団体組織の「緑を育て金沢を美しくする会」の会長が務めることになっており、同会長は金沢市町会連合会の会長でもあることから、部会では市民目線からの緑化・美化の思想に重きを置いた審議が行われてきた。

また、緑化推進部会の大きな役割である「保存樹・保存樹林」の指定では、部会委員全員が現地調査で樹木を確認することを基本に審議が行われてきた。平成13年(2001)、「金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例」(平成13年条例第6号)が制定され、同条例第16条に基づく「景観樹・景観樹林」の指定に係る審議も役割に加わった。

緑化推進部会の審議は、特徴的な公園・緑地、街路樹の整備に関わる案件が集中した。平成6年度・7年度(1994年度・1995年度)は、金沢地方気象台の桜開花の基準木をシンボルとした「弥生さくら公園(図2-13)」、浅野川大橋詰の火の見櫓がアクセントとなる「橋場町緑地」、こまちなみ保存区域内の「天神町緑地」の他、「松ヶ枝緑地」、金石街道中央分離帯の「クロマツの植樹」などが審議されている。また、金沢駅東広場や駅通り線の植栽計画についても審議され、まちなかの金沢らしい緑環境の創出に向けて意見が交わされた。

平成8年度(1996年度)は、「大乗寺丘陵公園(図2-14)」、「こなん水辺公園」のような自然特性を活かした公園の他、西部緑道など大規模な案件が審議された。

平成9年度(1997年度)からは、斜面緑地保全区域内で特に保全の必要性が高いエリアを「特別緑地保全地区」に指定する件について、平成14年度(2002年度)まで断続的に報告されている。平成10年度(1998年度)以降は、中心市街地活性化のための広場公園に関わる案件として、「香林坊にぎわい広場」、「木倉町広場」、「片町広場」、「竪町広場」が審議された。その他、市民提案型公園という新たなアプローチで取り組む案件として、「横枕はすの里公園」や「割出町公園」などが審議されている。また、犀川や浅野川沿いに面した斜面緑地を活かして整備された「長良坂緑地(図2-15)」、「常盤町緑地」などが報告されている。

このように、平成期前半の緑化推進部会は、金沢らしい個性と魅力ある公園・緑地の整備に関わる案件の審議が行われていた。これに加え、金沢市における総合的な緑化推進、緑の保全に係る施策の展開にも関わっており、平成6年度(1994年度)の「街路樹マスタープラン」、平成8年～10年度(1996～1998年度)の「緑のマスタープラン」、平成19年～20年度(2007年度～2008年度)の「緑の基本計画(マスタープラン)の見直し・改定」について、策定途中の中間報告も含めて審議されている。次に緑化推進部会で審議された事例を紹介する。

図2-13　弥生さくら公園

図2-14　大乗寺丘陵公園

❶大乗寺丘陵公園〔平成６年（1994）審議〕

野田山丘陵地に位置し、市街地をパノラマ景観で眺望できる市内２番目の総合公園で、22.5ha（兼六園の２倍超）の広大な面積を誇る。

野田山丘陵地で墓地開発の拡大が懸念されたことから、市街地の背景となる丘陵斜面緑地の連続性を担保し、緑地としての保全・育成を目指すことを目的としている。眺望の良さを活かし、人々がゆっくりと滞在しながら金沢に思いをはせ、郷土愛を育むように遊具は一切設置されていない。植栽は潜在植生に配慮し、地元の富樫・長坂台小学校児童の協力を得て、巨木のドングリから育成した苗木を市民記念植樹や新婚記念植樹で植えるなど、50年以上の長期的視点で取り組んでいる。

また、四季の花の名所としてツツジ園・あじさい園などもあり、開花期には多くの来園者が集う市内屈指の名所となっている。公園整備は、平成11年度（1999度）に着工し、平成23年度（2011度）に竣工した。金沢ではこれまで類をみない大規模で長期にわたる公園整備となった。

❷中心市街地活性化広場〔平成10年（1998）審議〕

平成10年度、中心市街地活性化事業の一環として、都市公園法で新たに位置付けされた「広場公園」の整備計画が策定された。この計画に基いて、平成12～14年（2000～2002）にかけて、「香林坊にぎわい広場（図２-16）」、「片町広場」、「木倉町広場」、「竪町広場」の４ヶ所がまちなかの商業地に整備された。各整備計画は、金沢工業大学教授・森俊偉氏の監修を受け、地元商店街への地元説明会や部会での審議を重ねた。まちなかの賑わい向上を目的とした「現代版広見」というコンセプトのもと、それぞれが当該地区の景観に即した公園とされ、商店街のイベントに活用できる空間として整備された。

❸犀川神社のクロマツ〔平成11年（1999）審議〕

犀川神社のクロマツは保存樹に指定された３本の樹木で、樹高12～14m、幹回り約２m、枝張り８mである。このクロマツは、犀川大橋から下流を望んだ時に視界に入る巨木であり、犀川の川筋景観の象徴としても貴重な樹木である。

4. 用水みちすじ部会

用水みちすじ部会は、「伝環条例」の用水部会が改称された部会である。審議対象は用水にとどまらず、道路や緑地等にも広がり、公共空間全般のあり方を審議することとなった。

金沢市の公共空間における修景整備は、「歩ける道筋整備事業」により、坂道・広見・茶屋街・用水の他、主要街路を対象に計画的に行われてきた。その初期の事業に、昭和63年（1988）の石伐坂の修景整備、長町武家屋敷群の通り修景整備などがあり、これ以降、旧城下町区域の各所で整備事業が実施された。平成

図２-15　長良坂緑地

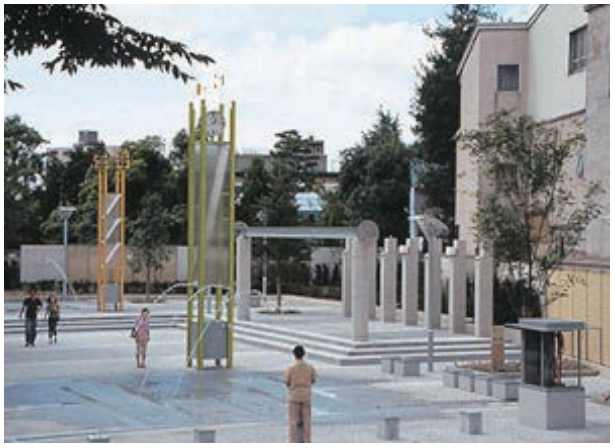

図２-16　香林坊にぎわい広場

３年(1991)には、全国的にも類例のなかった修景整備の専門部署としてみち筋整備課を新設している。

初期の修景整備事業は、舗装材に高価な御影石や鉄平石を用いるなど質の高い水準で、事業箇所ごとに完結した整備が行われていた。部会の審議は、使用材料やデザインなどの整備内容が、その場所の歴史的まちなみや自然景観に調和するかどうかの視点で行われた。その後、主要箇所の点としての修景整備が進んだことから、事業はそれらの箇所をつなぐ線としての整備に移行していった。これにともなって部会の審議では、「修景の連続性」、「歴史性・物語性(史実に基づく整備)」、「空間スケールの調和」、「地土地利用(道路等)と図(建物等)との関係性」などが主な論点となった。次に用水みちすじ部会で審議された事例を紹介する。

❶六斗の広見整備事業〔平成２年(1990)審議〕

六斗の広見は、旧鶴来往還途中に位置する市内最大の広見で、藩政時代には幕府巡見使の出迎え場所や藩主の寺社参詣の際の待機場所として利用されたといわれる。明治以降は神社の祭礼や盆踊り会場として、地域住民に親しまれてきた。

２回の審議が行われ、舗装材の色調、植栽樹木(マツ)の高さと本数、案内板の形態・意匠について議論された。

❷ひがし茶屋街修景整備工事

〔平成３年～５年(1991～1993)審議〕

ひがし茶屋街は、文政３年(1820)の公許から明治期に建築された茶屋建築が多く残り、そのまちなみは平成13年(2001)に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

４回の審議が行われ、御影石舗装の色調、照明灯(ガス灯)の色彩や本数について意見が出され、工事仕様に反映された。

❸鞍月用水整備工事

〔平成６年～13年(1994～2001)審議〕

「鞍月用水」の名は、鎌倉時代から室町時代に存在していた鞍月庄に由来し、正保年間(1644～1648)に改修されたという記録があるが、築造年は不明である。

「鞍月用水潤いの道」として、宮内橋から昭和町地内の区間で工事が実施され、用水の開渠化、私有橋の整備、歩道確保のための用水沿いの散策路が整備された。当時、モータリゼーションの進展により、用水は暗渠にされて駐車場として利用されているところが多く、開渠化に向けて権利者との粘り強い交渉の末に実現した。また、用水沿いの道路は幅員が狭く、道路内に歩道スペースを確保することが困難な箇所が多いことから、歩道部分をデッキとし、用水上部に張り出す形状で整備された(図２-17、図２-18)。

事業区間ごとに７回の部会審議が行われ、護岸の

図２-17　鞍月用水(開渠化前)

図２-18　鞍月用水(開渠化後)

石積みについて、古い石積みを残すか新材で積み替えるかが議論された。その結果、既存石積みが老朽化のため護岸として危険であることに加え、都市内排水路として機能を向上させるために、常願寺川産の割石で積み替えて整備することとされた。また、私有橋の高欄デザインは統一するのではなく、２種類の中から選択することとし、芳斉地区から下流ではさらに別のデザインとした。さらに、「コウド（用水に降りる階段部）」を残すとともに、魚類の生息にも配慮した整備が求められた。

❹横安江町商店街修景整備工事
〔平成15年・16年（2003・2004）審議〕

横安江町商店街は、大正初期に東別院の門前商店街として始まり、昭和34年（1959）に全天候型アーケードが設置され賑わいを見せていた。しかし、商業環境の変化により空き店舗や駐車場が目立つようになり、商店街として低迷していた。工事は、商店街の活性化を目指して、老朽化したアーケードを撤去するとともに無電柱化と道路の修景整備をあわせて実施した（図２-19、図２-20）。

４回の部会審議が行われ、アーケードの撤去にともない、環境が大きく変化することから、商店街計画として全体を俯瞰した整備が求められた。御影石の舗装については、「地と図」の関係性に留意するよう求められた。その後、歩行者専用道路としての幅員構成や舗装材、東別院前を広場としてイメージさせる舗装パターン、照明灯や植栽などの景観構成要素も検討された。

5. 計画部会

「都市景観条例」において、平成４年（1992）４月に新設された専門部会である。同年２月、「金沢市都市景観形成基本計画」が「金沢市都市景観審議会」で了承され、市長に答申された。同年８月、「都市景観条例」に基づく指定区域として、伝統環境保存区域（32区域）と近代的都市景観創出区域（13区域）が告示され、同時に45区域の景観形成基準が告示された。

このような状況の中、平成３年（1991）から、各区域における「地域景観整備計画」の策定に着手した。「地域景観整備計画」は単に建築物や緑化の誘導だけでなく、公共施設の整備や支援制度を含めて、より総合的で詳細に区域ごとの景観形成を図るための計画である。計画の策定にあたっては、現況調査・アンケート調査・住民協議を踏まえて進められた。

このような「都市景観形成計画」に関連して策定される様々な計画案を審議する部会として、計画部会は設置された。なお、「地域景観整備計画」は平成９年度（1997年度）に全区域の策定を完了した。

図２-19　横安江町（アーケード撤去前）

図２-20　横安江町（整備後）

6. 斜面緑地保全部会

平成９年(1997)の「金沢市斜面緑地保全条例」(平成９年条例第１号。以下「斜面緑地条例」という。)の制定にともない、平成11年(1999)に設置された専門部会である。役割としては、斜面緑地の緑被率の低下や急傾斜面崩壊対策工事による人工擁壁化が進展する中で、斜面緑地に影響を与える事業計画案を斜面緑地保全の観点から審議することである。委員は、土質光学・都市計画・生態系・小動物・植物など多様な分野の専門家で構成された。

まちなかの貴重な自然である河岸段丘や丘陵の斜面緑地は、金沢の景観を形成する大きな特徴であるとともに、気温、大気の調整や災害時の延焼遮断機能などがあり、「自然環境」、「都市景観」、「都市防災」、「都市環境」などの観点から様々な役割を果たしている。市街地の緑地率は決して高くはないが、連続する斜面緑地が市街地の背景に立体的に存在していることが、「金沢は緑が多いまち」との印象を与える要因となっている。

斜面緑地部会が設置された平成11年(1999)は、「斜面緑地条例」に基づいて指定する斜面緑地保全区域(案)と斜面緑地保全基準(案)について審議された。

平成13年度(2001年度)からは斜面緑地にかかる具体的な公共工事が審議案件となる。平成13年(2001)は、野田山新墓地の法面保護工事や幸町・涌波線の道路改良工事等が審議されている。平成16年度(2004年度)の県道小原土清水線のバリアフリー化工事については３回の審議が行われ、部会委員による現地確認も実施された。平成17年度(2005年度)以降は、市内各所で行われる急傾斜地崩落対策工事が主な審議案件となっている。次に斜面緑地保全部会で審議された事例を紹介する。

❶小立野５丁目地内道路自然災害防止工事
〔平成13年(2001) 審議〕

現場は、小立野台地にある高さ30m以上の急峻な斜面である。一部は地山が剥き出しで、法肩や法尻に家屋が立地していることから、災害を防止するため斜面の安定を図る工事であった。

当該地に生息する小動物の移動環境を考慮した植栽を検討し、可能な限り在来種の植栽に努めるよう意見が出された(図２-21)。

❷土清水交差点・涌波地区間の坂道改良工事
〔平成14年(2002) 審議〕

現場は、車道幅員が３m程度と狭く、急峻な坂道である。それにも関わらず、小立野台地から犀川大通りへの数少ないアクセス路線で交通量が多いことから、交通安全を確保するために道路を拡幅する工事であった。

既存樹木を可能な限り保全するほか、小動物と車両との平面交差を避けるため道路下に移動用地下通路を設置すること、ホタルの生息地になっているこ

図２-21　鶴間坂ふもとの回復した植生(小立野５丁目)

図２-22　土清水交差点下(歩道の計画を変更して巨木を保存)

とから道路照明に配慮すること、擁壁面の緑化は在来種に遷移できる品種選定を行うことが意見として出された(図 2 -22)。

❸天神町地内急傾斜地崩落対策工事
〔平成18年(2006) 審議〕

現場は斜面上部に居住家屋等が立地し、土砂崩落の痕跡が多数見られる急傾斜地である。その崩壊対策工事(現場打法枠工・0.4ha)であった。

緩勾配部分の法枠の間隔を広げることによる植生回復への配慮や、近接する馬坂不動尊の湧き水に対する影響を考慮するよう意見が出された。

7. 寺社風景保全部会

平成14年(2002)の「金沢市の歴史的文化資産である寺社等の保全に関する条例」(平成14年条例第10号、以下「寺社風景条例」という。)の制定に伴い設置された専門部会である。役割としては、「寺社風景条例」に基づいて指定された寺社風景保全区域の建築行為等の事業計画案を寺社風景保全の観点から審議することである。

戦禍や大災害に遭わず、江戸時代からの遺構を多く残す金沢では、それらを後世に守り伝えることを視野に、景観保全の中で「本物」を残す文化財保護的なあり方が改めて問われたのは、「寺社風景条例」制定に向けた頃だった。景観保全の修景または整備として扱うものと、文化財保護的な修理として扱わなければならないものとの境界をどこに引くかなど、困難な課題が提起される中で、その具体的方法について検討が行われた。次に寺社風景保全部会で審議された事例を修復補助事業の具体例とともに紹介する。

❶明王院(みょうおういん)跡石積み修復事業(市補助事業)
〔平成18年度(2006年度)工事〕

卯辰山山麓寺院群において藩政期に寺院があった場所での石積み修復事業である。当時、国の重要伝統的建造物群保存地区選定を視野に入れた区域に位置しているため、当該石積みは保存対策が求められていた。当部会の審議では、現地実査も行い、「当該石積みについては、地域の景観保全のため重要な場所に位置しており、歴史的・文化的な価値を有する」と認められ、補助事業が進められた。

石積みの構造安全性を図るため、石積み背面部にコンクリート擁壁を新設し、石積みを積み直す必要があったため、現況と解体時に石積みの調査記録を行った。その後、平成23年(2011)12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、当該石積みは伝統的建造物(工作物)として特定された(図 2 -23)。

図 2 -23　明王院跡石積み(子来町)

❷大谷廟所土塀修復事業（市補助事業）

〔平成15年度（2003年度）調査設計、平成16年度（2004年度）工事〕

金沢城跡西側の甚右衛門坂下付近の土塀の修復である。改造度合いが大きい土塀であったが、遺構の価値を感じ取り、保存修理を想定した調査設計を実施した。土塀の築造工法や仕様とともに築造履歴が確認でき、現存する土塀の一部が藩政期まで存在した神護寺の土塀であったことが判明した。それらの調査結果を踏まえた保存修理計画を立てることで、改造度合いが大きいながらも、遺構保存と復原整備のバランスを図った工事が実施できた。この事業で得た知見が、その後の土塀修復事業の参考となった（図２-24）。

❸本性寺土塀山門修復事業（市補助事業）

〔平成17年度（2005年度）調査設計、平成18年度（2006年度）工事〕

寺町寺院群の土塀山門修復事業である。当時はまだ伝統的建造物群保存地区に関わる取り組みが行われていなかったが、その後の保存対策調査を経て、平成24年（2012）11月、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

当該土塀と山門の歴史的価値を評価し、保存修理が進められた。土塀は版築*1主体部の保存、山門は市内で見ることが珍しくなった赤瓦屋根の保存とともに正面石段の復原を実施した（図２-25）。本事業は、設計監理を担当した建築士と工事に携わった職人の多くが金沢職人大学校修復専攻科修了生という体制がとられた。この頃から、他の修復現場においても、同校修了生が活躍する場が増えていった。

ここで取り上げた事例は、景観保全の中で文化財保護的な手法を多少なりとも実践し、実証的な調査を踏まえながら、より丁寧に景観を守ろうといった意識で事業が進められたものである。単にきれいに改修整備するのではなく、そのものの履歴を読み込み、その価値を後世にどのように伝えるかを心掛けた。

金沢市における寺院群に関わる景観保全は、寺社風景保全条例の制定から発展し、伝統的建造物群保存地区として文化財保護が図られるまでに至った。今後も、金沢の寺院群を歴史ある景観としてどう守っていくのか、様々な施策に検討を加えながら充実させ、継続していくことが求められている。

＊1　土壁の築造法。板枠の中に土を盛り、一層づつ突き固め、層を重ねていく方法。

図２-24　大谷廟所土塀（尾山町）

図２-25　本性寺山門・土塀（寺町４丁目）

屋外広告物の誘導開始

1. 金沢方式の景観誘導

「都市景観条例」に基づく総合的な景観誘導が進む中、平成元年(1989)に「都市景観審議会」の専門部会としてサイン広告物部会が設置された。この部会では、有識者や専門家が個々のデザインアドバイスを行う方式で、広告景観の誘導が開始された。あわせて金沢市は、市独自の屋外広告物誘導指針の策定作業を開始し、平成4年(1992)4月に策定した「金沢市景観形成基本計画」の中に明記した。

2.「屋外広告物審査会」の設置

屋外広告物誘導指針は、当時の石川県屋外広告物条例に上乗せする形で、地域特性に応じたサインの高さや大きさの目安を定めたものであった。しかし、策定段階において、「金沢市の場合はサイズや色彩などに細かな数値的基準を設けて規制するよりも、設置する場所にふさわしい広告景観の誘導をていねいに行うべき」との意見が出されたことから、平成4年(1992)、金沢市は新たに「屋外広告物審査会」を設置し、その審査に基づく広告景観の誘導を開始した。

「屋外広告物審査会」は、学識経験者・業界団体代表・行政担当者で構成された(図2-26)。市内に掲出される屋外広告物について、機動的によりきめ細やかなデザイン誘導をはかるため、発足以来、週1回ペースで開催され、平成29年末までに3,000を超る案件に対し、随時助言・指導を行っている。審査においては、デザインをとともに、設置される場所や位置、視認性・可読性の確保など、周辺環境との関係性も重視しており、このように審査会が個別案件ごとに総合的に半断している点が大きな特徴である。

ちなみに、色彩についてマンセル値[*2]による禁止色を定め、文字のサイズ等についても細かな基準を定めている都市もあるが、金沢市では、前述のとおり、どうすれば金沢の景観に合う屋外広告物になるのかを個別案件ごとに判断しているため、あえてよのような基準は定めていない。

また、サイン広告物部会や「屋外広告物審査会」の設置当初から、委員として広告業界団体の代表者が入っていることも金沢市の大きな特徴といえる。当時、法的根拠のない景観誘導は、ともすると広告業界との軋轢を生む原因となり得たが、誘導指針の策定段階から協力を得たことから、個別のデザイン審査に広告業界団体の意見も反映されることとなった。行政本位ではない、民間の事業者側の立場も踏まえた総合的なデザイン誘導が可能となっている。

図2-26　屋外広告物審査会(審査の様子)

＊2　色彩を色相、明度、彩度の三属性により表記する値で日本工業規格(JISZ8721)として規格化されている。

3.「金沢市屋外広告物条例」の制定

金沢市は、平成元年(1989)から屋外広告物誘導指針に基づく市独自の方法で屋外広告物のデザイン誘導を行っていたが、屋外広告物の設置許可は「石川県屋外広告物条例」に基づいて行われ、その窓口は石川県であった。屋外広告物の指導が2つの窓口で行われていたことから、デザインに関する指導内容に齟齬を来す場合も多かった。

平成5年(1993)4月、金沢市は、石川県から「一部事務委任」のかたちで「屋外広告物許可事務」の移管を受け、県条例に基づく規制と金沢市の指針に基づくデザイン誘導を一元化し、屋外広告物の適切な規制誘導の推進を図った。その後、平成7年(1995)に「金沢市屋外広告物条例」(平成7年条例第第58号。以下「市広告物条例」という。)を制定し、中核市に移行した平成8年(1996)に同条例を施行した。

「市広告物条例」は、国の標準条例を基本に、美観風致の維持・公衆への危害防止を目的とした上で、これまでの誘導実績を踏まえた内容が盛り込まれている。特に、広告物のあり方については、「本市の美しい景観の形成に配慮したものでなければならない」と明記した。また、屋外広告物禁止地域として、伝統環境保存区域やこまちなみ保存区域等の独自条例による指定区域を追加している。

さらに、市長が指定する特定の場所から展望される広告物を禁止する「禁止展望広告物等(図2-27)」や、活力あるまちなみを維持する上で広告物が重要な役割を果たす地域として「広告物活用地区(図2-28)」、良好な景観を保全するために必要な地域として「景観保全型広告整備地区」などを新設した。

なお、「市広告物条例」に基づき、「金沢市屋外広告物審議会」が設置されたことから、「都市景観条例」の専門部会であるサイン広告部会は廃止された。次に、「金沢市屋外広告物審議会」の取り組みについて事例を紹介する。

❶幹線道路沿道の禁止地域の指定

平成8年(1996)から整備が進む金沢外環状道路の海側幹線、山側幹線において、部分開通ごとに地域住民の理解を得ながら、幹線道路沿いを順次既存の許可地域から第6種禁止地域に指定している。これにより、景観に与える影響の大きい野立広告物の乱立が防止され、幹線道路沿いの良好な景観創出につながっている。

❷大型LED表示板の規制

平成18年(2006)3月に規則改正を行い、全国的に増加傾向が見られた大型LED看板について、建築物の屋上への設置を禁止するとともに広告物等の上端は地上から4m以下とするなどの規制を設けている。

なお、平成18年(2006)、金沢駅前の大型商業施設「金沢フォーラス」では、各テナントの広告物を集約化すること、表示内容を管理する「運営管理委員会」

図2-27　禁止展望広告物等の指定がある場所(広坂交差点周辺)

図2-28　広告物活用地区(片町1丁目)

を設置すること、金沢市もその放映内容に関与することができることを条件に規制を緩和し、駅前の賑わい創出に配慮した節度ある広告景観となるよう誘導した(図2-29)。

❸「屋外広告業登録制度」の導入

「市広告物条例」の規格を超える屋外広告物を設置する事業者が広域で営業していることや、許可申請が必要な屋外広告物で未申請、未許可のものが多数存在することが全国的に大きな問題となった。

そのため、平成16年(2004)、「屋外広告物法」が改正された。これにより、「屋外広告業登録制度」が設けられ、屋外広告業を営もうとする者は、知事(指定都市、中核市にあっては市長)への登録が義務化された。これを受けて金沢市は、平成18(2006)年4月、「市広告物条例」を改正し、屋外広告業を届出制から登録制にした。この条例改正により、屋外広告業の登録義務化と未登録者が業を行った場合に罰則が適用されることになり、屋外広告業の地位向上と責任が明確となり、不良業者の排除とともに公正な受注競争が確保された。

図2-29　金沢フォーラスの大型LEDとすっきりとした屋外広告物(堀川新町)

景観ひとコマ

平成５年(1993)

主計町地区景観モデル住宅

主計町

主計町重要伝統的建造物群保存地区は、選定に先立つ26年前の昭和57年(1982)に伝統環境保存区域に指定され、まちなみの保全が図られてきた。昭和59年(1984)、「モデル地区(旧主計町)保全整備事業」が創設され、格子の修復をはじめ建物の修繕・整備に対する支援制度が設けられたが、当時老朽化の進む建物の保存に強い規制がなかったことから、改築も計画されるようになっていた。改築にあたってはまちなみに調和した外観意匠が求められるが、建築基準法の規制が高いハードルであった。このため、老朽化が著しく売買物件となった家屋を市が取得し、現行法規制の中でまちなみとの調和を図ったモデル住宅に改築することとなった。

景観モデル住宅の敷地は、面積51.3㎡、間口4.3mの狭小な土地であるが、主計町では標準的な敷地である。町並みの調和を図るためには壁面、軒先を揃える必要があったが、軒の道路突出が認められないため壁面は60㎝後退しなければならなかった。しかし、後退した両側の隣地境界線部分に防火壁を設置することで延焼ラインがクリアされ、１階玄関戸や格子を木製とすることが可能となった。２階は茶屋建築の意匠に倣い壁面を１階部分に合わせてせり出し、開口部は木製のガラス入り建具としたが、これは雨戸を防火戸にすることで可能となった。３階建てのまちなみには屋窓を設置して外観の調和が図られたが、当時は準防火地域では外壁や軒裏を木製にできなかったことからモルタル仕上げになっている。

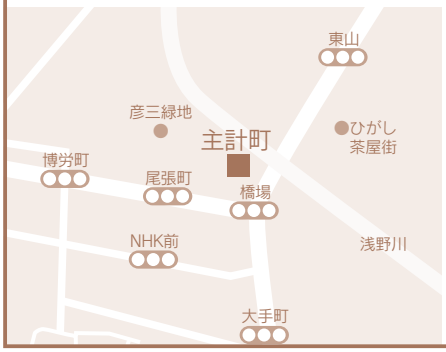

景観ひとコマ

平成15年(2003)

本光寺前階段整備工事

本光寺参道(整備後)

この工事は、卯辰山山麓寺院群の「心の道」整備事業として実施された市道の修景整備である。

この事業に関して、当時の金沢市長・山出保氏が後にエピソードとしてよく語る出来事があった。古くなったコンクリートの階段を撤去し、きれいに整備して歩きやすくしようとする計画に対して、近畿大学教授・櫻井敏雄氏が指摘した。それは、「参道の原形を壊してしまったらダメです。元に戻してください。コンクリートを掘り起こし、元の石材を利用した復原工事を行うことが、伝統的まちなみの外部空間を価値付ける上で大切なことです。単なる修景整備の改修ではなく、復原的な修理を目標とするようにするべきです。」というものであった。

現場でコンクリートを掘り起こすと、櫻井教授が指摘した戸室石の石段が出てきたため、現状調査を実施し、破損部を修理した復原整備を行った。これに対して山出市長は、「指導の足りなさを恥入りました。」と述べている。このことが、金沢の寺院群における景観保全のあり方の転換点となったといえる。以後、卯辰山山麓寺院群の「心の道」整備事業における市道の修景整備工事は、事前に発掘調査を実施し、調査結果に基づいた整備が実施されるようになった。

本光寺参道(発掘調査状況)

伝統環境保存区域B34寺町寺院群旧野田道周辺地区

伝統環境保存区域C56犀川大橋～上菊橋地区（上流）

第３章

景観発展期

平成21年～29年（2009～2017）

バブル崩壊後の日本経済は、「平成不況」と呼ばれる長期不況に苦しむこととなったが、地方都市における急速な都市化が沈静化していったことから、改めて歴史的なまちなみ保存や良好な景観の形成に関心が向けられるようになった。この間、金沢市のような独自条例による景観保全の取り組みは全国的な広がりを見せたが、一方で「建築基準法」等と直接連動しない条例では罰則をともなう強制力がないことから、その規制・誘導の限界が明らかになってきた。景観上、大きな影響を与える計画が強行されて訴訟に至るケースも一部の地域で発生し、景観行政の大きな課題として取り上げられるようになった。

このような状況の中、平成15年（2003）に国が公表した「美しい国づくり政策大綱」において景観に関する基本法の制定が明示され、平成16年（2004）に景観緑三法（「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」）が制定された。これにより、「伝環条例」の制定以来36年を経て、地方自治体の景観行政が法的バックボーンを有して強く取り組む環境が整った。なお、「景観法」制度に至る過程において、それまでの地方における先進的な取り組みや種々の課題が参考にされている。

画：平井 聖

「景観条例」の制定

1．「景観法」を活かした景観形成

平成16年(2004)に「景観法」が制定された。地方自治体が同法に基づく景観条例によって、強制力を伴う景観行政を推進できるようになったことから、平成21年(2009)３月、金沢市は「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」(平成21年条例第４号。以下「景観条例」という。)を制定した。「景観条例」は「景観法」を活用して、効果的な景観形成を図るとともに、市と市民、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携のもとに協働して、美しい景観まちづくりを進めることを基本理念としている。

平成21年(2009)７月、金沢市は美しい景観のまちづくりを総合的に推進するため、金沢市独自の景観マスタープランとなる「金沢市景観総合計画」と景観法を適用する具体施策をとりまとめた「金沢市景観計画」を策定した。これらの計画策定を受けて、同年10月に「景観条例」を施行した。

2．「金沢市景観計画」

「金沢市景観計画」は、基本理念に「地域の時間と暮らしに根ざした景観形成」を掲げ、地形・歴史・土地利用の重層性に加えて、昼夜、四季、伝統・文化などの時間や暮らしとの密接な関わりが、金沢らしい景観の構図になっていることを明示している。

また、「石川県景観計画」との整合を図るため、市全域を景観計画区域として位置付けて、景域別に見た景観形成方針を定めている。景域は、地形や土地利用など視覚的な景観特性だけではなく、当時の計画部会委員で郷土史家の屋敷道明氏の助言を受け、藩政期の集落別の年貢内容を記した「加能越三箇国高物成帳」(玉川図書館近世史料館所蔵)を参考に区分している点が特徴である。市街景域は、年貢が米や農産物であったエリアである。臨海景域は、内陸部であっても、年貢が犀川・浅野川を通した漁業との関わりがある海産物が含まれていたエリアである。また、山裾、中山間景域は、年貢に野鳥や猪等も含まれており、藩政期からの集落の歴史・文化に加えて、生業等の背景をもつ区分となっている(図３-１、図３-２)。

3．新たな区域設定

「景観法」に基づく区域の設定には大きな課題があった。「景観条例」は、これまでの景観関連の市独自の条例を廃止するのではなく、既存の指定区域を踏まえた新たな区域設定を目指したため、既存の区域区分や基準の内容をあらためて体系的に整理することが必要となった。これは、全国に先駆けて多様

図３-１　臨海景域(大野町)

図３-２　山裾景域(正部町)

な独自条例を駆使してきた金沢市特有の事情であったともいえる。

さらに、同時期に並行して策定が進められていた「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。)に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」との整合を図る必要があった。同計画は、国側である国土交通省・農林水産省・文部科学省(文化庁)との協議のもとで策定が進められていたが、歴史的風致に関する考え方(重点区域)と景観法の運用体制(指定区域)との一体性が不可欠であると国から指摘を受けていた。そのため、「金沢市歴史的風致維持向上計画」策定作業と連動し、国との十分な協議を重ねる必要があった。

❶「景観法」を活用した区域指定

金沢市は、「景観法」に基づく区域として、市全域を景観計画区域とし、景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域、その他の区域(景観計画区域)の3つに大別して指定している。景観形成区域は、地形・歴史・土地利用を踏まえた景観特性に加え、旧町名等に拠る地域コミュニティ単位を考慮した94地区に細分化し、地区ごとの景観形成方針を定めている。なお、景観形成区域は、伝統環境保存区域(「都市景観条例」に基づく区域を旧城下町の範囲に拡大)・伝統環境調和区域(新設)・近代的都市景観創出区域で構成されている(図3-4)。

図3-3　伝統環境調和区域(尾張町区域)

❷伝統環境調和区域の新設

「都市景観条例」の近代的都市景観創出区域は、中心市街地の幹線道路沿いに指定されており、商業地域などの土地利用を考慮して高さ基準が設定されていた。このため、中高層建築物と低層建築物が混在する景観が形成され、隣接する伝統環境保存区域にも影響を及ぼしていた。「景観計画」の策定を機に、市街地における高さ規制は「都市計画法」の高度地区制度に委ねられ、強化されることになったが、従来の高さ基準がそのまま準用された。このことから、低層部分のファサードの連続性や景観的な統一感、中高層部分での壁面後退による圧迫感の軽減など新たな景観誘導が必要となった。

このため、重要伝統的建造物群保存地区や伝統環境保存区域など、歴史的環境の保存・保全を必要とする区域に接する幹線道路沿いを、近代的都市景観創出区域とは異なる伝統環境調和区域として新たに指定し、中高層建築物に対する景観形成基準も異なるものとした(図3-3)。

❸景趣継承区域(独自条例の区域継承)

金沢市は、固有の景観特性である「こまちなみ」、「用水」、「斜面緑地」、「寺社風景」を市民共有の財産として、良好なかたちで次代へ継承していくため、それぞれに関する独自条例を制定し、指定区域に対して景観誘導を図ってきた。このため、「景観法」に基づく新たな取り組みが始まる中、その歴史と思想を次代に引き継いでいくことが強く求められた。「景観計画」において、こまちなみ保存区域・寺社風景保全区域・斜面緑地保全区域・保全用水区域を景趣継承区域と総称し、「都市景観条例」に拠る眺望景観保全区域とともに、引き続き独自条例に拠る区域として位置付けることとした。

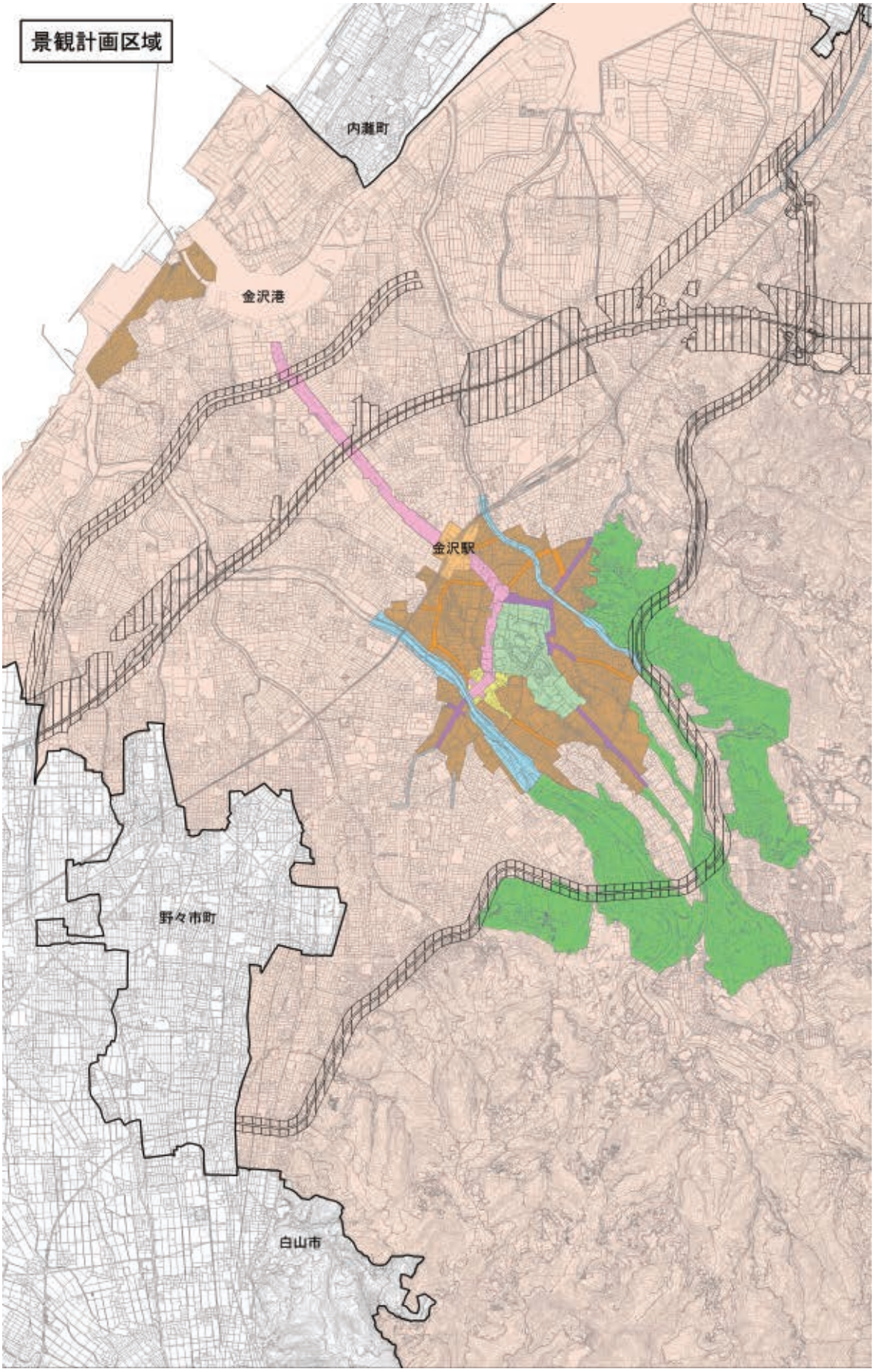

図３－４　景観条例の指定区域（景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域）

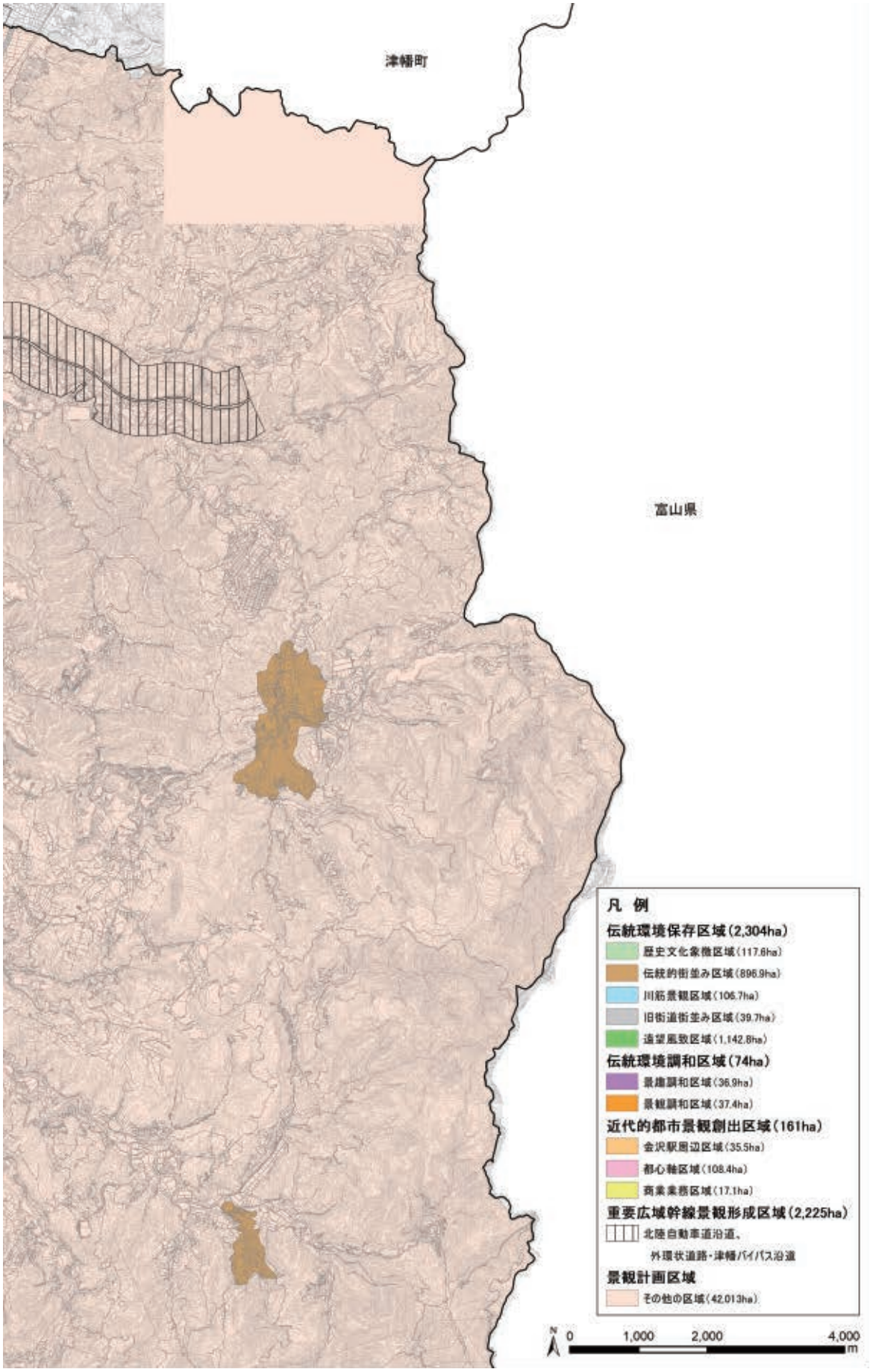
津幡町
富山県
凡 例
伝統環境保存区域（2,304ha）
歴史文化象徴区域（117.6ha）
伝統的街並み区域（896.9ha）
川筋景観区域（106.7ha）
旧街道街並み区域（39.7ha）
遠望風致区域（1,142.8ha）
伝統環境調和区域（74ha）
景観調和区域（36.9ha）
景観調和区域（37.4ha）
近代的都市景観創出区域（161ha）
金沢駅周辺区域（35.5ha）
都心軸区域（108.4ha）
商業業務区域（17.1ha）
重要広域幹線景観形成区域（2,225ha）
北陸自動車道沿道、
外環状道路・津幡バイパス沿道
景観計画区域
その他の区域（42,013ha）
N
0
1,000
2,000
4,000
m

4．景観形成方針

「都市景観条例」に基づく指定区域の景観誘導は、細分化された地区の基準に基づき行われてきた。しかし、基準が地区ごとで大きな差異がなく、一般論的な項目も多いため、各地区の景観誘導の趣旨が十分に事業者に伝わらないというジレンマがあった。このため、「景観条例」の制定により旧市街地区域全域を景観形成区域として拡大したことから、地区を細分化して、景観形成基準とともに地区の景観特性や歴史的背景に基づく景観形成方針をあわせて運用することとした。

地区の設定は、担当職員が旧市街地全域を現地踏査し、現地と旧町名の範囲との整合性を精査して行われ、それによって94地区に区分された。各地区の景観形成方針は、旧町名・基本方針・景観特性・背景となる景観・地区内からの景観など４項目からなる。景観計画策定に関わる市特別アドバイザーの京都大学名誉教授・樋口忠彦氏から助言を受け、各地区の景観特性を示す過去の絵図や、文学にみる情景などに関する資料も参考として提示した。

また、現在の各町会名に引き継がれる旧町名の範囲に、藩政期から継承された地割・町割が重なるように残っていることが分かり、景観特性を把握・区分する上で有効であることが再確認された。

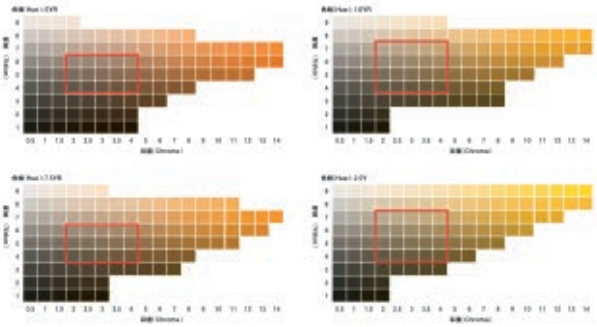

図３-５　推奨色の色見本

5．景観形成基準

「景観法」の活用による罰則の適用を見据え、明確な基準が必要になったたため、建築物に関する基準は、高さ10m以下を低層建築物、高さ10m超を中高層建築物として設定された。中高層建築物の基準には、過去の建物部会の中で助言・指摘の多かった内容が整理され追記された。

また、工作物の基準は、単体だけでなく建築物に付随するものも対象とされた。「景観法」に基づき制限が可能となった色彩の基準は、従前の斜面緑地保全区域における色彩基準を取り入れながら禁止色を設定する一方、推奨色をマンセル値で明示した（図３-５）。推奨色は、金沢美術工芸大学名誉教授・山岸政雄氏が金沢市内で調査したまちの色彩を踏まえて決定した。金沢の豊かな自然環境とも馴染みがよく、伝統的なまちなみの「地」となっている「木色（もくじき）」を基本にして、色相・明度・彩度の範囲が決定された。景観形成基準は、「景観法」に基づく制限、罰則の適用も含め、計画部会や「金沢市都市景観審議会」において検討・審議が行われた。

●景観形成基準の特記事項

景観形成において、基準は絶対であるという考え方は安易で危険な運用につながるため、「基準運用に係る特記事項」が設けられた。例えば、寺院･神社･教会等の宗教建築の固有の形態意匠や色彩などの取

り扱いの他、景観形成基準に適合しなくても、「金沢市景観審議会の審議で、金沢の景観形成に寄与すると判断された場合は、この限りではない」という柔軟性をもった「但(ただ)し書き」が加えられた。良好な都市景観形成の基本的な考え方として、一般的な建築物は「地」であり、公共建築物は象徴的な「図」としての存在となりうるため、一律の景観形成基準だけでは評価・判断できない部分への対応として設けられたものである。

特記事項の運用により、金沢21世紀美術館や鈴木大拙館など、建築文化を表出した優れた公共建築物が誕生し、より魅力ある金沢の景観創出に大きく貢献している。

●修景デザインコード

景観形成基準の運用は、その内容を市民や事業者等に正しく理解してもらうことが重要である。具体的にわかりやすく伝える手段の１つとして、社団法人 石川県建築士事務所協会所属の建築士の協力により、「金沢市修景デザインコード」を作成した。各指定区域における54パターンのイメージ図を作成し、金沢市ホームページでも公開した。イメージ図は、滋賀県近江八幡市の取り組みを参考に、専用住宅、中高層建築物、コンビニエンスストアを含む店舗等の他、外構を含む敷地利用や緑化、工作物等について詳細に図示されている(図３-６)。

図３-６　修景デザインコード(伝統環境調和区域におけるコンビニエンスストア)

６．景観重要建造物・景観重要樹木

「景観法」では、景観計画に定める指定の方針に即して、景観計画区域の良好な景観形成に重要な建造物や樹木を、景観重要建造物・景観重要樹木として指定することができる。この制度に基づき、平成23年(2011)に金沢湯涌江戸村の旧多賀家の表門、仲間部屋、土塀が景観重要建造物(図３-７)に、平成22年(2010)に湯涌散策園内のアカマツ、ナラガシワが景観重要樹木に指定された。

なお、金沢市では、平成13年度(2001年)から市独自で「景観樹制度」を創設・運用しており、この制度が「景観法」の「景観重要樹木制度」の参考とされた。

７．景観重要公共施設

道路や河川等の公共施設の整備は、地域の景観に大きな影響を与えることから、良好な景観形成の取り組みとの調和を図ることが重要である。「景観法」は、良好な景観形成に重要な公共施設について、景観計画の中で景観重要公共施設として位置付け、その整備を景観計画に即して行うことを規定している。

この制度に基づき、城下町の都市構造を今も残す山口県萩市の指定状況を参考にしながら、金沢市は景観重要道路(旧城下町区域内の歴史的な街路。旧北国街道・旧石引道・旧鶴来道・旧野田道・旧宮腰往還。金沢城公園・兼六園周辺の歴史的街路網)、

図３-７　旧多賀家表門・仲間部屋・土塀(湯涌荒屋町)

景観重要河川（旧城下町区域内の犀川・浅野川）、景観重要都市公園（金沢城公園・兼六園・本多の森公園・中央公園・外濠公園・本多公園・卯辰山公園・犀川緑地）を景観重要公共施設に指定している。

道路や河川（犀川・浅野川）については、以前から国・県の公共事業に関しても「金沢市都市景観審議会」の助言を踏まえた整備に協力してもらうなど、市との一定の関係性が築かれていた経緯がある。各担当部署との事前協議段階でも理解が得られ、円滑かつ良好なかたちでの指定に至った。

また、景観重要公共施設に準ずるものとして景観重要用水（図３-８）を市独自に位置付け、旧城下町区域の惣構跡（そうがまえあと）・辰巳用水・鞍月用水・大野庄用水に関わる区域を指定している。

８．景観地区

「景観法」では、都市計画区域または準都市計画区域内において、市街地の良好な景観形成を図るため、「景観地区」として都市計画決定することができる。景観に関する都市計画の地域・地区としては「美観地区」があったが、景観地区制度の創設により廃止された。景観地区では建築物の形態意匠の制限を定めなければならない他、建築物の高さの最高限度または最低限度、壁面位置の制限と建築物敷地の最低限度について定めることができる。

金沢市では、平成26年（2014）７月、長町地区が北陸地方で初の景観地区に指定された。

❶長町景観地区

●まちなみ保全の経緯

長町地区は、武家屋敷群跡として藩政時代の武士居住地の風情が色濃く残るエリアである。昭和39年（1964）、金沢市は市の景観行政の最初の取り組みといえる地区内の土塀・門等を対象とした修復・新設事業を創設している。さらに、昭和43年（1968）の「伝環条例」制定時には、伝統環境保存区域に指定されるなど、長町地区は金沢市で最も早く歴史的まちなみの保全が図られてきた。

金沢市による歴史的建造物を活用した整備も行われており、昭和63年（1978）、長町小学校跡地の一角に旧中屋薬舗の町家を移築し、金沢市老舗記念館として開館した。平成９年（1997）には、旧足軽住宅２棟を地区内に移築し、「金沢市足軽資料館」（図３-９）として開館している。

また、平成10年（1988）には、加賀藩の上級武士であった高田家跡地に残る長屋門を修復するとともに、武家風庭園を造り、「旧加賀藩士高田家跡」として開館している。平成14年（2002）には、加賀八家の前田土佐守家に伝わる約9,000点の歴史資料を展示する「前田土佐守家資料館」を新築し、開館した。

公共空間の整備としては、昭和63年（1988）に、聖霊病院前から長町武家屋敷跡入口までの大野庄用水沿いの歩道整備、長町武家屋敷跡の街路の石畳化、

図３-８　景観重要用水（辰巳用水　下石引町）

図３-９　足軽資料館（長町１丁目）

無電柱化工事が完成している。さらに、平成19年～26年(2007～2014)にかけて、大野庄用水の開渠化と護岸修景整備が実施されている。

また、金沢市は、地区に残る歴史文化資産の価値を明らかにするため、発掘調査、文献・歴史史料等の調査、歴史的建造物等の調査も実施した。その成果として、市指定文化財・国登録有形文化財・市指定保存建造物の件数が増加した。

●景観地区の指定

昭和43年(1968)に指定された伝統環境保存区域は、その後、旧城下町エリアを中心に拡大された。この間、伝統環境保存区域の中でも、とりわけ歴史的なまちなみが残る茶屋街(東山ひがし、主計町)や寺院群(卯辰山麓、寺町台)は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。里見町や大野町など、歴史を感じさせるまちなみは、独自条例によりこまちなみ保存区域として指定され、各エリアにふさわしい保存が図られてきた。

平成16年(2004)の「景観法」制定を機に、長町地区の取り組み経緯を踏まえて景観地区の指定を視野に入れ、歴史文化資産の再調査や既存資料の整理を開始した。

平成20年(2008)、地区内の通過交通抑制を柱とした「歩けるまちづくり構想」を策定し、大野庄用水沿いの一部区間に新たな交通規制を実施した。これが一定の効果を上げたことに加え、北陸新幹線開業に向けて市外から多様な開発資本の流入が想定されたことなどから、地域住民によるルールづくりの機運が高まり、平成23年(2011)、地元有志による「まちなみ保存研究会」が設立された。この研究会で、地域の景観資源を再確認するとともに、まちなみの保全に向けた基本方針や基準等が検討された。

平成26年(2014)7月、「まちなみ保存研究会」を中心とする地元住民の熱心な取り組みの結果、歴史的なまちなみや土塀の連続性、庭園の緑、用水の流れ等の保全を基本方針とする景観形成基準を策定し、「伝環条例」の伝統環境保存区域の範囲を基本とした約7.7haが景観地区に指定された(図3-10、図3-11)。

「景観審議会」と専門部会

平成21年(2009)10月、「景観条例」が施行され、条例に基づく「金沢市景観審議会」が設置された。同審議会は、従前の「都市景観審議会」の19名に加え、西村幸夫東京大学教授(当時)並びに樋口忠彦広島工業大学教授(当時)の2名を特別委員として委託し、21名の委員で構成された。専門部会は、建物部会・保存建物部会・用水みちすじ部会・緑化推進部会・計画部会・斜面緑地保全部会・寺社風景保全部会の7部会で、「都市景観審議会」の各専門部会が引き継がれた。

図3-10　土塀が連なる地区内の街路

図3-11　用水を引き込んだ千田家庭園(市指定名勝　長町1丁目)

1．建物部会

金沢市の景観行政は50年を迎えようとしているが、この時期、北陸新幹線開業にともない、まちなみが大きく変化してきている。新幹線開業による地価の上昇とともに、金沢のポテンシャルは増大している。この需要拡大を見越した大型ホテルや分譲マンションの建設、大型店舗の改装・改築や金澤町家の店舗・簡易宿泊所への転用などが盛んになっている。これにともない、金沢駅周辺・武蔵・南町・香林坊・片町などのまちなみも刻々と変容している。

建物部会では、増大するこれらの審議案件について、建物単体の景観誘導に加え、周辺地域への影響、公共性への寄与といった事柄にも踏み込み、空間利用や外構デザインも含めて審議が行われている。次に当部会で審議された主な事例について紹介する。

❶金沢駅西広場周辺〔平成26年（2014）審議〕

駅西地区は駅利用の利便性から大型ホテルやマンションの建設が多い地区となった。この中でも、金沢駅西広場周辺は広場の再整備とも重なり、同時期に建設される「ABホテル金沢」や隣接する店舗兼マンション「マストスクウェア金沢」、既存の「アパホテル〈金沢駅前〉」との相互関係を図りながら、色彩や景観阻害要素、広告物などへの配慮といった景観調整を行った。さらに、金沢駅西広場の舗装との調和なども検討され、広場一帯をコントロールする姿勢での景観審議が行われた。その発展として、このエリアの建物外壁や舗装材について地区計画より狭い基準で色相・明度・彩度をコントロールする目標値が決定された（図３-12）。これは、特定エリアを設定し現行よりもさらに丁寧な色彩誘導を行うというものであり、景観行政としては一歩踏み込んだルールの策定となった。

❷武蔵地区〔平成23年（2011）審議〕

武蔵地区は近江町市場の再開発「近江町いちば館」、名鉄エムザ「黒門小路」の改装、商業施設と高層集合住宅を合わせた大型複合施設「ル・キューブ金沢」などが建設された。ル・キューブ金沢は、近江町市場とは道路を挟んだ北側の旧ダイエー跡地に建設された地上10階の大型高層建築である（図３-13）。地上３階までの複合商業施設は「かなざわはこまち」という名称で、10m角のキューブが南・南西・西の３方向に飛び出る奇抜な外観を持っている。景観審議では、大通りの二方向に面した表側の景観調整や住戸からの生活感の表出に対する抑制、また敷地の北・東側の街区に対する景観的調和や圧迫感・画一感の軽減などの要求を示した。さらに、公共性の高い敷地として、北側道路を裏としない計画提案、歩行者の寄り付きやすさ、バス待合所付近の滞留空間、緑化推進など、街に寄与する事柄についての調整を求めた。

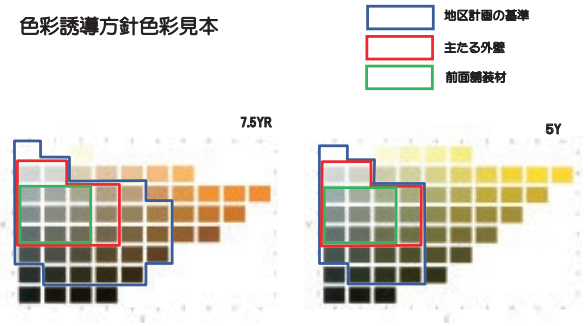

図３-12　色彩誘導の目標値

図３-13　ル・キューブ金沢　かなざわはこまち（袋町）

❸片町地区〔平成25、26年(2013、2014) 審議〕

「ラブロ片町」跡地周辺再開発として、複合商業兼ブライダル施設「片町きらら」が建設された(図3-14)。地上3階が複合商業施設、4・5階がブライダル施設となっており、30m程度の高さである。この建物の大きな特徴は、高度地区45mに対して低層で抑えられている、大通り(国道側)から建物は大きくセットバックされ大庇下のスペースが確保されている、壁面に大きな広告や動画ビジョンが設置されている、ブライダル施設のチャペルが具象的な形状で併設されているなどがある。景観審議ではチャペルの形状、周囲の建物からの見下ろし、大庇、壁面広告や動画ビジョンのあり方、長町側(市道側)への景観的調和や配慮が審議された。さらに、国道側と市道側を表と裏で分断しない内部の通り抜けも含めたつながり、市道側への圧迫感の軽減や回遊性の向上、アーケードの連続性に対する配慮、片町スクランブル交差点までを一体の街区とする考え方、中・高木の配置による潤いの演出、バス停の設えも一体とするデザイン検討など、特に公共性の高い特殊な敷地として、広い視野に立ったまちづくりの調整を求めた。

香林坊や南町などにおける大型建物の建設・改装も実施されており、金沢の重要拠点はますます変貌を遂げていく。これらの地区でも、歩行者空間の提供、緑化推進、さらにこれらの公共性をつなげていくといったことまで求めている。まちなか区域においては、大通り側を表、反対側の密集地区を裏とした計画提案に異論を唱え、むしろ密集地区側への配慮を要求している。これは、密集地区こそ「金沢らしさ」があるという思いからであり、様々な表情をもつ街の風情や生活が残されることを望んでいる。このように建物部会では建物の形態や色彩、景観阻害要素の解消、隣地への配慮といった域を超えて、地域づくりに近い範疇に踏み込まざるを得ない状況となっている。このような建設ラッシュは一時期のことであるが、それゆえにまちの骨格をしっかりと築いておきたい。まちが美しく豊かであり続けることで、金沢に暮らす価値が維持・向上されるものと信じ、これを「金沢の見識」として景観行政に対する一層の理解を求めていきたいと考える。

2．保存建物部会

平成21年度(2009年度)以降、指定保存建造物に指定された建物は3件で、平成29年現在は計36件が指定されている。内訳は、寺社建築1件、武士住宅8件、町家11件、農家住宅4件、近代和風建築4件、近代洋風建築7件、和洋並列型建築1件であり、様々な建築様式の歴史的建造物が指定されており、金沢の多様な魅力を表している。これらは「石川県の民家」や「石川県の近代和風建築」、「石川県の近代化遺産」、「金沢市史」、「金沢市歴史建造物調査」など、過去

図3-14　片町きらら(片町2丁目)

図3-15　旧佐野家住宅(現：金沢学生のまち市民交流館)

の調査報告書等により位置付けされた建造物を中心に、指定保存建造物に指定されたものである。現在は未指定であるが、市内には指定候補となりうる建造物が数多く残っている。今後も指定保存建造物等の指定を進め、金沢の魅力を発信していく上で、保存建物部会の役割は大きい。

また、指定保存建造物をはじめ、歴史的建造物を後世に伝えていくためには、建物の保存と活用が求められる。平成24年度(2012)には、大正5年(1916)に建築された大規模な近代和風住宅である「旧佐野家住宅」〔指定保存建造物、平成22年(2010)4月21日指定〕が学生・市民の交流の場、まちづくり活動に関する情報交換や学習の場、協働のまちづくり活動の場である「金沢学生のまち市民交流館」として整備された(図3-15)。平成28年度(2016)には、「旧川縁米穀店」〔指定保存建造物、平成元年(1989)4月11日指定〕が、金澤町家の保全活用を図るための総合情報発信拠点施設である「金澤町家情報館」として整備された。いずれの施設についても、整備工事には、金沢職人大学校の修復専攻科を修了した職人が携わっており、活用のみならず、歴史的建造物の魅力を活かした整備がなされたといえる。

市街地に残る唯一の石置き板葺き屋根の「森紙店」が〔指定保存建造物、昭和58年(1983)4月11日指定〕前面道路の国道157号拡幅整備のため、所有者による保存が困難となり、解体の危機にあったが、市が寄附を受け、平成27年度(2015)曳き家工事により保存された(図3-16)。にし茶屋街と寺町台伝統的建造物群保存地区の中間点に位置することから、今後、地域の魅力となる活用策が求められている。

これらの整備の背景には、建物所有者による維持管理が困難となり、金沢市へ寄附されるという事情がある。歴史的建造物が適切に維持管理され、継承されていくことの難しさは、市内に残る金澤町家全体や指定保存建造物にとって切実に課題となっている。全てを金沢市所有として維持管理していくことは現実的ではないことから、保存建物部会で継続して議論すべき重要なテーマである。

3．緑化推進部会

市内の公園・街路樹のうち、高度経済成長期を中心に整備されてきたものが再整備を必要とする時期となり、次世代に引き継ぐための課題整理と新たな対応方針を見据えた審議案件が増えている。この間の主な審議案件として、平成22年(2010)の広坂通りの植樹帯の改良、平成25年(2013)の「金沢市街路樹マスタープランの改定(案)」、「玉川公園の再整備計画(案)」、平成26年(2014)の「水と緑のまちなか交流プラン(案)」が挙げられる。このうち2つの事例について紹介する。

図3-16　旧森紙店(曳家工事風景)

図3-17　広坂通り

❶広坂通り中央植栽帯
（主要地方道金沢湯涌福光線）
〔平成23年（2011）審議〕

部会では、旧制四高の外構部であった歴史も尊重しつつ、交通安全の確保や街路景観としての向上も含め、多様な樹種によって構成される植栽帯の整序とソメイヨシノの老木更新に向けて活発な議論がなされた。「広坂振興会」の役員と専門分野の部会委員、県担当者も交えた現地踏査も実施し、支障木の撤去と将来的なソメイヨシノの配置・更新を見据えた計画案として了承されることとなった。当該区間は、金沢駅を始点とする緑陰道路でもあり、部会での審議結果を踏まえた長期的な更新が現在も進行中である（図３-17）。

❷保存樹・保存樹林の今後の保存・活用策
〔平成23年～25年（2011～2013）審議〕

保存樹・保存樹林の指定については、毎年、継続的に部会で審議され、指定樹木が増加してきたが、近年は、指定樹木の生育状況の衰え、枯れ等による指定解除案件の増加も見られるようになった。そのため、平成23年度～25年度（2011～2013年度）に保存樹・保存樹林を、将来に良好なかたちで継承していくために、今後の保存・活用策について短期的・中長期的視点から審議が行われた。

この中で、保存樹・保存樹林だけではなく、周辺の生育環境の変化も含めて現地調査を行い、カルテを作成することとなった。カルテでは、今後のあり方として、所有者・地域住民（市民）・市の三者の連携と協力により、文化財的な凍結保存ではなく、生長を続ける植物としての長寿の歴史や地域の象徴としての価値を再評価し、後代に引き継ぐための保存目標が設定された。また、新たな取り組みとして、所有者に向けた「自己点検報告書」や「維持管理の手引き」の配布が行われた。今後は、中長期的対応策として、地域住民も含めたソフト面からの活用策を展開・検証していく予定である（図３-18）。

図３-18　千木日吉神社（保存樹林　千木町）

４．用水みちすじ部会

平成前期のバブル経済を背景に、予算の余裕があった時代に、道路、用水等の修景整備が大きく進んだ。しかし当時は、自然石等の高質な素材を多用した見た目の新しさを重視する「スクラップ・アンド・ビルド」*1の手法がほとんどであった。その後、「歴史都市」の認定作業を進めていく中で、歴史性や本質的な価値に配慮することが重要視されるようになったことから、できるだけ既存の材料を活かして、文化財的価値を失わないようにする手法に変わっていった。また一方で、良好な歩行環境の提供等の観点から、バリアフリーやユニバーサルデザインといった側面からも併せて審議される場面が増えていった。次に用水みちすじ部会で審議された事例を紹介する。

＊１　古くなった設備を廃棄し、新しい設備を設けること。

❶大野庄用水整備事業

〔平成18年(2006)・平成20年(2008) 審議〕

平成6年(1994)から開始した鞍月用水開渠化整備事業では、既存の石積みを全て撤去し、新たな石積みにする手法がとられた。一方、平成18年(2006)から始まった大野庄用水整備事業では、既存の石積みの保存を重視して、既存の石材を活かして積み直す手法がとられた。

鞍月用水では、個人が架けた「私有橋(しゆうきょう)」を全て架け替えた。部会において、それぞれの私有橋が持つ歴史性について検証し、安全性を担保しつつ、ストーリーがあるものは残すなど、歴史性を考慮した整備に配慮するよう意見が出され、風景に馴染んだ石橋などは残す整備となった。

❷惣構跡復元整備事業

〔平成21年(2009)・平成25年(2013)・平成28年(2016) 審議〕

城下町遺構である惣構えの文化財的価値を市民に広く知ってもらうことを目的に、橋場町枯木橋詰の東内惣構跡(図3-19)、主計町緑水苑の西内惣構跡、尾山神社前の西内惣構跡、いずれも現地発掘調査や絵図等の史料に基づき復元整備された。

部会において、説明書きの設置や照明設備の充実などについて意見が出され、整備に反映された。

❸石引1丁目地内歩道整備工事

〔平成27年(2015) 審議〕

金沢大学附属病院敷地内において、安全安心な歩行空間の確保を目的として整備された。当初計画では、病院の前身である金沢医学専門学校の古いレンガ積みを取り壊して、新たに石積みを設ける予定であったが、部会においてレンガ積みの歴史的価値を重視し、それらを活かした整備とするよう意見が出された。その結果、歴史遺産としてレンガ積みを活かした計画に変更された。

❹長町景観地区と浅野川4橋の照明整備事業

〔平成27年(2015) 審議〕

平成26年(2014) 3月に策定された「金沢らしい夜間景観整備計画」の整備方針に基づき、長町景観地区や浅野川に架かる天神橋・梅ノ橋・浅野川大橋・中の橋の4橋の照明整備を実施された。夜間の魅力を高めるため、計画にあたり、部会の委員等による現場立ち会いのもと照明実験が行われ、光の色やまぶしさを抑える手法等について意見が出され整備に反映された(図3-20)。

照明整備に関する審議の視点は、照明灯具の形態意匠に向けられていたが、LED照明技術の進歩とともに、光そのものの質についても議論されるようになっている。

図3-19　東内惣構跡枯木橋詰の復元(橋場町)

図3-20　天神橋夜間照明(左岸下流から)

5．計画部会

計画部会の任務は、金沢市景観総合計画、金沢市景観計画、美しい景観の形成に関する各種計画の策定と変更に関する事項の他、他の部会に属さない事項に関する調査研究である。

平成10年代では、伝統環境保存区域の拡大、眺望景観保全区域の選定や基準の審議などの「都市景観条例」に関することだけではなく、「夜間景観形成計画」や高度地区の指定についても審議してきた。

「景観法」制定後は、「金沢市景観総合計画」や「金沢市景観計画」の策定に向けて、４年にわたり審議が行われた。平成21年(2009)の「景観計画」策定後も、太陽光パネル設置に関する基準の追加や、長町景観地区に関する項目など、必要に応じて景観計画の変更を審議している。また、夜間景観形成基準の改正、「川筋景観保全条例」の保全区域、基準や石垣景観の保全に関することなど、景観に関わる様々な事項について、現地視察なども行いながら、幅広い審議を行っている。

6．斜面緑地保全部会

台地の縁や斜面地は眺望が良いことから開発の波に洗われやすい。大都市では、分譲マンション等が建設されることによって、地形の起伏が見せる景観が損なわれる場合が少なくない。金沢市は、斜面緑地を都市構造の根幹として後代に伝えていくため、改変行為につい部会で審議し、保全に努めている。また、植物の種子を付けた小動物が移動する道としての斜面緑地の役割にも留意しており、それは小立野台地先端に位置する金沢城跡等の多様な動植物の保護と保全に少なからず貢献してきた。

部会では、主に斜面緑地の形態を変更する公共工事が案件とされ、必要に応じて現地で保存すべき樹木を確認するなどの審議が行われている。次に斜面緑地保全部会で審議された事例を紹介する。

❶一般県道小原土清水線歩道整備工事
〔平成16年(2004)・平成24年(2012)・平成25年(2013)審議〕

小立野台地を通る県道の斜面側に歩道を新設するもので、斜面地への影響を可能な限り小さくし、生態系の保全に配慮すべきとの意見が部会から出された。これを受けて、道路の一部を桟橋形状にすることで、ケヤキの巨木の伐採を回避して保存した。

なお、第Ⅱ工区の工事は平成24年度(2012年度)、25年度(2013年度)に審議された。沿道斜面の主要樹木(ケヤキ・エノキ・タブノキ・スダジイ)を保存するために道路法線やバスベイ位置が再検討され、道路構造令の範囲内で計画道路幅員を狭めることで樹木の伐採を最小限に抑えたほか、擁壁工事の埋戻し等に現地発生土を用いることで、生態系の保全にも配慮された(図３-21)。

図３-21　伐採が回避されたケヤキの巨木(土清水)

図３-22　崩壊対策工事の後、補植された斜面

❷東兼六町地内急傾斜地崩壊対策工事

〔平成23年(2011)審議〕

現状で樹径30cm以上の樹木を保存するように法枠を配置し、現地の植生(イロハモミジ・ユズリハ・ヒサカキ等)は仮植し、工事完成後に現地に戻すこととした。また、発掘調査後の基準面の整正は、セメント改良土を使用せずに最低限の切土整形と現地発生土による埋め戻しを行うこととした。

❸法島町及び西大桑町地内急傾斜地崩壊対策工事

〔平成26年(2014)審議〕

延長1kmに渡る崩壊対策工事である。工事区域に既存樹木が少ないことから、できる限り保存することとし、法枠内に補植する植物の種類、密度、範囲などについてきめ細かな助言がなされた。また、階段等で斜面が分断される部分について防護柵の形状を確認し、想定される小動物の移動が可能かどうかなど、生物多様性の見地からも審議された(図3-22)。

7. 寺社風景保全部会

金沢市における寺社、とりわけ寺院群に関わる景観保全の歴史は深く、景観行政初期の段階からその価値を認め、積極的に保全が図られてきた。

部会では、平成24年度に創設された、市の補助制度である伝統的寺社建造物修復事業対象の個別工事が審議対象となった。次に寺社風景保全部会で意見聴取された事例について紹介する。

❶宝円寺(ほうえんじ)山門・塀修復事業(市補助事業)

〔平成26年(2016)審議〕

小立野寺院群の寺院であり、平成24年(2012)に本堂・庫裏・山門および塀が国登録有形文化財に登録されている。

明治元年(1868)の火災により焼失した本堂とともに、明治32年(1899)頃に再建された山門と塀の修復である。

この事業に対して部会から、「山門、塀ともに痕跡調査を詳細に行い、できる限り従来からの部材も残す方向で修復すること。」「工事中の痕跡確認は、部会委員と相談しながら工事を進めること」との意見が出された(図3-23)。

図3-23　宝円寺山門(修復後)

屋外広告物の誘導強化

1．背景

平成16年(2004)の「景観法」制定と時を同じくして、「屋外広告物法」の第４次改正が行われた。大きな改正点としては、屋外広告物規制の目的が従来の「美観風致の維持」から「良好な景観の形成および風致の維持」となったことが挙げられる。これは、屋外広告物が景観の構成要素の１つであり、景観との調和の必要性が法令で明記されたことを意味する。その他の主な改正内容としては、景観行政団体である市町村が「屋外広告物条例」を策定することが可能となったこと、屋外広告業の登録制が導入されたことなどがある。

平成19年(2007)、屋外広告物規制の先進都市である京都市は、屋上広告物や突出広告物を禁止する「屋外広告物条例」の大幅改正を行った。

2．「屋外広告物条例」の改正

このような状況の中で、金沢市は「景観法」に基づく景観計画や新条例の策定作業を行っており、これらと連携を図りつつ、「屋外広告物条例」も時代の変化に対応した内容の見直しが行われた。「屋外広告物条例」の改正においては、検討委員会が設置され、広告景観調査も実施された。検討委員会では、景観や環境に配慮した規制(基準)とする見直しや、平成27年(2015)の北陸新幹線開業に向けた新たな取り組みについて議論された。平成21年(2009)２月の「屋外広告物審議会」において改正案が了承され、同年３月、金沢市は「屋外広告物条例」を改正した。

改正内容には、特定屋内広告物に関する規定も明記されたことから、名称も「金沢市屋外広告物等に関する条例」に改称した。主な改正点は次の４つである。

❶景観や環境に配慮する規制への見直し

平成21年(2009)７月に策定した金沢市景観計画との整合性を図るため、景観形成区域内に新たに定められた伝統環境調和区域を第４種禁止区域に追加するなど、禁止区域の見直しを行った(図３-24)。また、自家広告物以外の屋上広告物の設置の禁止や、野立広告物等の第三者広告物・独立広告物の高さや面積等の規制を強化した。

図３-24　第４種禁止区域(伝統環境調和区域　東山)

図３-25　優良意匠屋外広告物(河原市町)

❷特定屋内広告物の規定を新設

建築物の窓の内側から外に向けて掲出される広告物は、本来屋外広告物の定義には定められていない。しかし、金沢市では「特定屋内広告物」と定義し、掲出面積などの規定を設け、基準を超えるものについては行政指導の対象とした。

❸優良なデザイン（文化的付加価値）の推奨と蓄積

今回の改正では、規制を一部強化するとともに、金沢市の良好な景観の形成や風致の維持に寄与する屋外広告物を推奨していくこととした。まちなみに歴史的な重層性をもたらす屋外広告物を「歴史的・伝統的意匠屋外広告物」、特に優良な意匠を有している屋外広告物を「優良意匠屋外広告物」として指定する制度を新設した。指定された屋外広告物には、許可申請時の優遇措置も盛り込まれた（図３-25）。

❹「屋外広告物審査会」を条例に規定

景観誘導に関する重要事項の調査機関である「屋外広告物審議会」に加え、平成４年（1992）から開催している「屋外広告物審査会」を、屋外広告物等の規模・形態・意匠等や安全性を専門的に審査する機関として条例に位置付けた。

３．良好な広告景観に向けた取組

❶モデル交差点の指定

平成14年（2002）９月、野立広告物（いわゆる第三者広告物）が乱立し、周辺の景観を阻害している主要交差点３か所（新神田交差点・森山北交差点・六枚交差点）を「うるおいの金沢整備事業」のモデル地区に指定した。交差点周辺の景観改善を図るため、広告物の掲出者・広告業者・土地所有者の理解を得ながら広告物の撤去を推進し、平成18年（2006）に完了した（図３-26、図３-27）。

平成19年（2007）２月、新たに有松交差点、兼六園下交差点をモデル交差点に指定した。平成21年（2009）の条例改正を機に、計５か所のモデル交差点の交差点中央から50m以内を第６種禁止地域に指定し、野立広告物の設置を禁止した。加えて、街路樹の植栽等を行うなど、潤いのある交差点の形成に努めている。

❷ラッピングバスの導入

平成13年（2001）９月、バス事業者から車体全面へのラッピング広告導入の要請があり、「屋外広告物審議会」と「都市景観審議会」において導入の可否が審議された。その結果、一般的に公共交通機関である路線バスは、日常的に公共空間を移動するものであり、移動景観として市民や観光客の目に無条件に飛び込んでくる。そのため、金沢市の良好な景観の

図３-26　モデル交差点　新神田交差点（改善前）

図３-27　モデル交差点　新神田交差点（改善後）

形成に配慮することが求められるとして、デザインの質を維持できる仕組みを設定できなければ、その導入は時期尚早であり、引き続き検討・審議する必要があるとの結果にとどまった。

その後、平成20年(2008) 1月、バス事業者からバス停の維持管理等にラッピング広告の収入を使用することを条件に、再度審議への要請があり「屋外広告物審査会」において検討を始めた。その結果、暫定的な運用基準として、次のような条件付きで、運行実験を行ってはどうかとの提案を受けた。同年3月の「屋外広告物審議会」において、2年間の運行実験が認められ、地色の色彩は彩度4以下とする、金沢の景観に配慮した調和のとれた色使いとする、イメージキャラクターは1種類のみとする、兼六園周辺の走行は禁止するという条件のもとで7台が試験的に走行を開始した。

その後、アンケート調査等も実施し、平成22年(2010) 7月の「屋外広告物審議会」で審議した結果、試験的な走行を平成24年(2012) 9月まで2年間延長することとなった。その際、「屋外広告物審査会」からの提案をもとに運用基準を一部変更し、色彩の彩度制限を無くし、広告内容は商品の販売促進ではなく企業イメージの向上を主たる目的とすること等を加えた。

●本格運用

4年間の試験的な走行を踏まえ、ラッピングバスの本格導入に向けた運用基準の検討を行った結果、車体のベース色を白色に統一、窓枠を黒くする、キャンバスを窓枠から下の部分に限定するなどの統一基準を定め、個別のデザインについては、屋外広告物審査会にて審査することとした。走行台数については、路線走行台数の概ね10%とした上で、平成24年(2012) 9月の屋外広告物審議会において了承を得、平成25年(2013) 4月に「金沢市ラッピングバスガイドライン」を策定し、本格運用を開始した。平成29年(2017) 7月現在20台のラッピングバスが市内を走行している(図3-28)。

❸既存不適格物件への対応

条例改正にともない基準に適合しなくなった屋外広告物(既存不適格907件)については、7年間の経過措置期間を設けた。許可申請者に対して、経過措置期間が終了する平成28年(2016) 9月末までに新基準に適合するように、説明会を開催するなどして周知啓発を図りながら是正指導を行った。その結果、829件が是正され、是正率は約91%となった。残り78件についても継続して是正指導を行っている。

また、公平性の観点から未申請の広告物に対しても、平成24年度(2012年度)から専門の是正指導員を配置し、現地調査や広告主向けのパンフレット配布など、制度の周知啓発と是正指導を行っている。

図3-28　ラッピングバスの事例

図3-29　北陸新幹線開業に合わせて基準を見直した金沢駅兼六園口周辺

❹屋外広告物の安全強化

平成27年(2015) 2 月に札幌市で屋外広告物の落下事故が起きた。同様の事故を未然に防ぐため、平成27年度から、「石川県屋外広告業協同組合」に依頼し、落下の可能性のある全ての突出看板(許可申請不要な看板を含む)を中心に、ボルトの緩み、取付部の劣化および看板面の破損等を目視により点検を実施している。その結果、危険度が高いと判定されたものは、市が改修等の是正指導を行い、屋外広告物の安全強化を図っている。平成29年(2017) 7 月末までの 2 年間の調査件数721件のうち、広告物に重大な欠陥が見られるものがあった。即時に修繕もしくは撤去が必要であると判断されたものは 6 件、是正されたものは67件である。

❺北陸新幹線金沢開業に伴う基準の見直し

平成27年(2015) 3 月に北陸新幹線が開業した。車窓からの眺望を良好にすることで、乗客(来訪者)が豊かな自然と歴史的なまちなみが調和した金沢の景観を楽しめるように、市街地で新幹線沿線の両側100m以内を第 6 種禁止地域に指定し、第三者広告の掲出を禁止した。同時に金沢の玄関口にふさわしい広告景観の創出を図るため、金沢駅から展望できる地域を新たに指定し、第三者広告および屋上広告の掲出を禁止している(図 3 -29)。

❻広告景観協力賞

広告景観協力賞は、前年度に審査した屋外広告物のうち、企業カラーやデザインを金沢バージョンに内容変更するなど、金沢市の良好な景観形成に大きく貢献した物件の広告主を表彰する制度である。広告事業者に対して表彰された物件を好例として示すことにより、金沢らしい広告物の啓発、誘導を図ることを目的としている。平成15年度(2003)に創設された当初は、「金沢まちなみ広告景観賞」と称したが、平成24年度(2012)に「金沢市広告景観協力賞」に変更された。

表彰の対象は、「屋外広告物審査会」等で指摘された事項(色彩・レイアウト等)を改善するなど、金沢らしい都市景観の向上に大きく貢献し、引き続き現在まで良好な広告景観を維持している物件の広告主である。許可申請など必要な手続きが行われており、広告主やデザイン・施工者の屋外広告物に対する姿勢が優良であることも基準としている。「屋外広告物審査会」による選定を経て受賞者が決定される(図 3 -30、図 3 -31)。

図 3 -30　広告景観協力賞受賞事例

図 3 -31　広告景観協力賞受賞事例

景観ひとコマ

平成21年(2009)

近江町市場の再開発

近江町市場の再開発後

近江町市場は武蔵ヶ辻交差点の南側に位置し、元禄３年(1690)の大火を機に享保年間までに犀川口と浅野川口にあった魚市場と野菜市場が近江町入口の青草辻に市場を移したといわれている。市民の台所として親しまれる市場の国道に面した一角は、土地利用が細分化され、老朽化した低層の家屋が密集した地区で、来客の減少による商業地盤沈下の一因となっていた。このため、市場の持つ対面販売の伝統や昔からの道筋を維持しながら新たな機能を付加する市街地再開発事業で、商業環境の再生と集客力の向上が図られた。

地区は平成14年(2002)に都市計画決定されて事業が始まり、平成21年(2009)３月に近江町いちば館(SRC造一部S造、地下１階地上５階建)がオープンした。

この事業では、地区内にあった北國銀行武蔵ヶ辻支店(旧加能合同銀行本店；昭和７年(1932)建築、村野藤吾設計、清水組施工。地下１階地上３階)が曳き家され保存された。この建物は、建築家村野藤吾の現存する数少ない初期の作品であり、そのファサードは武蔵ヶ辻の風景として市民に親しまれていた。日本建築学会からの保存要望もあり、再開発事業の中で金沢のまちの近代化を示す歴史的建造物に新たな機能を付加し、存続が図られた。想定約2,200tの建物は、１日あたり約６～７ｍの距離を５～６時間かけて動かされ、６日間で所定の位置に移動した。

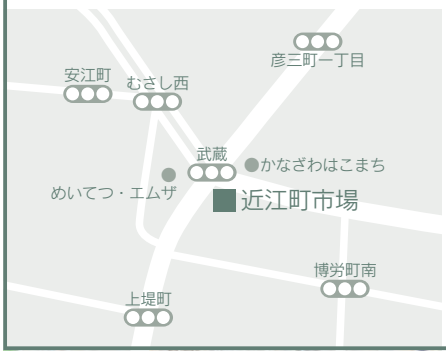

北國銀行武蔵ケ辻支店曳家中の様子

北國銀行武蔵ケ辻支店移転前

景観ひとコマ

平成21年(2009)

犀川大橋

犀川大橋

犀川大橋は、市中心部の片町、野町・千日町間に大正13年(1924)に架けられた日本最古の単純曲弦ワーレントラス橋である。橋上から上流の眺望も良好で、金沢のシンボル的存在となっており、平成12年(2000)に国登録有形文化財建造物に登録されている。犀川大橋はこれまで重要な都市インフラとして国による維持管理が行われてきており、補修に合わせて色彩変更が度々行われてきた。

資料によれば竣工当時の色彩はネズミ色で、昭和41年(1966)の塗り替えで薄いカーキ色に変更され、昭和50年(1975)には白系のクリーム色に塗り替えられているが、これらの色彩変更がどのように決定されたか経緯は不明である。

昭和59年(1984)の塗り替え時には色彩に関してアンケート調査が実施され、現状維持の意見が多かった中で有識者の意見も踏まえ、森の緑と周辺環境との調和をイメージした浅萌黄系の明るい黄緑色が採用された。平成5年(1993)の塗り替え時には色彩について検討委員会が設置され、青灰色系グラデーションが採用されている。直近の塗り替えは平成21年(2009)に行われている。この際、犀川大橋景観検討委員会が設置され、基礎資料とするため3回のアンケート調査が実施されている。検討の結果、犀川のイメージ、金沢の山と海が混じり合った自然のイメージをもつ青緑系のグラデーションが採用され、合わせて金沢箔を使用した橋銘板の装飾が施された。

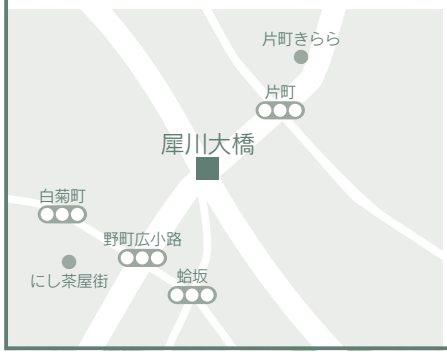

景観ひとコマ

平成３年､26年（1991、2014）

金沢駅西広場

金沢駅西広場

駅西広場は、金沢市施行の駅西土地区画整理事業の一環として昭和62年(1987)に着工され平成３年(1991)に完成した。金沢駅西広場整備懇話会の提言と日本芸術院会員の建築家芦原義信氏の総合監修を受け、駅前広場としての機能を果たすだけでなく、駅西副都心の拠点にふさわしい近代的で芸術性豊かな広場として整備された。広場は15,500㎡の規模を誇り、延長377ｍに及ぶ地下通路も設けられた他、広場のシンボルとして日本芸術院会員蓮田修吾郎氏が造型したステンレススチール製のモニュメント「悠颺(ゆうよう)」が設置された。なお、モニュメントの高さは、市政100周年の1989年に因んだ19.89ｍである。

その後、県庁舎が駅西に移転し、北陸新幹線の開業が現実化してくる中で、広場利用者の快適性や利便性を向上させるため、駅西広場の再整備が計画された。金沢市は平成15年度に再整備基本構想を策定して以降、基本計画や設計の各段階で再整備検討委員会、再整備デザイン検討会の提言を受けながら作業を進め、平成22年度に着工し平成26年(2014)３月に完成した。再整備により広場の規模は27,000㎡に拡大され、エレベーターを設置するなどバリアフリーにも対応した整備が行われた。

さらに、金沢市は駅前広場に接した一画に外資系ホテルを誘致し、賑わいの拠点性を高めるとともに、駅西広場の歩行者専用部の拡張を計画している。

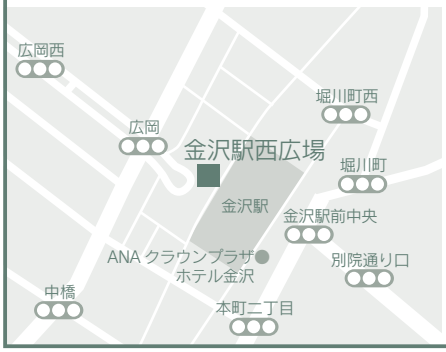

伝統環境保存区域C56犀川大橋～上菊橋地区（下流）

伝統環境保存区域E62卯辰山地区より

第４章

個性の際立ち

金沢の景観行政の特徴は、独自条例による景観誘導である。平成元年（1989）、「伝環条例」を継承・発展させた「都市景観条例」が制定されたことで、景観誘導の指定区域が大きく拡大された。この根本には金沢固有の多様な景観資源の存在があり、それらを保全するための基本条例となった。

さらに、個々の景観資源の特性に着目した「景観関連条例」が制定された。それによって、金沢の景観特性をより鮮明に際立たせることで、市民にその存在と価値を広くアピールすることができるようになった。また、各条例に基づく区域と基準を定めることが個々に応じたきめ細かい誘導を可能とした。

景観行政の基本条例といえる「都市景観条例」とともに、「景観関連条例」は金沢の良好な景観形成に欠くことのできない重要な役割を担っている。

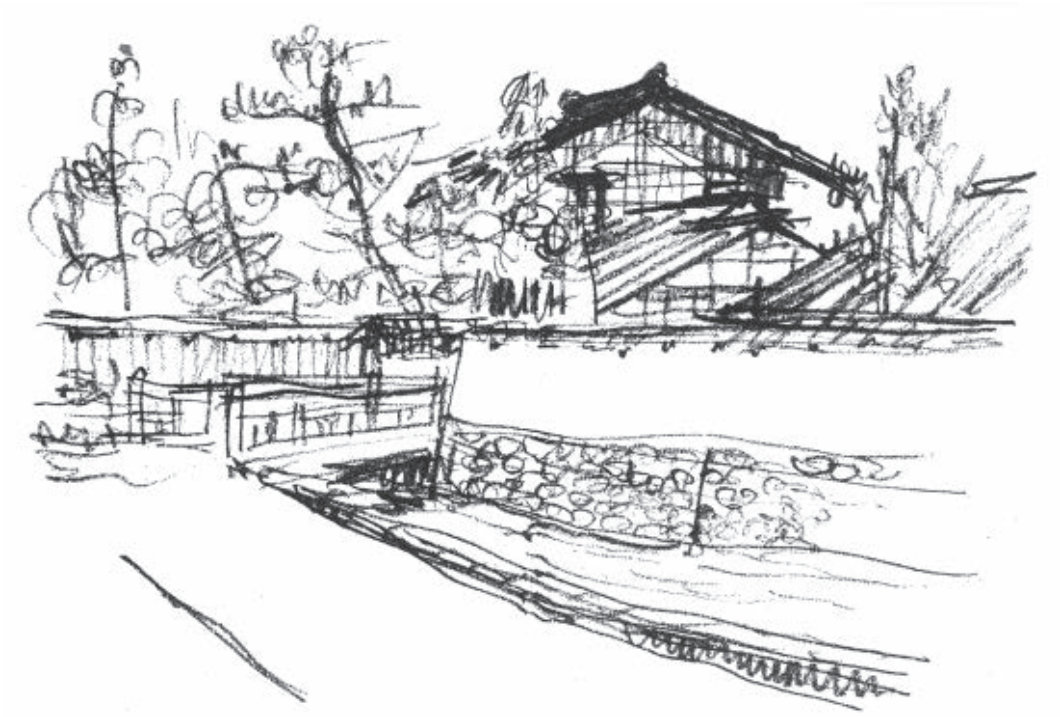

画：平井 聖

こまちなみ

1．「こまちなみ」という概念

「伝環条例」制定は、金沢の個性である伝統環境の保全に成果を上げていた。しかし、学術的にも価値の高い歴史的な建造物やまちなみが多く残っているにも関わらず、それらの現状と価値を明らかにするための総合的な詳細調査は行われていなかった。一方、都市更新活動が活発となる中で、建造物の老朽化が進み、それらが未調査のまま取り壊される状況が顕著になっていた。

平成元年(1989)、金沢市は学識者で構成する「金沢市伝統的建造物・町並み調査会」を組織し、平成３年度(1992)までの３ヶ年で、旧城下町全域の武士住宅・町家・街路と、それらが形成する歴史的なまちなみを対象とする現況調査を実施した。そして、調査結果は市文化財紀要「金沢の歴史的建築と町並み」(平成４年３月)としてまとめられた。この調査報告書の中で、歴史的建造物や、それらを含む地区単位での新たな保存再生計画案として、「こまちなみ」という概念が提案された。

2．「こまちなみ保存条例」の制定

「こまちなみ」の語源は、歴史的な風情や趣(古)の感じられる、ちいさい(小)まちなみを指した造語である。

「こまちなみ」の定義は次の４つである。

○伝統的建造物群保存地区ほど面的広がりや質的高さを有しないが、城下町らしいちょっとした良いまちなみ。

○景観的なまとまりがあれば家屋数にはこだわらない。

○まちなみが揃うという純粋性よりも、住民の暮らしや生活感を重視する。

○各時代の建物が混在してもよい。

平成５年(1993)、金沢市は「こまちなみ」を具体化するため、学識者等で構成する「金沢市こまちなみ保存検討委員会」を設置し、条例の制定を見据えた保存手法を検討した。その結果を受けて、平成６年(1994)３月、「金沢市こまちなみ保存条例」(平成６年条例第１号。以下「こまちなみ条例」という。)を制定した。この条例では、「こまちなみ」を「歴史的な価値を有する武家屋敷、町家、寺院、その他の建造物、これらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特色を残すまちなみ」と定義している(図４-１、図４-２)。

図４-１　旧御歩町区域

図４-２　旧新町区域

❶区域指定

「こまちなみ条例」に基づき、こまちなみ保存区域が指定されている。平成14年(2002)までに10区域(約35.5ha)が指定された。しかし、平成23年(2011)に旧観音町区域が卯辰山麓伝統的建造物群保存地区の一部として都市計画決定されたため、こまちなみ保存区域としての指定が解除された。また、平成24年(2012)には、旧蛤坂町、泉寺町区域の大半が寺町台伝統的建造物群保存地区として都市計画決定されたため、区域の範囲を変更し、旧蛤坂町区域に改称された。現在、こまちなみ保存区域は9区域(約27.4ha)が指定されている。

❷こまちなみ保存基準

指定区域ごとに、区域を保存するためのこまちなみ保存基準が定められている。基準は3段階に設定されており、一般基準(区域の町並みとの調和に配慮した建築行為等)、修景基準(区域の町並みと調和した建築物等の修景整備)、保存基準(建築物等の外観を維持するための修理・復元整備)の順に厳しくなる。支援制度を利用する場合は、修景基準が条件として適用され、こまちなみ保存建造物には保存基準が適用される。

❸こまちなみ保存建造物

こまちなみ保存区域の保存・育成にとって、特に重要な建造物は、保存建造物として登録することができる。また、建造物の保存に関して金沢市と所有者が保存契約を締結し、厳格な保存を図ることもできる。平成29年(2017)現在、9区域で42件の建造物がこまちなみ保存建造物として登録されている(図4-3、図4-4)。

3．こまちなみ保存の成果と課題

こまちなみ保存制度は、「文化財保護法」の伝統的建造物群保存地区制度に類似した制度といえるが、より緩やかな規制で歴史的なまちなみを生活空間としても保全しようとする点で画期的である。

こまちなみ保存区域は、文化財のような質的高さは有していないが、金沢の歴史的風情を感じることのできる界隈として、その存在価値は高い。一部地区はその後、国指定「重伝建」地区の一部として格上げされており、このことからも、こまちなみの保存は成功であったと言える。このことから、こまちなみの保存は成功したといえる。

一方、規制が緩やかな点や保存建造物の登録が進まないことが、長期的に見るとまちなみの大きな変化につながっていることは否めない。それは歴史的建造物の取り壊しや跡地の駐車場化、建て替えによる意匠の不調和というかたちで現れており、現況調査による指定当時との比較によって確認されている。このため、今一度、こまちなみ保存の主旨を地域住民とともに考えて理解し、協働して保存に取り組んでいくことが強く求められている。

図4-3　こまちなみ保存建造物(中西家　里見町区域)

図4-4　こまちなみ保存建造物(小松家　旧天神町区域)

4．こまちなみ保存の取り組み（大野町区域）

古くから港町として繁栄した大野町は、廻船業や醤油醸造業、漁業、農業といった多彩な生業を背景として、特徴的なまちなみが形成されている。それらのことから、平成８（1996）にこまちなみ保存区域に指定された。

区域指定を機に、町家や醤油蔵などの再生や活用に取り組み、飲食店や物販店の開業、アーティストやクラフト作家の工房の開設などによって、新たな賑わいが町全体に広がっている。また、平成元年（1989）から、地域の商店街組合が中心となり、毎年秋に大野町の魅力発信イベントとして「大野こまちなみフェスタ」（現在の「大野こまちなみなーと」）が開催されている（図４-５）。歴史的建造物の一般公開や、日本の灯台50選にも選ばれた大野灯台の特別公開など、地域資源を活用した賑わいづくりが積極的に行われている。

平成29年（2017）５月には区域指定から20年が経過した。今後、高齢化・後継者難が予想される中で、空き家問題やまちの賑わいづくりにも町としてさらに取り組む必要性が叫ばれ、「大野町町会連合会」をはじめ町内の各種団体から構成される「大野みらい・まちなみ委員会」が発足した。同委員会では「まちなみ形成計画」を策定するとともに、まちなみ・空き家・賑わい創出の３部会を置き、自主的な活動を展開することとしている。

図４-５　大野こまちなみフェスタのリーフレット

用水

1．用水の価値を再認識

金沢の中心市街地を流れる用水は、犀川・浅野川等を水源とし、藩政時代以前に築造されたといわれる大野庄用水をはじめ、55水系・総延長約150kmに及んでいる。

網目のように張り巡らされた用水は、今も人々の暮らしの中に息づき、金沢のまちなみに独特の風情を醸し出している。しかし、かつての高度経済成長期には生活用水としての利用が減少し、モータリゼーションの進行によって駐車場や車道の拡幅スペースとして暗渠化が進んでいた。そのため、昭和53年(1978) 5月、「金沢経済同友会」は都市問題に関する研究グループを設立した。そして翌54年(1979) 10月、「金沢の用水」というレポートを発刊し、その中で市街地内を流れる用水の整備を提案した。

このような動きを受け、昭和55年(1980) 5月、金沢市は「水と緑の再生計画懇話会」を設置(委員8名を委嘱)し、用水の保存と復元について検討を行い、同年11月に「水と緑の再生計画」を策定した。

用水の価値が見直され、保存の重要性が高まる中、昭和56年(1981)に「伝環条例」の新たな専門部会として用水部会が創設され、昭和57年(1982)10月の伝統環境保存区域の拡大では、大野庄用水・鞍月用水・辰巳用水の一部区間を含む区域が新たに指定された。

その後、中央小学校体育館横の鞍月用水、玉川公園沿いの辰巳用水、長町の大野庄用水、柿木畠の鞍月用水等の整備が行われ、悪化の一途を辿っていた用水の環境は徐々に改善に向かっていった。

2．「用水保全条例」の制定

市内各所で用水が整備されたことにともない、用水の価値に対する市民の認識も高まりを見せた。平成8年(1996) 3月、金沢市は用水単独の保全に関する条例としては全国初の「金沢市用水保全条例」(平成8年条例第7号。以下「用水保全条例」という。)を制定した。

「用水保全条例」は、用水が大切な市民共有の財産であることを広く認識してもらい、その潤いのある景観を育み、金沢の個性に磨きをかけたいという宣言が込められている(図4-6、図4-7)。特に保全を必要とする用水を保全用水として指定することができ、保全用水ごとに保全基準を定めることや、「金沢市用水保全審議会」を置くことを定めている。保全用水を指定する時は審議会の意見を聴くことや、用水保全に必要な事項を審議会が市長に対して建議することができるとしている。

図4-6　小橋用水(保全用水)

図4-7　旭用水(保全用水)

❶保全用水の指定

次のいずれかに該当する用水を、保全用水として指定している。

ア)歴史的財産として後代に継承すべき用水

イ)個性ある街並み景観を形成しうる用水

ウ)自然環境に調和し、市民にやすらぎを与える用水

エ)生活文化に密着した用水

オ)都市防災上、必要と認められる用水

「用水保全条例」制定から、平成18年(2006)までに、辰巳用水・大野庄用水・鞍月用水をはじめとする21の用水が保全用水に指定されており、指定総延長は約63kmとなっている(図4-9)。

❷用水保全基準・用水保全要綱

保全用水ごとに用水保全基準が定められている。用水の維持管理・修繕・整備に関しては、「用水保全要綱」の中で、「用水景観」、「開渠化の促進」、「清流の確保」、「用水の利用」について指針を設定して保全に努めている。

「用水保全要綱」の特徴的な事項として、必要以上に幅の広い私有橋は狭小化すること(原則として歩行者用は幅2m以下、自動車用は幅4m以下)が定められている。これによって、保全用水に新たに橋を架ける場合や既存の橋を架け替える場合に、定められた基準以内の幅に指導している。また、保全用水を貴重な財産として後代に継承するため、保全用水に接する土地に建物を新築する時には、将来の護岸改修に備えるため、壁面の位置を護岸天端から1m後退することとしている。

図4-8　大野庄用水清掃活動の様子(長町)

3．用水保全の成果と課題

「用水保全条例」の制定にともない、保全用水沿いの建築行為等について、事前の届出が必要となった。建築計画などを用水保全基準・「用水保全要綱」に合致したものにすることで、良好な用水景観が担保されることとなった。また、保全用水の整備が推進されたことによって、用水へのごみの不法投棄も減少している。毎年3月に行われる「長町武家屋敷を愛する会」の大野庄用水や鞍月用水の清掃活動においても、参加者から「ゴミが減っている」という声が上がっており、用水景観の向上とともに用水環境も向上していることがよく分かる(図4-8)。

また、市街地を流れる用水は、清流確保の観点から農繁期のみならず1年を通して適切な水量を流すことにより、潤いのある都市空間の形成とともに水生生物の生息に配慮した用水環境の形成につながっている。さらに、平成19年度(2007年度)から市役所前を流れる辰巳用水をいしかわ四高記念公園前交差点で分水し、金沢駅通り線の歩道脇のせせらぎや金沢駅東広場のカスケードに活用するなど、新たな用水景観の創出も図られている。

この他、「用水保全条例」の制定にともない、市民の用水保全に対する関心を高めるため、小学生を対象とした出前講座や用水探訪会などを開催している。用水に接する機会を多く設けることで、用水保全の重要性を広く周知している。

成果が上がる一方で、保全用水に架かる「私有橋」の中には必要以上に幅の広いものがいまだに見られ、それらの撤去や狭小化が求められている。未整備の保全用水については、市民の理解を得ながら、用水沿いの散策路や親水緑地などの整備を推進していく必要がある(図4-9)。

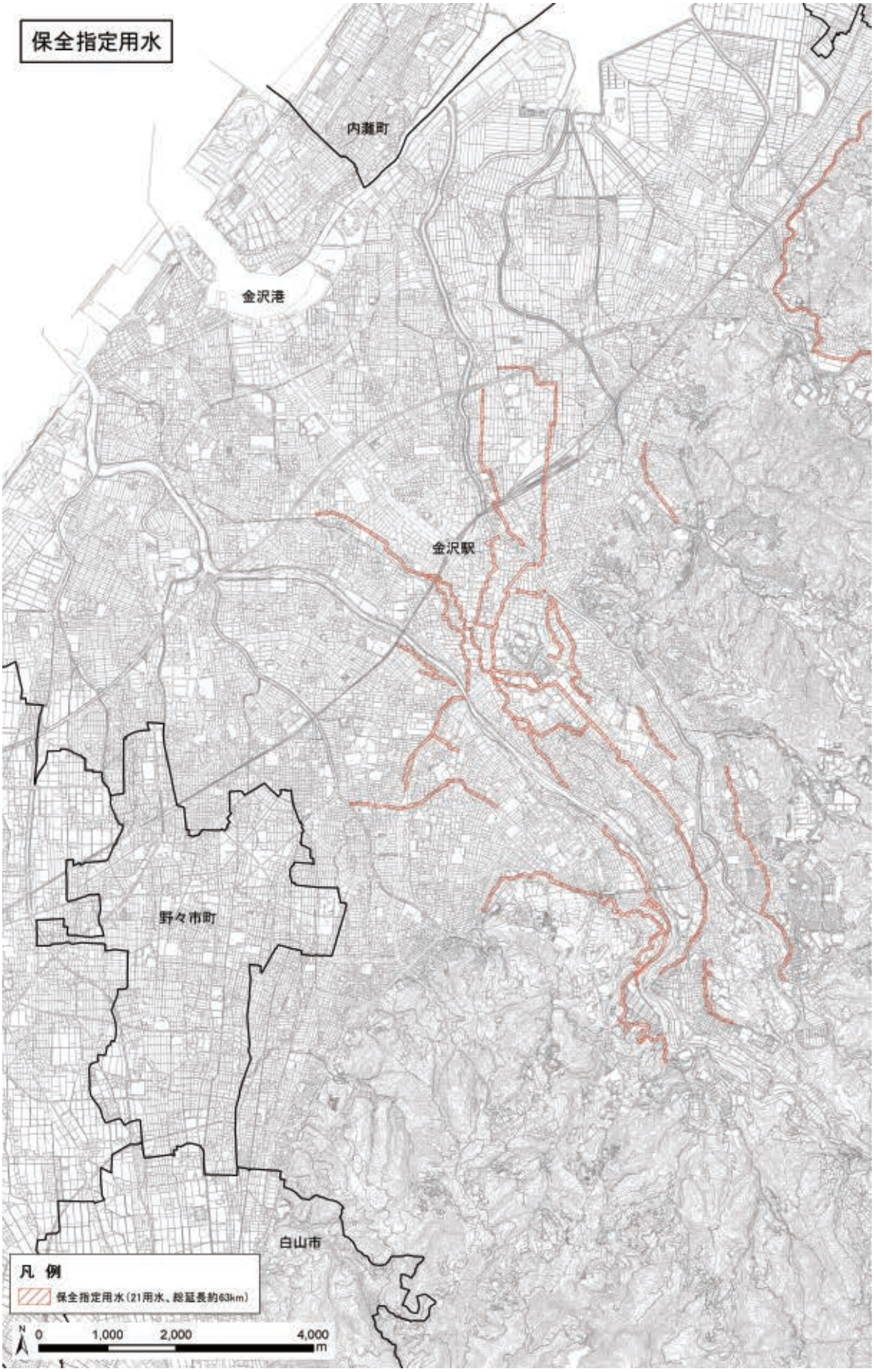
保全指定用水
内灘町
金沢港
金沢駅
野々市町
白山市
凡 例
保全指定用水（21用水、総延長約63km）
N
0
1,000
2,000
4,000
m

図 4 - 9　保全用水位置図

斜面緑地

1．まちの背景

金沢の中心市街地は、白山山系から連なる山々を遠景とし、小立野台地･寺町台地の河岸段丘斜面や、卯辰山・野田山の丘陵地の緑が、まちの背景となっている(図 4 -10)。これらの緑は、市民に憩いと安らぎをもたらす自然景観であるとともに、動植物の貴重な生育環境、斜面の崩壊防止などの機能も担っている。

しかし、斜面地の宅地化、建物の高層化による緑視率低下、急斜地崩壊対策工事による斜面地の人工擁壁化が進展することにより、斜面地の緑の連続性が損なわれることが大いに危惧された。

このような状況の中で、平成 6 年(1994)、金沢市は「河岸段丘等斜面緑地保全基本構想」を策定し、斜面緑地を自然環境、公益機能、景観の側面から分析･評価した。

2．「斜面緑地保全条例」の制定

「河岸段丘等斜面緑地保全基本構想」の策定を受け、平成 9 年(1997) 3 月、金沢市は「斜面緑地保全条例」を制定した。「斜面緑地保全条例」は、斜面緑地を「金沢のまちなかから身近に眺望され、または俯瞰される台地又は丘陵の斜面の緑地で、樹林地、草地又は坂道等の緑が連続して個性的かつ良好な自然環境を形成しているもの」と定義している。「斜面緑地保全条例」は、金沢の地形の起伏を豊かにしている斜面緑地の保全(景観)、市民の身近な潤いとなる緑の保全(まちの緑)、動植物の生息地、生育地としての保全(自然環境)、都市の防災機能を確保するための保全(都市防災)を目的に、貴重な斜面緑地を守り育て、豊かなまちの緑を保全することに特化した条例である。

図 4 -10　卯辰山から小立野台地を見る

❶区域指定

平成12年(2000) 4 月、「斜面緑地保全条例」に基づき、斜面緑地として保全することが必要な区域(当該区域に隣接し、一体となって保全の効果を高めるために必要な区域を含む。)を、斜面緑地保全区域として指定した(図 4 -11、図 4 -14)。

❷斜面緑地保全基準

斜面録地保全区域を保全するため、斜面緑地保全基準が定められている。この基準では、緑地の保全に関する内容と都市の緑化を推進するための敷地内の「緑被率」を規定している。

斜面緑地保全基準の特徴は、「緑被率」と「建物外観の色彩誘導」を定めたことにある。敷地内の目標とする緑の量を数値化するとともに、建物外観の色

彩をマンセル値による明度・彩度で規定し、事前の届出を義務付け、規制・誘導を図っている。

「緑被率」は敷地に対する緑の割合を指し、基準の設定には他都市の風致条例の緑地率を参考とした。加えて、斜面緑地の保全・育成に寄与する立体的な緑の配置を推進するため、高木や中木の植栽には率の割増しとともに支援制度を設けることで、樹木の成育によって緑豊かに被われることを促している。

建物外観の色彩誘導は、「金沢市都市景観形成基本計画」で「台地等の緑の斜面を背景とした建物は、緑の中に埋もれ、台地の緑が強調されるような建物の色彩が望ましい」とされていた。マンセル値で「緑に溶け込む色彩」の範囲を規定し、屋根は明度３以下・彩度２以下、外壁は明度３以上６以下、彩度については色相に応じて、赤系・黄赤系・黄系については４以下、その他の色相については２以下とした。

その後、この緑被率の考え方は、風致地区政令の改正に伴う「石川県風致地区条例」の一部改正（平成16年施行）に盛り込まれた。また、マンセル値を用いた建物の色彩誘導は、地区計画運用基準（平成17年）にも採用され、「金沢市景観計画」（平成21年）の色彩基準の禁止色、推奨色としても明記されることとなった。

３．斜面緑地保全の取り組み

斜面緑地保全区域の指定後、急傾斜地の崩壊対策など斜面地における公共事業は、緑と自然環境の保全と都市防災の推進の観点から、計画段階で斜面緑地保全部会において審議されている。

一方、斜面緑地保全区域における宅地造成や建築行為等は、事前の届出による景観誘導が図られており、件数は年間100件程度である。届出された計画について、屋根と外壁の色彩基準の遵守と、緑被率に基づく中高木の植栽を誘導することにより、斜面緑地の景観は良好に保全されている。

平成25年（2013）に若松町地内に完成した福祉施設の開発事業は、約3.5haの敷地に25棟の建物を建築する大規模開発であったが、各種規制の主旨を事業者が深く理解し、従前の地形と樹木を可能な限り保全するかたちで計画され、樹木に包まれた緑豊かな小さな街を形成している。

斜面緑地保全区域には、土地区画整理事業等により宅地化が進んだ区域もあるが、事業者や住民の斜面緑地保全に対する理解と協力による１軒１軒の積み重ねにより、斜面緑地と調和した景観が形成されている。

斜面緑地の保全には樹木の保存が重要であるが、個人が高木を適正に管理していくには大きな負担が伴い、伐採につながる事例も多い。このため、金沢市は、巨木（高さ８m以上）の枝打ちや高木の移植、

図４-11　斜面緑地保全区域（寺町段丘台地犀川側区域）

植栽に対する支援制度を創設し、斜面緑地の保全・育成を図ることとした。

また、平成21年(2009)、伝統環境保存区域に含まれず斜面緑地保全区域のみに指定されていた区域を伝統環境保存区域の遠望風致区域として指定し、景観法に基づく計画に位置付けて保全を進めた。

寺社風景

1．背景

藩政時代に城下町の三方縁辺部*1に形成された寺院群は、寺社建築や境内地等の緑が重要な景観要素となっており、周辺のまちなみと一体となって歴史を感じさせる雰囲気をつくり上げている。また、寺社境内地は、地域住民のコミュニティを醸成する場として活用されるなど、地域社会の拠点として重要な役割を担っている。

金沢市は、「伝環条例」制定当初から、卯辰山山麓寺院群と寺町寺院群を伝統環境保存区域に指定し、寺社風景の保全を図ってきた。しかし、時代の変化とともに建物等の老朽化、寺社境内地の駐車場化、寺院の廃寺など荒廃傾向が顕著となったことから、これまでの景観保全の観点とともに、文化財としての保護的観点から、寺院群を保全する検討を開始した。

平成７年(1995)、金沢市は寺町台・卯辰山山麓・小立野台の３寺院群の調査を近畿大学教授・櫻井敏雄氏に依頼し、景観と建造物に関する基礎調査を実施した。その結果、各寺院群の持つ特質や課題が抽出された。その中で、「３寺院群には他都市を凌駕(りょうが)する寺院数と歴史的景観･歴史的資産の集積があり、文化財的な観点からの修復が必要である。そのため、

＊1　卯辰山丘陵、小立野台地、寺町台地

景観保全と文化財保護の両面からの協力体制を整える必要がある」と指摘された。これを受けて、平成９年度(1997年度)から「卯辰山山麓寺院群保存対策に関する調査」を実施し、卯辰山山麓寺院群の文化財的な価値について検討された。

また、平成６年(1994)から、金沢市の呼びかけで「寺院群都市会議」の開催が始まった。この会議は、旧城下町で「寺町」がある都市が集い、市民参加型の交流を行うものである。通称「寺町サミット」と呼ばれるこの会議は、毎年加盟都市が持ち回りで開催している。寺院群の地域社会における拠点としての重要性が再認識されている。

２．「寺社風景条例」の制定

平成14年(2002)３月、金沢市は、「金沢市の歴史的文化遺産である寺社等の風景の保全に関する条例」(平成14年条例第10号。以下「寺社風景条例」という。)を制定した。「寺社風景条例」は、古くから市民に親しまれ、憩いと安らぎの生活空間を創出してきた寺社等の建造物と周囲の緑が一体をなして醸し出す伝統的なたたずまいを「寺社風景」と定義し、それを保全し後代に継承することを目的としている。寺社等に着目してまちなみ保全を図る条例は、全国で初めてである。

❶区域指定

「寺社風景条例」に基づき、寺町寺院群区域と小立野寺院群区域が寺社風景保全区域として指定されている(図４-12、図４-13)。卯辰山山麓寺院群は、当時、伝統的建造物群保存地区の決定を視野に入れた取り組みを進めていたことから、寺社風景保全区域には指定されなかった。(平成23年、重要伝統的建造物群保存地区に選定)また、寺町寺院群区域は、平成24年(2012)４月10日に区域の大部分が寺町台伝統的建造物群保存地区に決定されたため、該当範囲が除外された(図４-15)。

❷寺社風景保全基準

寺社風景保全区域ごとに保全基準を定めている。景観保全と文化財保護の両立を目指した歴史的・文化的資産の継承に関する事項、伝統的まちなみ景観の保全に関する事項、地域社会の拠点として潤いの創出に関する事項、緑の保全に関する事項を定めている。

図４-12　寺町寺院群区域

図４-13　小立野寺院群

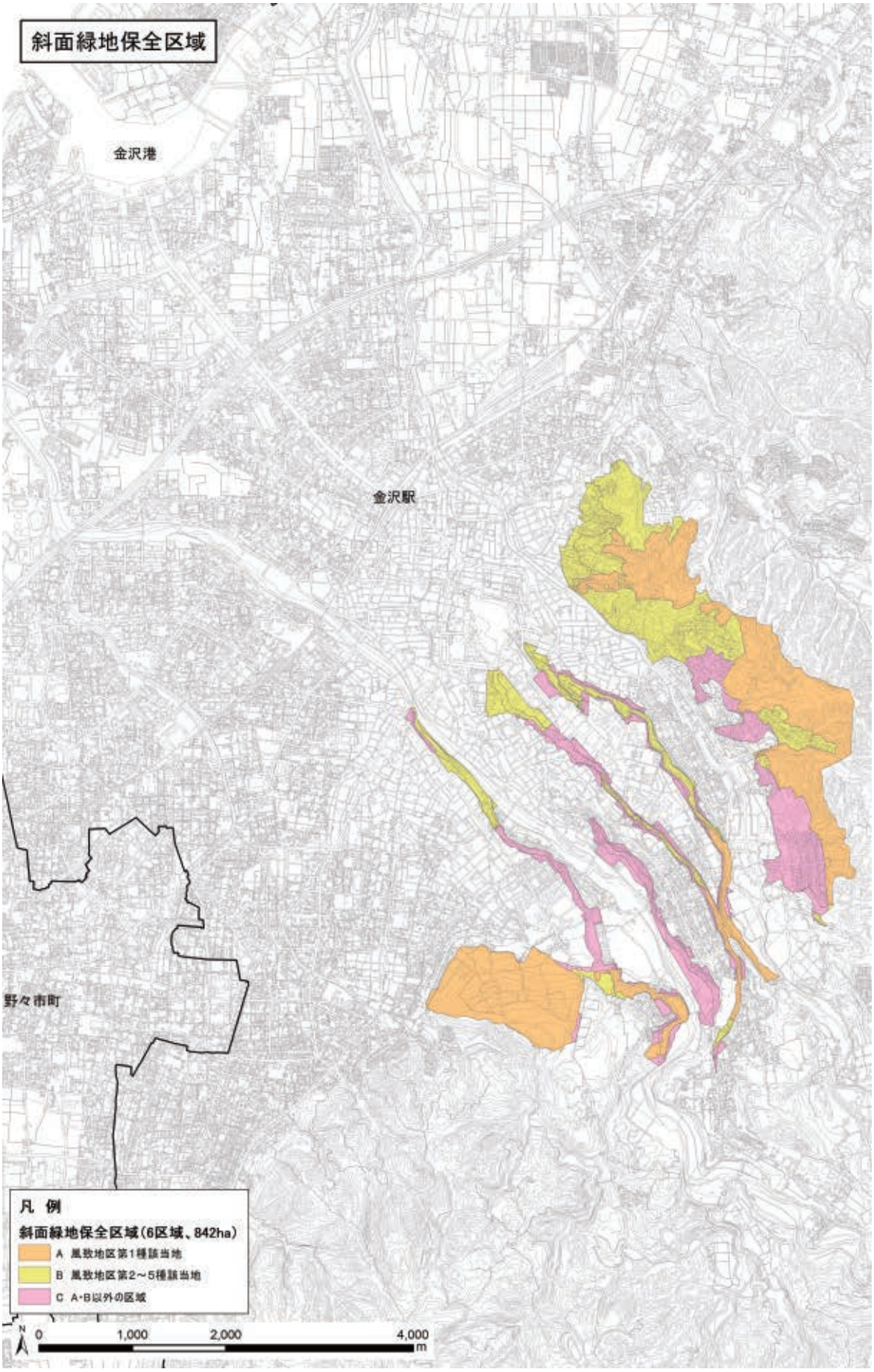

図 4 -14　斜面緑地保全区域図

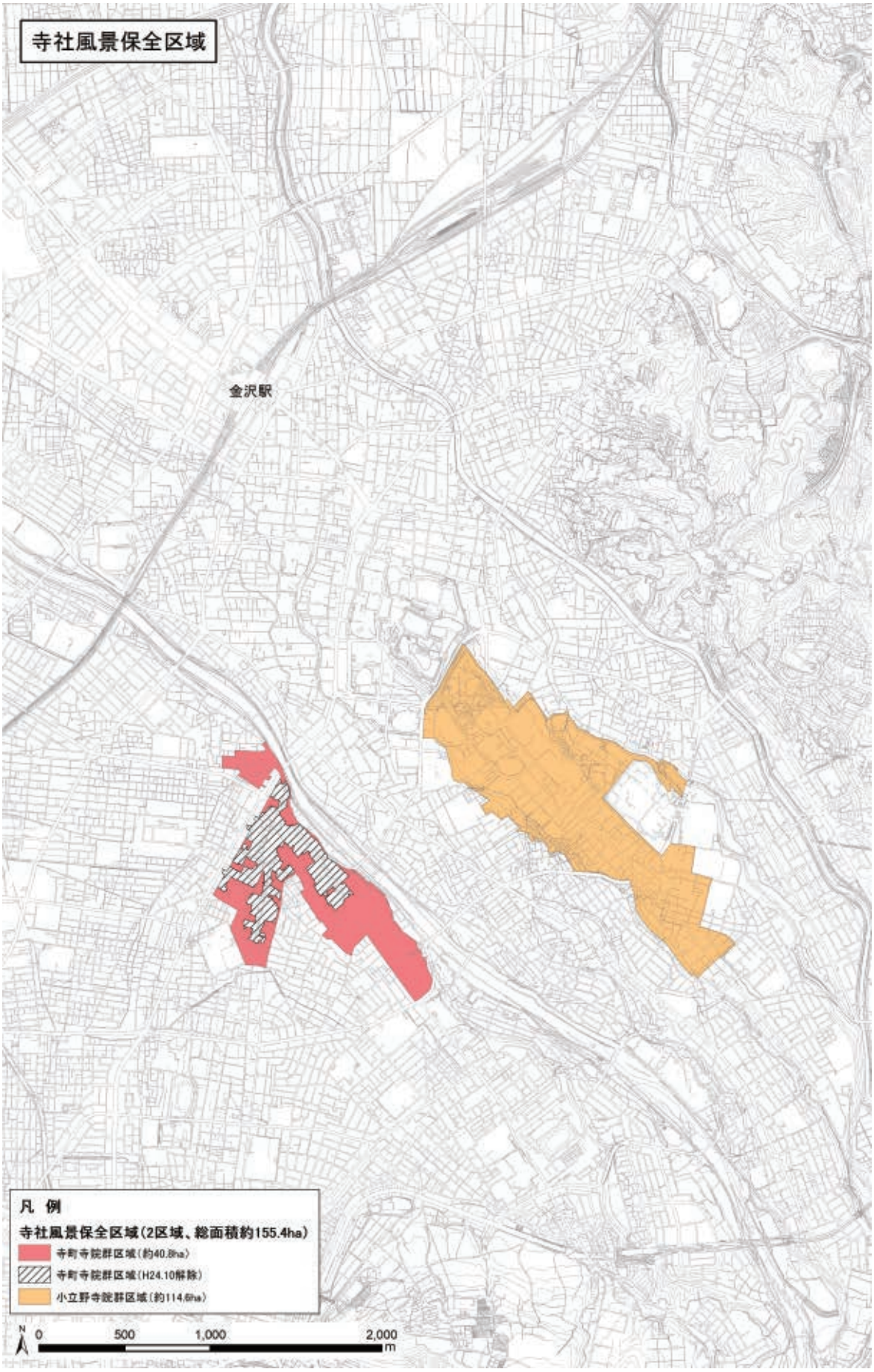

図 4 -15　寺社風景保全区域図

景観ひとコマ

平成16年(2004)

金沢21世紀美術館

金沢21世紀美術館

金沢大学附属中学校・小学校・幼稚園の跡地に建てられた、主に現代美術を収蔵・展示する美術館である。

設計者は、プロポーザル方式により選ばれた妹島和世と西沢立衛による建築家ユニットＳＡＮＡＡである。

設計コンセプトは、山出市長(当時)が打ち出した「買い物帰りに割烹着のまま、ふらっと入れる美術館をつくる」を実現したもので、建物は、敷地の中央に位置し、地上１階地下１階建、直径112.5mの円形平面で、外壁は局面ガラスでつくられており、これまでの美術館の持つ「重厚さ」や「正面性」といったイメージを一新した、外部に対して開放的なものであった。

また、建設の初期段階から、学芸員が計画や実施設計に関わってきたことも特筆され、独自の運営プログラムも内外から注目を集めている。

この近未来的で斬新な外観は、当初は金沢の景観に調和しているか否かの議論もあったが、今や年間入館者数230万人を超え、金沢城・兼六園・本多の森周辺の歴史・文化ゾーンの新たな景観スポットとして市民に認知されてきた。

敷地の一角には、加賀藩13代藩主・前田斉泰ゆかりの煎茶室「松涛庵」と、本多町にあった「山のお茶室(移築後「山宇亭」と命名)」が移築されており、伝統と現代の美の融合を図っている。

※日本建築学会賞

景観ひとコマ

平成17年(2005)

金沢駅東広場

金沢駅東広場

駅東広場は、市中心部に面した県内最大の交通ターミナルであり、金沢の顔として都市景観の主役を担っている。駅西広場が「創造の広場」とされるのに対し、駅東広場は「伝統の広場」と位置付けられている。平成７年(1995)に都市計画決定された金沢駅北土地区画整理事業の一環として整備された広場は、27,000㎡の規模を誇り、地下広場と地上広場で構成され、平成17年(2005)に完成した。付属施設として整備された大屋根(もてなしドーム)とシティゲート(鼓門)は、金沢の新たな景観スポットとして注目されている。※

もてなしドームは、雨雪の多い金沢で駅を乗降する人に傘をさしかけ、おもてなしの広場として計画され、半径90mの球の一部で構成された雪荷重を合理的に受けるシェルを形成している。大空間の架構は、アルミ合金のシステムトラスと張弦材のハイブリッド構造で、屋根及び壁面は強化合わせガラスで仕上げられている。最高高さは29.5mで建築面積は約3,000㎡である。

鼓門は、金沢の街へ出入りする玄関口として設置された。斜めに傾けた柱を楕円状に二重に配置して鼓をイメージした組柱を２本並べ、その上に格天井の屋根を載せている。集成材の大断面木造の鼓門の高さは13.7mで、地下の排気塔とパイプスペースとしての役割がある。

広場の整備にあたっては、金沢市の玄関口であり整備内容について市民の合意形成が求められたことから、計画・設計の各段階において検討組織が設けられ、様々な立場の委員からの専門的な意見が取り入れられた。

※世界で最も美しい駅14選
平成23年(2011)12月「トラベルレジャー」web版,アメリカ
世界で最もすばらしい駅ベスト10
平成25年(2013) 2月「ウェザーチャンネル」,アメリカ

伝統環境保存区域C55浅野川大橋～鈴見橋地区

伝統環境保存区域B12彦三町・尾張町地区

第５章

景観形成の新たな視点

景観誘導対象の広がり

景観行政の基本条例といえる「都市景観条例」とともに景観関連条例は、良好な景観形成に重要な役割を担ってきた。しかし、景観をめぐる社会情勢の変化や価値観が多様化し、新たな視点で景観のあり方や誘導を図ることが必要となってきた。このような状況の中で、金沢市は、「都市景観条例」の改正や新たな関連条例を制定し、課題に対応する取り組みを進めることとなった。

画：平井 聖

眺望景観の保全

1．背景と課題

金沢は、恵まれた自然や起伏に富んだ地形を背景に、歴史的なまちなみと現代のまちなみが共存する都市空間が展開しており、市内各所で数多くの優れた景観を見ることができる。この個性豊かな眺望景観を保全することが、金沢の良好な景観を形成する上で重要なテーマの１つである。

平成17年(2005)、金沢市は「都市計画法」による高度地区を指定したが、それまでは「都市景観条例」による景観形成基準で建築物の高さを地区ごとに定め、形態・意匠等とともに誘導を行っていた。この建築物の高さに対する取り組みは、地区ごとに建築物の高さをコントロールするという効果があった。しかし一方で、歴史的なまちなみの背景に高層建築物が見えるといった場合などがあり、眺めの良い特定の地点(視点場)から見える眺望景観として、マクロな視点での調和を図る重要性が指摘されていた。

2．保全眺望点と「都市景観条例」の改正

❶「眺望景観ガイドライン」

平成10年(1998)、金沢市は眺望景観を保全するという観点から「眺望景観保全マップ」を作成した。マップに掲載した眺望景観は、市民から愛されてきた「金沢らしい風景」についての市民アンケート(約1000人対象)の結果や、金沢ゆかりの文芸作品に基づいて選定された。河岸段丘の緑、黒瓦の家並みや寺社の大屋根、犀川・浅野川に架かる橋からの眺めなど、市内35か所が紹介されている。また、平成13年(2001)には、眺望景観の保全に関する現地調査を実施した。

これらの結果を受け、平成15年(2003)に「眺望景観ガイドライン」を策定した。このガイドラインは、これまで実施してきた各種の景観施策の連携をさらに強化し、自然景観を含んだ広がりのある総体として都市景観を保全していくためのものである。

金沢市の眺望景観保全の考え方は、１つのシンボル的な対象物だけに眺望の視点を集約するのではなく、分散している複数の対象物の総体に対する眺望景観も保全することにある。そのため、「視点場」(眺望する地点)と「対象場」(眺望される対象となる景観)でそれぞれを評価して、眺望点の選定が行われた。視点場の評価基準は、公共性・歴史性・観光性・心象性の４項目とし、対象場は「緑のまとまりと連なり」や「歴史性」などの観点として、それぞれ評価された。選定された重要眺望点(現在の保全眺望点)は、浅野川大橋(上流への眺望)・ひがし茶屋街・主計町・兼六園・金沢城公園・犀川大橋(上流への眺望)の６か所である。(図５-５)

図５-１　眺望景観保全区域　ひがし茶屋街Ａ区域(平成29年(2017))

図５-２　眺望景観保全区域　主計町区域(平成29年(2017))

❷条例改正による事前協議制度の導入

平成15年(2003)、金沢市は「都市景観条例」を改正し、保全眺望点を「憩いとやすらぎをもたらす場所として多くの市民に親しまれ、かつ、特に眺望が優れていると認める地点」と定義し、前述の６か所の重要眺望点を保全眺望点として指定した（図５-１、図５-２、図５-３、図５-４）。また、眺望景観を保全していくために必要な区域を眺望景観保全区域として指定し、区域ごとに保全方針と建築物・広告物・設備等の保全基準を定めた。

また、基準の実効性を担保するため、条例により「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」(平成12年条例第11号)と連動して、計画段階で事業者による中高層建築物に関する自己診断と写真シミュレーションなどを用いた事前協議を必要とした。これにより、眺望景観に関して、中高層建築物の計画が与える影響を視覚的に予測して事前評価することができ、具体的な視覚的資料に基づいた建物部会審議や、助言・指導・勧告を行う体制が整った。

なお、届出による事前協議の仕組みは、平成21年(2009)制定の「景観条例」にも引き継がれている。

３．成果と今後の展望

保全眺望点が指定されてから平成29年(2017)までの間、保全眺望点からの眺望景観がどのように変化したのか検証を行った。その結果、緩やかではあるが、確実に良好な景観に変化していることが確認された。その変化は、改築時において周辺に調和する形態や色彩に改善された建築物や屋外広告物の改修、植栽の成長によるところが多く、１つ１つの計画に対する「景観条例」や「屋外広告物条例」に基づいた丁寧な誘導の成果が現れている。

一方、高度地区や風致地区等により建築物の高さが規制される中で、伝統的なまちなみ景観の背景となる場所に、支障となる中高層建築物が建てられる可能性があることから、新たな保全眺望点の指定への取り組みが必要である。

また、これまでの成果を踏まえて、市街地を見下ろす景観、まちなみや河川越しに望む山並みへの眺望景観など、建築物の形態・意匠と背景となる自然景観を関連性のある一体的な眺望として保全・形成していくために、景観眺望の重要性を市民と理解し共有する景観誘導のあり方を検討していくことが求められる。

図５-３　眺望景観保全区域　浅野川上流側区域(平成29年(2017))

図５-４　眺望景観保全区域　犀川大橋上流側区域(平成29年(2017))

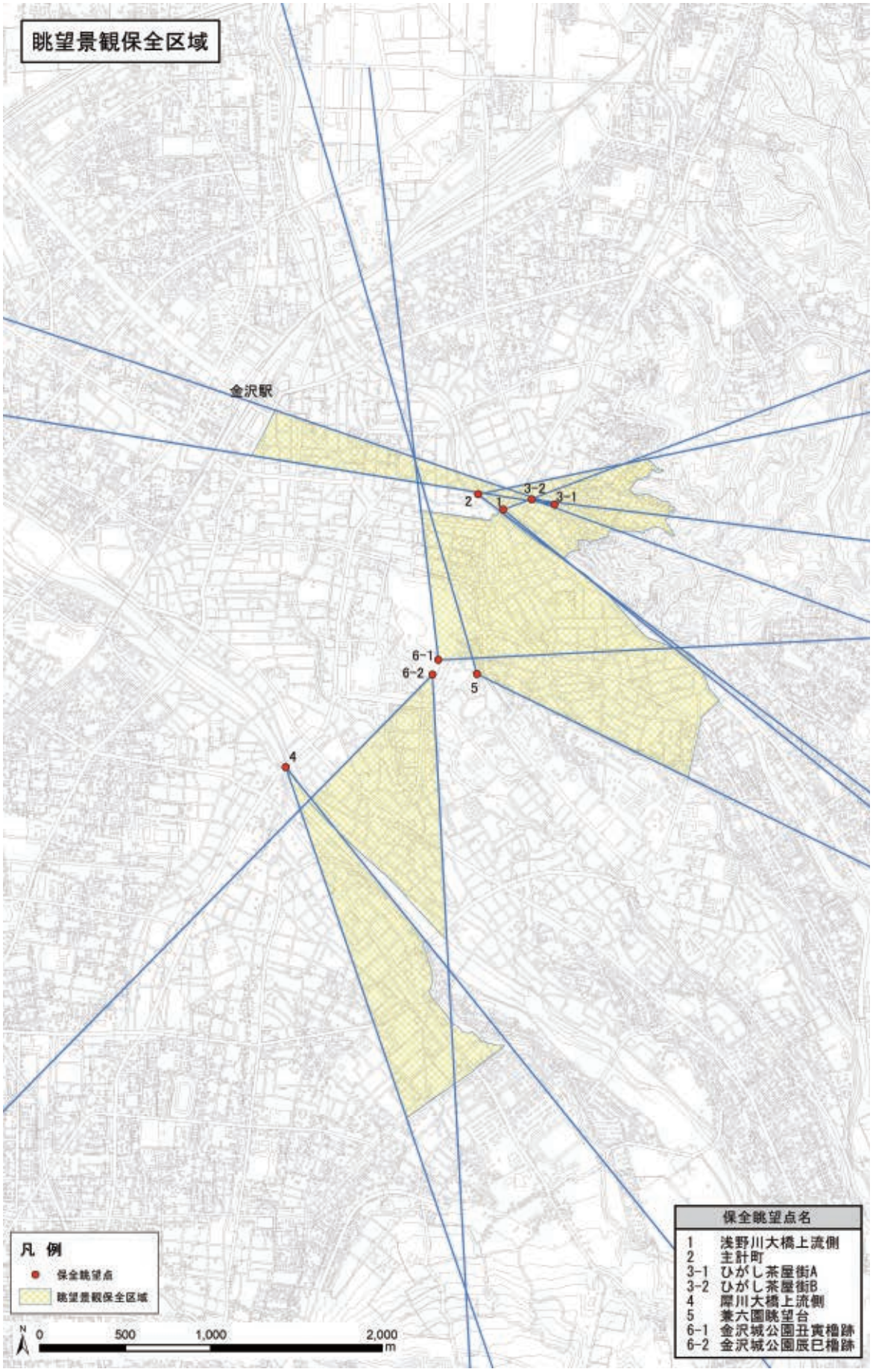

図５－５　眺望景観形成区域図

夜間景観の形成

1．背景

歴史的建造物や橋などを夜間照明する「ライトアップ」は、海外では古くから行われ定着していた。日本で本格的なライトアップは、平成元年(1989)の東京タワーに始まり、城郭や大型橋梁などの夜景創造のためのライトアップが行われるようになった。また、個々の対象をライトアップするだけでなく、横浜市・函館市・神戸市をはじめとして、都市全体のライトアップが日本各地で広がりを見せるようになってきた。

一方、平成10年(1998)に環境庁が「光害対策ガイドライン」を策定し、その中で光害問題が定義され、地域における良好な照明環境を実現するために「地域照明計画」の策定が望ましいとされた。続いて、平成13年(2001)には光害防止制度に関わるガイドブックが出され、地球温暖化防止、自然環境への配慮を強く求めている。

金沢市では、まちの賑わいや魅力を創出する一環として、歴史的建造物等のライトアップが行われ、平成15年(2003)から市内の主要ライトアップスポットを巡るライトアップバス[*1]の運行が始まった。また、金沢駅周辺や中心商店街では、通りのイルミネーションをはじめ、広告塔・ネオン看板、建物から漏れる光など、様々な光源の明かりが華やかさや楽しさを演出していた。しかし、強烈な光の広告照明や、夜空に向けられたサーチライトなど、過剰な照明や不適正な照明による明かりの混乱などが問題とされるようになった。

2．夜間景観条例の制定

金沢市は、金沢にふさわしい夜間景観の形成を図ることにより、金沢の新たな都市の魅力の創造や良好な都市環境の形成を目指すため、平成15年度・16年度(2003年度・2004年度)に「夜間景観形成基本計画策定調査」を実施した。平成17年(2005) 7月には「金沢市夜間景観形成計画」を策定し、それを実現するため「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」(平成17年条例第58号。以下「夜間景観条例」という。)を制定した。

なお、平成15年(2003)の眺望景観の保全に関する「都市景観条例」の改正に続く「夜間景観条例」の制定により、昭和63年(1988)に「都市景観懇話会」から提言された「景観形成の具体的実施方策について」の内容がおおむね整った。

❶条例の特徴

「夜間景観条例」の照明による環境整備の基準は、光害を防止するためだけでなく、それぞれの場所

図5-6　歴史的景観保全区域のまちなみ(主計町)

＊1　金沢市内の主なライトアップスポットを巡る運行日限定のバス。

の特性に応じた景観形成を図るためのものとしている。このような照明環境を夜間景観の形成として扱う条例は少ない。また、条例の基本的な考え方は次の５つである。

○金沢の個性と魅力を高める夜間景観の形成
○環境に配慮した適正な照明環境の実現
○一体感のある計画的な夜間景観の形成
○安全安心な暮らしのための夜間照明の確保
○地域の方向性に合わせた機能性の高い照明環境の形成

❷地域指定・区域指定と基準

「夜間景観条例」に基づいて、平成18年(2006)に照明環境形成地域と夜間景観形成区域が指定された(図５-10、図５-11)。

照明環境形成地域は、照明環境の形成を図るため、「都市計画法」に基づく用途地域等を考慮して、市全域を「住宅環境地域」、「生活産業地域」など７つに区分し、地域ごとに照明環境を形成するための基準を設定している。基準には、光害の防止や省エネルギー、安心安全な暮らしのための夜間照明のあり方が示されている。色温度や障害光となる鉛直面照度等を「参考とすべき数値指標」として示したことは、全国的に見て先進的なことであった。

一方、夜間景観形成区域は、夜間景観の形成に必要な区域について照明環境形成区域の上乗せとして、「自然景観保全区域」、「歴史的景観保全区域(図５-６)」、「にぎわい景観創出区域(図５-７)」の３つの区域を指定し、それぞれ魅力的な夜間景観を形成するための基準を定めている。これらは、「景観条例」に基づく指定区域の他、風致地区、保全用水沿いの地域など、景観関連条例の指定区域との整合性を図っており、昼間の景観形成と同じ方向性としている。

なお、平成21年(2009)の「景観条例」制定の際、近代的都市景観創出区域の一部が伝統環境調和区域に指定されたため、その区域における夜間景観形成区域の位置付けが議論された。すなわち、夜間景観形成区域として歴史的景観保全区域とするか、従前のまま「にぎわい景観創出区域」とするのか、あるいは夜間景観上も調和区域を新設するのかという点である。その時の結論として、平成22年(2010)に伝統環境調和区域はひとまず歴史的景観保全区域として区域変更が行われたが、この位置付けについては今後の検討事項とされた。

平成27年(2015)、金沢市は照明環境形成基準、夜間景観形成基準を改正したが、これにあわせて計画部会において再度この議論がなされ、重要文化的景観の選定や歴史都市認定などを踏まえ、伝統環境調和区域は歴史的景観保全区域であることがふさわしいとされている。

３．夜間景観形成の取り組み

次に夜間景観における取り組み事例を紹介する。

図５-７　にぎわい景観創出区域のまちなみ(広坂)

図５-８　シンボル性を保ちながら東山からの見え方に配慮されたポルテ金沢のスカイライン照明

❶ポルテ金沢の外観照明デザイン

平成20年(2008)、金沢駅東広場に面するポルテ金沢の最上部にライン照明を設置し、シンボリックに建物のスカイラインを際立たせる計画が持ち上がった。当初、保全眺望点を含む市内の広範囲からスカイライン照明が見える計画であった。現地での試験点灯による市内各所からの夜間現地確認を踏まえ、建物部会において審議され、伝統的なまちなみとの調和の観点から、スカイライン照明は保全眺望点から見えないほうがよいとされた。協議の結果、事業者の理解が得られ、建物のシンボル性は保ちながらも保全眺望点を含むある一定のエリアからは光が見えない形でスカイライン照明が設置された(図5-8)。これをきっかけとして、建物部会において照明計画の確認も詳細に行われるようになった。

この事例では、その照明がどのようなエリアに在るかということだけでなく、どこから見えるか、さらに近景からだけでなく遠景としてもどのように見えるかが重要であることが再認識された。また、「景観条例」に基づく眺望景観保全基準や他の景観関連条例との関係性を、いかに市民にわかりやすく示すかということが問われることとなった。

❷「金沢らしい夜間景観整備計画」と基準の改正

平成23年(2011)、金沢市は世界的な夜間景観のコンテストである「City.People.Lighit Awards」[*2]で3位入賞を果たした。この賞は、照明によって都市やまちに住み、働く人々やそこを訪れる人々が安心して幸せに過ごせる環境を実現できることを証明したグローバルプロジェクトに授与される賞である。日本の都市としての受賞は、金沢市が初めてであった。

この受賞とともに、北陸新幹線開業をも見据え、金沢の夜間景観の魅力をより高めるため、金沢市は平成26年(2014)に「金沢らしい夜間景観整備計画」を策定した。この計画では、公共空間における照明整備の具体的な整備方針を示すとともに、金沢らしい夜間景観の方向性を示すため、歴史的な景観が残る地域を対象として、金沢における日常のあかりのあるべき姿として、「暖かみのあるあかり」、「まぶしくないあかり」、「地域特性に応じたあかり」、「生活からにじみ出るあかり」の4つのあかりを推奨している(図5-9)。また、空間スケールや場所性の把握など照明整備の進め方も示され、実験をふまえた具体的な整備手法が盛り込まれている。その他、路面の照度だけではなく、実際に人が感じる「明るさ感」という新たな指標による事前検証も提案している。

平成27年(2015)、金沢市は、生活に適したあかりのあり方や地域文化に適応したあかりのあり方のほか、様々な光源の進歩に対応するため、照明環境形成基準と夜間景観形成基準を改正した。この改正では、保全眺望点やこまちなみ保存区域などからの見え方に配慮することが盛り込まれた。また、歴史的景観保全区域においては地域に関わらず、「暖かみのあるあかり」とすることとなった。

図5-9　生活からにじみ出るあかり

＊2　照明と画期的な方法を通して、都市の居住性を改善できることを示した最も優れた都市照明プロジェクト(世界の都市、照明デザイナー、都市プランナーおよび建築家)を表彰するために2003年にフィリップスとLUCIにより創設。

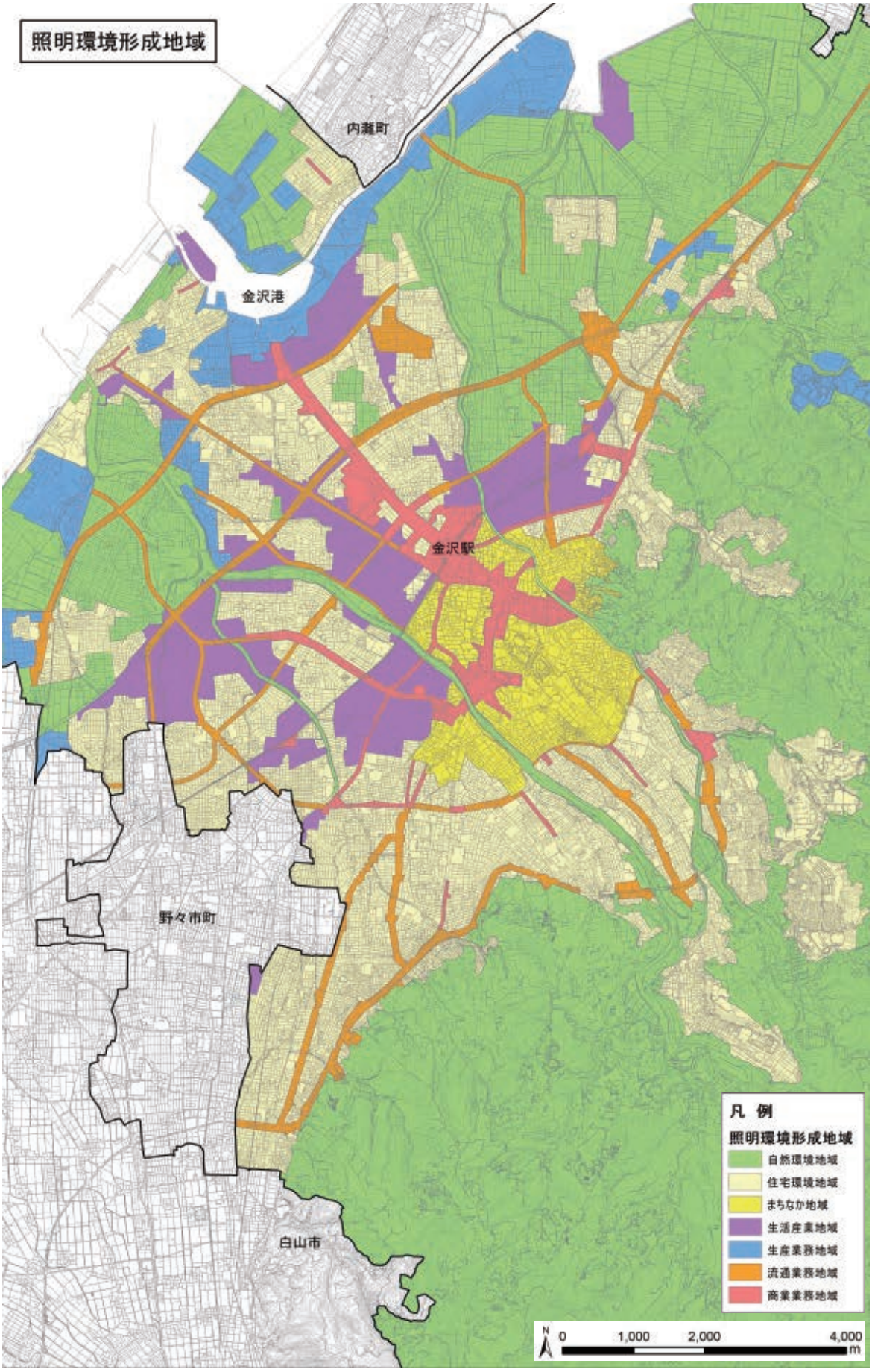

図 5 -10　照明環境形成地域図

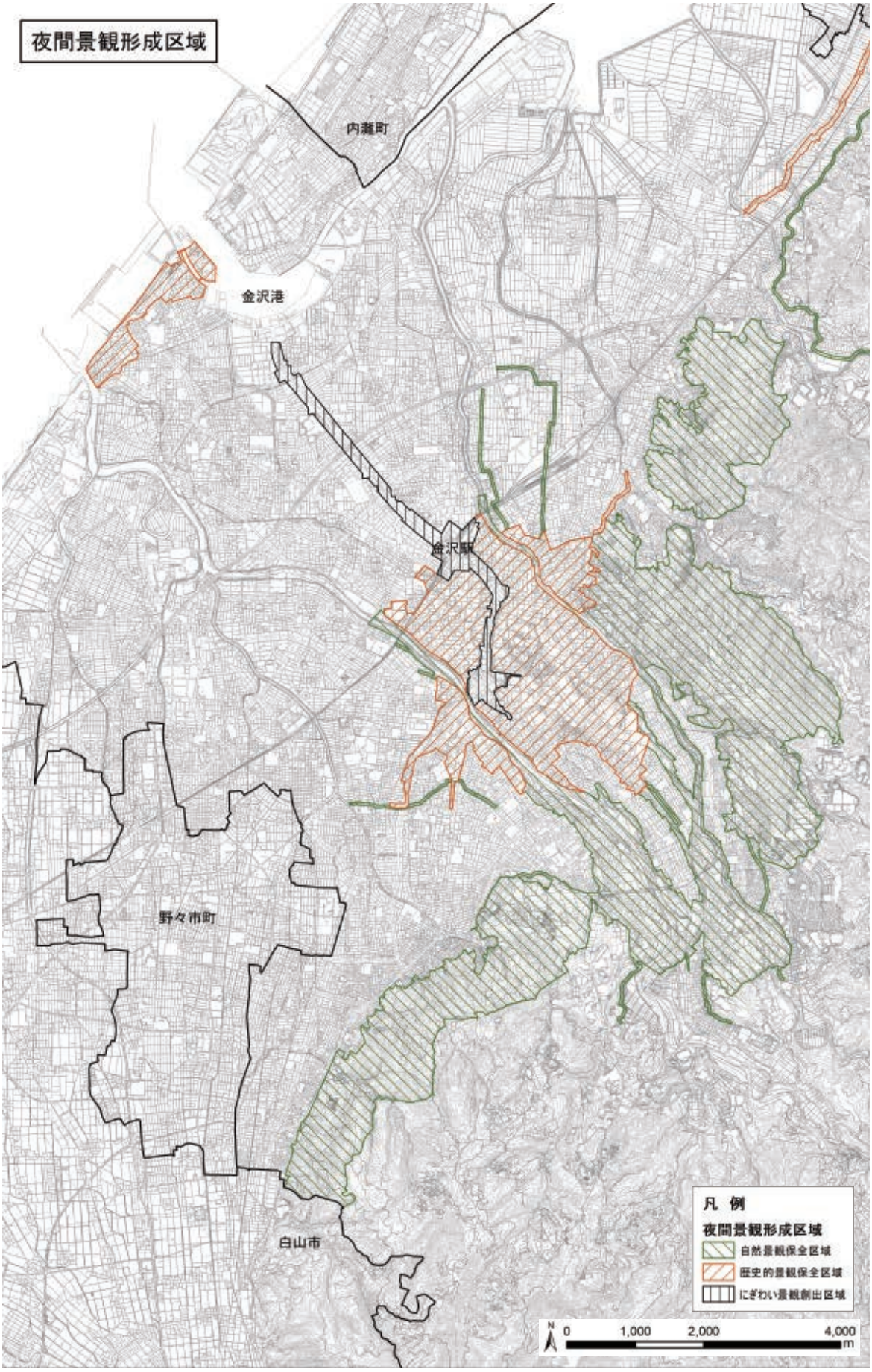

図５-11　夜間景観形成区域図

❸「暖かみのあるあかり」による照明整備

その後、長町景観地区や卯辰山麓重要伝統的建造物群保存地区では、街路灯を暖かみのある電球色のLED照明に変更し、伝統的なまちなみとの調和を図った他、公共の照明整備を行う際には、「金沢らしい夜間景観の整備計画」に基づいた設計が行われている。

平成28年・29年(2016・2017)には、浅野川の風情ある夜間景観の魅力を高めるため、天神橋・梅ノ橋・浅野川大橋・中の橋の照明を実施した。国登録有形文化財の天神橋と浅野川大橋は、アーチ橋の構造を際立たせる整備に意を用いるとともに、梅ノ橋と中の橋では、木製の高欄意匠の美しさを強調する照明とした(図5-13)。このような歴史的環境においては、暗さも1つの価値としてとらえ、あえて光量を抑えて趣きのある計画にし、光色を電球色にそろえ金沢が持つ風情にあった計画とした(図3-20、図5-11、図5-12)。この整備により、昼間だけでなく夜間における歩行者の回遊性が高まり、金沢を代表する歴史的エリアが、より多くの人々に親しまれる空間になった。

また、平成29年度、市内の防犯灯をLED照明とした際、歴史的景観保全区域内では光の色をすべて電球色としている。(8章にも記載。)

今後、「安全のための照明整備は、景観向上にも寄与すべき」という考え方のもと、民間と公共の協力体制を整え、生活や経済活動による光と公共空間の光を融合させることで、金沢の夜間景観の魅力がさらに高まることが期待されている。

図5-12　電球色のあかりに統一した中の橋と浅野川大橋

沿道景観の形成

1．取り組みの背景

金沢市は「都市景観条例」をはじめとする独自条例で、伝統と風格のある良好な景観の形成を推進してきた。しかしながら、まちの印象を大きく左右する幹線道路沿道の多くが指定区域外であったことから、無秩序ともいえる景観が見られた。このような状況の中で、平成16年(2004)、金沢市は沿道景観の形成に関する条例制定を見据え、現況調査を実施した。

2．「沿道景観条例」の制定と基本計画

❶条例の目的

現況調査の結果を受けて、平成17年(2005)3月、金沢市は「金沢市における沿道景観の形成に関する条例」(平成17年条例第6号。以下「沿道景観条例」という。)を制定した。「沿道景観条例」の基本的な考え方は、次の4つである。

○憩いとやすらぎのある道路空間の創出

○美しい街並み景観・自然景観の形成

図5-13　梅ノ橋夜間照明(左岸から)

○地域の個性や魅力の発信

○人々の交流の促進

その他、条例に基づく組織として「金沢市沿道景観形成協議会」が設置された。

❷「沿道景観形成基本計画」とモデル路線の指定

平成18年(2006) 3月、金沢市は、「沿道景観形成基本計画」を策定した。「沿道景観形成基本計画」は、市全体の沿道景観形成の基本方針として「金沢らしさ、地域らしさが感じられる個性と魅力ある沿道景観づくり」、「道路特性を踏まえた沿道景観づくり」、「統一感、連続感のある心地よい沿道景観づくり」を挙げている。また、市内の幹線道路を「山の道」、「歴史の道」、「まちの道」などの7つのタイプに分類し、タイプ別に道路本体や道路付属物をはじめ建築物や屋外広告物等、各構成要素のあり方を示している。

その他、先導的に沿道景観形成の効果を発揮させることを目的に、「沿道景観条例」の区域と基準を検討するためのモデル路線を指定した。モデル路線は、金沢中心部への導入路となる路線で、地域のまちづくりに対する熱意が高いことなどを条件に、西インター大通りと諸江通りが指定された。

3．区域指定と地元協議会

❶区域指定

平成18年度(2006年度)、モデル路線に指定された西インター大通り、諸江通りで現況調査等を行い、地元の「西インター大通り景観形成協議会」〔平成5年(1993)設立〕、「諸江通り景観形成協議会」〔平成18年(2006)設立〕と協議しながら基準の検討が行われた。

その結果、平成21年(2009) 4月、2つの路線は「沿道景観形成条例」に基づく沿道景観形成区域〔西インター大通り区域(延長約4.6km)、諸江通り区域(約2.6km)〕に指定され、建築行為等の事前届出制度が開始された。また、東インター大通りも、平成25年(2013) 4月に沿道景観形成区域〔東インター大通り区域(約4.0km)〕として指定された。

これらの区域と基準については、地元協議会と同時に「金沢市沿道景観形成協議会」で検討が行われ、道路および沿道景観を構成する要素の管理主体である道路管理者や電力会社とともに進められた。

❷基準の運用の成果

「沿道景観形成基準」の特徴の1つに、屋外広告物に関する基準がある。例えば、「独立広告は一敷地一つまで」というように、具体的な数値基準が設けられている。その理由として、幹線道路沿いは店舗や事務所などが多く、屋外広告物は沿道景観の形成に大きな影響を与えるため、より具体的基準が必要とされたからである。

基準が地元協議会との協議に基づくものである点を尊重し、既存不適格の広告物についても、改修時に基準に合わせるよう事業者の理解を求めながら丁

図5-14　諸江通り区域(平成20年(2008))

図5-15　諸江通り区域(平成29年(2017))

寧に対応している。「屋外広告物条例」のように既存遡及は適用されないが、基準に自主的に適合させるインセンティブとして、屋外広告物の撤去に対する支援制度(90%、上限100万円)も設けている。

その他、外壁の色彩ルールの適用などとともに、徐々にではあるが、３つの区域において効果がはっきりと目に見える形で表れてきている(図５-14、図５-15、図５-16、図５-17)。今後も、地域の住民や事業者と協力し、それぞれの通りの特徴に合わせた景観形成を進めていくことが望まれる。

川筋景観の保全

１．保全に向けた現況調査

金沢の景観のバックグラウンドである３つの台地と２つの河川のうち、台地の斜面については、平成９年(1997)制定の「斜面緑地条例」により、その存在の重要性が謳われた。しかし、犀川と浅野川の２つの河川の重要性については、それぞれ明確にされていなかった。また、主計町のように川とまちなみが魅力的に共存している場所もあるが、川沿いの宅地が直接河川に接している場所では、河川が敷地の「裏側」として扱われ、屋外設備などが無造作に設置されて、景観上の配慮が必要とされるところもある。

このため、金沢市は、平成27年(2015)、犀川と浅野川の川筋景観を保全するため現況調査を実施した。調査では、川筋景観の連続写真を撮影し、保全すべき要素や景観を阻害している要素を抽出した。あわせて藩政時代からの土地利用の履歴、用途地域や建物の高さ規制等を確認し、それぞれに架かる橋の区間ごとの景観特性を把握した。

２．「川筋景観条例」の制定と保全区域の指定

❶条例制定の特徴

平成29年(2017)３月、現況調査等の結果を受けて、「犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例」(平成29年条例第２号、以下「川筋景観条例」という。)を制定した。

「川筋景観条例」では、犀川と浅野川における川筋について、上流から下流まで川筋全体の景観が重要とした上で、保全のために必要な区域を川筋景観保全区域として指定することとしている。保全区域内での建築物の建築や色彩の変更などの一定行為については基準を設けることとし、事前の届出を必要とした。その際保全区域外の犀川と浅野川に沿った区域でも、景観上で重大な影響を及ぼす恐れがある行為については助言・指導・勧告ができることとすることで、保全区域の指定については必要最小限にとどめた。

また、犀川・浅野川沿いは、「景観条例」の指定区

図５-16　東インター大通り区域(平成22年(2010))

図５-17　東インター大通り区域(平成29年(2017))

域の他、景観に関する様々な条例により指定された区域があることから、それらの条例による届出があれば「川筋景観条例」の届出があったとみなすこととし、届出に関する一連の負担に対して配慮している。

❷区域指定と基準

平成29年(2017) 7月、金沢市は川筋景観保全区域として犀川区域と浅野川区域を指定し、それぞれの保全基準を設け、同年10月から運用を開始した(図5-18、図5-19)。

保全基準は、調査に基づく地区ごとの歴史性や生活、生業を考慮した基本方針と景観特性を示し、事業者がそれを読み解いて建築計画などに反映できる内容としている。

基準には、河川を敷地の裏側として扱うのではなく、「川の風情と趣のある川筋景観を活かした建築計画に努めること」などが盛り込まれている。また、橋からの見通しや対岸の家並みが川筋の景観特性であるため、川沿いのまちなみの連続性に配慮する項目も設けている。

3．取り組みと今後の展望

平成29年(2017) 9月、金沢市は、川筋景観保全区域を斜面緑地保全区域やこまちなみ保存区域と同様の景趣継承区域として、「金沢市景観計画」の中で、「金沢特有の景観の趣を醸し出す景観資産を保存・保全する」という位置付けを明らかにした。また、保全基準の運用開始とともに川沿いの植栽や屋外設備の目隠し修景などに対する支援制度を創設し、川筋景観のさらなる景観向上の促進に着手した。

また、「川筋景観条例」制定をきっかけにして、川筋の公共空間の景観整備が進展していくことも大いに期待されている。

図5-18　川筋景観保全区域(犀川区域)

図5-19　川筋景観保全区域(浅野川区域)

景観ひとコマ

平成23年(2011)

金沢海みらい図書館

金沢海みらい図書館

平成23年(2011)に寺中町に建てられた、金沢市４番目の市立図書館である。１階にホール、集会室、児童図書室、管理部門、２階及び３階に閲覧室が入る。

外壁は6,000個の円形ガラスブロックを打ち込んだガラス繊維補強セメントパネルで構成される「パンチングウォール」で覆われている。

４面のパンチングウォールから，昼間は読書に適した自然光を内部に均一に採り入れ，夜は内部の光が洩れボリューム全体が光る。

建築設計は、プロポーザル方式で選定された「シーラカンス　K＆H」が手掛け、従来の図書館のイメージを打ち破った斬新なデザインとなっている。

真っ白なケーキの箱のような外観は、規則的に穿たれた丸窓が特徴となっているが、晴天の少ない北陸の地でできるだけ自然光を室内に採り入れたいという思いが込められている。

光に包み込まれた森の中のような内部空間は、「人」が「本」と出会い、図書館との一体感を生み出すために１フロアに集約されており、「訪れた人が光と本に包まれ、幸せを感じる図書館」をコンセプトに創られた。

平成24年(2012)、Flavorwire「世界で最も美しい公共図書館ベスト25」に選ばれるなど、様々な建築賞を受賞している。

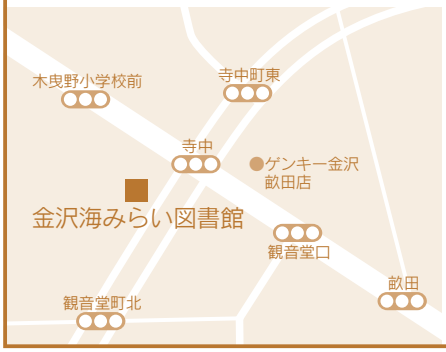

景観ひとコマ

平成23年(2011)

鈴木大拙館

鈴木大拙館

金沢が生んだ世界的な仏教哲学者である鈴木大拙の生涯と思想を伝えつつ、来館者自らが思索を深める場となることを目的に建てられた記念館である。

設計は谷口吉生で、父の谷口吉郎は、昭和42年(1967)に故郷・金沢の伝統環境の保存を声高に訴え、金沢診断(保存と都市再開発診断)を先導して実施し、金沢市の景観条例の礎を築いた建築家である。

本多の森の斜面緑地を借景にしながら、玄関棟、展示棟、思索空間棟の3つの棟を回廊で結び、間にクスの古木のある庭、展示棟から見える路地の庭、思索空間棟を囲む水鏡の庭を配置することによって、訪れた人々は、静かに流れゆく時間と風景を感じ、鈴木大拙の世界へと誘われていく。

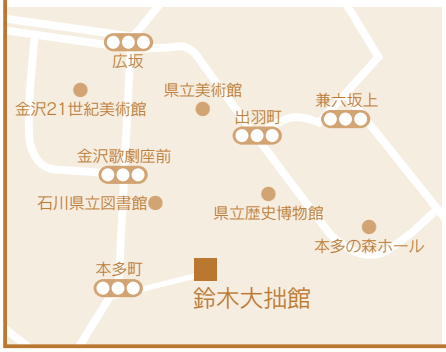

伝統環境保存区域C54浅野川大橋～七ツ屋地区

伝統環境調和区域A１東山～森山地区

第６章

歴史まちづくりとともに歩む

景観と文化財の関わり

近年、歴史的建造物をはじめとする地域の歴史文化資産への関心が高まりを見せており、それをまちづくりに活かす取り組みも各地で行われている。ごくありふれた景観の一部として、これまで見過ごされてきた身近な建物やまちなみがもつ価値が、地域住民にあらためて認識されている。

歴史文化資産をまちづくりに活かすことは、文化財としての保存と新たな景観形成という2つの側面を両立させる取り組みでもある。換言すれば、保存と開発との調和という古くて新しい課題の接点を求め、調査に基づいた歴史文化資産の価値と魅力を多様なかたちで活かそうとする取り組みである。

金沢市はこれまで、国の「文化財保護法」の改正や「歴史まちづくり法」の制定などを受けて、積極的に歴史文化資産をまちづくりに活かす取り組みを進めてきた。地域固有の歴史文化資産を活かした金沢独自のまちづくりは、都市の個性化に大きな役割を果たしている。

画：平井 聖

全国最多の伝統的建造物群保存地区

1.「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」

昭和40年代の歴史的まちなみ・集落保存をめぐる全国的な動きの中で、昭和50年(1975)に「文化財保護法」が改正され、「伝統的建造物群保存地区制度」が創設された。この制度は、歴史的な建造物単体の保護に加えて、保存対象が建造物群というまちなみの単位に拡大された点が画期的であった(図6-1)。

金沢市は、伝統環境保存区域として指定が留保された「ひがし茶屋街」をその候補とした。昭和49年(1974)文化庁の伝統的建造物群保存地区保存対策事業となる現地調査を実施し、昭和50年(1975)に報告書「旧東のくるわ」をまとめた。

この調査結果に基づいて、ひがし茶屋街の重要伝統的建造物群保存地区選定を目指すため、昭和52年(1977)3月、金沢市は「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」(昭和52年条例第2号)を制定し、地区決定に向けた地元住民の合意形成を図った。しかし、地元住民では賛否が分かれた。保存地区に選定されると建築規制を受け、住民の生活権が脅かされるとの反対意見が強くなり、同年6月に反対署名が市長に提出される事態となった。その後も市と地元住民の協議が継続されたが合意には至らず、昭和53年(1978)、金沢市は伝統的建造物群保存地区の都市計画決定を断念した。

2. 東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区

昭和53年(1978)、ひがし茶屋街の伝統的建造物群保存地区の決定が見送られた後、金沢市は茶屋街まちなみ修景事業を創設して歴史的建造物の保存を促進した。それとともに、歩ける道筋整備事業や無電柱化事業を実施し、公共空間の整備を並行して進め、歴史的まちなみの保全を図った。

このような流れの中で、地元住民の意識にも変化が見られるようになった。平成10年(1998)3月、金沢市は20年ぶりに伝統的建造物群保存地区決定に向けた地元説明会を開催し、同年10月に改めて保存対策調査を実施することになった。

その後、金沢市は保存対策調査とともに地元住民と協議を続け、平成13年(2001)4月に「金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存対策調査」報告書をまとめた。その結果を受けて、東山ひがし地区は同年5月に伝統的建造物群保存地区として都市計画決定され、同年11月、国から重要伝統的建造物群保存地区に選定された。当初の取り組みを断念してから23年の歳月が流れた後、金沢市で最初の重要伝統的建造

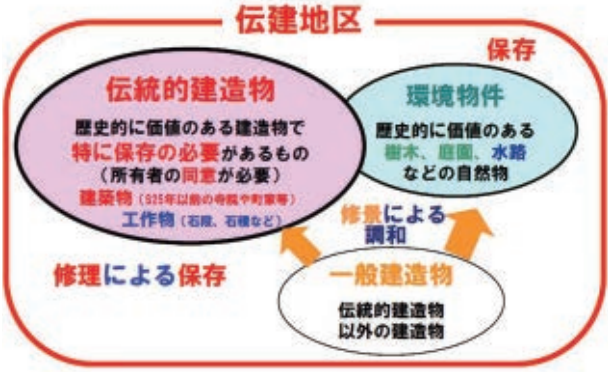

図6-1　伝統的建造物群保存地区の構成

図6-2　東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区

物群保存地区が誕生した。

東山ひがし地区は、文政３年(1820)に公許され形成された茶屋町のまちなみである。街路に面して１階に出格子を構え、２階の建ちを高くして座敷を設けた茶屋建築が連なっており、京都祇園と並んで日本の茶屋文化を今に伝える歴史的景観を見せている。地区の面積は約1.8haで、地区内には平成30年現在144棟の建物があり、うち94棟を伝統的建造物として特定している(図６-２)。

3. 主計町重要伝統的建造物群保存地区

主計町のまちなみ保全は、昭和57年(1982)の伝統環境保存区域の指定に始まる。その後、金沢市は「東山ひがし」と同様に茶屋街として歴史的建造物の保存と公共空間の整備を進め、歴史的まちなみの保全を図った。

また、主計町は、平成11年(1999)に金沢市で初めて旧町名も復活した地域である。金沢市は、平成13年(2001)保存対策調査を実施するとともに地元住民との協議を進め、平成14年(2002)に「金沢市主計町伝統的建造物群保存対策調査」報告書をまとめた。その結果を受けて、主計町地区は平成15年(2003)伝統的建造物群保存地区として都市計画決定され、平成20年(2008)国から重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

主計町は、浅野川大橋下流左岸のまちなみで、茶屋町として明治期には成立していたと考えられている。浅野川に面する茶屋建築は、明治後期から昭和初期にかけて３階建てに増築されるなど各時代を反映しており、浅野川とともに良好な景観を形成している。地区の面積は、約0.6haで、地区内には平成30年現在51棟の建物があり、うち34棟を伝統的建造物として特定している(図６-３)。

4. 卯辰山麓重要伝統的建造物群保存地区

卯辰山麓のまちなみ保全は、昭和43年(1968)の伝統環境保存区域の指定に始まる。その後、金沢市は寺院土塀山門修復事業を創設して、寺院群の景観保存を促進するとともに、歩ける道筋整備事業として公共空間の整備を並行して進め、歴史的まちなみの保全を図った。金沢市は、平成16年～17年(2004～2005)に保存対策調査を実施するとともに、地元住民との協議を進め、平成18年(2006)に「金沢市卯辰山山麓寺院群区域伝統的建造物群保存対策調査」報告書をまとめた。その結果を受けて、卯辰山麓区域は平成23年(2011)に伝統的建造物群保存地区として都市計画決定され、国から重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

卯辰山麓区域は区域に広がる卯辰山山麓寺院群と歴史的に関わりが深く、山麓の地形に沿った屈曲した街路に寺社が並んでいる。また、旧北国街道から

図６-３　主計町重要伝統的建造物群保存地区

図６-４　卯辰山麓重要伝統的建造物群保存地区

山麓に向かう参道やそれらを結ぶ細街路に面して町家が並び、寺社と町家が渾然一体となった景観を見せている。地区の面積は約22.1haで、地区内には平成30年現在978棟の建物があり、うち243棟を伝統的建造物として特定している（図６-４）。

5. 寺町台重要伝統的建造物群保存地区

寺町台のまちなみ保全は、昭和43年（1968）の伝統環境保存区域指定に始まる。その後、金沢市は卯辰山麓寺院群と同様に寺院群景観の保存と公共空間の整備を進め、歴史的まちなみの保全を図った。金沢市は、平成20～21年（2008～2009）、保存対策調査を実施するとともに、地元住民との協議を進め、平成23年（2011）に「金沢市寺町台区域伝統的建造物群保存対策調査」報告書をまとめた。その結果を受けて、寺町台区域は平成24年（2012）に伝統的建造物群保存地区として都市計画決定され、国から重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

寺町台区域は、区域に広がる寺町寺院群と歴史的に関わりが深く、旧野田道と鶴来道沿いの寺社地や旧地子町、旧鶴来道沿いに形成された寺社門前地を含み、それぞれの街路が特徴的な景観を見せている。地区の面積は、約22.0haで、地区内には平成30年現在587棟の建物があり、うち167棟を伝統的建造物として特定している（図６-５）。

加えて、寺町台重要伝統的建造物群保存地区の選定により、金沢市の重要伝統的建造物群保存地区は４地区となった。現在、金沢市は京都市・萩市と並んで、全国最多の重要伝統的建造物群保存地区を有する都市となっている。

図６-５　寺町台重要伝統的建造物群保存地区

都市の文化的景観

1. 金沢の文化的景観

平成16年（2004）の「文化財保護法」改正により、「文化的景観」という新しい文化財のカテゴリーが取り入れられた。文化的景観は、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（「文化財保護法」第２条第１項第５号。）と定義されている。別の表現で言い換えると、「人々の暮らしや生業が醸し出す風景である」ともいえる。仕組みとしては、「国が文化的景観の中でも特に重要なものを、都道府県又は市町村の申出に基づき、重要文化的景観として選定すること」となっている。

金沢市では、重要文化的景観に選定されることは、金沢のまち自体の価値が高まり、世界遺産登録に向けた取り組みが進むと考え、平成19年（2007）から都市部における文化的景観の調査を始めた。

図６-６　都市の文化的景観（金沢城跡周辺のまちなみ）

金沢市が調査に着手した頃、重要文化的景観に選定された区域は農山村地域の景観地で、都市部における選定はなかった。農村の文化的景観は、棚田や水郷など生活や生業と一体化しており、保護すべきものと保護のための手法が比較的明瞭であった。しかし、都市部では様々な時代の建造物や道路などの構造物が混在しているため、文化的景観の価値を明確に評価することは非常に困難であった。しかし、調査によって、金沢という都市が過去から現在まで人々の生活や営みによってつくられ、長い歴史を踏まえて現在の都市が成り立っていることに価値を見い出すことができた。市は国に重要文化的景観「金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化」の選定の申出を行い、その結果、平成22年(2010) 2月に選定を受けることとなった(図6-6)。

2.「金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化」の価値

金沢の文化的景観は、近世城下町が都市の基盤となっているところに大きな価値がある。城下町金沢の都市構造は、寛文・延宝期(1661～1681)にほぼ完成しており、その形態は当時つくられた絵図で確認することができる。金沢の中心市街地は、絵図に示されたとおり、小路に至るまで街路網が現在のものとほぼ一致している。城下町の町割や用水が、現在の市街地の街路や街区の構造を規定している。

図6-7　重要文化的景観区域(金沢城の正面にある大手町界隈)

また、加賀藩3代藩主・前田利常や5代藩主・前田綱紀が、漆工・金工・陶芸などを奨励し、藩御細工所の設置により工芸品の芸術的な技術水準を高めていった。これら工芸品の多くは明治以降に旧藩士たちによって商業化され、現在も金沢の主要な産業となっている。

金沢の文化的景観とは、城下町発展の各段階を投影した都市構造が現在まで継承されているだけでなく、城下町が醸成してきた伝統と文化による生活や、生業を中心とした伝統工芸等の店舗が独特の界隈性を生み出している景観地といえる。

3. 金沢の文化的景観の課題

都市部における重要文化的景観は、宇治市に次いで2番目の選定となった。しかし、選定された区域が金沢城跡周辺部の中心市街地も含むことから、歴史都市として保全が進む一方で、現代都市としての更新活動(市街地開発)も活発なことから、各時代の建造物が混在した状況であった(図6-7)。そのため保護すべきものと保護するための手法を明確にすることは困難を極めた。生きた都市空間を文化財として磨き高め、文化的景観として将来に向けてどのように保全・整備していくのかが大きな課題となった。

平成22年(2010)、金沢市は文化的景観が直面する課題を解決するため、東京大学教授・西村幸夫氏を委員長とする学識者等で構成された「金沢市重要文化的景観整備計画検討委員会」を設置した。委員会での様々な検討がなされ、その結果を受けて、平成24年(2012)、「金沢市重要文化的景観保全・整備計画」

(以下、「保全・整備計画」という。)を策定した。

「保全・整備計画」は、文化的景観への影響が大きいと考えられる主要な課題を「都市構造の継承」、「生活・生業、界隈性の継承」、「都市建築の保存活用」の３つに整理し、それぞれの課題に対する具体的方策を掲げ、短期･中期･長期の視点で実施スケジュールが盛り込まれた。検討委員会では、特に取り組むべき課題として、金澤町家等の歴史的建造物が残る区域において高層建築物が混在するという景観の不調和が指摘され、高さ規制の見直しが必要とされた。

「保全・整備計画」の策定を受け、金沢市は現行の高度地区規制を見直す方向で地域住民との意見交換会を開催し、地区の歴史的文化的価値を説明して高さ規制の議論を重ねていった。

平成24年(2012)から十数回の意見交換会を経て、文化的景観区域の高さ規制の強化に対する地元住民の理解も深まっていった。平成27年(2015)６月、最初の見直し地区として、金沢城跡の正面にあたる大手町界隈(約0.7ha)の高さ規制が31mから20mに変更された(図６-８)。意見交換会では、すでに高層マンションが建つ地区の中で、「高さ制限を低く抑えれば、逆に土地の価値は上がる」という意見も出されるなど、文化的景観の保全が前向きに捉えられていった。

大手町界隈に続いて、尾張町商店街が31mから25mに、旧新町通り南側が31mから12mに高さ規制が変更された。平成29年(2017)９月には、金沢21世紀美術館に隣接する広坂通りの一部の高さ規制が31mから20mに変更された。

図６-８　金沢城三の丸から大手町方向の眺望

重要文化的景観の選定によって、金沢の中心市街地が有する歴史的文化的価値が市民に再認識されるきっかけとなり、金沢の将来を見据えた景観形成を図るうえで、重要な機会になったともいえる。

世界遺産登録を目指す

1.記載候補への取り組み

世界遺産登録は、ユネスコの世界遺産条約(「世界の文化遺産及び世界遺産の保護に関する条約」1972年採択、1975年発効。)に基づいて「世界遺産一覧表」に記載されたもので、日本では平成５年(1993)に初めて、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」、「白神山地」、「屋久島」の４件が記載された。これは、国が「世界遺産暫定一覧表」に記載された資産の中から順次推薦し、その中からユネスコに承認されたものが登録される仕組みになっている。

このような中で、世界遺産に登録されることは、その地域のステータスを高めるだけでなく、観光客誘致にも大きくつながることから、世界遺産登録を目指した運動が日本各地で活発になった。石川県も例外ではなく、平成16年(2004)４月に「金沢経済同

友会」を核として、石川県、金沢市など関係自治体や関係団体による「『白山・兼六園を世界遺産に』キャンペーン推進会議」が発足した。平成17年(2005) 4月には、金沢市と石川県が「世界遺産県市連絡会議」を発足させている。

一方、推薦した資産が順次登録されていくことから、新たに世界遺産暫定一覧表に記載する資産を増やすことが必要となり、国の「文化審議会」は平成18年(2006) 9月に追加候補を全国自治体から公募することを決定した。同年11月、金沢市は石川県とともに「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」を国に提案したが、平成19年(2007) 1月に継続審査という結果となった。

同年12月、金沢市と石川県は提案内容の見直しを行い、再提案したことから、国の「文化審議会」によるヒアリングを含めた審査が行われた。平成20年(2008) 9月に出された審査結果では一定の評価は受けたものの、近世の城郭および城下町関連の文化資産については我が国の「世界遺産暫定一覧表」にはいまだ見られない分野の資産であった。そのため、比較研究に基づく他の同種資産との組み合わせにより、将来的に候補となり得るか否かについて十分に検討する必要があるとの意見が付された。カテゴリーは「Ⅰb」となり、暫定一覧表への記載は見送られた。なお、文化庁は審査結果の発表と同時に記載候補の公募打ち切りを発表した。

図6-9　金沢城跡(国指定史跡)

2. 文化財的価値の明確化

「世界遺産暫定一覧表」の記載候補への取り組みは、その過程において金沢の歴史遺産に対する市民の関心を大きく高めた。同時に、多くの歴史遺産の文化財的価値を明らかにし、保護の重要性を明らかにした。

平成16年(2004)の「『白山・兼六園を世界遺産に』キャンペーン推進会議」を機に、世界遺産をテーマとするシンポジウムが開催されたが、パネリストの文化庁担当者から、金沢市の文化財指定の少なさと保護の遅れが指摘されている。そのことからも、「世界遺産暫定一覧表」への記載候補として提案した「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」を構成する資産に対する価値付けは必須であるといえる。

こうした状況の中で、金沢の歴史文化資産の保存継承や文化的景観の保護、伝統環境の保存を一体的に行うため、平成18年(2006)12月、金沢市は年度途中に異例の組織改革を行った。都市政策局に文化財保護課・歴史建造物整備課・まちなみ保存課を所管する「歴史遺産保存部」を新設し、市が率先して取り組んでいく体制を整えた。平成19年(2007) 4月、「歴史遺産保存部」は文化財保護課と歴史建造物整備課の2課体制となり、部内には新たに「歴史遺産調査研究室」が開設され、関連資産の価値付けに向けた調査・研究が進められた。

歴史資産を文化財指定するためには詳細な調査を

図6-10　辰巳用水隧道部(国指定史跡)

行い、その普遍的な価値を明らかにする必要がある。金沢市と石川県は、文化庁との協議を進めながら関連資産をはじめとする歴史資産の詳細調査を実施した。その結果、明らかになった価値に基づき、国の文化財として次のものが指定された。

○平成20年(2008)　金沢城跡(図6-9)、金沢城土蔵、主計町重要伝統的建造物群保存地区

○平成21年(2009)　加賀藩主前田家墓所

○平成22年(2010)　辰巳用水(図6-10)、末浄水場園地(図6-11)、金沢の文化的景観－城下町の伝統と文化

○平成23年(2011)　卯辰山麓重要伝統的建造物群保存地区

○平成24年(2012)　寺町台重要伝統的建造物群保存地区

○平成25年(2013)　土清水塩硝蔵跡の辰巳用水への追加指定

○平成27年(2015)　加越国境城跡群及び道－松根城跡・切山城跡・小原越－

○平成29年(2017)　旧石川県第二中学校本館(図6-12)

この他に、石川県指定文化財、金沢市指定文化財の指定件数も増加し、数年にわたる取り組みは大きな成果として表れた。

歴史都市第1号に認定

1.「歴史まちづくり法」の制定

平成20年(2008)2月、国の「社会資本整備審議会」から「今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか」という答申が出された。この答申の中で、古都保存の「歴史的風土」とは異なる新しい概念として、「歴史的風致」という概念が示された。これによって、今後の都市市街地においての歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方として、歴史的風致を保存・継承し、再生するための新たなまちづくり制度の創設と国の支援の必要性が示された。この答申を受けるかたちで、同年5月、「歴史まちづくり法」が制定された。

「歴史まちづくり法」は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を歴史的風致」と定義し、その維持と向上を図ることを目的に行われる地方の取り組みを国が支援する内容となっている。これは、「古都保存法」の対象とならなかった市町村が、これまで苦労してきた地域の貴重な歴史的資産を保存・継承するためのまちづくりの取り組みに対して国が支援する根拠法と

図6-11　末浄水場園地　前庭

図6-12　旧石川県第二中学校本館

なるとともに、縦割り行政が指摘される国において、国土交通省・農林水産省・文部科学省(文化庁)の3省共管という点において画期的な法律となった。

「歴史まちづくり法」による国の支援を受けるためには、国が策定した「歴史的風致維持向上基本方針」に基づいて市町村が「歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の認定を受ける必要がある。金沢市は、法律の制定・施行を見越して、国と協議を進めながら計画を策定し、平成21年(2009)1月19日に亀山市・高山市・彦根市・萩市の4市とともに、通称「歴史都市」*1の第1号に認定された。

2.「歴史的風致維持向上計画」の内容

「歴史的風致維持向上計画」では、歴史的風致の維持と向上を図るための施策を一体的に推進するため、重点区域を設定する必要がある。重点区域はその中に国指定文化財があることが第一の要件である。

金沢市の重点区域は、金沢城跡(国史跡)、兼六園(特別名勝)を核とする旧城下町区域と市街地の背景として、一体で連なる自然・地形の特徴を顕著に示す台地・丘陵の一部を含む区域とし、「景観条例」に基づく景観形成区域となる2,140haを範囲としている。中心市街地を含む広範囲を重点区域としているのは、単に一部の文化財周辺の環境整備にとどまらず、歴史的風致の維持と向上を図るための施策を広く都市計画、景観計画との整合を図りながら、まちづくりの総合的な取り組みとして推進することを目指しているからである。

図6-13　大手門中町通り整備

計画では方針を定めた上で、重点区域内の歴史的な建造物を歴史的風致形成建造物として指定することができる。国指定文化財以外の歴史的風致を形成する要素となるものがその対象となり、歴史的風致形成建造物に指定されるとその修理工事等に国の支援を受けることができる。

「歴史まちづくり法」は、地域における歴史的風致の維持と向上に寄与する公共施設等を「歴史的風致維持向上施設」と定義している。道路・公園・水路・緑地・広場・河川、歴史的建造物の復元施設・案内施設など、幅広いものがその対象とされる。市町村は、歴史的風致の維持と向上のために必要と認める場合に、計画に「歴史的風致維持向上施設」の整備や管理に関する事項を記載し、それらの整備事業に関して国の支援を受けることができる。

平成29年3月時においては、歴史的風致の維持と向上に関する事業として88事業を計画に記載し、順次実施してきた(図6-13)。

平成29年(2017)、金沢市は現計画の最終評価を行うとともに、平成30～39年度(2018～2027年度)を新たな計画期間とする第2期計画の策定を行った。

＊1　地域に残る歴史上価値の高い建造物や歴史的なまちなみ、歴史と伝統を反映した人々の生活や伝統文化が一体となって形成される良好な環境を色濃く残し、それらを活かしたまちづくりを積極的に進めている都市を、金沢市では「歴史都市」と位置付けている。

文化財とまちづくり

1. 連携強化の経緯

埋もれた歴史遺産の価値を明らかにして、広く情報発信するとともに、都市の貴重な財産として後代に継承していくためには、指定文化財として保護を図っていくことが有力な手法となる。指定文化財には「文化財保護法」で指定される国指定文化財の他に、県の「文化財保護条例」に基づく県指定文化財や、市の「文化財保護条例」に基づく市指定文化財がある。一般的に指定文化財の件数が多ければ、それだけ都市の文化的ステータスも高まる。金沢市の「文化財保護条例」は、その前身となる「金沢市文化財保存選奨条例」が「文化財保護法」制定に先立つ昭和24年(1949)に制定されていることから、市の先見性を見ることができる。

平成に入ると都市の魅力向上や個性化を図る観点から、景観行政が進展する中で、歴史遺産を単に凍結的に保存するだけでなく、その価値をまちづくりに活かそうという潮流が生まれた。金沢市においても、歴史遺産を積極的にまちづくりに活かしていくため、平成13年(2001)、文化財保護課を教育委員会から市長部局の都市政策部に移管し、文化財保護行政とまちづくり行政の連携強化を図った。

図6-14　松風閣庭園(市指定名勝)

2. 文化財指定の進展

非戦災都市である金沢には、現在も多くの歴史文化資産が残っている。しかし、詳細な調査等によってその価値が明らかとなり評価され、指定文化財として保存の措置がとられたものは全体数に比較すれば少ない。その一方で、戦後滅失した歴史的建造物等の歴史遺産の数も少なくない。

このような状況の中で、平成12年(2000)11月、「金沢経済同友会」との意見交換で、金沢市長・山出保氏が歴史的建造物やまちなみの保存に関して有識者による「文化財保存懇話会」を設置し、指定文化財や登録文化財の候補を選定して「文化財保護審議会」に推薦する方針を示した。指定や登録を推進することで、行政が積極的にその保存に関わり、歴史的建造物やまちなみの保存を推進していくことの表明であった。

第1回の懇話会は平成13年(2001)2月に開催され、歴史的建造物(単体)・伝統的建造物群・有形民俗文化財の3つの部会が設置された。同年4月には文化財保護課が市長部局に移り、指定候補の掘り起こしや選定作業が精力的に行われた。

その結果、平成15年頃から指定文化財や登録文化財の件数が増加していった。平成29年(2017)7月の金沢市指定文化財の件数は220件で、そのうち160件(約73%)が平成15年(2003)以降に指定されている。うち建造物は28件中24件、史跡は9件中5件、名勝

図6-15　西家庭園(市指定名勝)

は５件中４件が、平成15年(2003)以降の指定である。登録有形文化財では、「文化財保護法」によって制度化された平成８年(1996)以降、文化財登録原簿に記載された件数は108件で、うち「文化財保存懇話会」が設置された平成13年(2001)以降のものは、実に102件(約94%)を数える。「文化財保存懇話会」の設置以降、金沢市が推進してきた指定文化財を増やす取り組みは、金沢の歴史文化資産の保存に大きな成果を上げていることがわかる(図６-14、図６-15)。

また、文化財としてよく知られている有形文化財の他に、土地に埋蔵されている文化財、いわゆる埋蔵文化財も、地区の歴史・文化を知る上で極めて貴重である。金沢市は歴史都市認定や都市の重要文化的景観の選定により、旧城下町としての価値の高さが認められるとともに、その歴史遺産の保護が重要な課題となった。埋蔵文化財が未調査のまま失われていくことは金沢にとって大きな損失となることから、平成23年(2011)４月から金沢城下町遺跡を周知の埋蔵文化財包蔵地として、その保護に取り組むこととした。金沢のように既成市街地の約200haもの区域を面的に埋蔵文化財包蔵地として保護することは、金沢市のような地方中核都市において戦略的な取り組みといえる。

過去の景観を復元する上でも、埋蔵文化財調査の情報は極めて重要である。金沢市では発掘調査で得られた知見をもとにして、平成20年(2008)より、城下町の骨格ともいえる「金沢城惣構跡」(市指定史跡)(図６-16)の復元整備を継続して実施している。その他、平成28年(2016)には、本多町歴史文化ゾーンにある「本多家上屋敷西面門跡及び塀跡附道跡」(市指定史跡)を散策路「歴史の小径(こみち)」として整備するなど、訪れる人たちが旧城下町の風致を歴史的真正性とともに感じることができるような取り組みを行っている。

金澤町家の継承・活用

1. 金澤町家の定義

金沢の個性や景観を形成する要素の１つに歴史的な建造物がある。法律や条例に基づいて指定されたものだけを貴重な資源と捉えるのではなく、金沢の歴史的文脈の中で受け継がれ、現在も普通に人々の生活とともに存在している様々な時代における各様式の建造物の総体を貴重な資源として捉えることも重要である。

金沢市は、伝統的な構造・形態・意匠を有する木造建築物のうち、本市の歴史、伝統と文化を伝える住宅や商店等の建築物で、昭和25年(1950)以前に建築されたものを「金澤町家」と定義し、その継承と活用に取り組んでいる。具体的には、「町家」、「武士系住宅」、「近代和風住宅」の様式を有するものの総

図６-16　東内惣構跡枯木橋詰遺構(復元)

図６-17　金澤町家(武士系住宅)

称が金澤町家であり、金沢の重要な景観資源となっている（図 6 -17）。

2. 継承と活用への取り組み

金沢市が金澤町家の継承・活用に向けた取り組みを始めた背景には、その急激な滅失状況があった。昭和20年（1945）以前の建築物棟数の推移を資産税課税台帳データから見ると、平成11年（1999）に約10,900棟あったものが、平成19年（2007）には約8,700棟になり、平均して年間約270棟が滅失していた。この傾向が続けば、金沢の伝統的なまちなみが消失するだけでなく、中心市街地が空洞化して都市の個性や魅力が失われ、地域活力の低下を招くことが大いに危惧された。

こうした状況の中で、平成19年（2007）、金沢市は「金澤町家継承・利用活性化基本計画」を策定し、基本方針の設定と施策の検討を行った。その結果、計画に基づく具体施策として、平成20年・21年（2008・2009）に「金澤町家再生活用モデル事業」を実施した（図 6 -18）。これは、市民に金澤町家の魅力を発信することを目的に、店舗・工房・貸家などに改修して現地を見学・体験できる事業提案を公募し、選定された事業に対して建物の外観修復や内部改修に要する費用の一部を補助するものである。その結果、計 5 件の事業が実施された。

この成果を受けて、平成22年（2010）、金沢市は金澤町家に対する支援制度として「金澤町家再生活用事業」を創設した。これは景観上の観点からの建物外部の修理に対する助成だけでなく、その継承・活用に不可欠な内部居住環境の整備として水回り設備の改修等についても助成する制度で、景観の維持向上と定住促進という 2 つの側面からの支援制度になっている。

近年、「金澤町家を利活用したい」というオーナーやユーザーが増加するとともに、様々な再生活用事例を市内に見ることができるようになった。平成17年（2005）には、金澤町家の流通物件情報を掲載する「金澤町家情報バンク」が創設された。

平成23年（2011）には、利用されていない金澤町家を流通させ、再生活用を図る取り組みとして、「金澤町家流通コーディネート事業」を立ち上げた。これは金澤町家の利活用を考えるオーナーとユーザーの情報を事業者が登録し、双方の条件を考慮して契約に至るまでコーディネートをするものである。この事業は、金沢市が「NPO法人　金澤町家研究会」に委託して実施している。

「金澤町家研究会」は地元の研究者や建築関係者を中心に構成する団体である。平成17年（2005）に発足し、平成20年（2008）にNPO法人化した。現在に至るまで、金澤町家の継承・活用に関して中心的な役割を果たしており、今後も活発な活動展開が期待されている。

このように、様々な個別事業の実施によって金澤

図 6 -18　金澤町家再生活用モデル事業例

図 6 -19　金澤町家情報館（内部）

町家の継承・活用のための取り組みが行われてきた。今後さらに金澤町家の価値をアピールするとともに、施策を継続的に推進していくためのバックボーンが必要であるとの考えから、平成25年(2013)、金沢市は「金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例」を制定した。条例では、「金澤町家の保全・活用を市、市民、所有者等、事業者が協働して推進すること」とし、「金澤町家保全活用推進基本方針を策定して必要な施策を実施すること」としている。また、市長の諮問機関として、「金澤町家保全活用審議会」を設置している。

さらに平成28年(2016)、金澤町家の継承と活用を図るための総合情報発信拠点として、茨木町にある市指定保存建造物「旧川縁米穀店」を金澤町家情報館として整備した(図6-19)。この情報館は、金澤町家の総合相談窓口機能、情報発信機能、生活文化体験機能を備えており、金澤町家の再生活用モデルとして自由に見学することができる。金澤町家情報館の開館により、金澤町家の継承・活用が継続的にさらに促進されることが期待される。

伝統の技を継承する「金沢職人大学校」

1.「金沢職人大学校」の設立

金沢では、藩政時代以来、人の手から手に伝えられた数々の職人の技が受け継がれている。それは、伝統的な環境や景観と相まって輝きを放ち、金沢独自の文化を形づくっている。しかしながら、こうした伝統的な職人文化においても、押し寄せる機械化の波、後継者の不足、技法の衰退、材料のひっ迫等により、文化財をはじめとした歴史的建造物の維持保存が困難となり、深刻な問題となっている。

金沢市は平成8年(1996)、金沢に残る伝統的で高度な職人の技の伝承、保存と後継者となる人材の育成を目的に、各業種組合からの出資も受け、「社団法人　金沢職人大学校(現在は公益社団法人)」を設立した(図6-20)。

2. 職人技術の継承の場

「金沢職人大学校」には本科と修復専攻科がある。本科では手仕事によるものづくりの技能を学び、修復専攻科では歴史的建造物を通じて歴史や文化、建築技術などの知識を読み取り、未来に伝えるための

図6-20　金沢職人大学校

図6-21　金沢職人大学校(現場実習)

技術を学ぶこととしている。

本科には、石工・瓦・左官・造園・大工・畳・建具・板金・表具の９科がある。定員は大工が10人で、他科が各５人の計50人である。入学資格は、基本的技能を習得している満30～50歳の者で、各業種組合の推薦を必要とする。修学期間は３年、研修時間は月４回の夜間２時間となり、学費は無料である。本科を修了すると、市から「金沢匠の技能士」として認定される（図６-21）。

修復専攻科は、平成11年（1999）に開設され、本科の修了生や同等と認められる人材を対象に３年間のカリキュラムが実施される。修学期間は本科と同じく３年間で、延べ900時間の研修である。学費は本科と同じく無料である。修復専攻科を修了すると、市から「歴史的建造物修復士」として認定される。

設立後20余年が経過した。平成29年（2017）９月までに、本科７期331名、修復専攻科６期235名が修了している。修復専攻科では、募集に応じて金沢市の職員も学んでおり、これまで38人、輪島市と加賀市からも各１人が修了し、学んだ専門技術を職務に生かしている。

実習実績としては、平成11年（1999）に、本科１期生修了時の集大成として、長町研修塾の改修整備と茶室「匠心庵（しょうしんあん）」新築を手掛けた。その他、旧涌波家住宅（市指定文化財）をはじめとした数多くの歴史的建造物の調査を行っている。

受託事業としては、金沢湯涌江戸村内における旧永井家住宅の移築修理工事実施設計、旧平尾家住宅の移築修理工事実施設計、長町武家屋敷などの薦掛（こもか）け作業などを手掛けている（図６-22）。

また、特別事業として、平成14年（2002）より、小中学生が親子で職人から匠の技術を学ぶ「子どもマイスタースクール」を開講している（図６-23）。月２回、２年間受講し修了となる。その他、市民向けの市民公開講座、授業参観や作品展示バザーなどを開催している。

かつて金沢では、「空から謡（うたい）が降ってくる」といわれていたほど、昔の職人は匠の技はもとより、伝統芸能や教養を身につけていたといわれている。現代においても、伝統芸能を習得するために、受講生を対象に「職人さんの謡曲教室」、「職人さんのお茶教室」が開かれている。実習で手掛けた長町研修塾は、職人が謡曲や茶の湯などの伝統文化・芸能を鍛錬する場としても活用されている。

また、本市はこれまでに、姉妹都市として提携している７市に対し、友好の証として「ことじ灯籠」を贈呈してきた。平成24年（2012）に韓国の全州市へ、平成29年（2017）にブラジルのポルト・アレグレ市に贈呈した「ことじ灯籠」は石工科の実習で製作した作品である。

金沢職人大学校は、これまで数多くの修了生を輩出するとともに、広く市民を対象に金沢の伝統的な職人技を理解してもらうための事業を展開してきた。今後は学んだ技能と知識を最大限生かすため、修理現場等にいかに関わっていくかが課題である。修了生の活躍が大いに期待される。

図６-22　薦掛け作業（長町景観地区）

図６-23　子どもマイスタースクール

金沢の建築意匠ガイド

1. 武士住宅（参考図１）

特徴

藩政時代に武士が住んでいた住宅である。門を構え、周囲を土塀（足軽屋敷は生垣）で囲われた敷地の中に、独立して建っていた。敷地内には実の生る樹木が多く植えられ、座敷に面して簡素ながら庭園が設えられていた。武家屋敷の樹木は、寺社の境内地とともに城下町の緑豊かな空間を形成していた。

表構え

金沢の武士住宅は、古くは平屋建ての妻入り、屋根は板葺き石置き屋根であった。そのため、３寸勾配程度の切妻の大屋根が、間口方向にその妻面を大きく緩やかに広げていた。明治期以降、板葺きが瓦葺きに代えられる際、小屋組の建ち上げが行われ、屋根の勾配は従前よりきつくなった。切妻の大屋根妻面を大きく見せる正面の意匠は、武士住宅としての威厳と格式を今日まで伝えている。正面の妻壁は**アズマダチ**と呼ばれ、壁の漆喰と梁、束、貫を表しにして格子状の模様を構成する特徴的な意匠である。玄関の屋根は、高禄の武士住宅を除き下屋庇で、外壁は下見板張りであった（参考図１）。

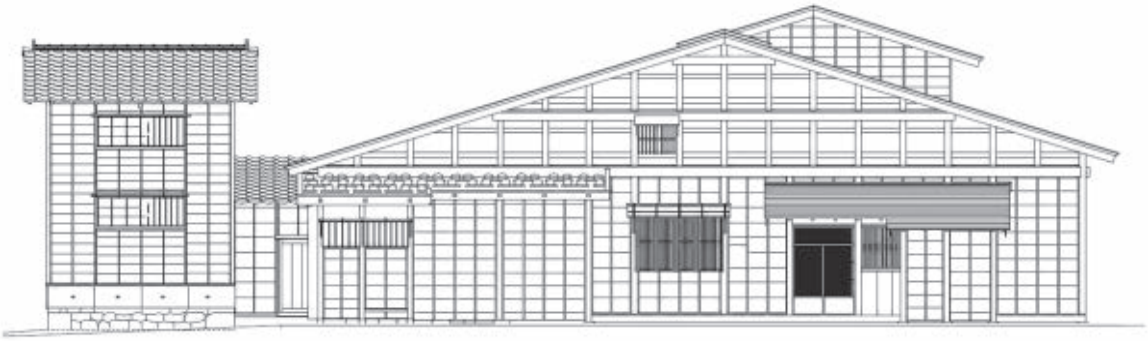

参考図１　武士住宅（旧平尾家）の表構え

2. 町家（参考図２）

特徴

町家は、商人や職人たちなどの町人が住んでいた住宅である。直接道路に面して建物が建ち、隣家が接して間口一杯に軒を連ねていた。なお、町家は、隣家同士が接しているが長屋ではなく、互いに柱や壁を共有せず独立している。

表構え

金沢の町家は、古くは平屋建ての平入り、屋根は板葺き石置き屋根であった。屋根の葺き板が風でめくれ上がるのを防ぐため、軒先に横板が取り付けられており、**カザガエシ**と呼ばれる。２階の窓には太い荒格子で横桟の入った**古格子**が付く。２階の両脇には延焼防止や隣家との区切りを示す意味の袖壁を設けている。１階の庇は板葺きで、その下に**サガリ**と呼ばれる風雨をしのぐための横板が付く。玄関にはくぐり戸の付いた**大戸**が入る。１階正面の柱間には、**蔀戸**（しとみど）*と呼ばれる上下２枚の横板戸が入り、開口部内側上部にしまい込むかたちをとる。ミセノマ

＊蔀戸：この図ではスムシコ、キムシコの例を示しているが、シトミドはその内側の柱間に上下２枚の板戸で構成される。

を店として開放できるように正面が蔀戸のものが古い形式といえる。また、１階表に格子が付くものがあり、竹の簾を竪桟に横張りしたスムシコや、桟の幅や隙間が極めて細いキムシコと呼ばれる加賀格子が特徴である（参考図２）。

間取り

金沢の町家の平均的間口は、３～４間（5.46m～7.28m）で、道路側から店の間、茶の間、中の間、座敷が並ぶ。座敷は土縁を介して中庭に面し、その奥に土蔵などが建つ。玄関から土蔵の前にかけてトオリニワと呼ばれる土間がある。間口が狭く奥行きが深いという敷地上の制約から、町家の間取りは全国的に見て非常に類似している。

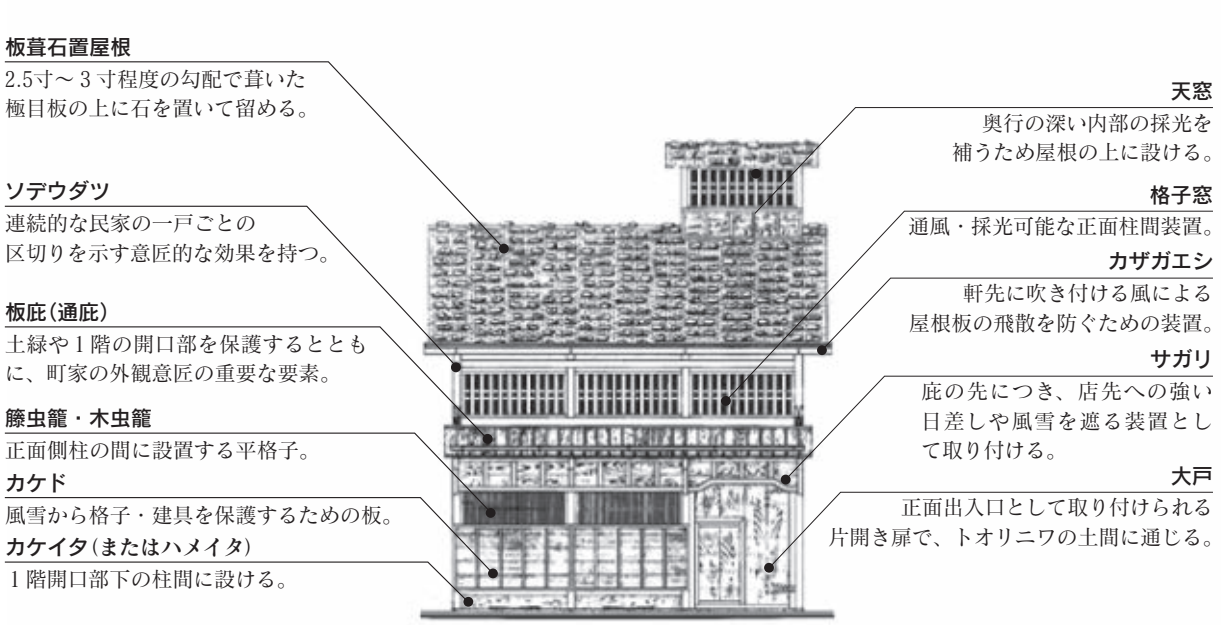

参考図２　古い町家の表構え（出典：「金沢の町家」）

3. 茶屋建築（参考図 3）

特徴

金沢では、藩政時代の町家は、２階の階高が低く、正面は物置用途のアマとして使用されるのが一般的であったのに対し、茶屋建築は、建築当初から２階の階高を高くして正面は座敷とし、その外側に張出しの縁側を設け、凝った意匠の勾欄を付けている。

参考図３　志摩（国重要有形文化財）

表構え

1階正面、「店の間」の表はベンガラ塗りの出格子で、キムシコと呼ばれる木格子が付く。キムシコの古い形式は、密に打たれた竪桟の断面の外側を広い台形とし、外から内が見えにくく、内からは外が良く見通せる工夫が凝らされている。2階の縁先には雨戸が設けられている。雨戸は最上部を紙張りにした板戸で、正面両脇に収納するための戸袋を備えている。なお、雨戸の形式は時代が下がるとともに、中央よりやや高い位置にガラスを入れたものや、腰付きのガラス戸が現れてくる。

4. 近代建築和風住宅Ⅰ（参考図4、5、6）

前庭の植栽

玄関脇の前庭には松などの鑑賞木を植える。武士住宅のように座敷からの景色の必要性から作られたものではなく、武士住宅の様式を形式化したものと考えられる。

正面

武士住宅の特徴的な形式であるアズマダチに倣った妻面とする例が多い。

建物は武士住宅の形式に倣って建てられたが、宅地化された小規模な敷地に対応するため、2階建てにするのが一般的である。

門構え

建築構法や様式の選択が自由になったことにより、門柱や塀を設ける住宅が増加した。板塀や戸室石などを使用した石塀、人造石やコンクリートを用いるなど多様である。

参考図4　武士系の近代和風住宅の特徴（出典：金沢市歴史遺産保存活用MP）

参考図5　西家（国登録有形文化財）

参考図6　木村家（国登録有形文化財）

武士系の近代和風住宅

明治以降に細分化された武家屋敷跡に一般住宅が建てられたが、建物は簡略化された石垣や板塀、生垣に囲まれた２階建ての和風住宅が主流であった。武士住宅の特徴に倣った正面意匠は、時代とともに装飾的な傾向も強まり、洋風の要素を採り入れた応接間付住宅や、数寄屋風住宅など多様なものが見られるようになった。

5. 近代建築和風住宅Ⅱ（参考図７、８、９）

町家系の近代和風住宅

藩政時代の町家と同様に、道路に直接面して建てられるのが基本だが、明治以降は、２階階高が高くなり、正面に居室が設けられるようになる。１階部分も高くなり、二重に庇を付け、ガラスを入れた欄間を設けるものも出てくる。この他、３階建ての町家

参考図７　戸水屋菓子店（国登録有形文化財）

参考図８　谷庄古美術店（国登録有形文化財）

２階壁面

２階壁面が高くなるに従い、窓上下に長押を入れたり土板を取り付けたり、出窓・出格子にして装飾的要素を組み込むようになっていった。また、一階の庇を二重庇にする町家が増加した。

町家の高さ

明治期は伝統的形式の低町家が主流であったが、大正期に入ると高町家が徐々に増加した。昭和期には低い軒の町家は建てられなくなり、高町家が主流となっていった。

軒裏構造

明治期は腕木構造が主流で、登り梁や垂木をあらわした仕上げも一部みられた。大正期にはせがい構造が増え始め、１重せがいが主流となっていった。大正後期からは高町家が増えたことで軒裏の造作が良く見えるようになったこともあり、大正後期～昭和期には２重せがい構造が増加していった。

一重せがいの軒裏の例

参考図９　町家系の近代和風住宅の特徴（出典：金沢市歴史遺産保存活用ＭＰ）

や、表構えを銅板やスクラッチタイルで覆う看板建築、防火のため漆喰で塗込めた土蔵風の町家などは、伝統的町家の変化した姿であるとともに、新たな建築構法や意匠を採り入れた近代和風建築といえる。

6. 農家住宅（参考図10、11）

特徴

農家は、城下町の周辺、郊外部の農村に建っていた建物で、ほとんど全てが茅葺きであった。屋根は束を使わず、２本の丸太材を山形に組み合わせた合掌（サス）が母屋桁に差し込まれ、上屋梁とともに三角形のトラスを形成した。現在、市街地には茅葺き農家は残っていない。なお、加賀藩の農家の家作制限は「梁間２間、庇６尺以内」と定められていた。

表構え

金沢の農家は、古くは妻入りで、屋根は茅葺きであった。明治以降、サス構造の茅葺き農家は、柱などの基本構造材をそのまま使用し、束・登り梁を使う構造で屋根が改造され、瓦葺きになった（これを「建ち上げ」と云う）。現在、金沢に残る農家のほとんどが切妻造・妻入り形式の瓦葺きである。その表構えの特徴に**アズマダチ**がある。これは武士住宅の表構えに見られるもので、正面妻壁が、壁の漆喰と梁、束、貫を表しにした格子状の意匠である。この他、総２階建てのものや、下屋部分を残して茅葺きの母屋部分だけを建ち上げた形式のものも見られる。

間取り

金沢の農家は加賀Ｉ型と呼ばれる型に属する。この型の間取りは、表の土間であるニワと中央部の広間であるオイを梁間一杯に取り、奥に寝間のナンドと座敷のオクノマ（デイ）を２列にして取るものを基本とする。ニワは入口を入ってすぐの土間部分で、屋内の農作業空間としての機能を有していた。オイはニワから直接上がる板敷の部屋で、家の中心に位置しイロリが切られ、居間兼食事室で接客の場でもあった。ナンドは寝室として使われた部屋である。オクノマは仏壇の置かれた最も格式の高い部屋である。

参考図10　伊東家（「建ち上げ」の事例）

参考図11　本岡家（アズマダチの妻面に出窓が付く）

景観ひとコマ

平成 8 年(1996)

金沢市民芸術村

金沢市民芸術村

金沢市民芸術村は、かつて大和町にあった旧大和紡績金沢工場跡を金沢市が平成 3 年(1991)に取得し、平成 8 年(1996)「金沢市民芸術村」として再生活用した施設である。

工場跡には、大正 8 年(1919)に建てられた倉庫棟も含まれていたが、市が跡地を再生活用するにあたっては、当初、建物群は全て取り壊される予定であった。しかし、当時の山出市長が工場跡を訪れた際、倉庫棟の木造軸組が作り出すダイナミックな内部空間に圧倒、魅了され、その場で倉庫棟を残し再生するよう決意した。

施設は、「いつでも、誰でも、自由に」をキャッチフレーズに創られ、365日、24時間、演劇、音楽、美術などの練習の場として活用されている。運営は利用者に委ねられており、全国でも珍しい運営形態も建物とともに注目を集めた。

平成 9 年(1997)、「金沢市民芸術村」は、施設再活用のデザイン、ユニークな運営のあり方が日本デザイン振興会から評価され、建築作品が初めてグッドデザイン大賞を受賞した。

景観ひとコマ

平成22年(2010)

金沢湯涌江戸村

金沢湯涌江戸村

藩政期に建てられた金沢市内外の指定文化財を含む歴史建造物群を移築し、一般公開している歴史文化施設である。

当初は民間会社により、湯涌町においてこれらの歴史建造物群の移築が行われ、「江戸村」として一般公開され、湯涌温泉とともに観光の目玉となっていたが、平成９年(1997)に経営難により閉園を余儀なくされた。

「江戸村」には、重要文化財をはじめとした指定文化財も含まれていたため、平成10年(1998)、金沢市は文化財保存等の趣旨から、「江戸村」および北袋町の姉妹施設「檀風苑」を取得し、整備構想懇話会を設置し、両施設の再整備を検討した。

「江戸村」については、当初、元の敷地での再整備が検討されていたが、文化財の保存に適した環境とは言い難いとの意見があり、平成12年度(2000年度)に、別敷地への全面移転が決定した。

平成15年度(2003年度)より湯涌荒屋町の敷地約２ha内への移築が始まり、８棟の移築を経て、平成22年(2010)に部分開園した。現在も移築工事は進行中で、これまでに10棟(重要文化財２棟、重要有形民俗文化財１棟、県指定文化財３棟、市指定文化財４棟)が完了している。

村内は、茅葺き農家ゾーン(能登民家２棟、金沢の民家２棟)、町家・武家ゾーン(町家２棟、本陣１棟、平士級１棟※、足軽１棟、長屋門１棟)にゾーニングされ、建造物単体の保存とともに、計画的な配置による歴史的まちなみの復元もなされており、背景の湯涌のまちなみとも相まって、往時にタイムスリップしたような感覚を覚える。

※平成29年(2017)現在、整備中。

伝統環境調和区域A 2 尾張町地区

近代的都市景観創出区域A 1 駅西地区

第７章

地域と人が紡ぐ景観づくり

一体感のある景観がもつ意義は理解できるが、例えば自宅を建てる際、「外壁は自分の好きな色にしたい」という要望が出てくる。しかし、地域全体で良好な景観を形成するという観点からは、「個々の思いだけで外壁の色彩を決められては困る」ということにもなる。このように個人の好みや利害が公共空間に悪影響を及ぼす時、往々にして感情的に景観形成のルールと対立する場面が生まれる。

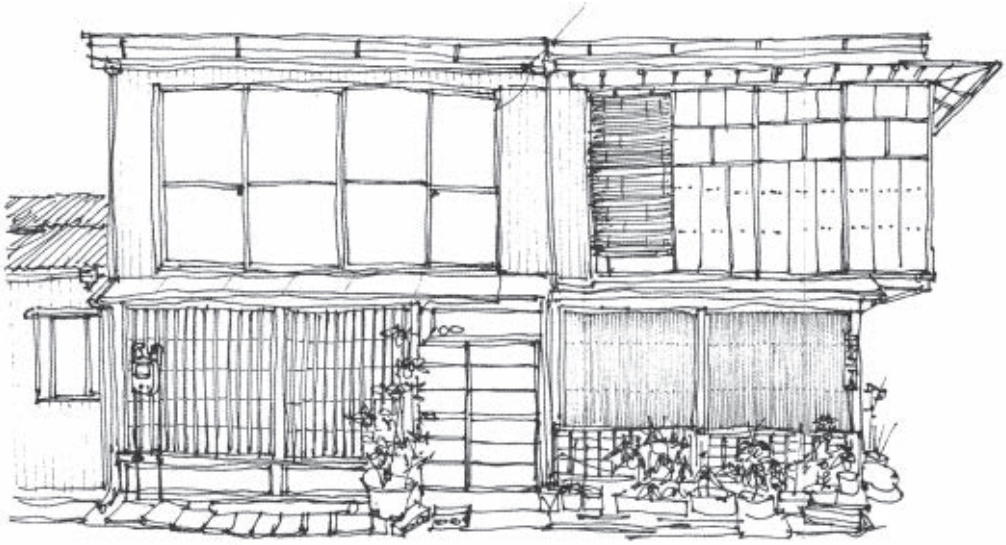

画：平井 聖

市民参加の普及啓発活動

1. シンポジウム・フォーラム
〔平成２年度(1990年度)～８年度(1996年度)〕

金沢市は、市政100周年となる平成元年(1989)を「都市景観元年」として「都市景観条例」を制定した。それには、景観という言葉や概念を広く市民に理解してもらう必要があった。景観に対する市民の関心を高めるため、平成２年(1990)以降、多彩なゲストを招き、景観に関連する色彩や建築デザイン、用水などをテーマにしたシンポジウムやフォーラムを開催している。

平成２年(1990)10月４日、国の「都市景観の日」制定に合わせて記念シンポジウムを開催した。以降、シンポジウム・フォーラムは年１回の開催が通例となった。平成６年度(1994年度)と７年度(1995年度)については、「都市景観市民フォーラム」と題して、年６回のシリーズで開催されている(図７-１)。

2.「都市景観写真コンテスト」
〔平成２年(1990年度)～７年度(1995年度)〕

金沢市は、市内の魅力的な都市景観の写真を公募し、選考された優秀作品の写真展を開催した。市民が撮影した写真を通じて、魅力的な金沢の都市景観を広く市民に知ってもらうとともに、景観形成に対する意識を高めてもらうことを目的としている。平成２年(1990)に第１回「魅力ある金沢の都市景観写真コンテスト」が行われ、平成７年(1995)までに計６回開催している。

3. 情報誌「かなざわの景観だより」
〔平成６年度(1994年度)～13年度(2001年度)〕

平成６年(1994)、金沢市は「こまちなみ保存条例」を制定し、歴史的な雰囲気の残る身近なまちなみを保存する重要性を示した。これを機に市民に向けて都市景観やまちづくりに関する情報をわかりやすく発信するとともに、関連した市民の意見も掲載する情報誌として「かなざわ景観だより」を発刊した(図７-２)。

平成６年(1994)の創刊号は、１面でこまちなみとして旧観音町を紹介している他、有識者や市民の金沢の景観に対する思いや意見が綴られており、外国の景観事例も紹介している。「かなざわ景観だより」は年刊で、平成13年(2001)の第８号まで発刊された。質の高いまちづくりを市と市民が一体で進め、市民文化として都市景観形成を進めるという意識の醸成が図られた。

図７-１　シンポジウムのパンレット

図７-２　かなざわ景観だより

4.「まちなみ体験ウォーク」
〔平成８年度（1996年度）～13年度（2001年度）〕

「まちなみ体験ウォーク」は、案内図を手にして市民に金沢のまちを歩いてもらい、魅力的な金沢の景観を身近で感じてもらうことを目的に始められた。

平成８年（1996）、「第１回親子で歩こう・金沢のまちなみ」として初めて開催して以降、平成13年（2001）まで毎年開催されている。平成10年（1998）は「まちなみ体験ウォーク」として、金沢の緑・金沢の用水・金沢の明かりをテーマにして３回開催されている。平成13年（2001）の「心の道」をテーマとした「まちなみ体験ウォーク」で事業は終了した。参加した多くの市民が、金沢の都市景観へ関心を高める機会となった。

5.「金沢の景観を考える市民会議」
〔平成20年度（2008年度～）〕

平成21年（2009）、金沢市は「景観法」に基づく景観条例を制定するとともに「金沢市景観計画」を策定し、法的強制力を背景に景観行政のさらなる推進を図ることとした。「金沢の景観を考える市民会議」は、これまでの独自条例による取り組みが転換されることを広く市民に周知するとともに、市民・設計者・事業者等と行政が協働で良好な景観形成に取り組んでいくことを目的に発足した。平成21年（2009）１月に第１回会議が開催された。

第１回会議では、東京大学教授・西村幸夫氏の基調講演とパネルディスカッションの他、景観サポーターの任命式が行われた。その後、会議は隔年度で、夜間景観や川筋景観など、その時々のテーマで開催されており、講演、パネルディスカッションの他、茶話会などが行われ、市民との意見交換や景観サポーターと景観みまもりたいの活動報告などの場となっている（図７-３、図７-４）。

市民主体の景観形成活動

1.「景観サポーター」と「景観みまもりたい」

景観サポーターは、「金沢市景観総合計画」に記載された制度に基づいて、広く市民の意識啓発や市民目線で提案などを行う市民ボランティアである。金沢の景観向上に意欲のある市民が、行政と協働して魅力ある金沢の景観を後代へ継承していくことを目的に、景観に関して「取材・記録」を行う他、「参画」、「景観誘導」、「点検」等をテーマに活動している。

平成21年（2009）１月に開催された「第１回金沢の景観を考える市民会議」において最初の任命式が行われ、９人が第１期景観サポーターに登録された。景観サポーターの任期は２年であるが、メンバーを

図７-３　金沢の景観を考える市民会議
（平成26年度　パネラーからの質問に答える参加者）

図７-４　金沢の景観を考える市民会議
（平成28年度景観サポーターによる調査報告）

増やし活動の幅を広げていくため、平成25年(2013)から、登録を継続する景観サポーターを「景観みまもりたい」として任命して登録することになった。

次に活動の概要について紹介する。

○第１期

〔平成21年度～22年度(2009年度・2010年度)〕

景観サポーターは、古写真の収集・整理と定点観測写真撮影・台帳作成を行った。定点観測写真撮影は、シンボリックな風景写真を撮影するのではなく、既成市街地の各定点で景観の経年変化を見るため、現況写真を残す活動である。また、景観について様々な視点でまとめた啓発用DVDの作成の他、道路標識の縮小に関する視認実験にも参加した。

○第２期

〔平成23年度・24年度(2011年度・2012年度)〕

景観サポーターに25名が登録された。５つのグループで「用水と生活の関わり」、「水鳥と浅野川の景観」、「舗装材と景観」などの景観資源をテーマにした取材・記録を行った。それらを６種の報告書にまとめ、「金沢の景観を考える市民会議」で報告している(図７-５)。

○第３期

〔平成25年度・26年度(2013年度・2014年度)〕

「景観みまもりたい」の活動も始まり、第３期景観サポーターと合わせて25名が登録された。「金沢の街あかり」や「のれん」に注目するなど、金沢の景観を構成する様々な要素について調査が行われた。また、金沢の新しい景観の見どころを紹介する動画を作成し、市民会議で紹介するとともにホームページでも公開している。さらに、違反広告物の除却パトロールも行うなど活動の幅を広げている。

○第４期

〔平成27年度・28年度(2015年度・2016年度)〕

景観サポーターと「景観みまもりたい」を合わせて計27名が登録された。これまでと同様に取材・調査活動を基本にしている。出前講座の講師として調査内容を報告する啓発活動や、景観に関する会議への参加などにも取り組んでいる。また、眺望点に関する評価など、ルールづくりへの参画も行った(図７-６)。

○第５期

〔平成29年度・30年度(2017年度・2018年度)〕

景観サポーターと「景観みまもりたい」を合わせて計30名が登録された。交差点の景観点検や、文学作品の場面となっている景観、金沢マラソンのコース沿道の景観などの調査活動を行っている。

これらの活動に加えて、市に政策提言も行っている。今後は、学生やその他の主体と協働することにより、金沢の景観保全、良好な景観形成に向けてさらなる活動展開が期待される。

図７-５　調査活動「水鳥と浅野川の景観」

図７-６　出前講座で講師を務める「景観みまもりたい」

地域主体の景観形成活動

1.「沿道景観形成協議会」

平成５年(1993)、西インター大通り沿道の地権者等で組織される「西インター大通り景観形成協議会」が設立された。平成７年(1995)から毎年、地元住民や沿道事業者が参加する300人規模での街路樹落葉一斉清掃を行っている。また、平成21年度(2009年度)に金沢市が「沿道景観形成条例」に基づいて沿道景観形成区域の指定と基準を策定する際、同協議会を中心に地元住民の合意形成が図られた。現在も住民・事業者に対して啓発を行うなど、沿道景観の向上に努めている。同様の協議会として、平成18年(2006)に「諸江通り景観形成協議会」、平成23年(2011)に「東インター大通り景観形成協議会」が設立され、それぞれの地域で飾花活動や一斉清掃などが行われている(図７-７)。

この３つの沿道は、沿道景観形成区域の指定以後、景観が著しく向上しており、協議会の地道な活動の成果が大きく表れている。

2.「湯涌街道景観まちづくり協議会」

平成13年(2001)、湯涌街道の沿道景観の向上を目的に、沿道の４連合町会と「湯涌温泉観光協会」を中心とした地域住民と事業者により「湯涌街道景観整備協議会」が結成された。主要地方道金沢・湯涌・福光線土清水交差点から板ヶ谷町までの沿道と、市道湯涌・舘町線の沿道の約10kmを活動範囲とし、沿道の美化活動や会報誌による景観啓発活動などを行っている。

また、平成15年(2003)には、緑豊かな景観を創出することを目的として、湯涌街道を「ゆずの街道」として整備した。「JA金沢市浅川柚子部会」を中心に「湯涌ゆずの街道愛護会」が結成され、沿道に約300本の柚の木を植栽し、肥料やりや消毒、冬季における菰掛けなどの保全に努めてきた。

平成26年(2014)、湯涌街道を「煙硝の道」の玄関口として、富山県南砺市とをつなぐ新たな交流拠点とする取り組みが行われた。協議会・愛護会を統一し、さらに校下育友会・婦人会など新たな関係団体も迎え、「湯涌街道景観まちづくり協議会」が発足した。従来の活動に加えて、沿道住民による交流活動や集合サイン周辺の除草活動など、さらなる沿道景観の向上が図られている(図７-８)。

3. 景観パトロール

平成22年(2010)、緑豊かな美しいまちなみ、魅力・賑わいのある地域を創出することを目的に、金沢外環状道路山側幹線の卯辰―涌波トンネルの沿道事

図７-７　西インター大通り沿道景観形成協議会が植栽したガザニア

図７-８　湯涌街道景観まちづくり協議会による柚子の交流イベント

業者等による「山側環状の美しい景観を創る会」が発足した。約３kmの当該区間は、地区計画が定められている区間であり、花いっぱい運動や清掃活動に加え、地区計画の周知、遵守を目的とした景観パトロールが実施されている。歩道等に屋外広告物などが掲出されないよう、地域住民自らがパトロールしてルールの遵守を呼びかけている（図７-９）。

この活動は、他の活動団体にも波及し、平成25年（2013）からは「諸江通り景観形成協議会」、「東インター大通り景観形成協議会」においても実施され、沿道景観の向上に、行政主体ではなし得ない効果を上げている。

市内には飾花活動や美化活動の取り組む多くの団体があるが、その活動は商店街の活性化やまちづくりのルールの１つとして、狭い地域を対象にして行われている。その中で、来街者の第一印象を左右する広域の幹線道路沿道で行われている地域主体の活動は、広く金沢市全体の景観向上に寄与するものである。市民との協働による良好な景観形成の観点からも、その存在と実績は大きい。

図７-９　地区のルール説明を１軒ずつ手渡す
「山側環状の美しい景観を創る会」

地域コミュニティが醸成する景観形成

１.「寺町サミット」の開催

金沢の地形を特徴付ける卯辰山・小立野台・寺町台の３つの台地・丘陵には、それぞれ藩政期に政策的に形成された寺院群が存在する。寺院群ごとに、寺社の配置が異なるため、それぞれに特徴的な景観を創り出し、金沢の重要な歴史文化資産となっている。また、寺社境内地は、地域住民のコミュニティを醸成する場として活用されるなど、地域社会の拠点として重要な役割を担っていた。

しかし、時代の変化とともに寺院の維持が困難となり、境内地が駐車場化するといった状況を危惧し、平成６年（1994）、金沢市の呼びかけで「寺院群都市会議」が発足した。城下町で、まちなかに相当数の寺院を有し、「寺町」がある市に呼びかけ、上越市・岐阜市・高岡市・大野市・松江市の５市が参加し、その後、飯山市・甲府市・米沢市・小松市・七尾市が加入し、延べ11市の参加となった。（平成29年度現在は、上越市・岐阜市・高岡市・飯山市・小松市・七尾市・金沢市の７市。）

「寺院群都市会議」では、都市と寺院との関係について相互に意見交換・研究し、その成果をまちづく

図７-10　寺町サミット風景

りに生かそうと、毎年、参加各市を会場にして「寺町サミット」を開催している。サミットでの共同宣言をもとに、関係機関へ積極的な支援を求める要望活動を行いながら、住民と行政が協働で行う地域に根ざした「寺院を生かしたまちづくり」を進めている。

第１回は、〔平成６年(1994)〕寺町寺院群の高岸寺において、メインテーマを「寺院を生かしたまちづくり」として、行政主体で開催された。以後、メインテーマは継続し、開催市が設定するサブテーマは、「景観、まちづくり」に関することから、次第に「コミュニティ、市民協働」へ移り、市民団体の参加を得ながら、住民主体のサミットに移行した。

金沢市においては、第１回開催を機に、寺町に鐘の音を残そうと「鐘音愛好会」が結成された。現在も寺町寺院群において、毎週土曜日18時に鐘を鳴らす活動は続いており、環境省の「残したい日本の音風景100選」にも選定されている。この他、六斗の広見におけるにぎわい創出イベントの開催など、コミュニティ活性化の中心となる市民団体「明日の野町を考える会」も育ち、近年では、「寺町台まちづくり協議会」による活発なまちづくり活動も見られるようになった。

平成14年(2002)に開催された第８回の卯辰山山麓寺院群では、「卯辰山を愛する会」が寺社境内地をつなぐ散策路の研究など活発に活動している。この研究は後の「心の道」の整備につながっている。第13回〔平成19年(2007)〕の小立野寺院群では、地元の「小立野校下婦人会」が中心となって、地域全体でサミット開催に取り組んだ。平成28年(2016)に行われた第22回「寺町サミットin金沢・寺町台」では、「寺町台まちづくり協議会」をはじめ、野町・泉野両校下の住民と寺院が一体となってサミットを開催し、地域と寺院の交流がさらに深まる機会となった。

「寺町サミット」は、住民の寺院への関心を高めただけでなく、寺院と住民が同じ目線で地域活動やまちづくりに取り組むきっかけとなり、地域の市民団体が自主的に活動していく動機付けになったといえる(図７-10、図７-11)。

2. 住民主体による「まちづくり協定」

昭和63年(1988)、東山の浅野川大橋上流右岸において、金沢市で初めての地区計画が決定された。「地区計画制度」は都市計画法に基づく地域のルールで、法的拘束力を有している。土地所有者等の同意に基づき、建築物の高さや用途、屋外広告物の設置等に規制が行われている。

これに対し、「まちづくり協定」は、住民自らが自分たちの住む地域の目標とする将来像を描き、それを実現するために、ルールを自主的に定め住民と市長の間で締結されるものである(図７-12)。住民のおおむね８割以上の同意を得ており、その根拠となるのは、平成12年(2000)３月に制定された独自条例「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進

図７-11　寺町サミット風景

図７-12　観音町通り地区まちづくり協定

に関する条例」と「金沢市における土地利用の適正化に関する条例」である。なお、この２つの条例を合わせて「金沢市まちづくり条例」と呼んでいる。

「まちづくり協定」は、都市計画の高度地区制限よりも厳しく建築物の高さを制限をしたものや、屋外広告物に関して独自のルールを設けている例が多い。暖簾（のれん）に関する規定を盛り込み、個性的で統一感のあるまちづくりを推進する協定や、のぼり旗の設置規制、自動販売機の色彩についてルール化している協定もあり、ショーウインドウや夜間照明に関することを盛り込んでいるものもある。

平成29年（2017）現在、市内には33の「まちづくり協定」があり、そのほぼすべてに「良好な景観形成」の視点がうたわれている。

「金沢都市美文化賞」

1. 景観に対する市民意識の高まり

昭和53年（1978）に創設された「金沢都市美文化賞」は、全国的にも歴史ある景観賞の１つである。高度経済成長による都市化の波が金沢にも押し寄せ、様々な建物が建設される中、昭和47年（1972）に兼六園下にあった旅館さいとうの色彩問題がマスコミに大きく取り上げられた。市民の間で都市美、景観に対する関心が高まりを見せたが、同時に行政の指導や協議による景観規制の限界を示すことにもなった。

この問題を契機に、同様の問題が今後も起きるかもしれないという状況に金沢の経済界が危機感を抱き、自ら「金沢都市美委員会」（現在の「金沢都市美実行委員会」）を設置し、「金沢都市美文化賞」を創設した。その精神は、「景観の悪い」ものを規制するのではなく、「景観の良い」ものを選奨することで都市美に対する意識が市民や事業関係者に広く浸透し、結果として金沢らしい良好な景観形成が図られることを期待するものであった。

賞を創設してから40年を経た現在も、その精神は変わっていない。民間主導の「金沢都市美文化賞」は、景観に対する金沢の市民意識の高さを示すとともに、金沢の良好な景観形成に重要な役割を果たしてきた。それは歴代の「金沢都市美実行委員会」の委員長が、「金沢市景観審議会」の委員としても参画していることにも表れている。

2. 主体と賞の特徴

「金沢都市美文化賞」は、行政ではなく民間の組織である「金沢商工会議所」、「金沢経済同友会」、「金沢青年会議所」の経済３団体が主体であることが最大の特徴である。また、同賞は選定された優良建造物等の施主・設計者・施工者を表彰することにより都市美に対する市民意識の高揚を図っている。そし

図７-13　辰巳用水整備（第４回受賞）

図７-14　住宅10棟のまちなみ（第25回）

て、その名のとおり、建築賞ではなく景観賞であることが、この賞の特徴でもある。

市民からの推薦応募があったものが対象となり、毎年10件程度の作品が表彰される。そこには、その時々の市民意識が表れているといえる。審査は、経済３団体の代表者の他、学識者、建築業界の代表者などから構成される実行委員会が行っている。「周囲のまちなみや地域の景観との調和に十分な配慮と工夫がはかられ、金沢にふさわしい新しい都市景観の創出に寄与しているもの」や「金沢の自然風土や歴史文化面からみた都市景観の保全と創出に寄与しているもの」等から受賞作を選出することになっている。

審査では、色彩が何点、材料が何点というような項目ごとの加点による評価ではなく、全体を総合的に判断して決定する。このような評価ができるのは民間主体の利点であり、必要以上に詳細にとらわれず、総合的に見て「良いものは良い。それでいい。」ということである。さらに、受賞作に順位をつけない点も特徴といえる。

また、一般市民に景観を考えるきっかけにしてもらうため、第21回からは市民審査が取り入れられ、さらに総合的に柔軟に判断して選出を行っている。

3. 受賞作

受賞作は、初期の段階から建築物だけでなく、梅ノ橋の修理〔第１回、昭和53年(1978)〕、用水の整備〔第４回、昭和56年(1981)〕(図７-13)、遊歩道の整備〔第９回、昭和61年(1986)〕、石伐坂〔第13回、平成２年(1990年)〕など、公共土木事業が表彰されており、広場、公園なども複数受賞している。

また、単体の建築物が多く受賞する中で、住宅４棟を一体とみた表彰〔第11回、昭和63年(1988)〕や住宅全10棟のまちなみ〔第25回、平成14年〕(2002)(図７-14)、シェア金沢のまちなみ〔第37回、平成26年(2014)〕など、「まちなみ」という観点で表彰されたものもある。

第11回から設けられた「気配り賞」では、ベンチ〔第11回、昭和63年(1988)〕、街路灯〔第12回、平成元年(1989)〕など、ストリートファニチャーやバス停の癒し空間〔第31回、平成20年(2008)〕、片町きらら工事風景(仮囲い)〔第38回、平成27年(2015)〕(図７-15)など、景観上やまちなみへの「気配り」に対して表彰している。

この他、「まちのり」〔第35回、実行委員会特別賞、平成24年(2012)〕(図７-16)が金沢の景観を味わうためのものという評価と、それ自体が移動景観として評価されて受賞している。同様に評価されたものに、「金沢ふらっとバス」〔第22回、実行委員会特別賞、平成11年(1999)〕がある。

また、高尾城址見晴らし台〔第33回、特別賞、平成22年(2010)〕や大乗寺丘陵公園〔第35回、平成24年(2012)〕はそれ自体が景観上優れていることに加えて、眺望景観を楽しめる場所としても評価されて

図７-15　片町きらら仮囲い(第38回受賞)

図７-16　まちのり(第35回受賞)

いる。

このように、時代とともに都市美文化賞の対象は広がりを見せており、建物単体としての質の高さに加え、まちなみと調和して周辺の魅力を向上させる点や、賑わいの創出や回遊性の向上に寄与する点も評価の視点となってきている。

4. 40年の成果

「金沢都市美文化賞」が生んだ成果は、募集・審査・表彰の各段階を通して市民が景観を考える機会になっていることと、「金沢都市美文化賞の受賞を目指している」という設計者がいるように、この賞を目指す人がいることで整備される建造物の質が良くなることである(図7-17)。

1年に10件程度が受賞するのは多すぎるという意見もあったが、狭き門とならず、手の届く賞としておくということも、受賞を目指してもらうためには必要であるとしている。このような中で、平成29年度までに434件が表彰されている。すでに取り壊されたものもあるが、金沢市には400件を超える良質な建造物等があるということである。

設置主体である金沢の経済3団体は、金沢の格調高い都市形成、都市美、都市環境は、市民の大きな名誉であり誇りであると考えている。平成5年(1993)刊行の「金沢都市美文化賞15周年記念誌」において、当時の「金沢都市美実行員会」の委員長で金沢商工会議所副会頭・渋谷亮治氏は、金沢の経済人が都市景観活動に熱心な理由として、「金沢の経済人が『金沢』というまちが大好きだから」と述べている。経済団体をはじめ各方面の方々の金沢のまちに対する熱い思いによって、この賞は現在まで40年の長きにわたり続いている。

図7-17　都市美表彰楯

「かなざわ景観協力賞」

平成21(2009)年に制定された「景観条例」には、美しい景観のまちづくりの推進に貢献した個人や団体を表彰する規定が設けられた。これにより、金沢市は「かなざわ景観協力賞」を創設し、学識経験者等による選考委員会を設置し、庁内推薦による表彰制度が開始された。

平成23(2011)年の選考委員会で、市民の景観への興味・関心を向上するため公募制の導入が提案され、平成25(2013)年から公募制とした。また、同年から選考委員に「金沢市町会連合会」と「金沢市婦人会連絡協議会」の代表者を加え、より幅広い視点での審査を行うこととした。

表彰の対象は、次の3つの観点で、おおむね3年以上継続して活動している個人と団体としている。

○地区の景観の向上、改善に取り組む活動を実践していること

図7-18　受賞団体活動の様子
（まちなみを守るための防災訓練活動）

○地区の景観資源を活用したまちづくり活動を実践していること

○市の景観施策に積極的に協力し、景観の向上につながっていること

これまでに、地域の景観の向上、改善に取り組む活動を実践している「西インター沿道景観形成協議会」〔平成21年(2009)受賞〕をはじめ、長年、地区の景観資源を活用したまちづくりを実践している「大野町商工振興会」〔平成24年(2012)受賞〕や「東山・ひがしの街並みと文化を守る会」〔平成24年(2012)受賞〕(図7-18)などの他、「平和町大通り商店街振興組合」〔平成26年(2014)受賞〕や「竪町商店街振興組合」〔平成28年(2016)受賞〕(図7-19)なども受賞している。商店街の活性化や集客のための活動が景観向上にもつながるという相乗効果が認められてきているなど、様々な主体による活動を広く柔軟に評価し、金沢の良好な景観形成への意識向上に寄与している。

図7-19　受賞団体活動の様子(清掃活動)

伝統環境調和区域A３橋場町～賢坂辻

伝統環境調和区域B11中央通り地区

第８章

景観行政の組織体制

伝統環境保存条例の制定以来50年、この間社会情勢は目まぐるしく変化し、景観に対する市民の価値観や捉え方も変化してきた。

金沢の景観行政は、伝統環境保存条例制定時から一貫して金沢らしい景観を後代に伝えていくことに主眼が置かれているが、そのために必要な制度や取組は時代とともに多様化している。

このような変化に対応するため、景観行政の組織体制も必要に応じて改編されてきた歴史があり、本章ではその変遷と組織の縦割りを超えた連携について記す。

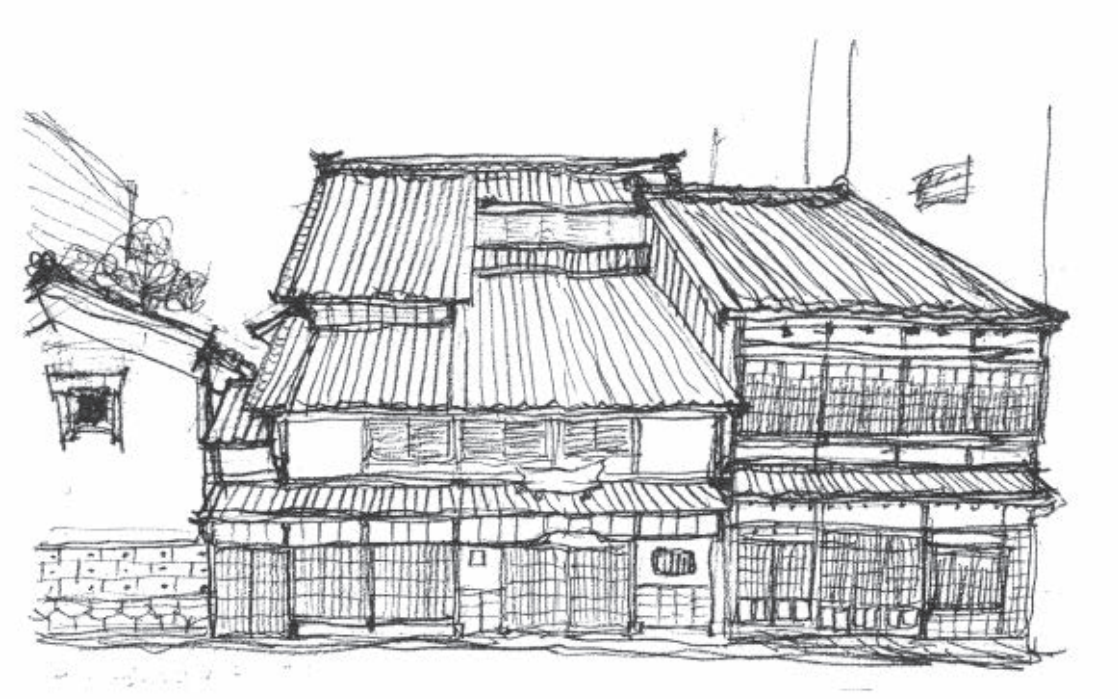

画：平井 聖

組織の変遷

1. 景観保全担当

昭和42年(1967) 5月、東京工業大学名誉教授・谷口吉郎氏他中央有識者と、石川県知事、金沢市長他地元団体代表で構成された金沢診断の調査団による「保存と都市再開発診断」が実施された。それを受けて、同年、金沢市は、企画室企画課(現都市政策局企画調整課)を事務局として、関係行政機関職員、関係団体、有識者からなる「金沢市伝統環境保存委員会」と専門部会を設置し、条例制定に向けた作業を開始した。

昭和43年(1968) 4月に「伝環条例」が制定され、同年10月から条例が施行されると、その所管は建設部都市計画課(現都市整備局都市計画課)に移管された。当時、都市計画課の所管事務に、公園と緑化に関する事務があった。「伝環条例」に基づいて指定された伝統環境保存区域8区域の中に、風致地区4地区が含まれており、風致地区の事務を所管していた都市計画課が、伝統環境保存区域における届出に関する事務をあわせて取り扱うこととなった。昭和46年(1971)、建設部に公園緑地課(現都市整備局緑と花の課)が新設され、都市計画課から関連事務が移管された。

平成元年(1989)、「伝環条例」を継承した「都市景観条例」が制定され、同時に初めての景観に関する専門部署として、「都市政策部都市景観対策室」が設置された。平成3年(1991)、同室は課員7人の景観対策課となり、企画調整課、都市計画課、緑と花の課、建築指導課、文化課の各課長が兼務(併任)職員とされた。

また、金沢市は、広告景観の誘導に関して平成4年(1992)から市独自の屋外広告物誘導指針に基づく景観誘導を開始するとともに、屋外広告物に関する窓口の一元化を図るため、平成5年(1993)に石川県から屋外広告物に関する事務権限の委譲を受けた。平成8年(1996)、金沢市は中核市に移行し、「市広告物条例」を施行したが、この条例には、屋外広告物誘導指針による景観誘導の実績も踏まえた市独自の内容が盛り込まれた。

平成6年(1994)、景観対策課はまちなみ対策課に名称変更され、まちなみ景観の観点から「こまちなみ条例」、自然景観の観点から「斜面緑地条例」などの関連条例が相次いで制定された。

平成19年(2007)、まちなみ対策課は現在の景観政策課に名称を変更し、「景観法」に基づく景観計画の策定や「景観条例」の制定、「市広告物条例」の大幅改正などの取り組みを始めた。その後、長町地区における北陸初の景観地区指定や、金沢らしい夜間景観への取り組み、川筋景観の保全など、きめ細やかな景観誘導を推進している(図8-1)。

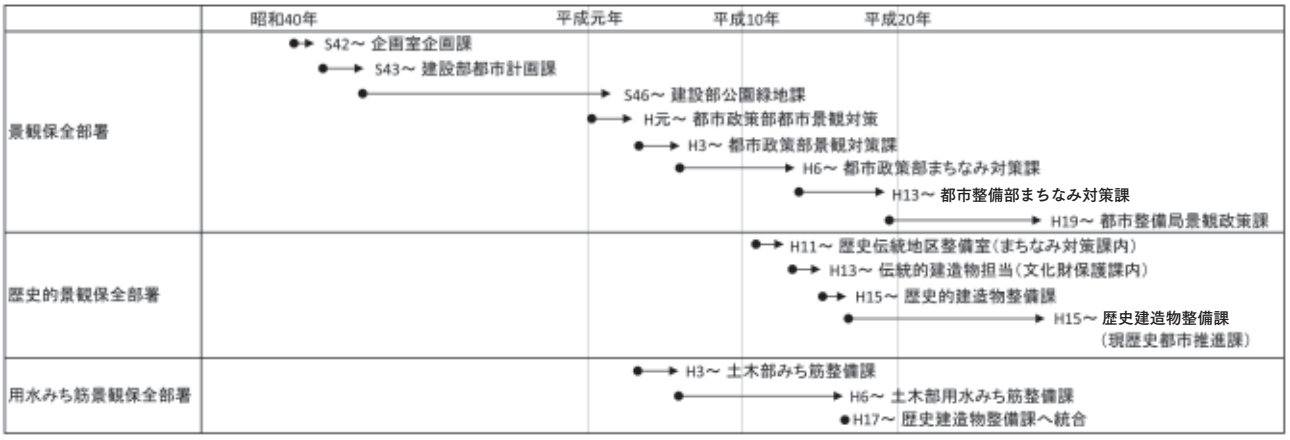

図8-1　担当部署の変遷

2. 歴史的景観保全担当

昭和57年(1982)、「伝統的建造物群保存地区保存条例」が制定された。しかし、当時対象としていた東山地区の理解と協力が得られず、地区決定は見送られることとなった。その後、金沢市は、新たにこまちなみ保存の取り組みを開始し、その成果として、こまちなみ保存区域の指定が進み出した平成8年(1996)頃から、伝統的建造物群保存地区の決定に向けた事業を再開した。

平成11年(1999)、まちなみ対策課内に「歴史伝統地区整備室」を設置し、ひがし茶屋街を含む卯辰山麓エリアの調査を実施した。この調査の結果を踏まえ、再度、ひがし茶屋街の地元住民との協議を進めたところ、賛同を得ることができ、伝統的建造物群保存地区の決定に至った。平成13年(2001)、金沢市で最初の「東山ひがし重要伝統的建造物群保存地区」が選定された。これを受け、重要伝統的建造物群保存地区の保存を推進するため、文化財保護課に伝統的建造物担当として建築の専門職員が配置された。

平成15年(2003)、金沢市は、文化財を総合的に保全・整備する部署として、都市整備部内に歴史的建造物整備課(現歴史都市推進課)を新設した。この歴史的建造物整備課を中心に、文化財保護課が連携して保全・整備を推進したところ、「東山ひがし」に続き、「主計町」、「卯辰山麓」、「寺町台」の3地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定された。それとともに、金沢城を中心とする周辺地域の「金沢の文化的景観　城下町の伝統と文化」が重要文化的景観として選定されるという結果となった。

3. 用水・みち筋景観整備担当

金沢の都市構造の骨格を成している藩政時代から残る細街路や、まちなかを流れる用水は重要な景観資源であり、金沢市はその整備において格段の配慮を行ってきた。

平成3年(1991)、金沢市は、細街路を歴史的な景観資源としてふさわしい整備をするため、土木部にみち筋整備課を新設し、まちなみと調和した街路整備を開始した。整備事業の実施においては、計画段階で用水みち筋部会の審議を受け、必要に応じて計画変更も行いながら進められた。

平成6年(1994)、金沢市は、「用水保全条例」の制定を機に、用水の保全・整備に関する業務を河川課(現内水整備課)から、みち筋整備課に移管し、課名も用水・みち筋整備課に改称した。平成17年(2005)、用水みち筋整備課は、歴史建造物整備課と合併し、課内に「用水・惣構堀保全室」が新設され、現在は歴史都市推進課の室として、用水の保全・整備を担っている。

関係部局との連携

1. 文化財保護部局との連携

文化財は金沢の貴重な歴史文化資産であるとともに、重要な景観資源である。昭和43年(1968)の「伝統環境保存委員会」の設立時には、文化財保存部会が設置されている。その後、金沢市は歴史的建造物の維持保全に積極的に取り組み、歴史的建造物単体の文化財としての価値付けの他、重要伝統的建造物群保存地区や重要文化的景観地区など、面的な文化財の価値付けを行ってきた。

また、金沢市は、文化財の保護と一体となったまちづくりの推進を目指し、文化財保護行政とまちづくり行政の連携をさらに強化するため、平成13年度(2001年度)から「地方自治法」(第180条の7)の規定に基づき、「金沢市教育委員会」の権限に属する事務の一部を市長部局に補助執行させている。

平成13年度以降、金沢市の文化財に関わるまちづくりの組織体制は、平成18年(2006)12月、異例の年度途中に、都市政策局に文化財保護課・歴史建造物整備課・まちなみ保存課を所管する歴史遺産保存部が新設された。平成19年(2007)4月、歴史遺産保存部は文化財保護課と歴史建造物整備課の2課体制となり、部内に「歴史遺産調査研究室」が開設された。

図8-2　まちづくりフロア連絡会

平成24年(2012)、歴史遺産保存部は歴史文化部に改称され、平成28年(2016)文化スポーツ局の新設により、同局に歴史都市推進課、文化財保護課を置き、文化財を含む市域の歴史的資産全般の保全・活用・整備・指導等に関する事務を行っている。

各課の所管事務が密接に関連することから、例えば重要伝統的建造物群保存地区の現状変更申請があった場合は、窓口である歴史都市推進課から景観政策課へ合議され、景観面での内容確認が行われる。また、「用水条例」や「寺社風景条例」などの市独自条例に基づく届出があった場合には、窓口である景観政策課から歴史都市推進課や文化財保護課へ合議され、文化財的観点からの内容確認が行われるなど、関係課と情報を共有し、連携を図りながら、きめ細やかな景観誘導を行っている(図8-3)。

2.「まちづくりフロア」の設置

金沢市は、景観まちづくりを推進していく上で、都市政策局・都市整備局・土木局・文化スポーツ局の関連課を「まちづくりフロア」として庁舎3階に集中配置することにより、日常業務における部局横断的な連携強化を図っている。

また、まちづくりフロア各部署の他に、環境局・経済局・危機管理監・市民局の関連課を加えた20課の課長からなる「まちづくりフロア連絡会」を毎月1回開催し、関連情報の共有化を図っている。これにより、課題に対する早期の総合的な対応、手戻りのない施策の実施につなげている(図8-2、図8-4)。

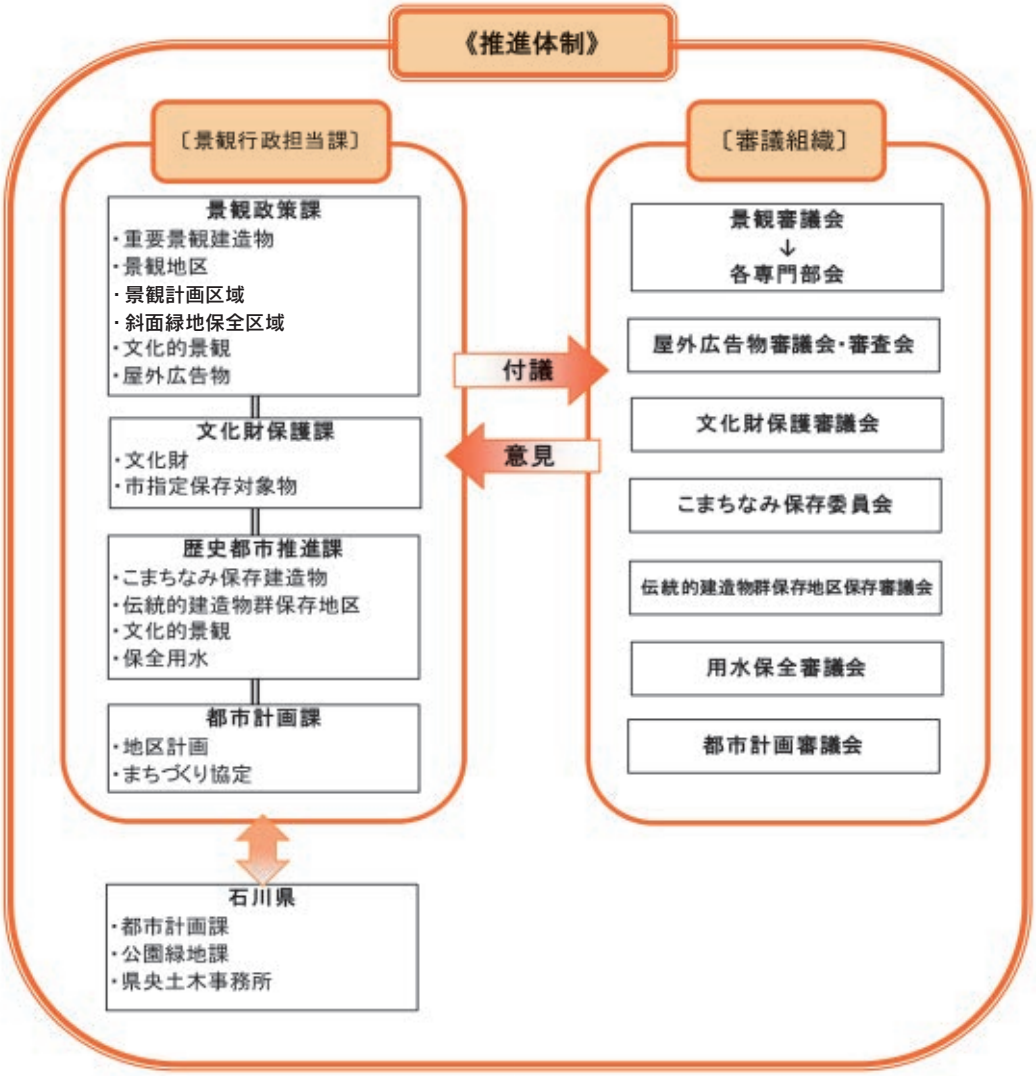

図 8 - 3　文化財部局との連携体制

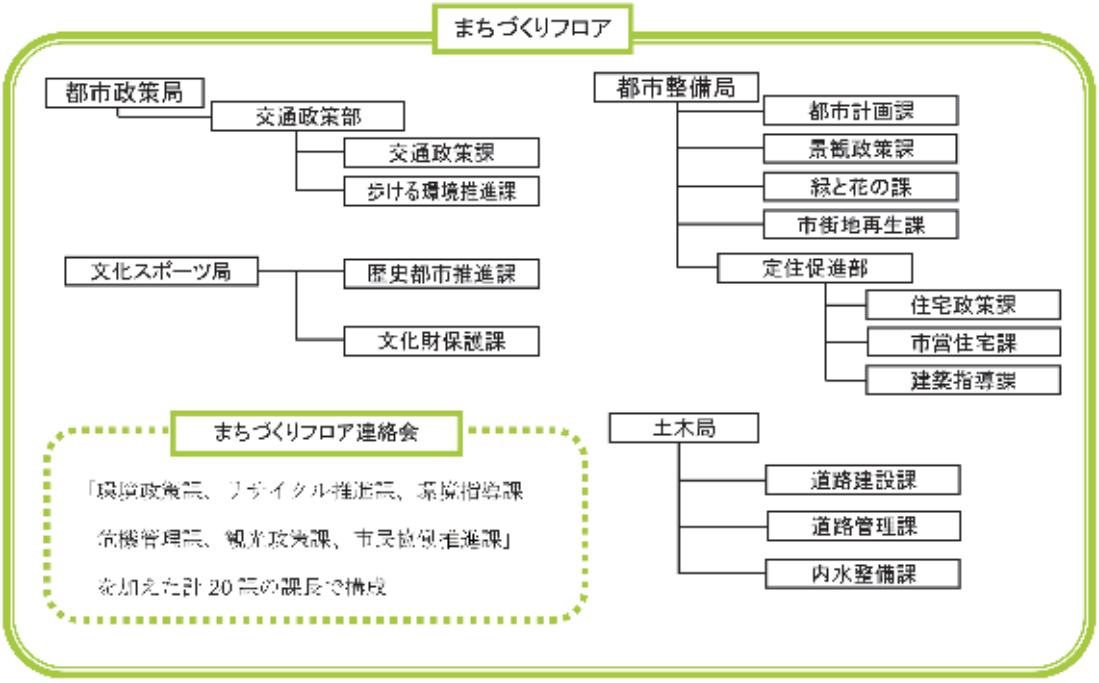

図 8 - 4　まちづくりフロア体系図

部局連携の成果

1. 市内防犯灯のLED化

平成25年(2013)、金沢市は、公共空間における照明整備の進め方と整備方針を示す「金沢らしい夜間景観整備計画」を作成した。その中で、金沢らしい夜間景観のあり方として「暖かみのあるあかり」、「まぶしくないあかり」などを推奨した。「夜間景観条例」で定める歴史的景観保全区域内においては、公共照明の色温度の数値指標を2,700～3,500ケルビン*1と定めた。

また、今後の課題の1つとして、周辺環境に調和した防犯灯の整備を挙げ、モデル地区として長町景観地区内の防犯灯を電球色のLEDに交換するとともに、灯具の色もシティーブラウン(濃茶色)に変更した。このモデル事業は、町会と防犯灯取り替えの窓口であった危機管理課と、景観地区の窓口である景観政策課が連携して進めたもので、暖かみのある灯りで、かつ防犯灯機能としての明るさを確保できることを直接市民の目で確認する機会となった。

その後、金沢市では、「安全・安心なまちづくり」を目指し、市内全域においてLED防犯灯への一斉更新を行うESCO事業*2が検討され、平成29年(2017)に事業化が決定した。その際、歴史的景観保全区域においては、色温度を3,000ケルビンとし、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観地区、こまちなみ保存区域では、灯具の色を「シティーブラウン(濃茶色)」とした。これらの仕様は、担当課の環境政策課と危機管理課、景観政策課が連携し、環境、防犯、景観のコンセプトの統一を図り、仕様書の段階から詳細を詰めた成果である。

2. 太陽光パネルの設置への対応

平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災を受け、政府は自給自足エネルギーの確保、低炭素社会の実現という政策のもと、エネルギーミックスを推進した。また、再生可能エネルギーの買い取り制度もあり、全国において太陽光パネルの設置が進んだ。このような状況の中、多種多様な商品が開発され、比較的日照量の少ない金沢市においても設置件数が増加してきた。

同年、金沢市は、「景観計画」において太陽光パネルの設置を届出対象行為とし、太陽光パネルの色彩や公共空間からの見え方等に対する景観への配慮事項を景観形成基準に加えた。同時に、環境施策として再生可能エネルギーの普及を施策として推進しており、環境政策課では、太陽光パネルの設置に対する支援制度を設けていた。このため、設置に関して支援制度を受ける場合は、事前に景観政策課の了承を必要とするとともに、伝統環境保存区域において

図8-5　電球色のLEDに更新された防犯灯

＊1　光色を示す尺度であり、単位記号はK
＊2　Energy Serrvice Company 事業の略。顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネススタイル。

景観形成基準に合致した太陽光パネルを設置する場合は、補助金を既存の５万円から倍の10万円とする内容に支援制度を改正した。

伝統的な景観を守りながら、再生可能エネルギーの利用拡大を進めるために、環境政策課と景観政策課が連携を図った事例である。

3. 金沢マラソンコースの沿道整備

平成27年(2015)11月、金沢市初のフルマラソンとなる「金沢マラソン2015」が開催された。この際に景観政策課は、ランナー、応援者や番組視聴者に対して金沢の良好な景観を発信するため、有識者や市民ランナー等で構成する「金沢マラソン沿道景観向上検討委員会」を設置し、マラソンコースの沿道景観向上について検討し、提言を行った。検討委員会は、全コースの現地調査を実施するとともに、マルチビジョン映像で精査を行い、市民ランナーの目線からの提案等も取り入れた提言書をまとめた。提言の主な内容は、景観的に好ましい箇所を視点場として設定することや、街路樹の見せ方を配慮すること、また、景観的に見せ方の工夫が必要な箇所などを指摘するとともに、景観阻害要因への対応であった。

これを受け、金沢マラソン推進課は、金沢駅前や犀川・浅野川大橋上を視点場として設定し、緑と花の課では、マラソン開催日を念頭に置いた街路樹の剪定などを行った。これらにより、金沢マラソンを通じて、金沢の良好な景観が広く国内外に発信された(図８-６)。

図８-６　金沢マラソン2015

4. 道路舗装材の材質

景観は、道路や河川、用水等から成る「地」の部分と、建物等から成る「図」の部分で構成される。「地」と「図」はそれぞれに役割があり、その調和が美しい景観を生む。このような景観意識においては、カラーアスファルト(脱色アスファルト＋顔料)舗装は、施工の初期段階で発色が強過ぎるため、「地」が「図」を凌駕してしまうというジレンマがあった。

そこで着目したのが、通常の黒アスファルトに色味のある骨材を混ぜ込む方法である。この舗装は、骨材で舗装の色を表現するため発色が落ち着いており、経年後はアスファルトが退色することでさらに風合いが良くなり、しかも耐久性は通常の黒アスファルト舗装と同等というメリットがある。景観性、維持管理性、経済性を兼ね備えた舗装材として、平成13年(2001)に施工された湯涌温泉街の舗装から採

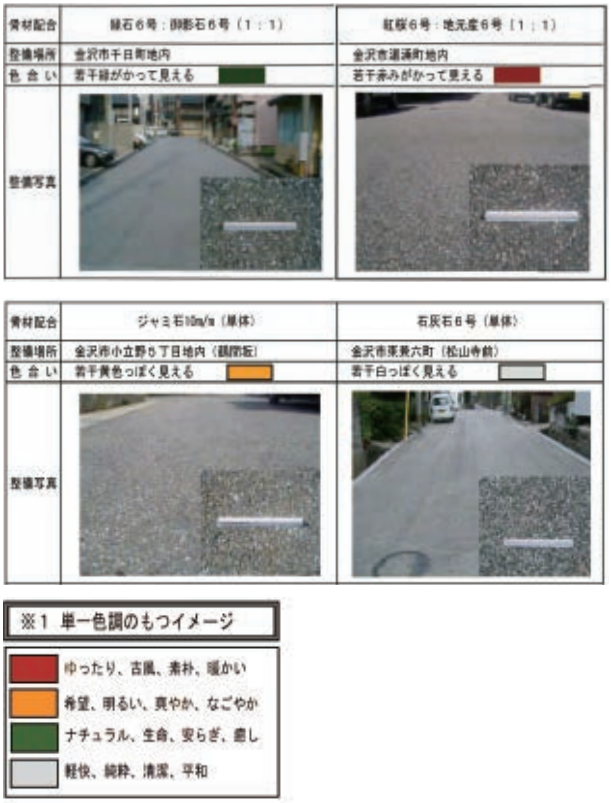

図８-７　場所性に応じた骨材の使い分け

用し、現在でも道路部局において、数多くの路線で使用されている。

また、使用している骨材は4種類である。商業系・居住系では赤系(紅桜)やベージュ系(ジャミ石)、用水沿いなどの自然系や「心の道」などの歴史系では白系(珪石)や緑系(緑石)など、色が持つ独特のイメージをうまく活用し、場所の特性に応じて使い分けている(図8-7)。

5. 道路附属物の色彩

美しく魅力ある沿道景観を形成していくためには、沿道の建築物、工作物や広告物だけではなく、道路空間に存在する道路施設や占用物のあり様について考えていく必要がある。中でも、道路施設や占用物の色彩が沿道景観に大きく影響してくる。

金沢市は平成初期から、伝統環境保存区域内の道路照明灯や標識柱などの色彩を木色の建物や植栽と調和するシティーブラウン(濃茶)にすることで、景観の向上を図ってきた。平成16年(2004)、国の防護柵設置基準が改正され、白色が標準であった防護柵の色彩を、良好な景観形成に配慮した適切な色彩とすることになり、金沢の良好な景観形成が後押しされた。また、同じ頃から、消防局との連携により、赤色の消火栓標識柱をシティーブラウン(濃茶)に変更していった(図8-8)。

このようにまちの色数を減らすことによって、金沢の落ち着いたまちなみ形成が図られている。現在では、近代的都市景観創出区域や伝統環境調和区域、重要広域幹線景観形成区域においても、道路管理者の指示のもと、その地域の景観特性に応じて、道路施設や占用物の色彩を選定している。

図8-8　消火栓標識柱

6. 道路標識特区

金沢市は、屋外広告物について平成4年(1992)から独自の景観誘導を図ってきたが、道路標識は交通の安全と円滑性の確保が優先されることから、影響の大きい景観構成要素でありながら、その大きさや色彩については規制の埒外にあった。そこで内閣府に対し、案内標識と警戒標識の現行基準を超えた縮小に関する構造改革特区の申請を行い、平成18(2006)年3月にその認定を受けた。

一般に、標識の寸法を小さくすると景観性は向上するが、視認性が悪くなり交通の円滑性・安全性が低下する。一方、標識の寸法を大きくすると視認性は向上するが、景観上の支障は大きくなる。そのため、ドライバーの走行安全性を確保しつつ、できるだけ標識の寸法を小さくすることが求められた。

このため、実際に標識を縮小する前に、静止画像パネル・縮小ミニチュア・CG動画による視認実験の結果を参考にすることとした。金沢21世紀美術館前の案内標識を対象に、実際に標識を縮小する社会実験を行い、その検証結果等を踏まえて、道路標識

縮小の基本方針を決定した。

その後、平成18年度(2006年度)から平成24年度(2012年度)までに、金沢21世紀美術館前をはじめ６ヶ所の案内標識が縮小され、東山周辺や寺町などで27基の警戒標識が縮小された。それにあわせて、公安委員会の協力により、規制標識等が23基縮小された(図８-９、図８-10)。

この金沢市の取り組みが評価され、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行(平成23年５月)により「道路法」が改正され、案内標識及び警戒標識の寸法と文字の大きさについて、条例(制定主体は都道府県および市町村)で規定することが可能となった。それを受けて金沢市は、平成25年(2013)４月に「金沢市道路標識の寸法を定める条例」を施行した(図８-11、図８-12)。

図８-９　金沢21世紀美術館前案内標識(縮小前)

図８-10　金沢21世紀美術館前案内標識(縮小後)

図８-11　警戒標識(縮小前)

図８-12　警戒標識(縮小後)

航空写真　平成26年（2014）

終　章

提　言

伝統環境保存条例の制定以来50年、その間の懇話会、検討委員会、審議会など景観行政に関わる組織において、行政外部から様々な立場で委員として参画いただいた多くの方々の真摯な議論の結果として今日の金沢の景観がある。

特に、有識者の立場で参画いただいてきた委員の方々には、それぞれの専門的見地から具体的かつ技術的な助言をいただき、その的確な指摘が金沢の良好な景観形成に多大な成果をもたらしてきた。

今回、これまで有識者の立場で長く金沢市の景観行政に関わってこられた6人の先生方に金沢の景観に関する提言をお願いし、それを記録としてここに掲載するものである。

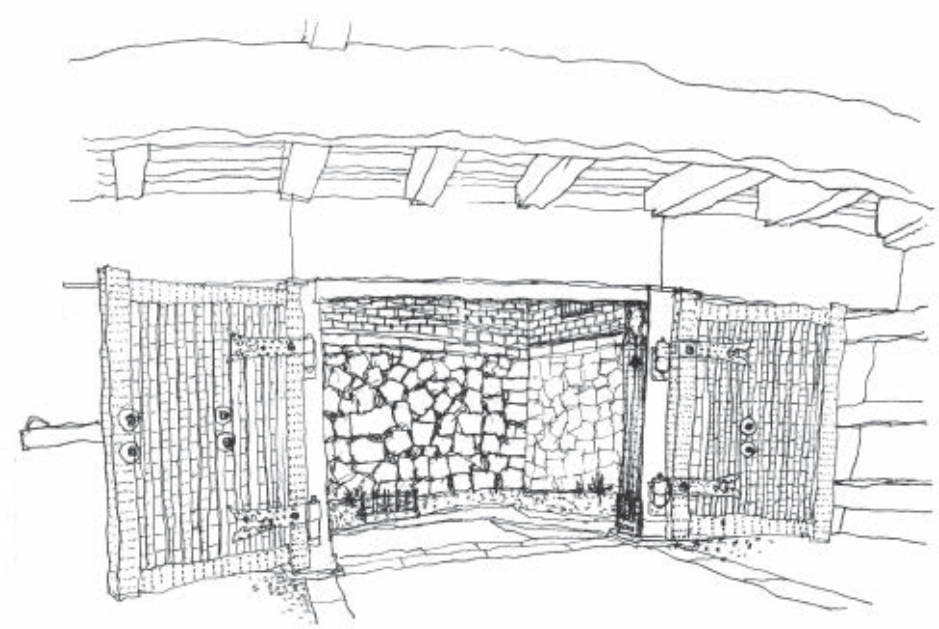

画：平井 聖

金沢らしい景観を磨き続けたい

水　野　一　郎

1. 一つ一つの営みの積み重ねが景観

一つ一つの建築や庭が創り出す景観はその空間や形態のプロポーション、素材の使い方、色彩のデザインや、立地環境との整合性や親和性の度合によって評価される。また一つ一つの建築が集積した街並みや界隈の景観はストーリー(景観文脈)やデザインによって評価される。即ち一つ一つの営みが積み重ねられて生まれたのが景観であり、それが日常的に市民生活を包み込んで、豊かさや快適さや創造力を育む力になっている。

2. 景観美への素養

景観を育むには一つ一つの営みに美を求める市民の素養が必要である。一般的にはその習得は容易ではないが、幸いにも金沢は美術・工芸・ものづくり・料理・菓子・芸能・茶道・華道など多彩な美の環境に恵まれているし、江戸の百万石文化から平成に至る各時代の美の資産も残っていて、それらを様々な場で体験できる都市である。

金沢で全国初の伝統環境保存条例の提案や都市美文化賞の創設、用水や建築の保存などの景観への活動が経済人を中心に起こったことは、市民社会に美の素養があったからである。それらさまざまな美のシーンと景観が連動してお互いに高め合ってゆく営みが金沢的である。即ち、一人一人の日常の生活や業いを心豊かなものに磨いてゆく努力を続けてゆきたい。

3. 景観文脈づくり

景観文脈は伝統的な町家群や寺院群、都心居住地と郊外住宅地、商店街と駅前などの個性をどう止揚するか、そしてそれらが集積した金沢の全体像をどう描くかである。その意味で当「景観50年のあゆみ」は景観文脈づくりの蓄積と言っても過言ではない。

景観文脈は様々な議論や試行を経て、伝統環境保存条例から始まり町家・寺社・用水・緑地・眺望・夜間・沿道・川筋と領域を拡げ、規範を定める一方、指導・助成・市民参画の体制も整えてきた。その内容を定めた根拠が金沢固有の都市文脈である。私は以下の４項を金沢的文脈と捉えている。

歴史的重層性―バウムクーヘン都市へ

金沢には江戸期の城、兼六園、町家、武家屋敷、社寺、を始め、明治のレンガ造や洋風建築、大正・昭和のモダンな銀行や商店建築、そして戦後の近代化商店街や再開発ビル、現代の21世紀美術館、鈴木大拙館などが蓄積されている。こうした各時代の建築的・都市資産が蓄積した歴史的重層性こそが金沢の個性である。私は各時代の蓄積が年輪のように確認できることから金沢を「バウムクーヘン都市」と呼んでいる。

この都市文脈の中でしなければならない景観施策は、昔からの優れた建築や街並みを保存活用し後世に伝えてゆくことが一つ、そしてもう一つは現在を表現する建築や街並みを新たな時代層として創造し後世に預けることである。この保存と創造という施策により金沢は様々な時代の価値観や美意識を体験できる数少ない都市となる。

分散立地―モザイク都市へ

各時代の建築や街並みは市内にまとまって立地しているのではなく分散立地しており、商業・業務・居住などの機能も混在している。それゆえ金沢の街中を歩き回ると様々な時代や営みに出会えるのである。日本の多くの都市の戦後復興や近代的都市計画により実現した用途別のまちづくりとは異なるし、世界遺産のフィレンツエやヴェニスのような一つの時代の雰囲気に彩られた都市空間とも異なっている。このような分散立地した混在の都市空間をモザイク模様に例えてモザイク都市と言っている。

自然を尊ぶ―環境都市へ

金沢を貫く２本の川、犀川と浅野川は源流から河口まで金沢市域内である。この２本の川は医王山系の稜線から始まり、水源涵養林や中山間地域で山村を支え、里山で農村、まちなかで庭園や広場、平地で水田、河口で港湾や漁業を育んでいる。その間、水道水・水力発電・農業用・工業用・食料品用に利用されると共にレクレーションや景観にも大きく寄与している。

また２本の河川は河岸段丘を刻んで３つの丘陵をつくり、用水を生んで金沢の地理・地形的景観を形成している。そこに生まれる坂道や用水の曲線、高台と平地、斜面などをテーマの「用水みちすじ」「斜面緑地保全」の部会や「眺望」「川筋」の景観保全などが条例に組み込まれた。このように景観の視点から２つの河川を骨格とした金沢の自然を磨くことは、同時に美味しく健全な水・空気・土・緑が持続する環境づくりに寄与するものである。

市民社会の自治―美文化都市へ

「美」は多様で変化するものであり、絶対的な美はない。金沢の景観条例も時代の状況や価値観の変化に応じて領域拡大や規範改正が行われてきたように、今後も修正や追加があるであろう。どのような特徴の景観をめざすかは市民の価値観や美意識が決めることである。次の50手も議論や試行錯誤を積み重ねて景観施策を前進させ、様々な「美」がある金沢の特性を伸ばし、創造力ある美文化都市を形成してゆきたい。

水野　一郎
建築家・金沢工業大学教授

1941年生まれ　東京大学建築学科卒　東京芸術大学大学院建築学専攻修了　㈱大谷研究室を経て金沢工業大学着任　現在に至る

作　　品　鳥越宮の森住宅団地　能登食祭市場
寺地の家　もく遊りん　金沢市民芸術村
金沢工大東キャンパス

著　　書　「伝統工芸と街づくり―金沢の試み」
「市民文化と文化行政」「雪国の居住環境」

社会活動　石川県景観審議会委員
石川県文化財保護審議会委員
金沢芸術創造財団理事
金沢都市美実行委員会委員

受　　賞　グッドデザイン大賞　日本建築学会作品選奨
建設大臣表彰　石川県文化功労賞
金沢市文化賞　北國文化賞　石川テレビ賞

25年の歩みと「金沢らしさ」の探究

角　谷　　修

金沢の藩政時代からの歴史的なまちなみや景観を継承発展させる目的で独自の景観行政がスタートして50周年となる。その一旦を担う屋外広告物条例とそれらを実質的に運用している屋外広告物審査会は、関係業界の代表と行政の担当者および学識経験者の三者で年間50回ほどの開催で約150件前後の申請内容を協議している。この制度を開始して25年間が経過しており、審査会で協議した成果がまちなみや景観行政への効力として高く評価されている。これまでの積み重ねで金沢の景観が整ってきており、平成29年の今年来訪者のアンケートから最も高い評価を受けたのが「まちなみの美しさ」であった。このことはこれまでの地道な取組の成果であり確実に景観整備に貢献している。その具体的な箇所等を記載すると金沢の最初の印象をつくると言っても過言ではない駅前の風景である。駅前正面に建ち並ぶホテルや商業施設等の外壁や塔屋および突き出しサインへの長年の審査会でのやり取りと粘り強い交渉で他の都市ではほとんど見られない落ち着いた風景に仕上がっていると自負している。このようにまちなみへの貢献を評価できるところまで到達するには、この25年の歩みの中で審査会の陣容や審査自体の協議方法および審査資料(都市計画図などの地図、図面、パース等の完成予想図、使用を予定している素材・仕上げ材他)として提示される等、これらの中身も変遷させる必要があった。これまで大きく審査会を更新させたのは国の景観政策が改定された平成21年度と市内路線バスのラッピングを検証していた時期(平成20年~平成24年ごろ)に審査委員の人員を倍増させたことにより審査項目をより詳細(文字・余白とのバランスなどへの指摘、色彩の反転、より周辺環境との整合性を図るなど特にラッピングバスへの慎重な取組)に審査する体制を整えてきた。

屋外広告物審査会において各委員から頻繁に「金沢らしさ」と照らし合わせるとどう評価できるか、との会話になる。改めてこの言葉の表現域と意味合いをこれまでの活動と共に考えてみたい。まず念頭に上がるのは藩政時代からのまちなみを代表する「ひがしの茶屋街、主計町、にしの茶屋街、武家屋敷等」の歴史的な風情だと思うが、これらの歴史的なつくりやまちなみは確かに常に頭の片隅に置いていることが多い。しかし大半の物件は国内何処にあっても違和感ないつくりと訴求イメージを全面に出しているものである。これらを如何に現在のまちなみに落とし込むかが毎回のテーマとなり、実際議論している内容は「奇抜な色彩の緩和、レイアウトを含めた総合的なバランスと調和」を屋外広告物単体よりも周辺環境との取り合いを入念に協議してきた。この集積がこれまで知恵を出し合い議論してきた審査会1,000回以上、3,800件を超える物件数となり、その膨大な屋外広告物と周辺景観への効果としてまちなみが連なり「金沢らしさ」の表出に辿り着いたと確信している。

これまでの審査会の役割として従来からの固定式サインを対象に取り扱うことを目的にしてきたが、技術的な進展と広告媒体としての定義を広げてより広義に捉えることでサイン領域として認識させるなど時代により考え方が変化してきた。これらを受けて審査の範囲も映像やサイネージ、LED機器を活用するものを含めてきた。加えて移動サインなどのラッピング関係の新領域も対象となり、これまでとは基準も変わり、取り扱う素材や技術的な特性も変わりつつある。今後の市役所側の体制や外部委員の人選を見直すと共に審査会の陣容や審査項目の改定

が必要となる可能性もある。

今後に向けて屋外広告物は、どのように存在していくのか、もしくは進化を遂げて変貌するのか。IT化がさらに進みAIが実用化されて旧態的な屋外広告物は徐々に姿を消していくことが想定できる中、個々個人の個別での誘導や案内か格段に進むことが想像できる。このことはこれまでの屋外広告物としての概念が一変して現在の審査会自体も必要としなくなるのか、もしくはより複雑に他分野を包括した専門へと変貌するのか。近未来を描く映画のストーリーのようにいずれも排他的で人間味が薄れた世界を思い描くこともできるが、そのような仕組みやまちづくりにならないように今後も「金沢らしさ」を念頭に取り組むよう努めたい。加えてこれまでの膨大な実績を背景に社会の変貌に敏感に反応しながら協議を前向きに進めていくことが望まれている。

角谷　　修
金沢美術工芸大学教授

1959年生まれ　金沢美術工芸大学産業美術学科卒
㈱乃村工藝社を経て金沢美術工芸大学着任現在に至る

作　　品　鈴木大拙館展示空間デザイン
金沢市庁舎前シンボルモニュメント
金沢市ふるさと偉人館展示デザイン
仙台市国際センターモニュメント

著　　書　「金沢のまちと環境デザイン」共著
「金沢らしさとは何か」共著

社会活動　金沢市屋外広告物審査会会長
石川県デザインセンター評議員
日本ミュージアムマネージメント学会理事
日本空間デザイン協会北陸支部長
石川県インテリアデザイン協会副会長

受　　賞　日本ミュージアムマネージメント学会　功労賞
CCDOデザイン・アワード　奨励賞
日本ディスプレイデザイン賞　特別賞
日本サインデザイン賞　中部地区賞

今後の展望と期待

黒　川　威　人

今後は、これまで守り磨き上げてきた財産である景観資源を、いかに活用し豊かな市民生活へと結びつけるかが課題となろう。以下、その展望と期待の一端を示す。

折しも政府は 2017年３月「観光立国推進基本計画」を閣議決定した。その「目標」の一つは訪日外国人旅行者数を2015年度の1,974万人から東京オリンピック開催の2020年度までに倍増して4,000万人にしようというものである。そのための施策として下記４本の柱が目標達成に向けて立てられている。

1）国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成。

2）観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成。

3）国際観光の振興。

4）観光旅行の促進のための環境の整備。

これらはすでに県や市が取り組み中の課題ではあろうが、国の狙いをこの基本計画の元となった「明日の日本を支える観光ビジョン概要」に挙げられた「課題」から読み取ってみよう。

□我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げその価値を日本人にも外国人にも分かり易く伝えていく事が必要。

□観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していく事が必要。

□CIQ[※1]や宿泊施設、通信・交通．決済など受け入れ環境整備を早急に進める事が必要。

□高齢者や障害者等も含めた、全ての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていく事が必要。

これを踏まえて「観光先進国」への「３つの視点」と「10の改革」が示されている。紙数もあり、これまでの景観施策の延長上にあると思われる視点１に絞って見てみよう。そこには「観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に」とのタイトルのもと次の４つの改革案が示されている。

□「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放。

□「文化財」を「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ。

□「国立公園」を世界水準の「ナショナルパーク」へ。

□おもな観光地で「景観計画」を作り、美しい町並みへ。

金沢の場合、問題は、２つ目の「観光客目線での『理解促進』、そして『活用』」ということになるが、これは北陸新幹線の開業以来、観光客、ことに外国人の数が急増している金沢市が直面している問題そのものでもある。景観を含む文化財と観光は今や一体的なものと捉えていくべき状況が生まれているのである。

今後の展望を語るには、こうした社会政策の転換の背景を押えておく必要がある。国の施策は、あからさまには言わないものの、少子高齢化社会の進展に伴って文化財にお金をかける事は、やがて出来なくなるよ、ということを伏線としており、これは英国人アナリストD.アトキンソンが指摘[※2]の通りである。景観や文化財を守るためには、質の維持とともに、それらを生かして利益を上げろという事なのだ。これらを踏まえ、具体的に２つ提案しておきたい。

1. インフォメーション機能の強化

これまで積み上げて来た様々な景観関連条例を今後、市民は勿論、観光客にもきちんと理解してもらうための格段の手だてが必要である。観光客に絞れ

ば、印刷物に関しては様々な外国語版が必要であり、ネットでの検索も多言語対応とともに、どこからでも関連情報にアクセスできる仕組みが求められる。

ただ、情報量は多ければ良いという訳ではなく、これまで景観の陰に隠れていた住民の生活や生業・産業にも光を当てていく事が求められる。例えば国の重要伝統的建造物群区域である東山茶屋街に例をとれば、建物だけでなく、茶屋遊びとはどんなものか、費用はどの位か。関連して、その室内調度や工芸品に使われる金箔の事、芸妓が着ている加賀友禅のこと、また茶室や菓子、料理、芸能といった様々な伝統文化の存在とその味わい方、これらに欠かせない工芸品等を作る工房の在りか、各種体験等々、求めれば関連情報が次々に示され、いつの間にか金沢文化の本質が理解できる事が望ましい。

また年中行事や催事、花の開花なども日々更新しておきたい。本来、それらが一体となったものが「金沢の景観」なのである。

なお、全ての所在はバリアフリー情報と共にGPSと連動させておくことが重要だ。

これらに伴い従来のボランティアガイドは質量共にグレードアップを図らねばならないが、同時に一流ホテルのコンシェルジェのような、何でも答えてくれるインフォメーションデスクも複数個所欲しいものだ。

これは国の施策でいえば2の「観光の振興に寄与する人材の育成」にあたる。先の「観光ビジョン概要」には「観光教育の充実」という項目があり、「総合的な学習の時間帯における教材の作成・普及」とあるが、地域の大学教育にも、より高度な観光学を学べる講座が必要となってこよう。「景観施策」は文化財等とともに「観光」というキーワードのもと「守る」主体から「知識と誇りを共有し利活用する」への転換が求められているのである。

こうして観光客に資する事は、同時に一般市民や様々な業種間における相互理解を促すことにも資すると思われ、結果として、生き甲斐のある豊かな市民生活へとつながっていく事が期待されるのである。

2. 組織の再編・強化

前項の内容を実現するためには、景観や文化財等の「保全」と共に「利活用」も「観光」も一体的に扱う組織が必要である。人材としては、景観は勿論、伝統産業や芸能、歴史・文化などに精通したスタッフが望ましく、そのトップには、これらに秀でたスーパーバイザーの存在が必要に思われる。職としては副市長格が望ましい。その下に各分野のアドヴァイザーを配置することにすれば、いちいち細かな問題で部会を開く必要は無くなるはずだ。これは、これまでの景観審議会及び専門部会の長年の蓄積により、景観のコンテクストが確立しているからこそ可能な事である。

また、部局を横断する複雑で大きな問題に対しては、現在の「まちづくりフロア連絡会」のような組織横断チームをいつでも立ち上げられるようにしておけば、諸問題の解決もスピーディになるであろう。

なお、ご意見番としての審議会は重要であり、新たな視点で再編成される事が必要である。

これまで景観審議会と各専門部会は技術的・デザイン的問題に集中すれば良かった。

しかし新組織では、これにとどまらず観光産業、教育、伝統工芸・伝統芸能、公共交通、芸術等の幅広い分野と連携して対策を立てていく事が求められ

よう。それは研究者というよりは生活者の目線に近いものである。

思い起こせば、最初の景観条例である伝環条例が生れた背景から委員会メンバーにいたるまで、多くを企業経営者らに負うて来たのであり、それは誇り高き市民の目線でもあった。対象領域が広がり、これまで活躍して来た専門職員や学識の手に余るかに見える今こそ初心に帰り、高いシビックプライドを有する市民らとの新たな連携が期待されるのである。

※1　税関、出入国管理、検疫の事。
※2　『新・観光立国論』、『国宝が消滅する日』など

黒川　威人
デザイン学者・デザイナー　金沢美術工芸大学名誉教授

1941年生まれ　東京藝術大学工芸科（デザイン）卒
三菱重工業㈱を経て金沢美術工芸大学へ　環境デザイン専攻・同大学院美術工芸研究科教授を歴任。
定年後、金城大学短期大学部美術学科長等を歴任。

作　　品　七尾港開港100周年記念モニュメント
能登巌門クリフパーク基本デザイン及びモニュメント
金沢市中央卸売り市場入出場監視所
内灘町総合公園円形展望台　世界遺産菅沼集落指定記念モニュメント

著　　書　「金沢金工師水野源六家史料」（編著）
「ホワットイズ金沢」「ポプラール金沢」（編）
「環境デザインという文明」（共編著）

社会活動　日本デザイン学会理事、副会長、作品審査編集委員会委員長
文部省大学設置審議会（美術）専門委員
国際協力事業団（JICA）海外派遣技術協力専門家
日本インダストリアルデザイナー協会理事
北陸都市史学会会長　等歴任。

受　　賞　日本デザイン学会年間作品賞（2001年度）
日本デザイン学会功労賞
公募　七尾港開港100周年記念モニュメント大賞

金沢が次に保全すべき景観

竺　　覚　暁

金沢景観50年の歩みを振り返ってみると、歴史的景観、近代的景観、自然的景観などの巨視的な景観については、良好な保全や回復がなされてきていて、金沢は全国でも稀な調和的景観を持った近世城下町都市になったと思う。しかし、それはあくまで「巨視的」な視点においてそうなのであって、「微視的」な視点に立てば、まだまだやるべきことは多いと考える。

金沢の都市的魅力は、歴史的地域や近代的盛り場、森や丘の自然景観などの優れた景観、また文化が相互に表裏をなしてコンパクトに、近世に形成された都市空間に組み込まれている所にある。言ってみれば総てがwalking distanceに収まっていて、それらを辿って「歩ける」のが魅力なのである。

車や観光バスなどで金沢を巡るときに体験するのは、表通りの景観や城や城の森、城壁などの巨視的な景観であり、これが良質になったことは前述の通りだが、金沢を徒歩で、また自転車などで巡るとなると話は別である。その場合、ひとは表通りではなくて、裏通りを巡り、辿ることになる。金沢は城下町であって、その都市的魅力は実は歩き回れる裏の「路地空間」に存しているのである。

屈曲した用水と絡み合ってうねって行く路地、歩き辿って行くと思いがけない場処に出てしまう意外性、「迷路性」、そしてそこに埋め込まれている文化が金沢都市空間の大きな魅力なのである。

そしてこの「微視的」都市景観を造っているのが、例えば路地のくねりであったり、用水の石垣と水量であったり、塀や垣、町屋の格子、むしこやすむしこなどの「微地形」「微視的景観」なのである。だが、この「微視的景観」は近年、急速に破壊が進んでいる様に見える。言ってみればこれは金沢の都市空間を支えるデティールでありテクスチュアであって、これが失われると金沢の「巨視的」都市景観はその「奥行き」を失って、芝居の「書き割り」のようになってしまうであろう。金沢が次に保全･修景すべき景観はこの「微視的」都市景観なのである。

竺　　覚暁 ちく・かくぎょう

1942 年生まれ　工学院大学建築学科卒、富山大学文理学部文学科哲学課程卒業。工学博士 (東京大学)、金沢工業大学に着任、金沢工業大学ライブラリーセンター館長、金沢工業大学建築アーカイヴス研究所長を務め、現在に至る。

留　　学　マサチューセッツ工科大学客員研究員 (1985-87)、米国議会図書館国際研修員 (1991-92)。

著　　書　『The Dawn and Science and Technology』(1982)
『建築の誕生』(1995)
『世界を変えた書物』(1999)
『キリスト教教会堂形成期に於ける建築空間と神学的空間概念の同一性の研究』(1999)
『図説：世界を変えた書物』(2018)　他

訳　　書　『建築論史－古代から現在までの建築論事典 Ⅰ、Ⅱ』(2009-2010)　他

社会活動　金澤市景観審議会委員、金澤市文化財審議会会長、国立近現代建築資料館運営委員会座長、建築空間デジタルアーカイブス (DAAS) 理事長、NPO 法人建築文化継承機構理事、富山市建築審査会長、野々市市情報文化交流館館長、同文化会館館長など

受　　賞　金澤市文化活動賞､アートドキュメンテーション学会賞、日本工学会フェロー

重層都市・金沢の魅力と景観づくり

森　　俊　偉

金沢の都市空間の魅力はどこにあるのかと問われると、ヒューマンなスケール感と様々な意味での重層性が思い浮かぶ。襞の多い地形上に各時代の建物や家並みが共存し、ヒューマンコンタクトを保持した新旧の生活スタイルが今も息づいている‥‥。こうした特性は、都市のアイデンティティの有り様が問われる今日、金沢の景観づくりに当たって変わることなく大切にしたい要点といえる。

■歴史･文化を下図とした景観づくりの継続と深化：

藩政期初期に人力によって原型が築かれた金沢の都市構成は、自然地形との整合性やヒューマンなスケール感など、有機的・生態学的な造りを前提とした中世の都市づくりの良き特質を今も保持し続けており、重層性と奥深さのある都市空間を生み出す下図となっている。同時に、大きな戦火を被ることのなかった金沢は時間の推移を積層した都市景観を生み出し、建築物のみならず掘割や用水や街路構成も各所で引き継がれ、都市の骨格として生き続け、都市景観を特徴づけている。旧町名からも知れるように、金沢では街区や界隈ごとの個別性豊かな特徴も受け継がれてきており、各街区や界隈が持つ文脈との調和を尊重した景観づくりも為されてきた。これらは、これまでの金沢の景観づくりにおいて着実に取組まれてきたことであり、各種の条例化によって具現化もされてきた。今後も堅実に実践・深化していくことが肝要な諸点です。

またこうしたハード面での景観づくりに加え、習い事や伝統芸能等、金沢には永きに渡って人々の間に受け継がれてきた多くの生活様式や生活文化がある。これら伝統的生活文化の存続も都市空間に風情と奥深さを醸し出してきた大きな要因といえ、こうしたソフト面も大切にしていきたい点である。

■金沢の景観づくりで、さらに取り込みたい視点：

世界各国の都市の多くには新市街地と旧市街地の概念がある。新市街地では車を利用しつつ広い住まいと生活空間を享受する生活スタイルがあり、旧市街地に住まいする人々は歩行を前提としつつ狭くともより利便性の高いまちなか居住を楽しんでいる。金沢にも両者を使いこなす生活スタイルと価値観があってもよいと思える。

金沢の中心部は随分とコンパクトだ。犀川と浅野川に囲まれた中心市街地は十分に歩いて行ける距離にある。歩行が主役だった藩政期に原型を整えた金沢の都市構成は、歩行を基準とし、街並も歩行のリズムで築かれてきた。歩行を主役としたまちづくりと景観づくりがよりフィットする由縁である。安全にゆったりと街並に触れ、生活の奥深さを味わう上でも金沢は歩行が似合う都市といえる。

これまで金沢では旧市街地を中心に、その特徴を把握しつつ適切な対応を図り、「金沢らしい」景観を育んできた。これからは、併せて、新市街や周縁部にも「金沢らしい」と呼称され得る景観づくりを図りたいものだ。山里や田園、海岸部についても、それぞれの特性を微細に読み取ったアメニティ度の高い景観づくりと都市づくりを期待したい。

■現代的魅力の付加と重層的な都市景観の強化：

北陸三県で最多の人口を擁する都市・金沢には、当然、現代都市としての機能と役割も求められる。こうした必然性に際し、歴史に基軸を置いた景観づくりと共に、生きた都市としての質の高い現代的な魅力を持った新たな層を着実に積層していくことが

重要といえる。都市の規模は違うが、パリやバルセロナ等にも見られるように、古きものから新しいものまで質高く各時代の断面を積層した都市が魅力的で、人々を惹きつけるのは間違いのない事実です。21世紀美術館や鈴木大拙館等の好例に見られるように、質高い層を重ね、さらに厚みと深さのある都市・金沢にしていきたいものである。

■景観を含め、都市のアイデンティティが評価される新・交流の時代：

北陸新幹線の開通を契機として多くの人々が金沢を訪れるようになった。一過性のブームでなく、リピーターや西欧系の個人旅行者も多く目にするようになった。こうした現象は、長い時間をかけて地道に育んできた景観づくりをも含めた、固有性豊かで奥深い文化都市・金沢の魅力が誘引していることは疑う余地のないところです。国内外を問わず、他都市が持つ価値観や生活文化そのものを直接体感しようとする動きは、これからも益々強くなることは明白です。明確なアイデンティティを示し自己発信できる都市へと人々は足を運ぶ‥‥。新たな交流の時代、そして新たな都市の時代の到来が垣間見られるようです。

森　　俊偉
建築家・金沢工業大学名誉教授

1947年生まれ　東京芸術大学大学院修士課程（建築設計）修了、槇文彦＋㈱槇総合計画事務所／㈱森俊偉＋ARCO建築・計画事務所／金沢工業大学教授を経て現在に至る

作　　品　出町子供歌舞伎曳山会館　堀岡小学校
富山市民芸術創造センター新棟　デッキハウス
室生犀星記念館　富山城東ふれあい公園
バードハミングサイクルランド&バーベキューガーデン
コーナーズ　等

著　　書　「地中海のイスラム空間」丸善
「11の集落・外空間の構造」鹿島出版会等

社会活動　金沢市景観審議会会長
金沢都市美実行委員会小委員長
富山県建築アドバイザー
富山市景観まちづくり審議会会長　等を歴任

受　　賞　日本建築学会作品選集　公共建築賞
中部建築賞　北陸建築文化賞等

色彩遺産～金沢のまちの色

山　岸　政　雄

金沢のまちの色は黒い甍(いらか)、茶系木色(もくじき)と緑樹を基調色に四季の花、雪景色、用水の潤み色、城下町の風情を彩る着物や食物、祭りなど色を愛でる作法で担保された色彩遺産である。金沢市景観条例の半世紀と同道した備忘録から来たるを顧み行きたるを考えてみたい。まちの色は街景のような見える様子とそれを見る心で評される。私がまちの色に関心を抱いたのは1955年金沢美大に入学したときに遡る。太平洋戦争の戦火を免れた金沢のまちの色に出会った印象は鮮烈であった。その後の国際色彩学会(1973・ヨーク)で、色彩が環境の繋ぎ要因であり都市遺産であることを知り同学会で拙論「色彩景観考・金沢」[1)](1976・トロイ)を問うた。結果、この歴史都市には固有の色があり一層の保全策を要することも知見した。美しい景観を惜しむかのように若い人たちが京都や倉敷、金沢を訪れるのを名残行動と言った時代である。相前後して市民による景観保全の自助活動が画され、1978年には金沢商工会議所、金沢経済同友会、金沢青年会議所の連携で金沢市優良建造物選奨委員会が発足、金沢市の協力も得て今日の金沢都市美文化賞を促した。2016年までに397件の選奨を行い2018年には40周年を迎える。色彩については茶系や緑樹系の配分など金沢らしさを旨としている。1980年代に入ると郊外化と共に建物や広告物の錯雑不統一な色彩が美観問題を引き起こすようになった。金沢では都市イメージの調和をはかるため、兼六園周辺(文化ゾーン)整備懇話会が設けられ、旧国立金沢病院の改築に際しては外壁色に兼六園の色景に添うもえぎ色(淡いグリーン)を選ぶなど適宜な例を残している。事前に色彩効果を評価するアセスメントの手法が広まった時代でもあった。金沢の象徴である緑景についても「都市の歩行圏に見る植生形態」(1980)[2)]の調査で、街路樹や寺社保存樹などの緑被率が金沢らしい景観を支えていることが浮かんだ。また高層ビルやビスタ(通景)、ランドマーク、エッジ(辺縁)景観の視覚秩序についても「金沢市中心部における色彩環境調査」(1981)を行った。色相は多種類の茶系、明度は中明度、彩度も程よい澄みや濁り具合で調和景観を支えていた。一抹の不安は迫りくる多色刷り都市の予兆である。さらに市中を巡る用水(193km)の醸す水景の再生も本格化し水面に映える四季の彩や深みに揺らぐ影の色が戻った。やがて19世紀後半にイギリスで思想体現された心地よい景観や快適性を語る快適環境(アメニティ)が国の施策となり、金沢市も1985年アメニティづくり協議会を発足させた。電線の地中化ボックスを広告塔のようにアートシーンで囲むアメニティデザインはいまも広坂通りで機能している。1990年には山出保市長を迎え景観政策は全方位的に展開され全国から注目されるようになった。なかでも1992年からの屋外広告物の景観対策や、1996年には旧紡績工場を再生した金沢市民芸術村の開設、2004年の近江町市場再整備構想、同年開館の金沢21世紀美術館、2011年には鈴木大拙館、2012年の新幹線駅舎のデザイン等々矢継ぎ早に美観の創出が実現した。いずれも慎重な色彩計画が取り入れられた。白のようで白でないオフホワイトの金沢21世紀美術館の色彩は、中心と周縁の都市観相の文脈形成にも寄与し、来館者の激増と相まって国際的にも誉れが高い。その頃全国の色彩研究者が集うボランティア団体、公共の色彩を考える会(1981～2014)も金沢の景観施策を高く評価し、犀川大橋(1985)と香林坊地区市街地再開発事業(1986)、ひがし茶屋街(1996)が「公共の色彩賞」を受賞した。さらに来る世

紀を前にして色彩景観への関心は東南アジアでも急速に高まり、タイ・国際色彩会議(1999・バンコク)では“色彩規制と景観保全―日本の現状と21世紀への期待”について金沢の例を報告した。また“都市環境とデザイン展”(2002・ソウル)のシンポジウムでは乱立する広告看板と騒色問題について金沢の伝統サインを紹介した。2000年に東京で始まった広告掲載のラッピングバスは全国に波及し、金沢市は移動景観色として色みと明るさに制限はないが鮮やかさは中程度以下とするとの約束で成果が及んでいる。向後のまちの色はこれまで培ってきた茶系基底色にアクセントカラーとして友禅来歴の加賀五彩(臙脂・藍・黄土・草・古代紫)を加え多彩のなかで調和する“彩都金沢”の配色美を競いたい。美しいまちに住まいすることは何事にも代えがたい誇りである。美的環境は景観法(2004)の成立によって大気汚染、水質汚濁、騒音、地盤沈下と並ぶ環境要因に認められ、本景観条例の規範にもなっている。北陸新幹線の開通から3年が過ぎ街景も急変しつつある。半世紀にわたり育んできたまちの色を子々孫々への贈り事としたい。　(以上)

「　」内：金沢美大紀要(拙稿)
注：1)山岸政雄、森嘉紀
　　2)森嘉紀、山岸政雄

山岸　政雄 やまぎし まさお
視覚デザイン・色彩学

金沢美術工芸大学名誉教授　金沢学院短期大学名誉教授
日本色彩学会名誉会員　日本デザイン学会名誉会員
1935年生まれ　金沢美術工芸大学　産業美術学科卒
民間企業から金沢美大を経て現在に至る
作　　品　公共の色彩デザインへの参画
　　(犀川大橋・浅野川大橋・能登島大橋～石川県)
　　など
著　　書　「伝統都市の空間論～金沢」
　　「日本の建造物～構造と景観」
　　「むらの色まちの色～農村環境の色彩計画」
　　(以上共著)
　　「色とまちの文化考」
　　(連載 北国文華　2012年～2017年)など
社会活動　石川県景観アドバイザー
　　金沢都市美実行委員会委員など
受　　賞　日本デザイン学会功労賞
叙　　勲　瑞宝中綬章 (2015年・秋)

索　引

あ

赤瓦……40
浅野川……1、2、4、5、12、15、18、34、46、48、54、60、67、70、75、88、89、96、98、99、105、128、131、143、149、156、159
芦原義信……69
アンテナ……31、32

い

医王山……2、149
石置き屋根……17、18、33、117
石垣……3、61、120、155
石川県立美術館……18
石川四高記念文化交流館……9
石川門……3
色温度……92、142

う

ウイン館……17
卯辰山麓……55、73、96、105、106、110、139
卯辰山……1、5、2、5、10、12、33、39、45、46、54、55、73、78、80、81、96、105、106、110、130、131、139
海みらい図書館……100

え

駅西広場……56、69、85
駅東広場……34、76、85、93
江戸村……53、116、123
NHK……31
LED……42、43、60、96、142、150
沿道景観……96、97、129、130、135、143、144
沿道景観形成協議会……97、129、135

お

近江町市場……4、56、67、158
大谷廟所……40
大手町……107、108
大野庄用水……4、18、54、55、60、75、76
大野町……48、55、74、135
屋外広告物条例……41、42、63、89、98、150
屋外広告物審議会……42、63、64、65
屋外広告業登録制度……43
屋外広告物法……43、63
尾山神社……8、15、60
尾山八町……3
尾張町……46、49、108

か

加賀八家……4、54
主計町……3、5、5、44、55、60、88、91、98、105、110、139、150
霞ヶ池……4
金沢海みらい図書館……100
金沢往還……5
かなざわ景観協力賞……134
金沢景観トラスト運動……15
金沢経済同友会……12、15、18、75、108、112、132、158
金沢市景観総合計画……48、61、127
金沢市民芸術村……122、149、158
金沢城……2、12、2、3、4、7、8、9、31、32、40、53、54、61、84、88、106、107、108、109、110、111、113、139
金沢城公園……9、32、53、54、88
金沢商工会議所……132、134、158
金沢職人大学校……40、58、115、116
金沢女子短期大学……9
金沢診断……12、101、138
金沢青年会議所……132、158
金沢外環状道路……42、129
金沢大学……9、60、84
金沢地方裁判所……32
かなざわの景観だより……126
金沢の景観を考える市民会議……127
金沢美術工芸大学……9、52、151、154、159
金沢フォーラス……42、43
金沢方式……41
金澤町家……56、58、108、113、114、115
金沢マラソン……128、143
金沢御堂……2、3
河北門……9
枯木橋……60、113
川筋景観……27、35、61、98、99、127、138
川縁米穀店……58、115
環境保全協定……15、16

き

北前船……5
旧町名……49、52、105、156
曲水……4

玉泉院丸跡…… 9
禁止色…… 41、52、79
禁止地域…… 42、64、66
禁止展望広告物等…… 42
近代的都市景観創出……26、27、31、37、49、92、144
近代和風建築…… 57、121

く

グッドデザイン大賞…… 122、149
鞍月用水…… 4、18、19、36、54、60、75、76
軍都…… 8

け

景域…… 48
計画部会…… 31、37、48、52、55、61、92
景観計画…… 27、48、49、52、53、61、63、79、99
111、127、138、141、142、152
景観形成基準…… 26、27、29、30、37、49、52、53
55、61、88、92、93、97、142、143
景観形成協議会…… 97、129、130、135
景観形成方針…… 48、49、52
景観サポーター…… 127、128
景観審議会…… 31、32、37、41、52、53、54、55、64
132、149、153、155
景観樹…… 34、53
景観重要建造物…… 53
景観重要公共施設…… 53、54
景観重要樹木…… 53
景観樹林…… 34
景観条例…… 20、26、27、28、30、31、33、37、41
42、48、49、50、52、55、61、88、89
91、92、93、96、97、98、99、101
111、126、127、134、138、142
149、154、158、159
景観地区…… 54、55、60、61、96、116、138、140、142
景観都市宣言…… 30
景観パトロール…… 129、130
景観文脈…… 26、27、33、148
景観法…… 48、49、52、53、54、55、61、63、80
127、138、159
景観保全型広告整備地区…… 42
景観みまもりたい…… 127、128
景趣継承区域…… 49、99
携帯電話基地局…… 32
経武館…… 4
建造物部会…… 12、13、14、16、17、31、33
建築基準法…… 14、22、44
県庁跡地…… 31、32
兼六園…… 3、4、8、9、31、35、53、54、64、65
84、88、109、111、132、148、158

こ

光害…… 91、92
広告景観協力賞…… 66
広告物活用地区…… 42
構造改革特区…… 144
合同庁舎…… 15
香林坊…… 8、19、23、34、35、56、57、158
心の道…… 45、127、131、144
五十間長屋…… 3、9
小立野台地…… 1、2、3、38、61、78、80
古都保存法…… 12、110
こまちなみ…… 34、42、49、55、72、73、74、93
99、126、138、139、142

さ

犀川…… 1、4、2、4、5、12、18、24、34、35
38、48、54、67、68、75、79、88、89、98
99、143、149、156、158、159
犀川大橋…… 24、35、68、88、89、158、159
犀川神社…… 35
サイン広告部会…… 31、42
櫻井敏雄…… 45、80
里見町…… 55、73
山宇亭…… 84
三十間長屋…… 3

し

しいのき迎賓館…… 9
寺院群…… 5、10、12、14、24、39、40、45、55
62、80、81、105、106、130、131、148
寺院群都市会議…… 81、130
市街地再開発事業…… 9、19、23、67、158
寺社風景保全部会…… 39、55、62
史跡指定…… 19
自然景観保全区域…… 92
シティーブラウン…… 142、144
指定樹木…… 59
指定保存建造物部会…… 16、17、33
指定保存対象物…… 13、16、20、33
視点場…… 88、143
渋谷亮治…… 134
市民協働…… 131
市民芸術村…… 122、149、158
斜面緑地保全部会…… 38、55、61、79
修景デザインコード…… 53

重要広域幹線景観形成区域…… 49、50、144
重要眺望点…… 27、88、89
城下町…… 2、5、2、3、4、5、7、8、35、49
53、54、55、60、72、80、81、107、109
110、111、113、117、121、130、139
155、158
松涛庵…… 84
照明環境形成基準…… 92、93

す

鈴木大拙館……53、101、148、151、157、158

せ

世界遺産登録…… 106、108
専門部会…… 12、13、16、18、19、31、37、38、39
41、42、55、75、138、153

そ

惣構…… 4、54、60、113、139

た

第九師団…… 8
第三者広告…… 63、64、66
大乗寺丘陵公園…… 34、35、133
対象場…… 88
太陽光パネル…… 61、142、143
第四高等中学校…… 8、9
竹沢御殿…… 4
辰巳用水… 4、10、12、18、54、75、76、109、110、132
立野畳店…… 17
建物部会…… 31、32、33、52、55、56、57、58、89、93
谷口吉生…… 101
谷口吉郎…… 12、101、138
玉川公園…… 58、75
単純曲弦ワーレントラス橋 …… 68

ち

地域景観整備計画…… 37
地区計画…… 15、16、56、79、130、131
千歳台…… 4
茶屋建築…… 22、33、36、44、105、118
茶屋町…… 5、105
眺望景観……49、61、88、89、90、91、93、133
地割・町割…… 52

つ

土清水…… 5、32、38、61、110、129
鼓門…… 9、85
鶴来往還…… 5、36
鶴間坂…… 38

て

庭園…… 4、9、54、55、112、117、149
寺町サミット …… 81、130、131
寺町台地…… 1、2、78、80
天神町…… 34、39、73
伝統環境保存条例…… 12、19、20、22、148
伝統環境調和区域…… 49、53、63、92、144
伝統環境保存委員会…… 12、13、15、17、138、140
伝統的建造物群保存地区…… 19、22、36、39、40、44
49、55、58、72、73、81
96、104、105、106、110
139、140、142

と

土居…… 4
堂形前…… 8、9
道路標識特区…… 144
道路舗装材…… 143
徳田輿吉郎…… 12
特定屋内広告物…… 63、64
特別緑地保全地区…… 34
都市計画法……15、16、27、49、88、92、131
都市景観形成基本計画 …… 26、27、37、79
都市景観形成モデル都市 …… 26
都市景観懇話会…… 26、91
都市景観条例…… 20、26、27、28、30、31、33、37
41、42、49、52、61、88、89、91
96、126、138
都市景観審議会…… 31、32、37、41、52、54、55、64
都市美文化賞…… 132、134、148、158
都心軸…… 9、27
土塀…… 2、3、33、40、53、54、55、105、117
戸室石…… 3、45、119

な

長町研修塾…… 116
長町武家屋敷……12、18、26、35、54、76、116
長屋門…… 54、123

に

にぎわい景観創出区域…… 92
西インター大通り …… 97、129
西村幸夫…… 55、107、127
21世紀美術館…… 9、53、84、108、144、145、148、158
二の丸御殿…… 3

日本建築学会賞……84

ね

ネオンサイン……14
鼠多門……9

の

農家住宅……57、121
野立広告物……42、63、64
野田山……10、12、27、35、38、78

は

橋爪門……9
蓮田修吾郎……69
蛤坂町……73
版築……40

ひ

東インター大通り……97、98、129、130
東山ひがし……22、55、104、105、139
美化推進部会……12、13、16、18、34
美観風致……16、42、63
樋口忠彦……52、55
菱櫓……3、9
美術の小径……19
広坂通り……9、58、59、108、158
広見……5、35、36、131

ふ

風致地区……12、14、15、16、20、27、31、79、89
92、138
復原……40、45
武士住宅……33、57、72、117、119、120、121
藤とし……22
二俣……5
ふらっとバス……133
文化遺産部会……12、13、19
文化財……13、17、19、20、39、40、55、59、60、62
68、72、73、80、81、96、104、106、107
109、110、111、112、113、115、116、
118、119、120、123、139、140、141
149、152、153、155
文化的景観……19、92、106、107、108、109、110、113
139、140、142

ほ

宝暦の大火……3
北陸新幹線……9、55、56、63、65、66、69、93
152、157、159
保全眺望点……88、89、93
保存樹……16、34、35、59、158
保存樹林……16、34、59
保存建物部会……31、33、55、57、58
保存と開発の調和……26、27
北国街道……4、5、27、53、105
ホテル太陽宮殿……14
ポルテ金沢……32、92、93
本光寺……45
本性寺……40
本多の森……9、54、84、101

ま

まちづくり協定……131、132
まちなみ体験ウォーク……127
まちなみ保存研究会……55
まちのり……133
町家……5、18、33、54、56、57、58、72、74
106、108、113、114、115、117、118
120、121、123、148
丸の内……12、32
マンセル値……41、52、79

み

水と緑の再生計画……18、75
緑を育て金沢を美しくする会……34
宮腰往還……5、53
明王院……39

む

無電柱化……37、55、104
村野藤吾……67

め

明倫堂……4

も

木色……52、144、158
もてなしドーム……9、85
森紙店……17、18、58
諸江通り……97、129、130

や

夜間景観……32、60、61、91、92、93、95、96、127
138、142
夜間景観形成基準……61、92、93

屋敷道明……48
山岸政雄……52、159
山出市長……45、84、122

ゆ

湯涌……5、53、59、116、123、129、143

よ

用水部会……18、35、75
用水保全条例……75、76、139
用水みちすじ部会……31、35、36、55、59
横安江町商店街……37

ら

ラッピングバス……64、65、150、159

り

旅館さいとう……14、132
緑陰道路……59
緑被率……38、78、79、158
緑化推進部会……12、13、16、31、34、55、58
緑化美化推進部会……16、34

れ

歴史的景観保全区域……91、92、93、96、142
歴史遺産…7、12、60、109、112、113、119、120、140
歴史的建造物……2、12、13、19、20、54、55、57、58
67、72、73、74、91、104、105、108
111、112、115、116、139、140
歴史的風致維持向上計画……49、111
歴史都市…59、92、107、110、111、113、139、140、158
歴史まちづくり法……49、110、111

ろ

六斗の広見……36、131

わ

涌波……38、116、129
涌波家住宅……116

C

City.People.Lighit Awards……93

金沢 景観 五十年のあゆみ 編さん委員名簿

委員14名　(50音順)

角谷　修	金沢美術工芸大学　教授
川崎　寧史	金沢工業大学　教授
黒川　威人	金沢美術工芸大学　名誉教授
小林　史彦	金沢大学　講師
坂本　英之	金沢美術工芸大学　教授
竺　覚暁	金沢工業大学　教授
鍔　隆弘	金沢美術工芸大学　教授
馬場先　恵子	金沢学院大学　教授
福光　松太郎	金沢経済同友会代表幹事、 金沢都市美実行委員会委員長
水野　一郎	金沢工業大学　教授
宮下　智裕	金沢工業大学　准教授
森　俊偉	金沢工業大学　教授
山岸　政雄	金沢美術工芸大学　名誉教授
山岸　雅子	金沢大学　教授

金沢 景観 五十年のあゆみ 編さん担当者(金沢市職員)

(平成30年４月１日時点)

文化財保護課	係長	景山和也
〃	主査	長池秀崇
歴史都市推進課	室長	石浦裕治
〃	係長	福塚正浩
こども政策推進課	課長補佐	山本裕美子
環境政策課	係長	大野豊文
定住促進部	部長	中村和宏
都市計画課	係長	杉本英大
〃	主査	正田　祈
緑と花の課	課長補佐	本光章一
市街地再生課	係長	新保嘉堂
消防総務課	課長	次郎間英明
景観政策課	課長	松矢憲泰
〃	課長補佐	中谷裕一郎
〃	係長	不破正人
〃	係長	中村祐一郎
〃	主査	寺井健治
〃	主査	中村尚博
〃	主査	松田瑞穂
〃	主査	山本祐加
〃	主任	小浦　隆
〃	主事	酒尾健志
〃	技師	井ノ山晋太郎

伝統環境保存条例制定50周年記念
金沢 景観五十年のあゆみ
2018年7月　第1刷発行

発行　金沢市都市整備局　景観政策課
電話　076-220-2364
印刷　田中昭文堂印刷株式会社

伝統環境保存条例制定 50 周年記念

金沢 景観五十年のあゆみ
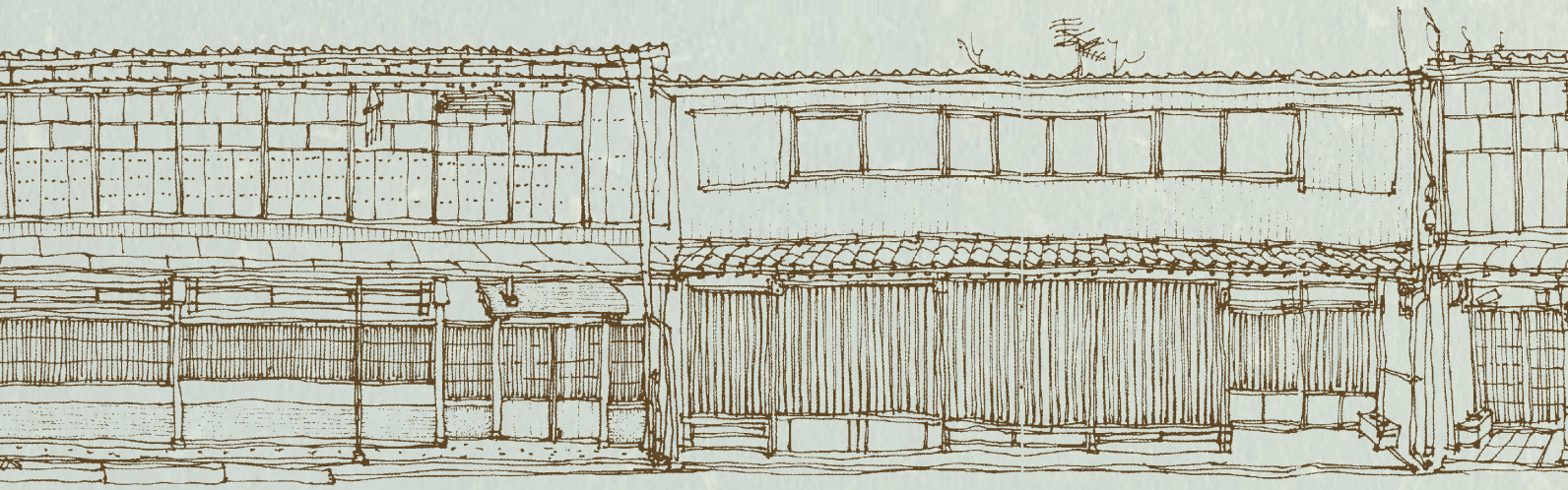
発行 金沢市都市整備局景観政策課